

平成22年太宰府市議会第2回（6月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
6月2日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	議員協議会	全員協議会室	
6月3日(木)	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
6月4日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
	議会運営委員会 終 了 後	J R太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備 問題調査特別委員会協議会	全員協議会室	
	(午前10時)			(一般質問通告締切)
6月5日(土)				
6月6日(日)				
6月7日(月)				
6月8日(火)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
6月9日(水)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
6月10日(木)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
6月11日(金)				
6月12日(土)				
6月13日(日)				
6月14日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
6月15日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
6月16日(水)	午 前 1 0 時	議会運営委員会	全員協議会室	
6月17日(木)	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
6月18日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終 了 後	みらい基金創設特別委員会	全員協議会室	

平成22年第2回（6月）定例会目次

◎ 第1日（6月2日開会）

1. 議 事 日 程	1
2. 出 席 議 員	2
3. 欠 席 議 員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出 席 説 明 員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	4
散 会	21

◎ 第2日（6月4日再開）

1. 議 事 日 程	23
2. 出 席 議 員	23
3. 欠 席 議 員	24
4. 出 席 説 明 員	24
5. 出席事務局職員	24
再 開	25
散 会	36

◎ 第3日（6月14日再開）

1. 議 事 日 程	37
2. 出 席 議 員	39
3. 欠 席 議 員	39
4. 出 席 説 明 員	39
5. 出席事務局職員	39
再 開	41
散 会	131

◎ 第4日（6月15日再開）

1. 議 事 日 程	133
2. 出 席 議 員	135
3. 欠 席 議 員	135
4. 出 席 説 明 員	135

5. 出席事務局職員	136
再開	137
散会	227

◎ 第5日（6月18日再開）

1. 議事日程	229
2. 出席議員	230
3. 欠席議員	230
4. 出席説明員	230
5. 出席事務局職員	231
再開	232
閉会	282

◎ 審議結果

1. 審議結果	285
2. 諸般の報告	288

1 議 事 日 程（初日）

〔平成22年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成22年6月2日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第1号 平成21年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について
日程第5	報告第2号 平成21年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて
日程第6	報告第3号 平成21年度太宰府市水道事業会計予算繰越について
日程第7	報告第4号 平成21年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について
日程第8	報告第5号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について
日程第9	報告第6号 財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について
日程第10	報告第7号 財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について
日程第11	議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）
日程第12	議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第13	議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）
日程第14	議案第36号 太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について
日程第15	議案第37号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第38号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第39号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第40号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第41号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第42号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第43号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第44号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第45号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第46号 太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
日程第25	議案第47号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について

- 日程第26 議案第48号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について
 日程第27 議案第49号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
 日程第28 議案第50号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
 日程第29 議案第51号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
 日程第30 議案第52号 太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
 日程第31 議案第53号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番	原 田 久美子 議員	2番	藤 井 雅 之 議員
3番	長谷川 公 成 議員	4番	渡 邊 美 穂 議員
5番	後 藤 邦 晴 議員	7番	橋 本 健 議員
8番	中 林 宗 樹 議員	9番	門 田 直 樹 議員
10番	小 柳 道 枝 議員	11番	安 部 啓 治 議員
12番	大 田 勝 義 議員	13番	清 水 章 一 議員
14番	安 部 陽 議員	15番	佐 伯 修 議員
16番	村 山 弘 行 議員	17番	田 川 武 茂 議員
18番	福 廣 和 美 議員	19番	武 藤 哲 志 議員
20番	不 老 光 幸 議員		

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

11番	安 部 啓 治 議員	12番	大 田 勝 義 議員
-----	------------	-----	------------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	木 村 甚 治
協働のまち 推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	和 田 有 司
健康福祉部長	和 田 敏 信	建設経済部長	齋 藤 廣 之
会計管理者併 上下水道部長	宮 原 勝 美	教 育 部 長	山 田 純 裕
総 務 課 長	大 薮 勝 一	経営企画課長	今 泉 憲 治
市 民 課 長	原 野 敏 彦	税 務 課 長	久保山 元 信
福 祉 課 長	宮 原 仁	国保年金課長	坂 口 進
都市整備課長	神 原 稔	上下水道課長	松 本 芳 生
生涯学習課長	古 川 芳 文	監査委員事務局長	関 啓 子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	田 中 利 雄	議 事 課 長	櫻 井 三 郎
書 記	浅 井 武	書 記	花 田 敏 浩

書 記 茂 田 和 紀

開会 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。

定足数に達しておりますので、平成22年太宰府市議会第2回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

11番、安部啓治議員

12番、大田勝義議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

定例会の会期は、本日から6月18日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4から日程第10まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、報告第1号「平成21年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第10、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

本日、平成22年第2回太宰府市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変ご多用中の中にご参集いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本日、第2回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、地域コミュニティづくりについてでございます。

平成21年度から新たな自治会制度がスタートいたしまして、自治会を基礎的な単位としながらも小学校区ごとに連携、協議していただく校区自治協議会も設立がなされ、平成22年度につきましても各校区自治協議会の総会がすべて開催されたところでございます。各校区自治協議会におかれましては、地域におけるさまざまな課題解決に対し、積極的に取り組んでいただいております。今後とも自治会、校区協議会、行政が一体となり、ともにまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、さらなるご支援とご協力を心からお願いを申し上げます。

次に、市民の外出支援についてでございます。

湯の谷地区及び湯の谷西地区から、高齢者や交通弱者に対する外出支援の要望が出されているところでございますが、平成22年1月から地域説明会を行い、地域の実情に応じた検討を重ねてまいりました。

その後、両区自治会におきまして、行政と住民代表合同で湯の谷地区公共交通検討委員会を設立し、数回にわたり新しい交通網を検討してまいりました。今後、法定協議会でございます公共交通会議を設置をし、方針の決定等を行うことといたしており、年度内運行に向けて努力してまいりたい、このように思っております。

次に、安全・安心のまちづくりについてでございます。

防災についてでございますが、福岡県による土砂災害防止法に基づく特別警戒区域や警戒区域の指定及び浸水想定区域の見直しを受けるとともに、昨年7月末の中国・九州北部豪雨災害を教訓として本部体制の見直し等を行い、間もなく迎える梅雨時期に向けた体制を整えております。また、4月より新たに防災専門官を1名配置しておりまして、今後、地域自主防災組織の指導育成に継続して取り組み、地域の防災力向上を図ってまいります。

また、平成19年度より年次計画により進めておりました学校の耐震補強工事が、平成22年度

に実施します学業院中学校と太宰府南小学校をもちまして市内公立小・中学校におきましてすべて完了することとなります。夏休み期間中に工事に入りまして、平成22年9月末完成を目途といたしております。

次に、景観づくりについてでございます。

本市は、平成20年5月に景観行政団体になっておりまして、多彩な取り組みを行ってまいりましたけれども、太宰府特有の風景を未来に伝えていくことに加えまして、太宰府の風土の中で守り育てられてきた有形、無形の文化遺産を物語とともに伝えていく市民遺産の活用を目指しまして、太宰府市景観まちづくりの計画や太宰府市景観計画の策定に取り組んでおります。現在、計画素案を公表をし、市民の皆様のご意見を伺うパブリックコメントを募集しておりますのでございます。今後は市民の皆様からいただいたご意見を生かしながら、9月議会におきまして景観条例を提案できるよう努力してまいりたい、このように思っております。

最後に、子育て環境の整備についてでございます。

子育て支援につきましては、平成26年度を目標年度とする次世代育成支援対策後期行動計画、いわゆる「にこにこプラン」を本年3月に策定完了いたしましたので、本年度から5カ年で子育て支援のさらなる充実を図ってまいります所存でございます。

その一つといたしまして、私のマニフェストにも掲げております待機児童ゼロ作戦の推進でございますが、南保育所の定数拡大に続きまして、社会福祉法人によります認可保育所の新設を進めております。福岡県との調整も整いましたので、今後用地取得、発掘調査等を経て、平成23年2月末には施設の完成、同年4月に児童の入所受け入れを行うようにいたしております。

なお、本年4月に施行された法律に基づきまして支給される子ども手当についてでございますけれども、制度の周知並びに手続関係も順調に進んでおりまして、6月10日に第1回目の子ども手当を支給するところで準備を進めておりますことをご報告申し上げておきたいと思っております。

さて、私が、市民の皆様のご支援をいただき市長に就任をいたしまして、早いもので任期の最終年を迎えております。

市民の皆様、議員の各位のご理解とご協力を賜り、約束をいたしました政策、マニフェストの実現に全力を傾注していく所存でございます。これからも市民が住み続けたい、来訪者がまた訪れたいと感じるまちを目指しまして、本市の将来像でございます「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府の実現に向けまして邁進してまいりたいと、このように思っております。市民の皆様を初め、議員各位のご理解とご協力を、そしてご支援をどうぞよろしくお願い申し上げたいと思っております。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から報告第7号まで一括してご説明を申し上げます。

まず最初に、報告第1号「平成21年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」ご説明を

申し上げます。

平成21年度の繰越明許費は、計23件の事業について設定をしておりましたが、繰越額が確定をいたしましたのでご報告をさせていただきます。

繰越総額は、4億8,550万5,830円で、そのうち主なものといたしましては、国の経済対策事業8件、学校校舎耐震補強事業2件、災害復旧事業3件でございます。

財源内訳は、国庫補助金や市債などの特定財源が3億6,350万8,050円ございまして、一般財源が1億2,199万7,780円となっております。

次に、報告第2号「平成21年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」ご説明を申し上げます。

平成21年度につきましては、文化財施設災害復旧事業と衛生施設災害復旧事業の2件の事故繰越を行っております。

繰越総額は2,516万5,350円でございます。

次に、報告第3号「平成21年度太宰府市水道事業会計予算繰越について」ご説明を申し上げます。

平成21年度の建設改良費の配水施設費のうち、配水管新設に伴う工事費9件及び補償金1件、計10件ございまして、総額2億3,811万円の繰り越しを行っております。

次に、報告第4号「平成21年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」ご説明を申し上げます。

平成21年度の建設改良費の公共下水道整備費のうち、雨水幹線築造工事等6件、総額1億7,953万4,000円の繰り越しを行っております。

次に、報告第5号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、太宰府市土地開発公社の平成21年度決算及び平成22年度の事業計画並びに予算について報告するものでございます。

まず、平成21年度の事業と決算についてご報告を申し上げます。

公有地取得事業につきましては、事業執行はございません。

また、処分として、（仮称）梅ヶ丘公園広場新設事業用地及び（仮称）五条公園整備事業用地の処分を実施をいたしております。

決算につきましては、収益的収入1億803万5,843円に對しまして、収益的支出1億9,690万35円となり、差し引き8,886万4,192円の当期純損失を生じております。

これは、公有地売却の増加及び設立団体であります市へ9,000万円の寄附を行ったことによるものでございます。

次に、平成22年度事業計画についてでございますが、公有地取得事業では市道五条口線道路改良事業に伴う用地取得を依頼されております。

以上、簡単でございますが、太宰府市土地開発公社の経営状況を報告いたしました。

次に、報告第6号「財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

まず、平成21年度の事業と決算についてご報告申し上げます。

事業といたしましては、広報啓発事業として広く協会事業の紹介を行うとともに、国際交流促進事業として市内小学校や民間交流団体が行う自主的国際交流活動を支援をいたしました。また、協会20周年記念事業の調査研究といたしまして、立命館アジア太平洋大学、別府国際交流プラザを視察をいたしました。

さらに、国際交流事業といたしまして、太宰府市民政庁まつり参加、フレンズベル倶楽部メンバーのつどい、セカンドファミリー事業、日本文化体験講座などを実施し、市の国際交流員を講師といたしまして韓国語講座を開催をいたしました。なお、国際ボランティア募集として在在外国人を対象とした日本語教室を委託により実施をいたしております。

決算のうち収入につきましては、基本財産2億円の運用利息280万円及び会費収入40万1,500円のほか、前年度繰越金を合わせて合計608万7,450円となっております。支出につきましては、事業費及び管理費を合わせまして345万5,061円で、繰越額が263万2,389円となっております。

次に、平成22年度の事業計画と予算でございます。

事業につきましては、平成21年度と同様に広報啓発事業、国際交流促進事業、国際交流事業、国際ボランティア事業の4つを柱として継続をし、そして市民団体の自主的交流活動を支援していくとともに、市民と外国人や留学生との交流によって国際理解が深まる事業を積極的に展開していく予定といたしております。

予算につきましては、収入として492万7,000円を見込み、支出として事業費を307万8,000円、管理費を184万9,000円見込んでおります。

以上、簡単でございますが、財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況を報告させていただきました。

次に、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

まず、平成21年度の事業と決算についてでございます。

主な事業といたしましては、いきいき情報センターを初め5つの施設の管理、運営と文化スポーツ振興に関する事業を行い、各種講座、イベント、展示事業等開催や団体及び人材等の情報収集と広範な情報提供を行ったところでございます。

この結果、財団が管理、運営しております全施設の利用者数は、42万6,000人の方に利用していただきました。

今後も多様化する市民のニーズにこたえるため、サービスの向上を図りますとともに、施設の管理、運営に全力を注いでまいります。

決算につきましては、一般会計としての主な収入は、指定管理料収入、補助金収入、施設利

用料収入、自主事業収入等を合わせまして、合計2億5,284万7,114円となっております。また、前期繰越収支差額4,158万7,256円を合わせて、合計2億9,443万4,370円となっております。

支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費、市民図書館費等を合わせまして、合計2億4,622万1,182円となっております。

次に、平成22年度の事業計画と予算についてでございます。

事業につきましては、生涯学習支援事業や展示・教育普及事業、あるいは健康推進を図るスポーツ振興事業といたしまして、いきいき情報センター、文化ふれあい館、女性センタールミナス、市民図書館の文化施設で合計229の教室や講座、イベント等を計画をいたしております。

次に、予算につきましては、4施設の指定管理料収入と自主事業収入、施設利用料収入等を合わせ、一般会計として収入2億6,308万円を見込み、支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費で、収入と同額を計上をいたしております。

簡単でございますけれども、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11から日程第13まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第11、議案第33号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」から日程第13、議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第33号から議案第35号まで一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第33号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」をご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴いまして、市税条例の一部を改正するものでございまして、改正法の適用が本年4月1日のために、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただいております。

改正の主な内容を申し上げますと、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の改正についてでございます。平成21年度改正におきまして、65歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者について、公的年金等所得に係る所得割額は普通徴収することとなったところでございますが、今回の改正で普通徴収によります窓口等での納付の手間が新たに発生するなどの理由から、給与所得のある場合は原則として給与からあわせて特別徴収できるものとするものでございます。

そのほか内容につきましては、主に関係条文を整備したものでございます。

次に、議案第34号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」をご説明を申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布をされまして、4月1日から施行されるに伴いまして、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。

改正の主な内容につきましては、厳しい経済情勢が続く中で、中間所得者層の負担に配慮しながら低所得者層の国保税の軽減を図るために、国保税の基礎課税額の限度額を3万円、後期高齢者支援金等課税額の限度額を1万円引き上げ、課税限度額を59万円から63万円に改正するものでございます。

また、国保税を減額賦課する際、応益割合にかかわらず7割、5割、2割軽減を可能とする条文の改正でございます。

次に、企業の倒産、解雇などによって離職を余儀なくされた非自発的失業者が国保に加入す

る際、失業から一定期間、前年の給与所得を100分の30として計算を行い、非自発的失業者の国保税の負担軽減措置を講ずるためのものでございます。

以上が主な改正内容でございます。

次に、議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」をご説明申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、専決処分をさせていただきます。

改正の内容につきましては、関係条文を整理したものでございます。よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第11から日程第13までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第33号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」について質疑はありますか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、専決処分をされましたが、この法律案については、与党は賛成で、野党の5つの政党が地方税法の改正については国会で反対をいたしております。それが、昨年からの子ども手当の関係もありまして、まず、扶養親族年少控除や特定控除が廃止をされるという内容もかかわっております。それから、やはり証券優遇税制が、本来20%を、そういう株式投資の税金を10%減額しているということがあります。それから、地方税法の改正の中で、ある一定、たばこ税の地方交付金が増額になった部分もありますし、不動産取得固定資産税、都市計画税についての一定の地方自治体に対する優遇措置が含まれていることも改正内容の中にありますが、先ほど市長から言いましたように、公的年金の所得税の天引き、これはあくまでも本人が天引きをしないでいただきたいということもできることになっております。そういう状況で、地方税法の改正の中でいい面もあるわけですが、大変、地方自治体に対する年少控除の廃止やさまざまな形で国の補助金の減額の関係が入っておりますし、市民に対する負担増になる面が条文の中に何項か入っておりますので、この太宰府市税条例の一部改正する条例については、国会では我が党を初め野党全員で反対をいたしておりますので、賛成できない態度表明を行ってきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ございませんか。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 今、武藤議員から討論のほうのがあってお話がありましたけども、今回の今提案されている専決処分に関しましてのこの部分に関しましてはですね、所得税法そのもの全体じゃなくて、市長から説明があった公的年金を特別徴収というのかな、にするという部分だけの専決処分なのか、要するに扶養家族等のものもこの中に入っているのかどうかね、その辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 個人住民税の年少扶養控除ですね、この関係につきましては、住民税の課税最低限度額等の改正、それから扶養控除につきましては子ども手当、高校の無償化の対象等によりまして上乗せ分等も含めまして廃止がされていると。したがって、特定扶養控除が廃止をされ、それによりまして住民税の課税が行われるということですね。

以上のことで、入っております。

○議長（不老光幸議員） いいですか。

（13番清水章一議員「はい」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第33号の専決処分について反対の立場で討論をさせていただきます。

昨年の総選挙で政権交代後初めての税制改正で、今回どのような地方財政への関連法案を改正するかが注目されておりました。地方交付税法では、地方の財源不足が3年にわたって生じた場合については、地方行財政制度の改正または交付税率の引き上げを定めています。しかし、現状では15年連続して地方財政の財源不足で従来の行財政制度の改正では限界があることが示されていましたが、今回の改正では地方交付税の法定率引き上げは行われませんでした。さらに、財源不足の約10兆7,000億円を国と地方で折半することとした旧政権時代の合意である折半ルールを引き継いだもので、地方財源不足に対する国の責任を果たしているとは言えません。地方税法についても、民主党のマニフェストにはなかった個人住民税の年少特定扶養控除の廃止、縮減を行い、過去最大規模の増税をもたらしました。

6月から全国で支給が始まっております子ども手当の月額2万6,000円の支給の補償がないにもかかわらず、増税となる個人住民税の扶養控除等の廃止は恒久措置とされ、是正策がはっきり示されておられません。またさらに、特例措置の見直しの関係では、先ほど武藤議員からも討論の中でありましたが、昨年の6月議会で私も専決処分への反対討論で指摘しました証券優遇

税制も継続される内容が含まれており、大企業、大資産家への対応が何ら示されている形跡が見られませんので、提案されております議案第33号の専決処分の承認には反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 先ほど武藤議員からもお話がありましたように、所得税法等にかかわる税制に対しては公明党は反対いたしております。先ほどちょっとその面で専決処分についての内容について確認をしましたところ、そういった扶養控除等の廃止の分も含まれているということでございますので、賛成できませんので反対の討論をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、議案第33号は承認されました。

〈承認 賛成13名、反対5名 午前10時36分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第34号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について質疑はありませんか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 2点質疑させていただきますが、まず、非自発的失業者の方の100分の30で計算する軽減措置の対象の方がどれぐらいになるのかということと、あわせて最高税額の関係ですね、それが引き上げになる方がどれぐらいの世帯おられるのか、それぞれお示してください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） まず、非自発的失業者の対象者ってことでございますけれど、4月1日から適用されております関係で、見込みとして何人というところまで現在ありませんが、今、出ている範囲では84件出されております。

それから、引き上げの関係の世帯数でございますけれども、予定として252世帯というふう

に今のところ考えているところでございます。

（2番藤井雅之議員「わかりました」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） いいですか。

（2番藤井雅之議員「はい」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。



19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、今回、国保税の最高税率が47万円から50万円に3万円上がります。それから、後期高齢者支援金が12万円が13万円ということで1万円、4万円上がりました。介護給付金の10万円はそのまま据え置かれておりますが、まず、高額所得者はこれで頭打ちになるわけですが、まず、この引き上げの対象者ですか、高額所得者は大体どのくらいぐらの世帯数があるかというのを、もう国民健康保険証の発行がありますが、その件で1点と、一番大きな問題は、法律で就学前の子供のおる世帯には健康保険証を本人、児童・生徒だけ使えるような形になりますが、保護預かり、滞納による健康保険証を保護預かり世帯がどのくらいあるのかというのが2点目です。

3点目に法的には7割減免、5割減免とありまして、2割減免は以前は申請でしたが、今後は2割減免も法的に減免をして納税通知を発送という、もうこの準備は整っていると思いますが、6月1日の基準値にありますので、この辺についてわかる範囲だけ報告いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） まず、1点目の最高限度額の世帯の関係、先ほども申し上げましたとおり、252世帯ということでございます。

それから、減免の関係につきましては、当初賦課、今やっている最中でございますので、当然これは最初から減免というところでそこは賦課をさせていただくということでございます。

それから、2点目のことがちょっと私、意味がわかりませんが、保護預かりというふうにおっしゃったんですか。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 国民健康保険の加入世帯が8,000近くあると思うんですが、今滞納額も5億円ぐらいになっていて、収納率向上に担当課、収納課あたりが努力をいただいているわけですが、滞納している場合は、本来は資格証明書か短期保険証という状況になってますが、健康保険証をやはり納税相談なしではお渡しできないですよというのが国の指導なんですね。こういう状況の中で、健康保険証を郵送されない方、納税相談に来ないと健康保険証を渡さないという、こういう状況がこの国会の中で決められて、地方自治体に対する指導がなされております。今度の国会でも、健康保険証がもらえない、そういう滞納者について生活困窮で100万円の所得があったら10万円、200万円の所得があったら20万円、300万円の所得があると30万円、もう500万円以上の年収があると、最高額の、はっきり言って50万円になると。それに後期とか支援金とか介護とか入ってきますから、本当に所得の少ない人ほど国民健康保険税が払えないという状況になると思いますが、そういう状況の中で健康保険証のもらえない世帯は現在のところ予定としてはどのくらいですかというふうにお聞きをします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 失礼しました。

今ちょっと賦課の途中で、保険証の発送、当然あわせて行っているわけですが、今のところ見込みといたしまして資格証明書発行いたしますので、その件数が約1,200件というふうになっているところでございます。

(19番武藤哲志議員「はい」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今回の地方税法の改正の関係で非自発的失業者の方などへの国保税の算定額を前年の給与所得100分の30で計算する軽減措置が2年間の時限的な対応とはいえ盛り込まれている部分については、評価をいたします。しかし、最高課税額を現行から引き上げることにより、先ほど答弁で対象世帯数いただきましたが、252世帯への市民生活への影響が出ることは容易に想像ができます。国は地方自治体に負担を押しつける一方で、国から国保への国庫負担は3割を切っている状況で、この大もとを改めなければ、またさらなる保険税の引き上げ、それによって払いたくても払えない人が増加するというような負のスパイラルに陥ることも想像できます。国に対して国庫負担の抜本改善を求める対応策が必要であるということを指摘して、議案第34号の専決処分の承認には反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、同じ会派の藤井議員が討論をされておりまして、質疑も行ったように、国民健康保険は応能、応益が平等になりですね、当然国が出さなきゃならない補助金が毎年削られる。福岡県の補助金も、本当に微々たるもので、地方の国民健康保険の運営は大変な状況になる。滞納の悪循環になる。しかも、今、質疑の中であったように、納税相談に応じなければならない方々、短期保険証の対象者が約1,200件あるという状況もありまして、こういう引き上げによって高額所得者については上限がありますけど、やはり所得割、均等割、平等割で見ると、本当に所得の少ない方ほど、特に年間300万円ぐらいの方々に大変な負担になるという状況がありまして、国会でも私ども、国民健康保険の改正には反対をいたしておりますので、専決処分には賛成できないことを明らかにしておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号を承認することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第34号は承認されました。

〈承認 賛成15名、反対3名 午前10時46分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第35号「専決処分の承認を求めることについて(太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例)」について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第35号は承認されました。

〈承認 賛成18名、反対0名 午前10時46分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14から日程第19まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第14、議案第36号「太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について」から日程第19、議案第41号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長(井上保廣) 議案第36号から議案第41号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第36号「太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、表彰の種類及び表彰に関する基準等の見直しを行ったことから、条例の全部を改正するものでございます。

次に、議案第37号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第39号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までの3議案につきましては、関連がございますので一括してご説明を申し上げます。

今回の主な条例の改正におきましては、子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の労働者について、仕事と家庭の両立支援策を充実することを目的として、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されることに伴いまして、関係条例の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、配偶者が育児休業等を有している職員や専業主婦である職員も育児休業等を取得することができるようにすること、また、男性職員には子の出生の日から産後期間中の最初の育児休業を取得した場合には再度の育児休業を取得することができる制度の改正や、子を養育するため幾つかある短時間の勤務形態から選択した上勤務に従事する育児短時間勤務制度の導入などでございます。

なお、これらの育児休業等に関する条例の改正に関連をいたしまして、勤務時間や給与に関する条例の整備も出てまいりますので、あわせて改正をお願いするものでございます。

次に、議案第40号「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、労働基準法の改正により時間外勤務代休時間制度が新設されたことによりまして、これまで職員が給与を受けながら職員団体のための活動ができる期間として休日及び代休日並びに年次休暇並びに休職の期間に加え、時間外勤務代休時間を追加するものでございます。

次に、議案第41号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴いまして、市税条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容につきましては、子ども手当による扶養控除の見直しに伴い、扶養親族の情報に関する現行の情報収集の仕組みを維持するために、所得税法の規定により給与所得者または公的年金受給者で扶養控除等申告書等を提出しなければならない者に対し、個人住民税に係る扶養親族申告書の提出義務を課するための改正でございます。なお、平成23年1月1日以降に提出される申告書について適用するものでございます。

次に、市たばこ税の税率の改正でございます。

たばこ税については、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するために将来に向かって税率を引き上げていく必要があり、この方針に沿って、平成22年10月1日から国と地方を合わせた1本当たり3.5円の税率引き上げを行うとされたものでございます。

市たばこ税の税率の改正内容につきましては、たばこ1,000本につき3,298円を4,618円に改正し、1,320円の引き上げとなりまして、さらに、旧三級品の紙巻たばこに係る税率について

も、1,000本につき1,564円を2,190円に改正し、626円の引き上げになっております。

次に、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の創設でございます。これは、金融所得課税の一本化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率20%の本則税率化にあわせまして、所得価格ベースで1年間100万円、最大3年間で300万円の新規投資に係る配当及び譲渡益が非課税となるものでございます。施行期日につきましては、平成25年1月1日施行となっております。

そのほかの内容につきましては、関係条文を整理したものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20から日程第30まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第20、議案第42号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から日程第30、議案第52号「太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第42号から議案第52号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第42号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、いきいき情報センターの管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定についてなど、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第43号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、運動公園の管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定について、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第44号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、体育センターの管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定について、関係規定の整備を行うものでござい

す。

次に、議案第45号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、史跡水辺公園の管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定について、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第46号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本案は、太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋、いわゆる大宰府展示館に関する条例の一部を改正するものでございます。

現在、大宰府展示館の入館料につきましては、一般の方150円、30名以上の団体につきましては130円と設定をさせていただいており、また、中学生以下と身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方及びこれらの介護者1名について、無料とさせていただいております。

今回の条例改正では、入館料を7月1日から無料とし、今まで以上に多くの方に入館をしていただき、大宰府の歴史を感じていただくとともに、館の活性化を目的に改正するものでございます。

次に、議案第47号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、文化ふれあい館の管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定について、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第48号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、共同利用施設管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定について、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第49号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、公園の管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定について、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第50号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会につきましては、本年3月に行動計画の策定を完了をいたしましたので廃止するものでございます。

次に、議案第51号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、女性センタールミナスの管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定について、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第52号「太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、老人福祉センターの管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定についてなど、関係規定の整備を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第53号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第31、議案第53号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第53号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ5,189万7,000円を追加をし、予算総額を199億6,235万5,000円をお願いをするものでございます。

歳出の主なものといたしましては、失業者対策としての緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費、五条駅駐輪場内に設置する消防団本部詰所整備工事費、小・中学校に通級指導教室を設置するための費用、それから地域経済活性化支援事業としてのプレミアム付き商品券発行事業補助金、文化庁から委託を受けております地域伝統文化総合活性化事業費、その他大宰府展示館の入場料無料化に伴う指定管理料の増などを追加させていただいております。

また、あわせまして梅林アスレチックスポーツ公園の機械警備等業務委託料と大宰府展示館指定管理料の債務負担行為の追加2件について補正をさせていただいております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月4日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時04分

~~~~~ ○ ~~~~~


1 議 事 日 程（2日目）

〔平成22年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成22年6月4日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第36号 太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について
- 日程第2 議案第37号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第38号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第39号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第40号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第41号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第42号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第43号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第44号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第45号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第46号 太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第47号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第48号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第49号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第50号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第51号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第52号 太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第53号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 請願第3号 旧町名の復活を求める請願書
- 日程第20 意見書第5号 未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（19名）

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 原 田 久美子 議員 | 2番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3番 | 長谷川 公 成 議員 | 4番 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 7番 | 橋 本 健 議員 |
| 8番 | 中 林 宗 樹 議員 | 9番 | 門 田 直 樹 議員 |
| 10番 | 小 柳 道 枝 議員 | 11番 | 安 部 啓 治 議員 |
| 12番 | 大 田 勝 義 議員 | 13番 | 清 水 章 一 議員 |
| 14番 | 安 部 陽 議員 | 15番 | 佐 伯 修 議員 |

16番 村 山 弘 行 議員

18番 福 廣 和 美 議員

20番 不 老 光 幸 議員

17番 田 川 武 茂 議員

19番 武 藤 哲 志 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 井 上 保 廣

教 育 長 關 敏 治

協働のまち
推進担当部長 三 笠 哲 生

健康福祉部長 和 田 敏 信

会計管理者併
上下水道部長 宮 原 勝 美

総 務 課 長 大 薮 勝 一

市 民 課 長 原 野 敏 彦

都市整備課長 神 原 稔

教 務 課 長 木 村 裕 子

副 市 長 平 島 鉄 信

総 務 部 長 木 村 甚 治

市民生活部長 和 田 有 司

建設経済部長 齋 藤 廣 之

教 育 部 長 山 田 純 裕

経営企画課長 今 泉 憲 治

福 祉 課 長 宮 原 仁

上下水道課長 松 本 芳 生

監査委員事務局長 関 啓 子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 田 中 利 雄

書 記 浅 井 武

書 記 茂 田 和 紀

議 事 課 長 櫻 井 三 郎

書 記 花 田 敏 浩

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1から日程第6まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第36号「太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について」から日程第6、議案第41号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第36号から議案第41号までは総務文教常任委員会に付託します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第7から日程第13まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第7、議案第42号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から日程第13、議案第48号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第42号から議案第48号までは総務文教常任委員会に付託します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第14 議案第49号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第14、議案第49号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

す。

議案第49号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15から日程第17まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第15、議案第50号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第17、議案第52号「太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第50号から議案第52号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第53号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第18、議案第53号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第53号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 請願第3号 旧町名の復活を求める請願書

○議長（不老光幸議員） 日程第19、請願第3号「旧町名の復活を求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

14番安部陽議員。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 皆さん、おはようございます。

旧町名の復活を求める請願書についてご説明申し上げます。

私たちが住む町は、由緒ある地名であり、ふるさとでもあります。先人の議員の功績は、昭和28年10月、町村合併促進法が施行され、それに伴って昭和29年5月7日、町村合併、太宰府町、水城村、二日市町、筑紫村、御笠村、山口村、山家村の促進協議会が組織され、合併の機運が盛り上がっていた。しかしながら、町名決定の際、太宰府町と水城村は、太宰府という町名を残すため、棄権して現在の太宰府町が発足したものであります。残る5カ町村は、現在の筑紫野市であります。このことは、先代天満宮宮司、西高辻信貞氏の「わがいのち火群ともえ

て」に太宰府の歴史的意義が町民の間に認識されたと見えております。町の地名は、その土地の歴史を語り、人の生活やその情景を映すかけがえのない貴重な歴史的文化遺産であり、また、ふるさとへの誇りでもあり、愛着と住民同士がいろいろな行事を通してよりよいコミュニケーションとまちづくりに寄与するものであります。

ところが、昭和63年3月1日、住居表示の実施に伴い、三条、連歌屋、馬場、大町、新町の町名が宰府〇丁目となり、町名が完全に失われております。そもそも住居表示は、郵便物や小荷物の配送に便利のように施行されたものであり、地名まで変える必要はなかったのであります。

二十数年たちました今日、タクシーに乗って宰府何丁目と言っても運転手さんはわからず、旧町名の連歌屋あるいは三条と言ったほうがわかりやすいのです。私たちも、今でも旧町名のほうが尋ねられた際にはっきりと歴史も語られ、案内が容易にできます。また、史跡解説員の方も、現在の宰府何丁目では説明や案内ができにくいと言われております。本市で住居表示が実施され、完全に失われている地区は、伝統行事と由緒ある地名を持つこの5町のみであります。この伝統行事は、お祭りだとか鬼すべが特に有名でございます。また、なぜ太宰府に国立博物館が来たかは、大宰府政庁があり、1,300年からの歴史があったからこそ誘致ができたのであります。

本市は、まると博物館として都市づくりを推し進めております。歴史の町を語ろうにも、現実と相反して説明が付きません。自治会名と町名の相矛盾した問題解決、あるいは歴史と文化、さらに失われつつある地域コミュニケーションを推進するため、旧町名の復活を請願するものであります。

金沢市では、町名のあり方に伝統文化、町の文化が失われるとして平成11年に町名の復活を議決、これに続き、長崎市でも、伝統行事や文化を継承するため、職員が一生懸命に旧町名の復活に頑張っておられます。また、他都市でも、旧町名の復活が行われております。

以上の観点から、歴史ある地名を将来にわたって消さないために、慎重審議され、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長（不老光幸議員）** 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番渡邊美穂議員。

**○4番（渡邊美穂議員）** 今の安部陽議員の趣旨は、私も太宰府で生まれ育った人間ですので非常に理解できるのですが、この町名に関してやはりまちづくりの観点からもですね、非常に大きな問題で、重要な問題だと思っております。

そこで、ちょっと3点質問させていただきたいんですが、まず第1点目はですね、この請願の趣旨というか、内容を見ますと、宰府地区を対象には書かれているんですが、例えば朱雀もそうですね。あそこも桜町とか榎とか榎寺というもともとの町名と、今朱雀になっているんで

すけど、市全体を考えてとらえて旧町名に戻してほしいという内容で宰府地区を例に書かれているのか、もしくは宰府地区のみ旧町名に戻してほしいという請願の内容なのか、これがまず第1点目。

2点目がですね、宰府地区の場合、特にはそうなんですけど、新しい町名に戻すときに、自治会というか行政区の境界線も変更されましたね。若干。ですから、この境界線の問題も出てくると思うんですね。旧町名に戻すときに、じゃあその境界線の扱いはどのように考えておられるのかということが2点目。

3点目は、やはりまちづくりという観点から考えるとですね、地域主権というふうに今言われているんですが、地域主権の主役はやはり自治会だと思うんですね、私は。したがって、この問題が議決が行われる以前に、当然ながらその自治会連合会とか、そういったところとの協議なり何なりが行われなければならないんですが、この請願を出される以前に自治会等との連絡協議会とか、そういったところに協議は行われているのかどうか、この3点教えてください。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） まず第1点目はですね、宰府地区、この5町のみの町名変更の復活でございます。

2点目の境界線につきましては、一応今まで道、街区で分けてますね。一応それを基準に市のほうで考えられることなんですけど、そういうものが1つあります。しかしながら、ほんの四、五日前ですね、こういうことがあっております。今回いろんな役員さんがかわれましたね、4月に。それで、市のほうに役員さんの名簿を出されたわけですね。そしたら、連歌屋の自治会長さんが出されたら、この役員の方は三条の方ですよというふうに、今度は逆に返ってきたと。それが、今言われるその境界の問題が出てきとるわけですね。それ、そこが1つの問題点だとは思いますが、今までどおりの範囲内でやるかどうかというのが、やはり行政のほうで考えられる問題じゃなかろうかと思います。私は、できるだけその境界は旧ラインでできれば、そういうことが起こらないじゃなかろうかと。ほんで、その方がはっきりとわかったのは、今度は三条の方から、あなたが今度は隣組長さんですよって言い渡されて、あら、おれは今まで連歌屋でずっと子ども会でも、それからいろんな行事も連歌屋で来とったけれどもというようなことがあっております。これは、四、五日前の自治会長さんと私の会話の中でそれが出てきております。そういう問題があります。

それから、一応自治会との問題、これはですね、今まで3月まで区長さんは市の委任事務としてきて、市からの給料をもらってあったわけですね。そういう関係で、この自治会長さんは余り深く携わってきてないと。それで、個人的にずっとこう回られて、町の182名、そのほか101名の合計283名の署名をいただいているというのが実情でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） じゃあ、ちょっと確認をしますけども、最初の部分はもう宰府のみの町

名をもとに戻してほしい。

2番目の境界線については、これは課題があるけれども、安部議員個人としてはもとの昔の境界線に戻すほうがいいんじゃないかというご意見。

3番目の自治会については、該当の自治会及び校区自治協議会についても、まだ話はしていないということよろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） いや、一応一部の方はしました。だけど、そういう区長手当やらが出ておるときでしたからね。

○議長（不老光幸議員） いいですか。

（4番渡邊美穂議員「はい」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私、この町名問題については、長くかかわってきて、この議会の中で議決をしているわけですね。過去の住居表示の問題については、一部公聴会というか、市民の意見もいただきながら、一番初めにあれだけ広い地域を青山という状況で住居表示に取り組んだ経過があります。ところが、当初大変住民の意見がありましたが、本当に今定着をいたしてきております。こういう状況の中で、この太宰府の宰府の問題についても論議をしてきたという経過があつてですね、行政側の住居表示、先ほども渡邊議員からありましたように、線引きをどうするか、一部またがってですね、入るところもあるという状況で議会でこの論議をしました。そういう状況の中で、もう20年前にこういう形で太宰府の宰府という状況を議会で議決をして、市民に理解をいただいたと。その都度、行政からですね、今安部議員が言われた内容は「住みよい太宰府を作ろう かい」の6月10日付の内容を読まれたんですが、三条、連歌屋、馬場、大町、新町の歴史が「住みよい太宰府を作ろう かい」が配付された会報の中にもありましたが、まず、一番問題はですね、住居表示をするために多大な費用をかけてきました。一軒一軒に、宰府何丁目何番というものを住居表示をかけてきたわけですね。市内、本当に昔はですね、北谷が1番地、それからずっとおりてきまして、そして私が前住んどったところは2680番地だったんです。それからまた、ずうっと東ヶ丘、星ヶ丘、高雄と4000番台だったんですね。こういう、以前も番地があり、行政区がありました。大町、馬場、新町もありましたし、いろんな形でありましたが、こういう登記上の番地の問題、それから住居表示というか行政区という部分があり、これをどうしようかということで論議をした結果、法務局とも協議もしました。そして、住居表示を変えるために住居表示審議会も開いてきたわけですが、こういう今、20年たつていろんな形で安定してきたものを戻したときの財政的な問題や、行政のまた業務の多大ですね。だから、請願は請願の権利がありますが、これだけの長い歴史の中で定着したものをもとに戻すということになると、財政問題などは何も考えておられないのかどうか。それから、今までの行政が努力もし、議会もこの町名を勝手に変えるということはできませんから、議会で承認してきたことを全く変えてしまうということになります。そうすると、

先ほど渡邊議員が言いましたように、5つだけじゃなく、文化財として市の指定をされました榎という、榎の木というのも以前全協でも受けましたが、榎を戻してくださいとかですね、桜町を戻してくださいとか、榎社があります。これは、菅原道真さんが京都からお見えになって住んだところです。有名な榎社です。これが、朱雀六丁目になってます。そういうものを戻してくれとって市民からいろいろ出てきたときに、この議会としてなぜ5つだけをもとに戻してほかは戻せないかという問題が出てきたときに、行政も困るだろうし、議会もその対応に追われると思うんですが、こういう問題まで請願を受けるときに紹介議員として関係者に説明されたのかどうか。5つのところだけでほかのことは考えないでよかったのかどうか、それは所見で結構ですが、その辺をできれば説明いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 第1点目の予算についてですね、これにつきましては長崎市のほうに私と田川議員と参りまして、そしてこの一番問題になる予算について問い合わせしております。ほんで、ちょっと向こうからの回答を読みますと、「旧町名の復活にかかわる予算としましては街区表示板の作成費として約35万円、住居表示台帳作成委託料として約32万円を計上しております。しかしながら、住居表示台帳については、本市の直営で対応いたしましたので、決算額といたしましては街区表示板等の作成費として約10万円を支出しております。また、これとは別に、平成16年度に桜馬場中学校区市長を囲む会の中で、旧町名を継承していくために旧町名表示板を設置してほしい旨の要望があり、その地区につきまして平成16年から平成17年にかけて旧町名表示板を設置しております。決算額といたしましては、平成16年度と平成17年度を合わせて73万円を支出しております」というような事前質問に対する回答をいただいております。したがって、私も何千万円もかかったりするということも聞きましたので、こういう調査をさせていただいております。

それから、自治会との問題ですけど、今、桜町だとかいろいろ言われましたけれども、一番、私がなぜこの5町を取り上げたのかというと、ここは天満宮を中心にお祭りがあっております。お祭りと鬼すべ、これは必ずその地区の住民。そんで、今、宰府になっておる地区の方が中心になって動いてあるわけです。提灯から何もかもその昔のままです。しかし、今度私も気づいたのは、道を挟んで、例えば三条の場合は三丁目と四丁目、それから連歌屋の場合は一丁目と三丁目です。それに、自治会は連歌屋の一丁目、二丁目、三丁目、このこういう呼び方で、本当の、昔で言う分家と本家というような例をとりますと、本家のほうがその連歌屋あるいは三条がついてない。そんで、新興住宅地、私たち御笠川から山のほうになりますけれども、そちらのほうが三条だとか連歌屋がついておるわけですね。そんで、やはりそういう行事との絡みもありまして、この5町のみを取り上げたということでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、この請願されている方々の今言われました238名の方の気持ちもよくわかるんですが、私もこの住居表示にかかわってきまして、世帯数の関係、大町が



100世帯ぐらい、それから馬場、それから新町、連歌屋や三条は大きな行政区ですが、当然この行政区のこういうこの地番の場合は、一丁目1番地だけではなかなか、早く言えば法務局、これが許可をしないという状況がありまして、それで少なくとも一丁目、二丁目、三丁目が必要だとなってきたんですが、今、今度は大町だけで一丁目になるんですね。大町とか。それを何か小さく分けるというのもまた問題もありますし、それからやはり、この今まで20年以上定着してきましたが、この実務というのがまた法務局との関係がありますし、それから、今、太宰府市はゼンリン地図に具体的に何番地までわかりやすくなっていますが、はっきり言って頭を下げて回らなきゃならない、行政が。郵便局に、申しわけございません、地名が変わりました、番地がもとの宰府が大町になりました、連歌屋になりましたというふうな状況。それから、法務局も行かなきゃいかん。ゼンリンも行かなきゃいかんですね。自治会長も早う言えば関係する自治会長に説明も、また地元説明会もしなきゃいけない。だから、400名ぐらいの方々はそういう希望があるかもしれませんが、またその地元の方を集めて公聴会を開いたり、意見を求めるようなことになる可能性もあるんですが、そういうことはしなくて、この請願を可決すればいいというふうに考えられとるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） なぜ請願に持っていったかということでしょうからですね、これ、町名の、法律を見ますと一応50人以上の賛成あるいは反対があればそういうことができるんですね、公聴会を開いて。なぜ今度公聴会を除いて請願にしたかということは、公聴会しても賛成3人、反対3人と、その人たちの意見を聞くだけで、最終的には議員が決めるんですね。それで、議員が決めるようになっているんです。それで、あの、昭和63年のときですか、あれのときにはほとんどの方が反対してあるんです。しかしながら、そのころは区長会という問題があって、区長さんはそういうことにタッチできないというようなことで来ているわけですね。そういういろんな問題をですね、得てきております。

（19番武藤哲志議員「再々質問、許可願います」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、渡邊議員と私が提出者に説明を求めました。提出者も詳しくご回答いただいたことについてはお礼申し上げます。ただし、さまざまな問題がありますので、所管で今2人の議員から質問のあった内容、それから経過については行政側の今までのご苦労もありましたので、そのことを踏まえて所管で審査をいただきたい。また、この問題については、できるだけ私は継続にするというのは好ましくないと思っておりますので、委員会ではっきりとした結論を出していただくようお願いをします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに質問はありませんか。

11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 武藤議員の質問の関連でございますけど、行政側のですね、予算につ

いて長崎市、金沢市等の調査結果の報告がございましたけども、これは行政だけでなく、その住民の方たちにも当然負担がかかるわけですね。波及影響といいますかね。それで、例えば印鑑の作成だとか文書の新しく刷り直さにかいかんとか、印刷代とかですね。そういう部分の試算とかというのは出されておりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 一応、今言われたのは、商業というか、商売してある方が特にそういう印刷関係だとか、印鑑の問題、住所の変更だとか、そういうことがあると思います。個人の場合は、恐らく自動車の運転免許証の切りかえ、これが影響してくると思いますけど、それはその都度そういう証明書で変更ができますし、今言われたのは、やはり商業を営んである方に対しては、長崎のほうはご協力を願ったということでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかにございませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 今、提案者のご説明を聞いて、どうも納得ができないんですが、そもそも土地の歴史を地名というものは物語っておるというふうに記載されてますね。それはまあそのとおりだろうと思いますが、提案者は市議会議員でありますから5町代表ではなかろうと思ひまして、市全体を考えたときにはいろんな思惑、歴史的な地名の名前がついていると思うんですね。それがなぜ5町だけ提案されたのか。お聞きしておりますと、天満宮祭事のためみたいなのうに聞こえますけれども、市として、市会議員として町名をもとに戻すということであれば、当然市内全体を判断をしなきゃいけないというふうに私は思うんですが、なぜ5町だけなのかというのがどうしてもこの説明が理解できませんので、再度お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今言われた問題、最後のほうに書いておりますように、自治会名と町名が違うわけですね。連歌屋、三条、馬場、大町、新町。だけど、よく分析してみられたらわかりますように、3号線から向こう、水城小学校から向こう側見ますと、国分は国分をつけてあるし、水城は水城、坂本は坂本、ずっと向佐野は向佐野、そういうふうで、自治会名と一体となった地名、あれがほとんどやっておりますから。それで、そういうところで、この5町のみがそういうような矛盾した、自治会名と町名が違うということです。

○議長（不老光幸議員） 村山議員、いいですか。

（16番村山弘行議員「ああ、もういいです」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 1つだけちょっとお伺いします。

今回の請願で旧町名に戻せとあるわけですね。

これは、いつの時点に戻すのがよくわかんのですが。要するに住居表示だけを変えてほしいのか、太宰府という旧住居表示の番地がありますけども、それに戻せというのか。多分、こ

れ、今の宰府何丁目になる前は太宰府、さっき武藤議員が言われたように何百何十何番地という、そういう番地だったと、住所のほうはですね。それに戻せというのか。いや、そこはわからん、これでは。旧町名とは、この住所の表示が、今までも新町とか大町であったんですか、過去。

○14番（安部 陽議員） えっ。

○18番（福廣和美議員） 過去にあったんですか。郵便の住所として、新町、大町、三条、そういうのがあったんですか。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○18番（福廣和美議員） だから、旧町名に戻せというのはどういうことですかと、それがわからん。いつの住所に戻すんですか。それがわかりません。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今度はですね、例えば三条何番何号になるんですね。連歌屋何番何号と、そういうのが……。

（18番福廣和美議員「過去でしょう、過去。なくしたんですか」と呼ぶ）

○14番（安部 陽議員） えっ。

（18番福廣和美議員「なくしたんですか、それ」と呼ぶ）

○14番（安部 陽議員） いや、過去に、そういう、そういう問題じゃないんですよ。わかりやすくするためにそういうふうになっているんですよ。今度の町名変更でもそうですよ。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） だから、これは旧町名に戻せって書いてあるでしょ。旧町名に戻せって書いてあるから、もし、今、安部議員が言われるとおりであるならば、新たにもう一遍住居表示審議会を開いていただいて、こういう町名にしてほしいという要望を出して、それから議会がその今の市民の声に対してどうするかということであって、議会にこれを持ってくることで、この内容とですね、この表題がちょっと一致せんのですわ。旧町名に戻せって書いてあるから。そういう町名があったんですかと。ないものに戻せというのは、ちょっとおかしいじゃないですか。住居表示の問題なのか、先ほどから言われる自治会の問題なのか。その地域だけの問題なのか。ちょっとここがですね、全部一くくりにはできない問題があるし、本当にやっぱりそこに住んである、この5地区に住んであるところの市民の声が本当に皆さんがそうなのか。ただ一部の人だけがそう思っているのか。そうしないと、大混乱が起きますね。

私も行って何人か聞きましたけど、今さらとんでもないという反対の声が多かったですよ。だから、こういう質問をしますけどね。だから、そういう、やっぱり自治会制度になったわけですから、自治会で皆さんの声を聞いていただいた上で、本当にほとんどの方々がそういう声ですよというのであれば、それを住居表示審議会のほうに要望書を出されて、そこで審議をされたものを議会が承認するかどうかという手順になるわけですから。幾ら議会が、議員がみんな

なが整理したって、住居表示審議会も何も開かれなければ、その手続にもならないのですから。

ですから、今質問したのは、旧町名に戻せというのはどういうことなのかがよくわからんのです、私は。だから、単純にちょっとそこをね、はっきり。我々、新町という文字を入れれば、それは戻せということじゃなくて、新しくつくってくださいということでしょ。こういう町名にしてくださいってことでしょ。戻せということは、いつの時点に戻すんですかということが僕は聞きたいわけです。そういう町名があったんですかと。新町とか三条とか大町とかという町名があったんですか。我々が知る限り、太宰府町、水城なら大字水城何百何十番地、それが旧町名ですよ。住居表示になる前のそれが住所です。だから、住所の問題なのか、地名の問題なのかをごちゃごちゃになって、よくわからんのです。この、いわゆる、安部議員が言われるように、三条、連歌屋、馬場、大町、新町という町名をね、歴史的な町名だから残してほしいということであれば、別に住居表示にこだわる必要はないわけ。それを残すかは、そこに住んでる太宰府市民が考えればいいことでしょ。これと住居表示を絡めるからおかしくなるんですよ。その町名を子孫末代まで残していきたいのであれば、残す方法を考えればいいことで、住居表示は住居表示、それはそれというふうに考えたほうが賛同が得られるんじゃないかなというふうに思うんで、いつの時点に戻すんですかということが聞きたいんですよ。いや、戻すって書いてあるから。復活って書いてあるから。復活ということは、過去にあったものということでしょ。だから、それが住居表示の問題なのか、地名だけの問題なのかをちょっとはっきりさせといてください。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） この旧町名というのは、今、自治会で使われているのがずっとそのまま、その町名に戻してくださいということですね。それで、例えば金沢の場合は、住居表示ですね、飛梅、ここはなかったんですよ。それを旧飛梅町だとか、旧下石引町だとかに変更になって、そういう町名をもとに戻したということです。そういう呼び名で旧町名の復活というふうにありますので。

（「答えになっとらん」「なっとらん」「答えになっとらん」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 福廣議員。

（18番福廣和美議員「いいです」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） いいですか。

（18番福廣和美議員「はい」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） では、これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

○14番（安部 陽議員） よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 請願第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 意見書第5号 未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第20、意見書第5号「未就職新卒者の支援策実施を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 「未就職新卒者の支援策実施を求める意見書」について説明を申し上げます。

皆様方のお手元に配付しておりますので、朗読させていただいて説明にかえさせていただきます。

平成21年度大学等卒業予定者の就職内定率は、今年2月1日時点で80%となり、前年同期比6.3%減で過去最低となりました。社会人として第一歩を踏み出すときに職業につけないということは、日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済、社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態です。

こうした中で、大企業を中心にした新卒優先採用の雇用慣行が卒業後の就職活動を困難にするため、就職活動に有利な新卒の立場を続けるためにあえて留年する希望留年者を生み出しております。今春、就職未定の新卒者は、大学、高校卒などで約20万人とも推計されていますが、この推計には希望留年者は含まれていないため、未就職新卒者は実質的に20万人以上に上ると見られております。

また、景気低迷が続く中で、大企業の採用が落ち込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方で中小企業は採用意欲が高いにもかかわらず人材が不足しているといった雇用のミスマッチ（不適合）解消も喫緊の課題と言えます。

若者の厳しい雇用情勢に対応するため、速やかに国を挙げて雇用確保のための成長戦略を初め、経済政策、雇用支援策など全面的に手を打つべきです。特に、未就職新卒者の支援策を早急に実施するよう、政府に対して以下の項目を強く要請しますということで、2点述べさせていただきます。

あて先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣でございます。

皆様方、審議をいただきまして、可決いただきますことをお願い申し上げまして、説明にかえさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第5号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、6月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（3日目）

〔平成22年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成22年6月14日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|---|
| 1 | 中 林 宗 樹
(8) | <p>1. 子育て支援について
「歴史とみどり豊かな文化のまち」には、元気に遊び学ぶ子どもたちの姿がよく似合うと思う。
本市の子育て支援策について伺う。</p> <p>2. 観光政策について
観光客の入り込み数が、九州国立博物館開館の翌年、平成18年をピークに平成19年、20年と下降しているが、市として対策をどのように考えているのか伺う。</p> |
| 2 | 藤 井 雅 之
(2) | <p>1. 国民健康保険税について
(1) 現在の国民健康保険加入者の状況について
(2) ジェネリック医薬品への対応について
(3) 一般会計からの法定外繰り入れの実施について</p> <p>2. 子どもとメディアの関わりについて
日本の子どもたちのメディア接触時間は世界一長く、問題点も生じており、行政も対応が必要であると思う。
(1) 福祉面（母子保健）からの対応策について
(2) 教育面からの対応策について</p> |
| 3 | 武 藤 哲 志
(19) | <p>1. 観世音寺、戒壇院周辺の活性化対策
二つのお寺は、重要文化財に指定され、貸し切りバスを初め観光客も多数来訪しているが、地元物産品販売や小さな道の駅等、史跡地を活用し、税収の向上を検討できないか。</p> <p>2. 保育制度の充実、保育料の引き下げ要望及び保育所入所直接契約制度等の改悪をしないでいただきたい。
国は、保育所の最低基準を撤廃し、保育基準を改悪し、待機児童の解消を図ろうとする。その上、幼保一元化や保育に格差が生じる直接契約による保育料の格差など、様々な問題が発生する制度を地方に委ね、条例化することを押しつけようとしているので、行わないように要求する。</p> |

| | | |
|---|-----------------|--|
| 4 | 安 部 陽
(14) | 1. 飼い猫にリボンを
(1) 飼い猫と野良猫を区分するために、飼い猫にリボンを義務づけられないか。
(2) 野良猫に対する考え方について
2. 地域に健康づくりの場を
(1) 医療費削減に対する考え方について
(2) トレーニング体操等の専門指導員の考え方について
(3) 高齢者の健康づくりの考え方について |
| 5 | 門 田 直 樹
(9) | 1. 総合計画と市長のマニフェストについて
(1) 第四次総合計画の評価について、市は見解をまとめて市民に発表すべきではないか。
(2) 市長のマニフェストの達成状況と任期満了までの完了見込みについて
(3) 市長の任期と基本計画にずれがある。基本計画を前期、中期、後期の各4年にすべきではないか。
(4) 第五次総合計画の策定にあたっては素案を審議会に諮問し最終案を決定するとしているが、同時に市民の議論を喚起し広く意見、要望を取り入れる考えはあるのか同う。 |
| 6 | 清 水 章 一
(13) | 1. 新政権の影響について
新政権が発足して約9カ月になる。この間、政策への発言のブレが様々なところに影響を与えている。
自治体等への影響について
2. 総合計画について
総括など策定に向けてのスケジュール等について
3. 協働のまちづくりについて
本市は、自治会との協働まちづくりが進められている。NPO等を活用したまちづくりについて |
| 7 | 福 廣 和 美
(18) | 1. スポーツ施設の充実について
総合体育館の計画の中で市全体のスポーツ施設を考え直すよい機会になると思うが、各施設の現状について
2. 自治会と校区協議会について
各自治会と校区協議会と市全体の関係について伺う。
3. 交通対策について
新規路線について |
| 8 | 渡 邊 美 穂
(4) | 1. 子宮頸がん及びH T L V - 1 の感染予防について
(1) 現在の取り組み
(2) 今後の方針
2. 子どもたちの食育と「弁当の日」の実践について |

| | | |
|--|--|----------------------------|
| | | (1) 小学校給食の残食の状況について |
| | | (2) 「弁当の日」を実践している学校の実績について |
| | | (3) 学校における食育の実践に対する市の考え方 |

2 出席議員は次のとおりである（19名）

| | | | |
|------|------------|------|------------|
| 1 番 | 原 田 久美子 議員 | 2 番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3 番 | 長谷川 公 成 議員 | 4 番 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5 番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 7 番 | 橋 本 健 議員 |
| 8 番 | 中 林 宗 樹 議員 | 9 番 | 門 田 直 樹 議員 |
| 10 番 | 小 柳 道 枝 議員 | 11 番 | 安 部 啓 治 議員 |
| 12 番 | 大 田 勝 義 議員 | 13 番 | 清 水 章 一 議員 |
| 14 番 | 安 部 陽 議員 | 15 番 | 佐 伯 修 議員 |
| 16 番 | 村 山 弘 行 議員 | 17 番 | 田 川 武 茂 議員 |
| 18 番 | 福 廣 和 美 議員 | 19 番 | 武 藤 哲 志 議員 |
| 20 番 | 不 老 光 幸 議員 | | |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（30名）

| | | | |
|------------------|---------|------------------|---------|
| 市 長 | 井 上 保 廣 | 副 市 長 | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長 | 關 敏 治 | 総 務 部 長 | 木 村 甚 治 |
| 協働のまち
推進担当部長 | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長 | 和 田 有 司 |
| 健康福祉部長 | 和 田 敏 信 | 建設経済部長 | 齋 藤 廣 之 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 宮 原 勝 美 | 教 育 部 長 | 山 田 純 裕 |
| 総 務 課 長 | 大 藪 勝 一 | 経営企画課長 | 今 泉 憲 治 |
| 協働のまち
推進 課 長 | 諫 山 博 美 | 市 民 課 長 | 原 野 敏 彦 |
| 税 務 課 長 | 久保山 元 信 | 納 税 課 長 | 高 柳 光 |
| 環 境 課 長 | 篠 原 司 | 福 祉 課 長 | 宮 原 仁 |
| 高齢者支援課長 | 古 野 洋 敏 | 保健センター所長 | 中 島 俊 二 |
| 国保年金課長 | 坂 口 進 | 子育て支援課長 | 原 田 治 親 |
| 都市整備課長 | 神 原 稔 | 観光交流課長
兼太宰府館長 | 城 後 泰 雄 |
| 上下水道課長 | 松 本 芳 生 | 教 務 課 長 | 木 村 裕 子 |
| 学校教育課長 | 小 嶋 禎 二 | 生涯学習課長 | 古 川 芳 文 |
| 文化財課長 | 井 上 均 | 監査委員事務局長 | 関 啓 子 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 田 中 利 雄 | 議 事 課 長 | 櫻 井 三 郎 |
| 書 記 | 浅 井 武 | 書 記 | 花 田 敏 浩 |

書 記 茂 田 和 紀

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、18人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日14日8人、明日15日10人の割り振りでを行います。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） おはようございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました項目について質問させていただきます。

まず1項目め、子育て支援について。

国政では、鳩山政権が菅政権へとかわり、子ども手当は満額支給を断念されたとの報道がなされております。子育て支援は、国においても本市においても重要な課題であります。

そこで、本市の子育て支援策についてお尋ねいたします。

歴史と緑豊かな町、人が輝く町、太宰府には、子供たちが元気に学び、遊ぶ姿がよく似合うと思います。子供たちが元気に学び遊べるような環境づくりのため、本年3月に次世代育成支援対策後期行動計画がつくられました。子供の人権が最大限尊重され、子供が健やかに育つことができる社会、親が安心して子供を産み育てることができ、子育ての喜びや楽しさを実感、親の能力や可能性を目指すことができる社会の実現を目指すものとして、「親と子の育ちあいを支えるまちづくり」を基本理念に掲げ、子育て支援政策の計画を示してあります。その中で、太宰府市が子育てがしやすい町と思うかということで、子育てがしやすい町と思う割合について、平成20年度で36.2%ということで出ています。この36.2%は、後期行動計画では計画達成の目標は50%とされています。本市の子供育成支援事業は、子育て支援センター、保健センターを中心に、ファミリーサポート事業、子育て広場、保育園事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業と、数え方にもよりますが、数えてみますと五、六十の事業がなされています。これらの事業は、他市と比較しても劣るものではなく、現場の皆さんも一生懸命に頑張っておられま

す。

また、平成16年度ののにこにこプランでは、課題として本市に対して期待される子育て支援策の内容充実として出されております。その上位を見ますと、地域における育児情報相談の場に対する要望として、母親や父親同士が集い、情報交換ができること、子供に遊びを教えてくれたり、しつけをしてくれるところ、相談したり情報を得ることができるところ。また、子供の居場所について求める機能として、子供が放課後などに集まって、子供同士で自由に遊べる場、子供が土日に活動でき、遊べる場、子供自身が悩みを相談できる場というように、親子が安心して集まれる身近な場、子育てに困ったときに相談したり、情報が得られる場など、身近で課題解決ができるようなシステムづくりが望まれているように思います。これは、平成16年における課題です。この課題解決に向けた方策は、平成17年から5年間でとられた計画の中で実行されております。

子育てしやすい町のイメージが、平成16年度で35.4%、平成20年度で36.2%と0.8%の増です。なぜこのように評価が低いのか。今後の後期計画の目標値は50%とされています。過去5年間を見ますと0.8%の増で、目標50%ということでは非常に厳しい数字になるかと思いますが、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

また、人口、児童数の将来予測では、市の総人口は平成29年までは増加傾向にあるが、0歳から8歳までの児童数では、平成22年をピークに減少傾向に転じると予想されています。私は、市の活性化のためには児童の増加が必要だと考えております。そのためには、若い世代の人々に太宰府に定住してもらうことだと思います。そのためには、太宰府市を子育てのしやすい町と思う割合を50%とは言わず、60%、70%と目標を掲げ、達成をしていただきたいと思っています。

そのようなことから、以下の点についてお尋ねいたします。

1、市長は平成19年に就任されたとき、仁の温かさ、ぬくもりで、ソフト面の充実を図っていくということをおっしゃっておりますが、子育てがしやすい町と思う割合の36.2%、この数字をどのように認識されているのかお伺いします。

2、次世代育成支援対策後期行動計画を実施していくために、そして子育てしやすい町50%達成のためには、身近な場所で課題解決ができるような場が必要だと思いますが、その場の確保はどのように考えておられるのかお伺いします。

3、この計画を実施していくためには、予算はどのように考えておられるのかお尋ねします。

以上、お尋ねいたします。

次に、観光は本市の産業の柱だと思いますが、その産業の柱である観光についてお尋ねいたします。

文化遺産の活用で、産業としてその活用を見たとき、まだまだ活用不十分だと思います。本市の観光は、天満宮頼り、国博頼りで、市として産業という視点で見るものが足りないのでは

ないかと思います。どのようにして観光客の入り込み数を上げようとか、減少を食い止めようとか、そのような姿勢が余り見られません。観光産業が活性化して、市内のお店が潤えば、それなりに市の財政も潤ってきます。財政面から見ても、絶対に観光産業の活性化が求められます。

現在は、国博の頑張りで、参道のお店でも効果が上がっていますが、市内全体への広がりはありません。国博の入館者も減少してきています。本市への観光客の入り込み数も、国博開館の翌年、平成18年度は、開館効果で733万人と増加しましたが、平成19年は700万人、平成20年には600万人と、減少傾向となっております。平成21年には、国博による阿修羅展で70万人を超える入館者があり、盛り返していますが、このように特別な要因がなければ、全体の傾向として減少傾向にあります。この対策として、観光政策をどのように考えておられるのか。本市には、観光資源として数多く歴史遺産や文化財の史跡があります。これらの活用で、観光客の滞在時間の延長、買い物への効果などが期待されます。第五次総合計画の素案でも、文化財の保存と活用で、史跡の公有化事業の推進、文化財調査の充実、文化財保護の充実、文化財整理の充実、文化遺産の展示、普及、啓発の充実、市民遺産の推進、博物館等との連携、また基盤整備として観光宣伝の充実、観光資源の整備、太宰府ブランドの展開、九州国立博物館との連携とあります。それらの事業の成果指標、観光客の入り込み数で700万人、平均滞在時間数で3.5時間とされています。観光客の滞在時間の長期化、観光産業の発展を望むには、文化遺産のさらなる情報の発信です。計画にもあります観光宣伝の充実です。歴史遺産もありますが、太宰府の四季折々の景色、季節ごとに色とりどりの花もあります。このように、豊かな自然景観もあります。このような観光資源を情報として発信し、観光客の入り込み増を図り、回遊性を高めるべきだと思います。

以上のような点から、以下の点についてお尋ねします。

- 1、観光客の減少傾向について、歯どめをかけるためにどのようなことを考えておられるのか。
- 2、その政策はどこの部署で検討されているのか。
- 3、来ていただいても、買い物をしてもらうことでお金を落としてもらうような仕掛けが必要と思いますが、その仕掛けは観光産業としての視点から検討がなされたことがあるのか。あれば、実際にどのようなことが検討されたのかお伺いします。
- 4、国博等、他の機関との連携はどのように取り組んでおられるのか。
- 5、最近では韓国や中国の観光客が多いが、外国人観光客の対応についてどのような取り組みを行っておられるのか。

以上、お尋ねします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず1点目の、次世代育成支援対策後期行動計画の計画目標値でございま

す、子育てしやすい町と思う割合の平成20年度調査時の36.2%についてでございますけれども、これは今回の次世代育成支援対策後期行動計画策定に当たりまして、ニーズ調査の結果をもとにした数値でございます。就学前並びに小学校の保護者の方の無作為抽出をした調査でございます。特に就学前の児童の保護者の方につきましては、平成16年調査時が28.6%、それから平成20年の調査時が36.9%と、前期調査時から比較をいたしますと8.3%増となっております。このことにつきましては、前期計画におきまして子育て支援センターの開設等によりまして、地域におけますところの子育てを支援する仕組みづくりが確立できたことの成果ではないかと、このようにとらえているところでございます。

しかし、子育てに関します経済的支援、あるいは遊び場の問題等、子育て支援施策の一層の充実が求められておる数字として認識をしておるところでございます。今後とも子育て支援施策の一層の推進を図ってまいらる所存でございます。

2点目の子育てしやすい町50%に向けた場の確保についてでございますけれども、保育所の待機児童の解消のために、来年度社会福祉法人立でございまして、認可保育所が開設いたします。このことによりまして、待機児童の解消が大きく図られるというふうに考えております。また、学童保育所も計画的に増設をいたしております。あるいは、開設時間の延長等も行っておりましてございます。子育て支援における場の設定でございますけれども、子育て支援センターを中心に、公民館等に出向いての出前保育及び地域の子育てサロン、保育所、幼稚園の地域開放等、既存の施設を効率的に最大限利用をいたしまして、情報提供を含め各種サービスをさらに充実させていきたいと、このように考えております。

3点目の予算についてでございますが、次世代育成支援対策後期行動計画の実施計画を策定いたしました。最少の経費で最大の効果を上げるために計画的に予算配分を行いました。必要な予算等については、私は常々申し上げておりますように、確保をし、配分をしてまいります。目標値でございます50%の達成に向けて努力していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 場の確保についてですね、保育所の増設、それから学童保育の充実、それから延長保育ということで、保育所関係についてはそれなりの取り組みをされていると思います。

ただ、やはり保育所に行っていない方、それから子供たち、学校が終わってからの子供たちの過ごす場所、そういう子供たちがですね、ここにも書いてありますように、身近なところで遊んだり、学んだり、いろいろ子供たちが自由にできるような場所の確保が必要だと思うんですね。今乳幼児については、いきいき情報センターにビガールームがつくられておりますけれども、乳幼児についてはああいう施設がですね、もっと必要じゃないかと思うんですが、これについて、今はビガールームについてはいきいき情報センター1カ所でございますけれども、こういうのをですね、いきいき情報センターまで来るのに、西のほうの、何ていいますか、子供さんたちがなかなか来にくい。

それと、統計にもありますように、あそこのいきいき情報センターのビガールームを使われている子供さんの地域はですね、大体いきいき情報センター周辺の観世音寺とか五条とか、そこら辺の方が多いんですね。そうすると、西のほうにももう一つですね、そういう拠点が必要になるんじゃないかと思いますが、西のほうにもそういう拠点をもう一カ所つくっていったって、西のほうへのそういう子育て支援サービスについてですね、もう少し取り組みを考えておられるのかどうかお尋ねしています。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 今ご指摘ありましたように、乳児関係、ビガールームでずっと集えるように今しているところでございます。もともと子育て支援関係につきましては、乳幼児につきまして、やはり地域の中で子供は育つという観点がございまして、できるだけ地域で子育てということで、出前保育をやったり、子育ての広場をしたりというふうなことで今まで取り組んできているところでございます。それも行政だけじゃ当然できませんので、地域の方も一緒にしていただいて、最終的に地域主体でというふうな考え方で、少しずつではありますけど、地域の方のご協力もいただきながら、その地域主体の子育て支援というところが少しずつできてきています。

やはり、拠点となつてまいりますと施設面というのも当然ございますので、どのようなあり方がいいのかというのは当然ございますけれど、今、西地区ということでございますけれど、すぐ使えるというところもなかなか難しいところがございますが、例えば西でありますと、筑紫保育園も子育て支援センターを持っておりますし、そういうところもやはり活用といいますか、実際拡充といいますかね、そういうのをしていきながらやっていく方向で考えたかどうかというふうに、今思っているところでございます。中身的にはもう少し詰めていかなければなりませんので、そういう中をちょっと論議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） それから、先ほど出前保育を公民館等でやっておられるということでございますが、公民館等で出前保育をやっておられる、年間何回、月に何回ぐらい、そこら辺の数字がわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 広場とかサロンとか、ちょっといろいろありますので、非常に一遍に言うのは難しいんですけど、4月の広報に子育て支援カレンダーというふうなことで載せておりますが、ちょっと回数を、おのおのにはちょっとなるかと思いますが、要はそういう中で、どういう相談が何件ぐらいあるかというのが、やはりまた一つのかねめかというふうにも思っています。もちろん、今言われました、場をたくさんつくるとというのが当然必要なわけですけど、そういう中で年間何回というのは非常にちょっと難しゅうございますので、実績から子育ての広場と出前保育とあそぼう会、それから講座ですね、そういうのをやっているということでお答えしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） 公民館等でやっておられるということはわかりましたけども、その回数
がちよっと少ないじゃないかなというふうな、まだ具体的な数字は挙げていただけませんでした
けども、出てこないということは、ちよっと少ないじゃないかなと解釈させていただきます。

それとですね、一時預かり保育の事業、それから保育所を開放して、地域へ開放してです
ね、そこで保育所に来てない児童、乳幼児についてのそういうサービスをするということで、
一応計画で挙げてありますけども、今保育所の状態を見ますと、どこも定員オーバーで受け入
れをされて、とても地域でそういうサービスをやれるような状態ではないと思うんですけど
も、これについては今後5年間、そういうことをしていただくように、保育所のほうへまた働
きかけをされていくと思いますが、そこら辺について、定員オーバーの状態でそういう受け入
れが保育所は可能なかどうか。

それと、そういうサービスをお願いする分については、市のほうとしては何か対策を考えて
おられるのかどうか、そこら辺お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 今園開放を実施しておりますのが、五条保育所、それから都府楼保
育園、そしておおぎの保育園、そして先ほど申し上げました地域子育て支援センターでありま
す筑紫保育園と太宰府園というふうにございまして、もちろん通常保育以外にこの地域子育て
支援センターにつきましてはですね、2カ所につきましては補助というものを出しながらやっ
ておりますので、やはりそういうやり方を、これは一つ既存の保育所の中だけでは、建物、敷
地の面積の関係とかいろいろありますので、簡単にできにくいというのがございまして、やは
り新設の場合とか、特にそういう支援センターというふうな形でできるようにということで、
新設の場合はしてきている経過もございます。ですから、なかなか既存のところでは難しいで
すが、それでもやっていただくことで地域に開かれた保育園というところもやはりしていただ
きたいということで、私どもからも話はさせていただいておりますし、先ほど申し上げました
ように、子育て支援センターにつきましては、補助というような形でさせていただきながら対
策を図っていつているというような状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） 保育園についてはいろいろ問題もありますけども、そういうサービスを
ですね、お願いするなら、そういうサービスができるような体制を整えていただかなければな
らない。それに対しては、保育士の数を増やすとか、今言われましたように、設立等について
も若干なりともそういう補強をしていかなければならないと思いますけど、今のところそうい
う計画もなくですね、ただ計画書には保育所にサービスをお願いしますということだけを書い
てありますけども、そういうバックアップの面もはっきりと計画書の中に明記してですね、そ
して実効が上がるような計画をつくっていただきたいと思います。

それから、地域におけるそういう場をですね、どうしても身近なところでそういうところに行って相談したり、子供を遊ばせたいということで、まず西地区にですね、これは公民館単位ぐらいでそういう子育て支援、それから児童等についての放課後の遊び場等のですね、そういう施設ができればそれが一番いいんですけども、これはまた、何ていいますか、まちづくりコミュニティ関係でですね、自治会制度にして、それを小学校区ごとに分けてやるとか、そういうこともありますけども、そういう中で今度はコミュニティセンターの設置等についてもですね絡んできますけども、そこら辺までなりますと予算的にちょっと厳しいかなと思いますけども、それは将来的にですね、5年、10年、50年先を見据えたときにはですね、地域ごとにそういう子育て支援センター、それから協働のまちづくりセンターとかという、そういうコミュニティセンターが必要になるんじゃないかと思います。そういうことで、子供を遊ばせたり、相談したりできるような施設をですね、将来計画として考えていただくことも一つお願いしておきたいと思います。

それから、今あるところでできないかということで、今あそこの看護学校跡地、福祉施設として建物を市のほうで購入されておりますけども、あそこの利用については、そういうビギナールームみたいな、子育てセンターの西地区のセンターとしてですね、あそこら辺の活用をされるような計画はございませんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 西校区につきまして、先ほど申し上げましたように、筑紫保育園が子育て支援センターを持っていると、また事業をなさっているということもございます。実際、その看護学校跡地の建物の2階の使用状況とか考えますと、常時毎日8時半から5時まで使っているという状況ではないです。例えば、そこでやるということも当然可能ではあると思いますけれど、すぐそばに子育て支援センターもあるということでございますから、どのようなやり方をするかというのは、やはりちょっと内部で検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういうことでですね、まずあるものを使うということでですね、看護学校跡地のあの施設をですね、活用していただいて、西地区の子育て支援センターとして活用していただくように、これをお願いしときたいと思います。本市の活性化のためにはですね、どうしても子供たち、若い世代の方の移住もお願いするということで、そのためにはどうしても、子育てしやすい町というイメージをですね、これは私何回となくここで申し上げておりますけども、子育てしやすい町ということでですね、一つの太宰府のイメージをつくり上げていただいて、若い町ということでですね、若い人たちの人口を増やすと。もちろん、高齢者の方が要らないということではございません。高齢者の方は、それなりにまた地域でですね、地域でそういう自分の今まで培ってきたそういう歴史の中でですね、しっかりと生活されていけるというね、そのためにもですね、やはり市が活性化していかないことには、この町はもうその

まんま寂れるんじゃないかというような不安も出てきますので、その点についてはですね、子育てしやすい町ということでですね、本当にこの目標に掲げてありますように、市民の皆さんがですね、子育てしやすい町と実感していただけるような施策を進めていただいて、元気のある太宰府をつくっていただきたいと思います。これ要望としときます。これで1問目終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 我が国の旅行スタイルでございますが、東京オリンピックでありますとか、あるいは大阪万博をエポックに、新幹線でありますとか、あるいは高速道路整備など、大量輸送機関の発達、あるいは旅行の大衆化、多くの人を効率的に、手軽に旅行させるという形態で発展をしまいつておるわけでございます。しかし、近年の旅行形態も、いわゆる団塊の世代、あるいは若者世代を見ましても、団体旅行から個人単位へ、個人個人の好みや、仲間と自分なりの予算で旅行するようになってきておるようでございます。

このような状況におきまして、太宰府市を訪れる観光客を増やし、そして地域経済への波及効果を経て地域も活性化するためには、いろいろな取り組みが必要であると考えております。これまでも、観光客の回遊性を図りますためには、電動自転車の配備でありますとか、あるいはトイレ、あるいは駐車場等の整備に取り組んでおるところでございます。

また、最近では民間によりますベロタクシーも開始をいたしました。今後とも多面的に取り組んでいく所存でございます。

以下、各質問等につきましては、担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、各ご質問については私のほうから順にご回答させていただきます。

まず第1点目の、観光客の減少傾向については歯どめをかけるためどのようなことを考えているかについてでございますが、ご質問いただきましたように、平成18年度をピークに観光客の入り込み数は下がってきております。これは、九州国立博物館が開館いたしまして一定期間がたちましたので、開館効果が薄れたこと、あるいはリーマン・ショック以降の世界同時不況や、新型インフルエンザ問題などの社会経済情勢の影響も大きかったのではないかと考えております。

ご質問いただきましたように、そういう中で昨年は阿修羅展が開催されまして、70万人の来館者の効果を得て、昨年度は入り込み数が713万人となっており、減少傾向に一たん歯どめがかかった効果として出ております。こういうことから、九州国立博物館が与える効果は確かに大きいものととらえております。その開催予定であります特別展情報なども、継続的に、積極的に宣伝をいたしていきたいと考えております。

また、これまでのように基本的な旅行地として修学旅行の目的地、あるいは団体旅行の立ち寄り先としての太宰府も、もっと宣伝していくことも継続的に必要であると考えております。

しかし一方で、地域を知っている地域の側で資源を発掘し、活用した旅行商品を創出し、提供していかなければ、先ほど市長が申しましたように、昨今の多様化し、個人志向化する旅行者のニーズには対応できないと考えております。現在、太宰府史跡解説員でありますとか、太宰府万葉会、NPO法人歩かenne太宰府などが、申し込みを受けて町歩きを案内されておりますけれども、いろいろなコースや種類をもっともっと提供できるようにしたいと考えております。これは行政だけでできるものではございませんので、地域の方々との話し合いを重ねるなどして進めてまいりたいと考えております。

次に、その政策はどこの部署で検討されているのかについてでございますが、観光ということだけで考えれば観光交流課ということになるかと思います。しかし、先ほども申しました昨今の旅行スタイルの変化等に対応することから考えても、これまでのように画一的に観光政策をとらえるのは適していないと思っております。太宰府の歴史や地理的な資源を活用した地域づくりの効果として、たくさんの人が訪れる観光地としての太宰府があるのではないかと考えております。そのようなことから、現在取り組んでおります市民遺産を守り育てる町、景観を大事にする町など、総合行政として取り組む観光地太宰府があるものと考えております。

次に、買い物をしてもらうこと、お金を落としてもらう仕掛けなどに関するご質問ですが、以前の調査になりますけれども、九州国立博物館が開館して3年間の経済波及効果の調査を行いました。小売店舗の売り上げといった直接的効果や、雇用創出といった間接的効果、すべてを合わせまして約62億円の経済効果があったという結果があらわれております。質問いただきましたように、観光客数が増え、それに伴う消費も増えれば、観光産業の振興につながるものと私どもも考えております。

そのための取り組みの一つといたしまして、太宰府市ICエコまちめぐり事業といたしまして、電子マネーの決済端末機を太宰府天満宮参道のお店を中心として、市内に35台ほど設置をいたしました。これは、電子マネーの普及に伴い、特に関東で広く利用されております電子マネーカードに対応して、関東のお客様を含め、気軽に買い物ができることで購買につなげていこうというねらいがございます。今後は、このような電子マネーが利用できることを、特に関東地方において広く広報、周知に努めていきたいと思っております。

次に、国立博物館や他の機関との連携はどのように取り組んでいるのかについてでございますが、国立博物館との連携につきましては、これまで私どもの経営企画課を窓口といたしまして、情報交換、イベント等の協力、交通誘導等で連携をしております。新たに本年度から、市の職員を1名派遣しております。これまで以上に密な連携を図ってまいりたいと考えております。

また、観光コースの設定でありますとか、誘致宣伝活動などで、福岡コンベンションビューローを初め各団体と連携を継続して行なってまいりたいと思っております。

次に、最近の韓国や中国などの外国人観光客への対応、取り組みについてでございますが、国際経済情勢などに影響はされますけれども、近年アジア、特に中国からの観光客が増加傾向に

あります。特に本年は、中国クルーズ船の博多港への寄航が年間66回予定されております。中国から観光客が急増することによりまして、受け入れる観光地側の課題もいろいろとございまして、新聞でも特集で報道等されております。今後ともクルーズ船を初め、中国からの観光客の増加が見込まれますので、関係団体等と連携を図りながら、外国人観光客の受け入れ態勢について、地域の観光業者の協力を得るなど、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 現在の太宰府市の観光事業というのは、昔からですけども天満宮、それから国博ができたなら国博頼りということで、政策をどこでやっておられるのかということで、一次的には観光交流課がやっておられると。市民遺産等についてそういう取り組みをしていくということで、やはり本市の産業の柱でありますので、もう少しきちっとした形で観光客に対するサービス、それから観光資源のPR等についてですね、もう少しきちっとした形で取り組みをされるようにですね、観光交流課なり、また建設経済のほうにあります産業係ですか、そういうところを充実してですね、もう少し観光行政は観光行政でも観光産業について、力を入れていただくということについて検討していただくわけにいかんでしょうか。ちょっとそこら辺をお答えをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今ご質問いただきましたように、すべて、観光だけではなくて、産業も含め文化財、その辺も含めまして、まちづくりとして取り組んでいかなければ魅力ある観光地にはならないと考えております。

今おっしゃいましたように、あと商工関連の方々も含めましてですね、魅力ある太宰府の産物も非常に大きなこれからの取り組みの大事な視点だというふうに考えております。その辺を含めて、庁舎内の体制等でも話し合う場を設けましてですね、総合行政として取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） しっかり取り組んでいただきますように、これは一つの私の考えでございんですけど、それぞれ課独自でやりますと、これ縦割りになりますので、観光についてのプロジェクトチームを市の中に設置していただいて、そこで月に1回とかですね、年に五、六回、そういう程度で、しっかり産業として見るということ。その中で、産業として見る場合には、入り込み客数の増加とかですね、そういうこと。

それからもう一つ、今お話の中に出てこなかったんですけども、観光宣伝の充実ということで総合計画の中に挙がっておりますけども、ここら辺についてどういうふうな考えでおられるのか、ちょっと観光宣伝の部分でお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず、観光宣伝でございますが、ずっと以前は太宰府単独でいろんな県

等の観光宣伝隊にちょっと参加するような形で行ってまいりました。近年は、特に福岡市のほうの観光コンベンションビューロー、財団でございますけれども、そういう法人と一緒にあって、福岡においでになれば大体太宰府までは足を延ばしてもらえるということで、近年は福岡市などと一緒に、福岡市内のホテル業者さんと一緒に誘致宣伝活動に行っております。おかげさまをもちまして、今回のクルーズ船等についても、大体太宰府情報等は福岡市さんのほうが一緒にあわせて宣伝もしていただくようなことになっておりますが、そこはそれなりの、やはり逆に問題点も出てきております。そういうのを含めて、単独ではなかなか難しゅうございますので、近隣であれば福岡市、あるいは都市連盟における太宰府と柳川を結ぶようなPR活動等ですね、その辺を含めて九州周り、九州の各都市周りもやっております。関東あるいは関西方面の宣伝隊にも参加いたしております。最近の課題といたしましては、やはり新幹線の開通後、福岡で果たして観光客がおりてくれるのかどうかというのが非常に大きな課題となっております。その辺旅行業者の方等も含めて会議を持って、対応を図っていききたいとやっておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） 福岡市とか福岡県とかですね、そういうところと連携してやっていくということで、今の話の中に市として単独でやるのは難しいという言葉が出ましたが、やはりこれは太宰府市にお客さん呼び込むためには、太宰府市独自にそれなりの観光宣伝活動をしていかないとですね、そしたら福岡市、福岡県とやって、そしたら福岡市あたりが違う方向へ路線を切られたら、そんならもう太宰府へはもうそれこそ観光客が来なくなるというような、そこまではありませんけれども、減ったりしますので、やはりそこは太宰府市が独自に宣伝活動しなければいけないのではないかなと私は思います。

それで、先ほどもおっしゃいましたが、団体客とか修学旅行生を受け入れるとかということについてはですね、これはよそ様任せではなく、やっぱり市独自でですね、これは観光協会あたりとも連携しながらやっていけるとおもいますが、旅行社あたりともっと密接に接触されたいかがかなと思いますけれども、その旅行社とのそういう話し合いとか、それから太宰府に来るようなプランをつくってくださいとか、そういうお話は旅行社にされたことがありますかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） ご提案いただきましたように、旅行商品として旅行社とタイアップしてですね、商品をつくるということは、以前太宰府館を建設するときに、旅行社の方に何社か来ていただいて市内を回ったことがございます。現在も旅行社関係の方とも話しております。そういう中で、ある特定の旅行商品をつくる場合の、どうしても民間の営業ベースの話が出てくるものですから、そういうところとストレートに、どこどこの店に入ってどういう昼食を提供するというのは、やりやすうはございますけれども、詰めていくとKBといいますが、キックバックの問題等がいろいろ発生してまいります。そういうところから、行政としてどこまでが入

れるのかというのがですね、一つの課題としてございました。

それと、市内でこういう店はいいいんですよねということで紹介いたしますが、その店だけを行政が紹介していいのかという現実問題も出てまいりますので、どうしても総花的に太宰府散策というふうな、この辺にこういう茶店等がありますというような、広く薄くといえますかね、浅くというような紹介のPRにならざるを得ないというところで、深まりが出なかったという反省点もございます。その辺を含めて、今後とも課題としては持っておりますので、商品開発のところに地域の商業者の方も入れるなど、また検討をして、再度トライしてみたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） 旅行社はですね、あくまでもその営業ベースでやりますので、やはりそういう細かい話も出てくると思いますけども、それまでの道筋をつけるのはやっぱり行政だと思います。そして、その後の細かいことになると、先ほど言いましたように、観光協会あたりとタイアップしてやれば、そこの部分、じゃあ観光協会とやってくださいというような話もできるんじゃないかと思います。

それと、今先ほど市長のお話の中に出てきました、歩かんね太宰府さんがNPOとして独立してやっておられます。この歩かんね太宰府さんの、コラム見てみますと、大体春と秋にですね、2 回ほどイベントをされて、そしてそこに20種類くらいのコースをつくられてやっておられます。これはもう商業ベースではありません。これは、あくまでも観光客に太宰府に来ていただいて、太宰府を満足していただいて帰っていただくというような取り組みなんですね。こういう取り組みもですね、やはりこれはもう行政がすべきじゃなかったのかなと。それを、行政がやらないんで有志の方々が集まってやられているようでございますけども、やはりこういう歩かんね太宰府あたりの企画をですね、もう少し市のほうで勉強していただくなり、その中には今のところ市の行政のほうは余り入っていないということをお聞きしておりますけども、やはりここら辺ともう少し、何ていいますか、連携してですね、やはり太宰府のそういう魅力ある観光資源を大いによそへ情報を発信していただくというようなことで、ここら辺についてはどういうお考えになりますでしょうか、お尋ねしますが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現在NPO法人として歩かんね太宰府がさまざまなコースを、当初20種類ぐらいでしたけども、相当たくさんのコースを現在用意されて、希望者を受け付け、そして町歩きをされてございます。そのようなことも、以前取り組みとして行っておりました。最初、歴史解説ということであれば、太宰府の史跡解説員の方がもともとずっとされておられました。そのような方々のまた協力を得て、現在NPO法人として歩かんね太宰府がされておるようなことができないかなということで、ずっと話し合いを行ってまいりました。

そのような中で、どうしてもネックといえますか難しかったのが、どうしてもプロとしてお迎えする場合は、幾らかの参加費をいただいて、そしてコースを案内するという、ある程度

の、旅行業者ではありませんけども、そのようなボランティアからちょっと外れたところの活動にならざるを得ないというところが、一つの大きなネックとなっておりました。そういう中でも、何とか旅行者側のニーズに合わせて歴史解説をしていただけないかということで、ずっと話し合いを行って、最低限の交通費だけいただいて現在は解説をしていただきました。以前は、旅行社が団体で来ても、観光バスで来た場合は、それはもう観光旅行者の範囲で出してくださいということで、観光案内も史跡解説も受け付けてもらえませんでしたけども、現在はどなたでも史跡案内をされますということで、広くしていただきました。

でも、あそこでの当初からの成り立ちであります史跡解説員のこれまでの経緯から見ても、それ以上のことはやはりなかなか難しゅうございました。そういうところから、NPO法人の歩かんね太宰府というのが、自分たちでまた違う形で楽しみながらやってあるというのが現状ではないかと思います。そういうような形で、先ほど申し上げましたように、万葉会もごきますし、それ以外の短歌会等いろいろありますので、いろいろなものをたくさん用意したいということで、地域の方々とまた話し合いをして、提供していきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） そういうことで、何というんですか、コースとかですね、観光資源についてではですね、ある程度整備ができたんですけども、観光客に対する情報発信という点で、これ非常にまだ弱いんじゃないかなと。太宰府市のそういう観光パンフレットをＪＲとか西鉄とかの駅等にですね、今どのくらい配っておられるか、そこら辺わかりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現在、イベント情報として3,000部を駅等に配っております。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） 3,000部といったらちょっと多いようですけども、各駅等に持っていきますと、大体10部ずつぐらい回ればいいかなというぐらいで、非常に少ないと思います。やはり、太宰府にですね、来ていただくためには、私は一番のお客さんは福岡都市圏のお客さんだと思います。この方々ではですね、リピーターとして非常に何回も何回も太宰府に来られます。ですから、西鉄とかＪＲの福岡都市圏の駅へですね、毎月毎月そういう月ごとのイベントを書いたパンフレットを持っていってお願いすると。それから、ポスターをですね、これは行政視察で、たしか酒田市に行ったときですけども、あそこは立派なポスターをつくったんですけども、これはＪＲが9割ぐらい負担してつくりましたということだったんですね。これはなぜかという。やはり、そこにＪＲさんの名前をちょっと入れているもんだから、それでＪＲが負担してくれているんですね。やはり、そういう大きな組織の力を利用するということもひとつ考えて、余り商業ベースということで考えますと少しはみ出すかもしれませんが、ＪＲさんとか西鉄さんあたりは公共交通機関ですから、そこら辺はある程度理解していただけるんじゃないかなと思いますので、そういうことで今後そういう太宰府市の四季の魅力、それから文化財、遺跡の魅力というものをどんどん発信していただいて、リピーターに多く来ていただ

くように。

またそれと、市内でたくさん買い物していただくように、そういう仕掛けもひとつ考えていただきたいと思います。これ要望としときます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告書記載の2項目について質問いたします。

まず、国民健康保険税について伺います。

保険証一枚で病院にかかれる日本の国民皆保険制度は、すべての国民に医療を公的に保障するはずの制度です。しかし、近年お金がないために医療から排除され、命を落とす事態も起きており、皆保険制度の崩れが言われています。日本では、サラリーマンなど、雇われて働く被用者は、事業主も保険料を負担する被用者保険に、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入させられており、それ以外の方が国保に加入する仕組みです。1980年代までは、国保の加入者の多くは自営業者などが中心でしたが、近年無職者や非正規雇用者などが増加し、各医療保険の中で著しく低所得者の加入が目立っているのが国保加入者の実態と言われています。法定減免や申請減免など、保険税の減額制度が設けられていますが、収入に占める保険税が加入者の方に重たい負担になっており、未納、滞納の負の連鎖につながっているのではないのでしょうか。太宰府市の国保加入世帯の中で低所得者層の割合がどれぐらいあるのか、現状どのような対応策をとっておられるのかお聞かせください。

次に、ジェネリック医薬品について質問いたします。

医療費はもちろん、保険税を引き下げていくためにも、医療にかかる薬剤費が少なくなれば、国保加入者も、そして太宰府市にもメリットがあると思います。一般に、後発品ジェネリック医薬品を使えば半額程度になる事例もあり、国保加入者も助かりますが、国保会計の薬価引き下げにも大きく貢献すると思います。厚生労働省はジェネリック医薬品のシェアを2012年までに30%以上に引き上げる方針を持っています。太宰府市の国保会計の中で、どの程度ジェネリック医薬品が普及しているのか、現状をお聞かせください。

また、日本においてジェネリック医薬品の普及が進まない一つの要因として、公正取引委員会が2006年9月に公表した医療品、医薬品の流通実態に関する調査報告では、医療機関に対するアンケートで、何となく後発医薬品に対する不安がある56.7%、安定供給に不安がある50%、品質について安心できない及び情報収集、情報提供等が不十分であるという回答が46.7%ありました。約6割の医療機関が何となく不安と回答していることもあり、医師、薬剤師の方に、ジェネリック医薬品に対する信頼不足があるのではないかとされていますが、行政としても関係機関との意見交換を行い、ジェネリック医薬品の普及に努めるべきであると考え

えますが、認識をお聞かせください。

3点目に、一般会計からの法定外の繰り入れについて質問いたします。

3月議会の代表質問でも、国保会計への法定外の繰り入れについて質問いたしましたが、国保会計安定のためにも、一般会計からの法定外繰り入れ実施を求めます。今議会でも、初日に地方税法改正に伴い、国保税の限度額引き上げの専決処分が承認されました。独立採算制を理由に、太宰府市では国保会計への法定外繰り入れが実施されていませんが、今後も増え続ける医療給付費への対応のために保険税が引き上げられるということの繰り返しでは、市民の負担も限界に来るのではないのでしょうか。

あわせて、大もとにある国の姿勢として、国保会計に占める国庫負担への比率が、1984年の約50%から、2007年には25%にまで減らされました。国保会計への国庫負担の増額を要求すべきであると思いますが、見解を求めます。

2項目めに、子供とメディアのかかわりについて質問いたします。

日本の子供のメディアの接触時間は、2003年、2007年の国際調査で、2度とも世界一という結果が出ています。また、2008年の文部科学省の調査では、午後11時以降に深夜の携帯電話の使用が、中学2年生46.9%、高校2年生70.9%にも上ることがわかりました。テレビゲーム、ビデオ、パソコン、携帯電話と、新しい電子映像がメディアとして登場するたびに、子供たちにメディアの接触の早期化、長時間化に拍車がかかっています。今、日本の小・中学生で、半数が平日でも1日4時間以上、4分の1は6時間以上、休日は平日の2倍から3倍というメディア漬けの状態ともなっています。私は、メディアとの接触そのものを否定するつもりはありません。ただ、そうした長時間のメディア漬けの生活が、成長過程のやわらかい子供たちの体と心にどのようなことをもたらしているのか、そこにどんな問題点があるのかを探っていく中で、大人として、また行政として、メディア漬けから子供たちを守る取り組みが必要であると感じ、今回福祉、母子保健の面、そして教育面から質問をさせていただきます。

今の子育て世代は、本人たちがメディア漬けになっていることも多く、抵抗感に貧しい実態があります。最近では、授乳タイムはメールタイムというお母さんも珍しくありません。授乳しながらテレビを見たり、メールをしたりしている母親は7割から8割と、そういった調査結果も言われています。その間、赤ちゃんの脳に強烈な人工光線と機械音の刺激が浴びせられています。そして、0歳から1歳という、自分からはテレビを見たいなどとは決して言わない時期から、特定のテレビ番組やビデオに長時間赤ちゃんを向き合わせる電子ベビーシッターも、ごくありふれた光景です。日本小児医科学会は、長時間のテレビ、ビデオを見るのが言葉の遅れと関係していると警鐘を鳴らし、2歳までのテレビ、ビデオの視聴は控えましょうなど、5つの提言を行っています。福岡県内でも、福津市では行政とNPOと一緒にメディアの問題の啓発に取り組み、乳幼児健診に来た保護者にチラシを配布し、テレビを早く消すようになった、外遊びの時間が増えた、早く寝るようになったなど、効果が上がっている事例が報告されています。太宰府市でも、そうしたものを健診時、保護者の方々への配布を考えて啓発を行っ

ていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、教育面について伺います。

先日発売されたiPadについて、原口総務大臣は2015年には電子教科書を全児童に配布したいという発言をしています。子供の脳と体の発達を考えたときに、いい影響は与えないように感じますが、教育長の見解をお聞かせください。

また、児童・生徒への啓発、啓蒙の取り組みとして、県の規範教育推進事業を活用すれば、県が無料でこの問題についての講師を派遣してくれます。こうしたものも活用して、小・中学校での啓発活動をさらに進めていくべきだと考えますが、答弁をお願いします。

さらに、全国でノーメディアデーが取り組まれています。島根県雲南市の小学校では、「テレビのスイッチをOFFにして、家族のふれあいをONにしよう」というスローガンをもとにノーメディアデーに取り組み、結果子供たちのメディアの接触時間はそれまでの3分の1に激減し、学習欲も向上した、そういった調査結果も報告されています。ぜひ、太宰府市でもノーメディアデーに取り組んでどうかと提案いたします。見解をお聞かせください。

再質問は自席で行わせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 1項めの現在の国保加入者についてでございますが、低所得者の割合は景気の低迷を受けて、低所得者そしてまた高齢者が増加しておりますことから4,908世帯、加入世帯の約半数となっております。

低所得世帯への対応といたしましては、7割、5割、2割の軽減措置を行っております。また、本年4月からは、倒産、解雇等で離職されました方で雇用保険の特定受給資格者、特定理由離職者として失業等給付を受ける方を対象に、一定の期間前年の給与所得を100分の30とみなして算定する軽減を行っております。

2項めのジェネリック医薬品への対応についてでございますが、先発薬品の特許期間後に、同じ有効成分と効き目で製造された後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品より低価となっております。しかし、欧米諸国では普及しているジェネリック医薬品も、日本の普及率は約20%でございます。ジェネリック医薬品に切りかえていただくことは、保険者の財政負担の軽減のみならず、被保険者の一部負担金の軽減にも資するものでもあります。本市も医療費削減のため、普及に努めていきたいと考えております。

ご質問の、本市国保会計の中でどの程度ジェネリック医薬品が普及しているかについてでございますが、現在のところ国の統計でしかわかっておりません。平成23年度から電子レセプト

に切りかわる予定でございますので、それが導入され、分析の環境等整いましたらデータの活用ができると聞いておりますので、分析を行いたいと考えております。

また、病院の先生方へも特定健診の会議など、機会を利用し、ジェネリック医薬品普及促進へのご協力をお願いしたいというふうに思います。

3 項めの一般会計からの法定外繰り入れの実施についてでございますが、国民健康保険事業は独立採算制をとっており、加入者の皆さんの国民健康保険税と国などからの支出金、市からの法定繰入金などで運営することを原則としています。

しかし、近年太宰府市国民健康保険事業特別会計は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などに伴い、厳しい状況が続き、4 年連続して赤字決算となる見込みです。このことから、法定外繰り出しも検討はしておりますが、市全体で行財政改革に取り組んでいる中、国保事業の赤字補てんである繰り出しを行うことは他の事業への圧迫ともなるため、非常に困難な状況です。今後も赤字が累積し、事業の継続に支障を及ぼすと判断される場合は、国の医療保険制度改革も視野に入れながら、慎重に対応してまいります。

また、国保への国庫負担増額も含めまして、国民健康保険の構造的な諸問題についての変革を速やかに始められるよう、国民健康保険の広域化、医療保険制度の一元化を、市長会等を通じて今後も強く要望してまいります。

○議長（不老光幸議員） 2 番藤井雅之議員。

○2 番（藤井雅之議員） 今答弁いただきまして、通告しております、また小項目に基づいて再質問を幾つかさせていただこうと思いますが、まず国保加入者の4,908世帯の約半数が低所得者世帯であるという答弁がありましたけれども、例えば一つの事例として伺いますが、所得が200万円、それで奥さんと子供お二人の4人家族の場合、太宰府市の国保の国保税の負担額は幾らになるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 国民健康保険税は30万2,000円となります。

○議長（不老光幸議員） 2 番藤井雅之議員。

○2 番（藤井雅之議員） 30万2,000円、約30万円と計算しまして、所得200万円ですから、所得の15%が国保税の負担になっているというふうに考えるんですけども、それにプラスして、当然医療機関にかかれればその3割の部分が支払いが発生するというふうに思うんですけども、果たして所得200万円で15%の保険税というのが適正なのかという、負担の限度額を私はちょっと超えているんじゃないかなというふうに考えるんですけども、それについての認識はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 課税額が適正かということでございますけれども、ある程度安定した運用を行っていくということでございますので、被保険者の方に一定のご負担をお願いしているということでございます。

先ほど申し上げましたように、制度の関係でございますので、あと低所得者の経営の関係とか申し上げましたけども、そのような制度の中で運営をさせていただいているというふうなことでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今安定した国保の制度の運営という旨の発言がありましたけども、また本会議の専決の関係の承認のときにも質疑が出ておりましたが、資格証明書の関係、資格証明書を発行されている世帯の中に、その低所得者層の世帯がどれくらいおられるのか、資格証発行世帯とその低所得者層の関係というのを答弁お願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 平成22年度の資格証明書の発行世帯は1,189世帯なんですが、低所得者といいまして、先ほど200万円という所得のことをおっしゃいましたので、200万円ということを考えて、200万円以下の世帯というふうにしたときに1,070世帯いらっしゃるということでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 1,189世帯のうち1,070世帯が200万円、その所得の部分で200万円以下と  
いうか、そういった、もう大部分がやはりその低所得者層が太宰府市の国保の中でも加入しておられて、そういったところで資格証が発行されるということは、一定保険税の負担が難しい  
というか、そういった部分もあるというのも私は想像するんですけども、そうやってきている  
ということは、やはり安定的な運営ということを先ほど健康福祉部長の答弁でもありましたけども、その安定的な運営をする上で、今のやはり資格証の発行の状況を見ても、所得のベース  
が200万円以下の方がもう1,070世帯という状況では、やはりこの大もとにある保険税の部分が  
適正かどうかというのがもう一回問われてくると思うんですけども、いろいろ当然窓口へ来て  
いただく、あるいは訪問等もされて保険税を納付していただく努力、国保年金課等でもされて  
いると思います。分割、分納の部分もあるでしょうし、そういった法定の減免等の適用とかで  
すね、いろいろされていると思いますが、やはり今の太宰府市の国保の加入者の実態というの  
は、この資格証明書の発行の状況一つとっても、多くの低所得者層の方が加入されているとい  
う状況にあるというのが、私はちょっと正直この資格証の状況で感じたんですけども、そうい  
った部分への今後の対応策というのはですね、どのように考えておられるのか。そういった部  
分の、要は所得の低いところの層から、保険税がなかなか収納ができてないという部分もある  
から、そういった安定的な運営云々と言われましたけども、安定的な運営をするためにも、一  
定保険税が入ってくるような何らかの対応策を考えないといけないのではないかと思います  
が、それについていかがですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 制度改革というのは当然でございますが、もともと国保の加入者のや  
はり構造というのがありまして、これはもうどんどん高齢世帯が増えていっているという状況

ですね。それで、世帯、どういう方が構造的になっているかといいますと、やはり未就労者が、いわゆる20歳未満と仮定しますと10%、それから現役世代、60歳未満として40%、そして60歳以上、ここで50%というふうになっているわけです。それで、やはり所得に一つ限界があるのかなというふうに感じます。単純に所得階層だけで見ますと、先ほどの200万円ということを考えますと、こういう大卒の世帯構成からして、200万円未満の方がおおむね8割弱ぐらいというふうになってまいりますので、やはり構造的な問題があるというふうにとらえております。

それで、やはりこの制度の抜本的な見直しということでないと、なかなか市町村レベルでのやり方というのに限界があるというふうなところも感じております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 制度の関係のところには話移ってますので、まず再質問するに当たって、制度の財源の関係であります(3)のほうを先に質問させていただいて、最後に(2)のほうを再質問させていただくという形で進めさせていただこうと思いますが、まずよく市長が、この国保の問題では保険制度の一元化ということを言われて、そういったことを市長会としてはまず第一に行っていくということを、これまでも議会で議論するたびに市長のほうからも方針聞いていますが、当然その保険制度の一元化というのも進めていかれるべき、そういった市長会の方針というのは理解する部分もありますけども、ただ現状のこの制度への対応策という部分で、やはりですね、先ほども答弁の中でも制度の安定的な運用ということも何度も再三もう出ていますけども、そのためにもですね、私は一定国保会計への法定外の繰り入れも必要と判断するべきときが来ているんじゃないかと思うんです。

また、これは議会の最終日にもいろいろ国保の関係は説明があるというふうに聞いておりますけども、いろいろ今太宰府市の国保の関係でも、基金もほぼないに等しいような状況で、そういった運営されているというふうに思いますが、財源をですね、できれば私の個人の考えとしては、ずっと法定外の繰り入れも行っていただければ安定的な財源基盤になるんじゃないかなと思いますが、今ですね、今のこういった基金もほぼ底をついているような状況のときだからこそ、逆にですよ、一定のそういった法定外の繰り入れというのはもう少し必要であるという考えで、実施を求められるべきなんじゃないかなと思うんですけども、その点について財政当局ともう少し詰めた話をさせていただきたいと思うんですが、それについて認識いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 最初のご答弁で申し上げましたように、やはり制度改革がずっと加わっております中で赤字が続いているということでもあります。特に後期高齢者医療の問題とかもございまして、それが2年後清算という制度の仕組みも実はございましてですね、今年度だけでもまた判断できにくいところもございしますので、今現在すぐに法定外の関係とかというところまでまだちょっと踏み込みにくいというふうな状況がございしますので、もう少しち

よっと状況を見ていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） その法定外の関係でも、法定外の繰り入れ、いろいろ実施している自治体も当然全国各地、この筑紫地区というところに限っても、春日市や筑紫野市でも法定外の繰り入れを行っておりますが、例えばその法定外の繰り入れを行うとき、いろいろ自治体にも考えて法定外の繰り入れをいろいろ行っているパターンがありまして、例えば不納欠損の分を切り離して自治体独自での基準をつくって、その分に法定外の繰り入れを入れるとかですね、法定外の繰り入れと単純に一言言ってもいろんな形のものがあるというふうに、資料も私の手元にもありますが、思いますので、太宰府市でその法定外の繰り入れというと、私3月にも代表質問したときにも、同じように独立採算ということでできないという答弁だったですけども、その法定外の繰り入れの中身をぜひ検討していただいてですね、それで実施できる形、余地がないのかというのを再度検討していただきたいということと、あと国保のこの制度の関係で、ちょっと市長に市長会の関係の部分も含めてあわせてお伺いしたいんですけども、民主党の新政権は、去年の総選挙では政権をとれば国保も国庫負担を9,000億円に増やすということを言明しておりましたが、2010年の予算では40億円という状況、国庫負担への状況が40億円という状況ですけども、それについてやはり市長会としてもですね、国保への負担が年々減らされて、25%にまで減らされているという状況の改善と、今健康福祉部長の答弁からもありましたけども、大部分の資格証を発行されている世帯も低所得という実態が数字の部分でも出てきておりますので、その点について国庫負担への安定的な財源の確保というのは求めていただきたいと思います。市長の認識いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今国保運営等については、部長のほうから回答したとおりでございます。やはり、国保の安定的、持続的な運営をできるような形をとることが一番大事だと。それには、今も申し上げましたように、抜本的な見直しが必要だというふうに思っております。太宰府市のほうの状況を見ていまして、国保税等については全体の24%ぐらいです。税そのものは。あとは国庫補助でありますとか、そういった法定内の繰入金でありますとか、それで構成をされておるといふような状況等がございます。やはり、低位の所得者の方々が国保には入られているわけですから、その辺のところは全国津々浦々、格差がないような形でこの医療制度をひとしく保障することが、私は国の責務であり、地方自治体の責任であるというふうに思っております。

そういった観点から、国保の安定的あるいは持続的な運営ができるように、国庫負担の引き上げを要求、私もしておりますし、市長会としても行っております。そして、国保財政の基盤の拡充をしないと、これは絶対できないというふうに思っております。

例えば、後期高齢者の繰り入れ等々についても、負担金というような形の中で今払っておるわけです。療養の交付金というような形の中で入ってきておりますけれども、市のほうから

は、これは後期高齢の、何ていいますかね、支援金というような形の中で繰り出ししているというふうな状況等がございます。この辺のところが、収納率がかかっているかどうかというようなことです。支援するお金等については100%持っていかれると。残った金、税そのものは100%捕捉されてないわけです。そういった部分でもって、不足するのになおかつそういった支援金等々が公的に初めから要求される、また支出していきなさいかん、こういったことが私は根本的な矛盾といえますかね、があるのではないかと。やはり、市町村に負担が来ないように、やはり国の制度として後期高齢者の保険も、あるいは国民健康保険も、国が一元化してやはり行う必要があるというふうに思っているわけでございます。そういった要望をいたしております。

それから、今言われました減免制度そのものも、各市でそれぞれ行うのではなくて、一律的なやはり減免を行い、そしてそこで不足した場合については、国の財政措置を行うというように形で持っていかないと、それぞれ政策的な形でやるのはいいんですけれども、結局のところ財源が不足してくるというふうな形になってくる。運営そのものが破綻を来すというふうな形になってきますから。そういった意味において、全体的な視点といえますかね、抜本的な制度改革、これが私は必要だというふうに思っているところでございます。

部長が回答しましたように、これが赤字がずっと将来的にも続くというふうなことであれば、同時に要望はしていきますけれども、市としてそのことについて、低所得者の皆さん方、被保険者の皆さん方の負担が軽くなるような措置というふうなことにしても、検討はしていく必要があるだろうというふうに思っております。むしろ私どもは市民の皆さん方がやはり健康になるということ、高齢者の皆さん方も含めて医療にかからなくても済むような、そういった健康の増進を行っていく、そういった総合行政が私は必要だというふうに思っておりますので、その辺のところでも今後においても施策を総合的に進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。ぜひその法定外の繰り入れ等、低所得者層への対策、来年度の予算の関係でも、ぜひ対応策ですね、今後詰めていただきますよう要望させていただきます。

それと、ジェネリック医薬品についてですね、幾つかちょっと再質問させていただきますが、まず今のレセプトの点検、先ほどの答弁受けますと、今のレセプトの関係のシステム等では、要は結局ジェネリックがどのように普及しているかは判断がつかないというふうな、国レベルでの部分でしかわからないというふうに認識していいのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） そのとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それで、厚労省がですね、じゃあ先ほど壇上で述べましたけども、

2012年までに、2012年といいますともう1年半後ぐらいですよね、約。1年半か約2年後ぐらいですけども、その部分までにジェネリックの普及を30%まで進めるという方針を持っているというふうに言いましたけども、これについては率直に言って調査というか、もう30%まで進めるというのは、その時点では把握することはもう難しいというふうに国保年金課としてはとらえられておられるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） これもやはり市単独のシステムというわけじゃなくて、全国データベース的なレセプトオンラインという関係がありますので、その中で福岡県国保連合会のシステムというふうになってまいります。その中でシステムをつくっていくということでございますので、国の目標は目標で、こちらはこちらで、やはりそれに向かって対応してまいるということになろうかと思えます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひ、引き続きの取り組みをお願いしたいと思うんですけども、まず基本認識のところで伺いますけども、国保を預かるその国保年金課としても、やはりジェネリックの普及が進めば、一定国保財政のその部分では影響といいますかね、要は先発品と比べると後発品のほうがやはり財政的にいい影響といいますか、そういう給付費の部分ではいい影響があるんだということは当然認識はされておられるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 平成21年度のですね、調剤費、前年度から、平成20年度から比べまして5%伸びておりまして、当然ジェネリックに変わっていきますと、これはやはり軽減されるというふうなところでございますから、その促進というのは図っていく必要があるというふうに思っています。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今促進策をとっていくということで答弁ありましたけども、私のところにもですね、2月、3月の医療費、私も国保に加入しているものですから、国保年金課から先日お知らせが届きました。それで裏面に、ご存じですかジェネリック医薬品というような、ジェネリックのそのPRも国保年金課でされている、これも一つだろうとは思いますが、いろいろお話を聞きますと、医者と患者さんという関係が対等だというふうに言われていますけども、やはり患者側から見ると、先生に対してジェネリックを処方してくださいというのがなかなか言いづらいという、やっぱり先生の言うことの、何というんですかね、そういった部分もちょっと話聞いたんですね。それで、ジェネリックなのか、そもそも自分が処方されている薬が、先発品なのかジェネリックなのかははっきり言ってわからないと。もう先生が処方されるものは、それでもう何も言わずに受け取るんだというような、そういうふうな、言ったら何か先生の機嫌が悪くなるんじゃないとか、いろんな理由を言われて、患者さん側の部分で見てもそういったことあったんですね、そういった話を聞いたときに。ぜひその点でもです



ね、気軽にぜひジェネリックにされてみませんかというような、もう少し踏み込んだ、そういった部分での対応策を今後進めていっていただきたいなと思うんですけども、それについて答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 確かにご指摘のように、先生对患者という立場というところもございますから、言い出しにくいというのもございましょうし、国保のほうではですね、こういうカード、ジェネリック医薬品お願いカードって、これは日本全国的にこういうカードがつけられているようではございますけれども、こういうものを加入者の方にお渡ししながら、窓口でこれを出すことで、自分で言わなくても、これをお示しすることで意思表示ができるというふうなものにも取り組みを進めていっているところでございますので、そういうのももうちょっとよりできるようなやり方というものをやはり検討しなくてはいけないかなというふうに感じます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 引き続きそれで対応策をとっていただきたいと思いますのですが、国保のところの最後に、国保法の中では第1条のところですね、社会保障及び国民保険の向上という部分が総則で言われておりますので、そういった部分の観点から、低所得の方が医療から排除されるようなことがないように、市としてもできる対応策はとっていただきたいということは重ねて要望いたします、国保に関して質問終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 子供とメディアのかかわりについて、福祉面（母子保健）からの対応策についてお答えをいたします。

テレビ、パソコン等のメディアは、私どもにさまざまな情報をもたらしてくれる便利なものではございますけれども、メディアと長時間接触する子供は外で遊ぶ機会を失い、そして人とかかわり合いが、体験が不足するというふうなことがございます。あるいは、体力の低下、睡眠不足による生活リズムの乱れからくる身体発達の影響等が懸念されておるところでございます。そうしたもろもろの問題、ご指摘のような状況等がございます。詳細につきましては担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 乳幼児期におけますテレビ、ビデオ、テレビゲームを初めといたしますメディア等の長時間に及ぶ接触というのは、心身の発達過程であります子供への影響が懸念されています。乳幼児期の子供は身近な人とかかわり合いや遊びを通じて人間関係を築き、心と体を成長させます。このことから、保健センターにおきましては、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康相談、健康診査等で生活習慣や言葉の発達、育児状況などを聞き取り、保健指導の中でテレビ等を長時間視聴することによる発達への影響など、メディアとかかわりについて配慮が必要であるということを説明しているところでございます。

また、県で作成されています、親が子供の発達や発育の様子を知り、その状態に応じた子育て

てを支援するための冊子「子育て応援団」を、1歳6カ月、3歳児健康診査で配布し、テレビ等の長時間視聴について注意喚起を行っております。なお、本市独自のチラシ等の作成につきましては、保健センターの乳幼児相談、訪問事業等における啓発を継続しながら、今後、教育委員会の教育力向上福岡県民運動の取り組みの中にも同様の事業がありますので、生涯学習課、子育て支援センター等の関係部署及び関係機関等と調整を図りながら、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 2項めの教育面からの対応についてお答えいたします。

最初に電子教科書についてですが、電子教科書についてのその具体的な形ははっきりいたしません、電子化することによりまして映像や音声などを駆使した新たな教育手法の開発や利便性の向上など、有用な一面があると考えます。

また、子供に与える影響とか、教科書は教科書検定とか採択という制度を持っておりますが、こういう面など、明らかになっていないこともありますので、今後とも国や県の動向を見守りたいと思います。

2点目につきましては、県では児童・生徒の規範意識を育成する学習活動に対して、専門家等の外部講師を派遣し、児童・生徒に社会規範を遵守する判断力や行動力を育てることを目的とした、児童・生徒の規範教育推進事業が平成21年度から実施されています。そのテーマの一つに、ネットによる誹謗中傷、いじめ等防止がありますが、本市におきましても、昨年度3校で実施しております。その実施状況などにつきましては、後で部長より回答させます。

3点目のノーメディアデーですが、現在教育力向上福岡県民運動の一環として、本市でも幼児と小学1年生を対象に啓発リーフレット及び生活習慣カードを配布し、夜9時までには寝よう、食事のときはテレビを消そうと呼びかけています。それとともに、文部科学省による「早寝早起き朝ごはん」国民運動にありますように、生活規律をつくることも大切だと考えます。また、県民運動や新・家庭教育宣言の取り組みの一環として、PTAを中心としながらノーテレビデーを実施している学校もございます。今後とも各学校の状況を考慮しながら、学校、家庭が連携し、取り組んでいけるよう機運を醸成していきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 本市の児童・生徒の規範教育推進事業の実施状況についてご回答申し上げます。

この事業は、県内の公立小・中学校の児童・生徒の規範意識を育成する学習活動へ、ボランティアまたは専門家などの外部講師を派遣し、児童・生徒の社会規範を遵守する判断力や行動力を育てることを目的として県が実施をされております。

この事業は、平成21年度から始まった事業でございまして、平成21年度から平成23年度まで、すべての小・中学校においてこの事業を実施いたしますが、無料で専門家などの外部講師を招聘できるのは、3年のうち1回というふうになっております。平成21年度において外部講

師を活用し、メディア教育を行ったのは、太宰府東小学校、水城西小学校、太宰府東中学校の3校がございまして、簡単に紹介をさせていただきます。

太宰府東小学校では、ゲームやテレビなどのメディアの危険性、ネット、携帯電話などによる誹謗中傷、いじめなどの被害の深刻さや危険性について考えさせ、判断力を育成するために、中学年で「スイッチオフはわたしのしごと」、高学年で「ケータイ・ネットを使う3つの条件」と題して、NPO法人子どもとメディアから講師を派遣していただきまして、児童に対して講話を行って指導いただいたところでございます。

また、水城西小学校でも同様なねらいで、中学年「スイッチオフはわたしのしごと」、高学年「ケータイ・ネットを使う3つの条件・自分の体と心を守る6つのルール」と題して、同じくNPO法人子どもとメディアから講師を派遣していただいています。

太宰府東中学校では、携帯電話、ネットなどによる誹謗中傷、いじめなどの被害の深刻さや危険性などについて具体的に理解させ、生徒の社会規範を遵守する判断力や行動力の育成を図るために、全校生徒に「ケータイ・ネット、ゲームのリスクと対応」と題して、NPO法人子どもとメディアから講師を派遣していただき、講話を行っていただいたところでございます。

それ以外の8校につきましては、ボランティアやメディア資料を使って学校で指導を行いましたが、平成22年度と平成23年度にこの事業を活用し、それぞれ外部講師をお願いする計画を持っておりまして、学校での啓蒙啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） まず、福祉面の取り組みで再質問させていただきますが、先ほど壇上で述べましたが、福津市の取り組みですね、行政とNPOが一体となってそういった啓発チラシを配布を行って父母の方にそういった問題に取り組んでPRしているということですが、チラシのほうは現場の保健センターでもお持ちだと思んですけども、例えばそういったものを太宰府市でやるとしてですね、大体やるとなった場合どのくらいの予算がかかるのかということを考えておられるのか、そういったことはどうなっていますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 立派なものをつくれればそれなりに予算はかかるというふうに思いますが、やはり訪問の場とか、相談の場とかですね、そういうときにできるだけ手渡しやすくするというのも非常に大事なことでありますので、まず自分たちでつくって簡単にやはりわかっていたくようにということから始めるというふうに考えたいというふうに思っています。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それで、わかりやすく、簡単にということも今言われましたけども、保健センターのところ、中といたしますかね、そういった保健センターの待合というか、いろいろされているところを見ますと、当然、健診等もあそこを中心にいろいろされると思うんですけども、お母様方、父母の方がお子さんを連れてこられたときにですね、そういった何か目に見

える啓発、携帯電話の使用、お子さんの体と心等に刺激がありますので控えましょうとか、そういった簡単なもう、例えばこれはクリアファイルですけど、ラミネート加工したような啓発ポスターのようなものをつくってですね、張り出して、少しでもそういった待ち時間においても、そういったものの対応策が必要になってくるんじゃないかなと私は感じたんですけども、そういったラミネートの部分等の対応なら、市、保健センターとしてももうすぐにでも対応していただけるんじゃないかなと思うんですけども、それについて実施をしていただくお考えはありますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 大きなポスターの関係は、確かに自分たちでもつくっていくことができますので、ちょっと内容を詰めたところですね、それについては対応させていただきたいと。できるだけ早いほうがいいと思いますけれど、最初ご答弁申し上げましたように、ちょっと検討させていただいてつくりたいというふうに考えます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 次に、教育面について若干伺わせていただきます。

先ほどiPadの電子教科書の問題、教育長からも答弁いただきましたが、今回の菅新内閣の発足でも総務大臣とそれと教科書の関係ですか、文科大臣のところは引き続き前鳩山政権時代から同じ閣僚の方が再任されるという形になってますんで、この部分もとまることなく進んでいくんじゃないかなと私は考えるんですけども、今教育長が言われた県あるいは国の動向を見守るということもありますけども、まずいろいろ小・中学校、太宰府市内の先生たち、校長先生、定期的に集まっておられますんで、その中で、仮にこうなった場合どうなるのかぐらいの検討はしていただきたいと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ご指摘のようにですね、お手元にあります資料でも文部科学省は本格的な検討による方針を決めたという資料がございますので、何らかの形で検討なされるんじゃないかと思っております。

情報通信技術といいますかね、これの拡大は今後にかけてより一層大きくなってくると考えましたときにですね、いろんなものの電子化というものは一つの方向ではないかというふうに考えております。また、その中に教科書が含まれてくるということも、ある面ではその成り行きじゃないかなというふうに、深くは考えておりませんが、そんなふうに思うところでございます。

先ほどから藤井議員からいろいろと危惧の指摘がございましたけれども、このことについてですね、そういう危惧があればこれは全国小・中学生に渡すんですから、当然、私はそういう専門家の方々、いろいろ集まれて話があるんじゃないかと思っております。残念ながらですね、校長先生たち、どういう能力を持ってあるかわかりませんが、どういう情報を持ってあるとか、脳の発達の専門知識があるかということについては、感想ぐらいは言えるかもしれませ

んけれども、なかなか難しいんじゃないかというふうに思っております。

最後に、先ほど採択の話をしたのもですね、どういうふうになるのかな、単にですね、太宰府市だけでどうこうするというような問題ではなさそうな気がするんですよね。ですから、そういう方向なんかも含めながらいろんな検討をなされたら、もう少し詳しい情報が出てくるんじゃないかというふうに思っております。今回藤井議員から質問されましたので、改めてその電子教科書のことを見たわけですが、市販されたものとしては電子教材はかなりの量がもう出ておりまして、学校で使う場合、余りないかもしれませんが、ご家庭では、例えば国語の漢字とか読み取りとか計算とか、算数のですね、そういうものには活用されている可能性が大きいんじゃないかなというふうにも思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 教育長の答弁でもいただきましたけども、確かに電子化されて、例えば固有名詞あれですけども、DSとかというゲーム機で漢字検定のそういった部分とか、料理のレシピとか、いろいろ生活の部分でのそういったソフトもあって、相当家庭の、お子さんだけでなく父母の方も活用されているというようなことはわかるんですけども、私がこの取り上げたのがiPadという、その品物がですね、例えば教科書、それだけ電子教科書を配るというんだったら便利になるとか、いろいろ考えるんですけども、そのiPadの機能をいろいろ今テレビ等、雑誌等でも特集されてますが、物すごく便利になるといいますか、当然インターネットもつながる、そういった動画の再生もスムーズにいくとか、いろいろそういった、何というんですか、そのiPadの機能そのものが、果たしてその教科書の電子化とリンクをするのかなというようなこともちょっと懸念があったもんですから、そういった通信端末を子供に教科書として与えるということがどうなのかなというので、ちょっと今回質問の中に取り入れたもので、ぜひいろいろ、いろんな形で今後具体化も出てくると思いますし、教育長としてもですね、引き続き動向の把握は努めていただきたいと思います。

それと、ノーメディアデーの実施の問題ですね。今全国でもいろいろ事例があるということも伝えましたけども、その中でも、例えば単純に今日はノーメディアデーということだけでいいって取り進めるんじゃなくて、いろいろノーメディアデーの中に細かく段階づけといいますか、そういったことをして取り組んでいるというのが全国多くあるような実態です。例えば、食事の時間はテレビをつけないとか、教育長の答弁でもあったように、9時までに寝ようとか、そういった部分で、いろいろ細かくそういったのを区切って少しでも子供が取り組みやすいように簡単などころから実施して、段階を追っていきえるようにというような取り組みもなっていると思うんですけども、そのノーメディアデーの実施については、全市一斉で行うという考えは今のところないということなんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） さきに申しましたようにですね、5歳、6歳あたりを対象に検討しても、

ノーメディアに対する取り組みを進めておるところをまず見たいと思っております。

何というんですかね、例えばノーメディアだったらノーメディアとか、一つ一つの項目をするととなると非常に大変、大変という言い方はおかしいですけども、そうではなくて、基本的には子供たちが必要な情報をきちっと見たり、または余り長時間になったらやめようとかというような生活規律をどうつけさせていくかというところを、やっぱり学校としてはもっと力を入れていかなければならないんじゃないかと、その一環として、先ほど言われたようにメディアの話もありましょうし、それから早寝とかであると思います。

だから、当然早寝をすれば余り遅くまでテレビを見ないとかで、だから文部科学省も提唱しております、以前から各学校も取り組んでいただいております、早寝早起き朝ごはんというような運動をPTAと一緒にする、それがより浸透していくと、必然的にそのメディアに接する時間等も少なくなってくるというようなとらえ方で進めていきたいなと思っております。これをやりなさい、次これをというようなことでは、やっぱり学校もご家庭もなかなか取り組みは難しいんじゃないかと思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） いろいろ実態の部分も見ていただいて、それで進めて、仮にこのノーメディアデーを実施されるというふうになったときにはですね、ぜひ単純にノーメディアデーを今日実施しますからということだけじゃなくて、当然父母の方が勤められておられる会社のほうの、例えば仕事を早く終わるとか、そういった部分の当然理解等も必要になってきますから、いろいろそれに基づいて起こる影響といたしますか、そういったことにまで配慮をさせていただいて取り組み等を進めていっていただきたいということを、これは要望させていただいて一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 2項目の通告を行っております。

まず初めに、観世音寺、戒壇院周辺の活性化対策についてです。

このお寺は重要文化財に指定され、市内の中心地にあり、国宝、梵鐘、仏像などを展示をされています。また、観光コースにもなっており、観光バスも来ていただいております。この周辺は、重要文化財及び史跡地保存地域であることはよく理解しておりますが、その周辺にはお店はなく、短時間の滞在で通過観光地になっておりますが、駐車場がありトイレも設置されて

おります。県道から参道までの区間空き地があり、排水路が設置されております。左右の空間を利用し、文化財を保護する方法で、まず初めに行政が地域活性化予算などの支出を行い、簡単な建物を設置し、地元農産物の販売や物産品、お茶やコーヒーが飲めるお店、お土産店などの場所提供を行い、その建てた建物を短期間、6カ月、1年契約で利用させる小さな道の駅等を設置し、第三者に管理委託させるような方法を検討いただけないかと、市民の方々から要望が以前から出ておりましたが、なかなか過去の経過を見ますと許可が出ていないようであります。

当然、この地域は建物を建てたりすることは文化庁が認めておりませんが、太宰府市の史跡地の買い上げ状況から考えて、固定資産税は減額、その代償として、まるごと博物館構想に基づいて遺構保存、崩さない形での方法で国、県に使用許可願、また市の計画書を作成し、再三国、県に要望を行っていただきたいと要求いたしますが、市長、教育長の考え方をお聞きいたします。

次の質問については、保育制度の充実、保育料の引き下げ要望と保育所入所直接契約制度等を実施しないでいただきたいという内容です。

平成21年12月8日に閣議決定された、明日の安心と成長のための緊急経済対策という内容は、保育所制度を大幅に後退させる内容です。規制改革のもと、保育所の設置については、許可制に加え指定制を導入し、営利を目的とした事業者の参入を促進するとともに、保育所入所利用者と直接契約として、市の公的責任をこれまでの実施主体、単なる監督責任に変容させようとしています。これは児童福祉法第24条に基づく保育実施責任を大幅に後退させるとともに、規制緩和による保育の市場化を進めるものです。保育料についても応能負担から応益負担と変更されるならば、所得の低い保護者の負担増を招き、子供たちが必要な保育が受けられなくなります。

このような状況に対して全国保育団体連絡会を初め、全国社会福祉協議会が、今でさえ待機児童の解消のために定員の25%を受け入れている中、厚生労働省は最低基準を撤廃し、地方自治体の条例に委任する方針を決定した場合、今まで全国一律で最低基準という制度によって、子供たちは少なくとも全国どこでもだれでも格差のない保育が保障されておりましたが、このような閣議決定を太宰府市は受け入れないでいただきたいと要求いたしますが、市の考え方をお聞かせください。

保育料についてですが、第1階層から第8階層までと改正されています。当然、共働きですから夫婦の所得が加算され、所得税額が10万3,000円を超える世帯が平均と思われますが、3歳未満児と3歳児の2人の児童を保育所に入所させると1カ月の保育料が10万円近くになります。この不況時、一生懸命働いても生活はできない、税金も納めなければならない。少しでも国基準の保育料ではなく、第4階層から保育料の引き下げを検討いただきたいと要望が出されておりますが、市の考え方をお聞かせください。

2点目の最後として、太宰府市の保育所待機児童数は、国基準では30人、希望者は110人、

無認可の保育所の児童数を入れると待機児童数は大変な数になると思われます。来年度新しく保育所が設置されますが、一番大きな問題は0歳児から3歳未満児の入所希望が大変大きい要求であり、大きな問題です。現在の公立保育所、これを乳幼児保育所として変更することができないのか、この点についても市の考え方を聞かせていただきたいと思います。

あとは自席で回答について再質問させていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 観世音寺、戒壇院周辺の活性化対策についてご答弁を申し上げます。

昨日でございますけれども、戒壇院境内で太宰府リコーダーアンサンブルの皆様方によってのコンサートが開催をされました。菩提樹がある中、本当にすばらしいといひましようかね、境内もすばらしゅうございましたけれども、鑑真和上が伝えられたという菩提樹も大変立派でございました。そうした会場にも市内外から250名の皆さん方がコンサートにお見えになっておりました。これもすばらしいことだなと。そういった史跡地での音楽祭等々を今からも広めていかれたらすばらしいなというふうに思ったところでございます。

そういった観世音寺あるいは戒壇院周辺でございますけれども、国の史跡地の観世音寺境内及び子院跡に指定され特別史跡大野城跡、太宰府跡とも隣接をしておるところでございます。この史跡地内では都市計画法によります線引き上の制限もございまして、さらに文化財保護法によりますところのさまざまな制限がございまして、建物の建築行為につきましては、既存の建てかえあるいはガイダンス施設、トイレ等の便益施設以外につきましては、建築することは困難な区域になっておるところでございます。しかしながら、太宰府市の史跡地は人の住む史跡地であることから、民間によりますところの、観光あるいは交流サービスなども許容するなどの措置も検討する内容と私は考えておるところでございます。史跡地を広く活用し、そして許容するようなそういった史跡地であらねばならないというふうに思っておるところでございます。

また、私は全国史跡整備市町村協議会の、現在副会長を仰せつかっております。文化庁にも機会あるごとに私どもの考え方、全国的な考え方、今武藤議員がおっしゃっているような状況等も共通しておるわけでございますけれども、そうした文化庁に対しまして、太宰府市の現状と史跡地の有効活用につきましては、お願いをしておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私もよく文化財の保存管理についてはわかった上でやっているんですが、あれだけの、昨日も、今市長が言いましたように、たくさんの方が入ってくる。しかも、戒壇院に全国で3つの戒壇院のうちの一つであり、歴史のある中国との関係のある観世音寺とかという、こういう立派なものがあって、しかも駐車場がある、トイレもある。それから、史跡地、遺構を崩さない形で何らかの方法であそこで、やはりたくさんの方がお見えになるんだけど、何らかの方法は検討できないかなと。

以前も何か要望があったんだけど、なかなか文化庁が許可しなかったということが聞かれて、再度質問してほしいという要望がありました。これずうっとこう見て回ってありましたら、これは史跡地なのかお寺の所有地なのかというのが、一つちょっと疑問点が出てきたんですね。それで、担当課のほうも現場を見ていただいていると思うんですが、水路の部分までは、間口的に見ますとちょうどこれからこの近く、2間半以上ぐらいありまして、長さは歩いてこれの2倍から3倍ぐらいの広さがあってこうあるんですけど、以前、太宰府郵便局にキャリアが来ましてね、太宰府に残していただいたことが幾つかあるんですが、観世音寺のところに公衆電話を設置していただきましたが、あれはコンクリートの上に置いている状況ですが、覆屋のところのトイレもそういう状況、覆屋もそういう状況ですが、遺構を壊さないで置いて、しかも立派なものじゃなくてでもね、ただしやっぱりそれは民間にさせるというよりも行政がある一定の出資をして、先ほども中林議員の質問にあったようにNPOあたりに管理をさせるとか、覆屋のほうの管理をさせるような方法的なものはとれないかどうかですね、担当課のほうで、参道の道幅左右あります、それから宝物殿のほうに入るところの駐車場とトイレの間にも、これのまだ2倍ぐらいあって、一つの水路で囲まれているんですが、この周辺の公有地とそれからお寺の所有地、それから今市長が言いましたように、お寺の所有地はお寺が同意をすれば何らかの方法でできるのかどうか、これは文化財との関係があるんですが、その辺内部検討いただいたでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） あのとあたりはまだ個人の所有地でございます、もちろん観世音寺の所有分もございますが、今空き地となっているところはまだ個人の所有地でございます。今おっしゃっている駐車場が既にございますが、その後ろあたりの分もおっしゃっているんだと思いますけども、あそこはまだ個人の所有地でございますが、今後買い上げとかになりましたら、その利用の仕方というのは、駐車場というよりも駐車スペースとして今使っている、トイレのところで使っておりますけども、駐車台数がいっぱいになって不足するというようなことになれば、また駐車スペースとしての考えが出てくるでしょうけど、今のところはまだ個人の所有地でございますので、まだそこまでは考えておりません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今参道、大きなクスノキがありますよね、駐車場の入り口。それから、その駐車場のこの部分でさくをしているんですが水路があると、それからまだもう少し余裕があると。こちら側の公衆電話からずうっとあるんですが、これは観世音寺の所有になっているのかどうか。それから、その戒壇院を改修したときにですね、手前、ずうってこう整地をして今駐車場になってんですね。この駐車場はあくまでもなぜこの駐車場として、入ってくるのはあの部分もあるんですが、あの周辺は一体的に観世音寺の所有地なのか、文化財の所有地なのか、市が買い上げた。それから観世音寺と戒壇院、その周辺で、私どももう少しあなた方

の資料とかそういうものを、打ち合わせは何もしてませんから直接聞いているんですが、あの
一帯でどこまでがお寺の所有であり史跡地なのか。戒壇院を改築するときにあそこにぜひそう
いうものもつくりたいという意向があったそうですね。ところが許可されなかったということ
なんです、ある一定の部分についてわかりますか、公有地と民有地。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ちょっと詳しい線引きがありませんのでそこがあるやもしれませんが、現
在、駐車場として使っておりますあのトイレのある空間ですね。あそこ、ずっと以前はあの近
所の方が田んぼをつくってありましたので、その方から買い上げたところですが、現在、溝が
あって通路があるところは以前から観世音寺の社域というんですかね、お寺の領域で、また戒
壇院側にいきますと、あの幅から向こうの戒壇院の道まではある方が田として使ってありまし
たのを公有地化しているというような状況です。

それから、宝蔵がありますあの付近が駐車場になっておりますが、あそこは今言いましたよ
うにずっと前は駐車場スペースがありませんでしたので、田んぼとかですね、だからあそこ
を定期観光のバスが利用しておったという経緯があって、現在も、ですからあそこは基本的
に定期観光バス以外はお断りという形になっているんじゃないかと思います。そういう面から考
えますと、あの付近はお寺さんの所有地かと思います。ただですね、はっきりわかりません
が、お寺さんといえどもお寺の財産と住職さんの個人財産というような土地も分かれてい
るんじゃないかと思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だから、当然市長のまると博物館構想もありますが、当然その文化
財の関係では市と教育委員会、国とのかかわりがあるからですね、私、あれだけの素晴らしい
ものがありながら、全くあれだけの敷地を遺構を壊さない方法で、市がですね、活性化するた
めにそういうマスタープラン的なものもちょっと考えていただきたいなというふうに考えてい
るんですが、その中でですね、私も何回も見ながら、当然この長い間の歴史がありますから、
クスノキあたりが当然、もしそういう2間なら2間のそういう部分をある一定の間隔で3つぐ
らいつくり、また2つぐらいつくったとして置いていくような状況をしたときに、当然そのク
スノキが邪魔になるんですが、これも文化庁の管轄になるのかどうか。あくまでも所有地とい
うか、そのお寺の同意を得れば切ることができるかどうか、この辺はどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 周辺のあのクスノキにつきましては、観世音寺境内にありますクスノ
キ、これは所有者は観世音寺のほうになりますので、向こうが管理ということでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） さっきも言いましたように、どこのお寺もお宮もいろんな、やっぱり
この参道にはお店がたくさんあるんですよね。こういう全国でも素晴らしい文化財のあるとこ
ろに、参道はあっても店がないというのはちょっと太宰府はね、寂しいなと思うし、役所も近

いことだし、やはり朝市なんかもやることによって活性化にもなるんですが、こういう、奈良の平城京の周辺もたくさんお店があります。宮城県が多賀城市はその周辺はないんですね。都府楼政庁跡もそういう状況で、桜のときにはいろんな一時的なお店も出ますが、簡単な置くだけの、木造で文化財にマッチしたそういう簡単な建物的なものをつくろうとすると、予算的には大体どのくらいぐらいでできるもんですかね。坪4万円か5万円ぐらいでできるかどうか、ちょっとそういう部分はですね、もし構想的なもの、それから2間なら2間、4坪ですから、12万円ぐらいでできるかどうか、置くだけでね。

今何というんですか、コンテナを持ってきて1カ月借りるというか、コンテナも大体20万円から40万円ぐらいで売っているんですよ。そういうものを持ってきて置くわけにはいきませんからね。だから、そういうバラック建てじゃあちょっとね、また台風が来たら飛んでいってしまいますが、こういう活用することと、そういう国、県にお願いをするということになると、ある一定の構想をつくらなきゃいけないと思うんですよ。

これだけの重要な文化財のある有名なところ、貸し切りバスも入ってくる、そういうものについて、先ほども民間活力ということですけど、民間にしなさいと言っても難しいだろうし、お寺の所有者、個人の所有者、その同意を得て、ある一定の構想をつくっていただいて、マスタープラン、行政と議会と関係者が県や国に陳情するような制度的なものも検討いただきたいと思うんですけど、これは市長さんのほうがいいのか、教育委員会のほうがいいのか、どんなふうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今武藤議員の提言でございますけれども、私もそういうふうなイメージを持っておるわけです。それで、用途地域の部分的な変更であるとか、そういった形を申し上げておる、また内部で検討をさせておるというふうな状況。奈良等々に行ってみますと、やはり境内そのものはもちろん店はございません。しかし、その周辺であるとか、いわゆる参道でありますとか駐車場等の中で茶店的なもの、あるいは売店的なもの、トイレも含めて、そういった附属物っていいでしょうかね、これは当然大事だと。大宰府政庁跡でいきますと正面に空き地がございます。今は民有地ですけども、あそこも重要なポイントの一つであろうと。観世音寺等々についても市有地、今駐車場をしておりますけども、工夫によってはいろいろな展開ができると。あるいは、水城跡にいたしましても60m以降の部分の中で、今多目的にいろんな店づくり等々ができる。またそうしなければ人が集まってくるところ商いがあるわけですから、こういった仕掛けづくりも含めて、まるごと博物館、まちぐるみ歴史公園の一つのツールだと必要なものだというふうに思っております。

文化庁等についても、今言われますように、構想あるいは基本的なたたき台、考え方、ベースがないことには話になりませんので、そういった用途地域の見直しも含めたところでのきちっとした実現できるような方向で私は実行していきたいと、努力していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長が前市長から、また現市長もまるごと博物館構想でいろいろご尽力いただいて、水城の堤防の周辺にもあずまやを整備していただきましたけど、あれはあれまたすばらしいものがありますが、一番この太宰府の市役所で、しかも中心地、この重要な戒壇院と観世音寺、この文化財という特殊な事情がありますけど、やはり天満宮の参道はたくさんの人が来てもね、まだそれなりのにぎわいがありますが、やはり歴史の長い、天満宮よりも長い歴史のあるこの2つのお寺をですね、その周辺、第三セクター的な形でも構わないし、そんなにお金もかける必要もないしですね、1日とか2日とか貸す場合もあるだろうし1カ月貸す場合もあるだろうし、1年通して契約もあるだろうし、何らかの交渉をして、やっぱり人を集めて、来てみてよかったと。だから、私も観世音寺へ年に3回から4回、知人、友人も来ればですね、当然連れていきます。すばらしいものが戒壇院にあり、あの梵鐘を見ていただいて宝物殿を見るわけですけど、出てきてもあと何もないと。もうこの暑さの中で何か飲みたいなど思っても自動販売機で買わなきゃいけない。それは観世音寺に行けばお札なんかもありますけどね、それ以外のものも含めて。それから、よく地元の方が朝どりしたものをあのちょうど入り口のところで週に一、二回、販売しているんですけど、そういうもの。

今太宰府のあそこの石坂にあります農協の部分についても、あれだけ多くの方が集まってきているというかですね、だから何らかの形で、少し行政が援助しないと難しいと思います。運営はもう第三者に任せればいいことですが、それなりにひとつ検討をいただきたいし、せっかく貴重な文化財をより多く楽しんでいただく方向を検討いただくようお願いをいたしておきます。

それでは、ちょっと次の質問項目については、言いましたように、国が次から次に保育制度、今全国的に保育所というのは、社会福祉法人、社会福祉協議会にも加入されておりますし、全国で今保育所問題について大変な国に陳情、要望が行われておりますが、1点目について、まず、でも構いませんが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 保育所最低基準の緩和につきましては、国は保育室の面積などの基準につきまして、平成21年12月都道府県等が条例で定めるように改めるというふうな閣議決定を行っておりますけれども、詳細については検討されているところでございます。

また、保育の新たな仕組みづくりにつきましても、一定の方向性は出されていますけれども、詳細については現在のところ明確になっておるわけではございません。具体的なあり方につきまして、関係者の意見を聞き検討されているとのことでございます。さきの全国市長会の中でも、社会保障審議会の中での中間的な報告等々ももらっております。社会保障審議会の中での同様の質問項目内容だろうというふうに思っております。これもまだまだ明らかになっておりませんで、今中間的なものであるわけでございます。

いずれにいたしましても、保育の質の低下、あるいは保育サービスの低下につながるような

ことがあってはならないというふうに思っております。私といたしましては、今後とも国の動向を十分に注視しながら、必要に応じて市長会でありますとか関係機関等々に意見具申ないしは対応してまいりたいと、このように思っております。

次に、保育料につきましては、本年度、国は徴収基準の一部改正を行いました。本市におきましても国に準じまして見直しを行っておりますけれども、新たな階層におきましては、保育料を基準額よりも低く抑えて決定をいたしております。なお、減免規定を設けまして、失業者などによります収入が激変し、経済的にも厳しい家庭につきましては相談をお受けするようにいたしております、本制度の適用で状況を見守りたいと、このように考えております。

最後に、公立保育所を乳児保育所というふうなことでございますけれども、3歳で保育所をかわらなければならなくなるということでもありますとか、あるいは兄弟、姉妹がいる場合の保護者の負担が多くなることなどの課題がございます。来年度開所予定の保育所につきましては、こうしたことを考えながら、他の保育所に比べまして3歳未満児を多く受け入れるための定員設定と指示を、私どもの要望を現状を踏まえてそういった定員改定を行うと、そうすることによりまして待機児童ゼロを図っていきたいというふうな市の基本的な考え方を述べ、そういった保育所を建設してもらうように協議が調っておるわけでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、国が保育制度についてですね、今の民主党が閣議決定をしたんですが、現実にはその待機児童解消というけど、この基準を取り払うことによってですね、さまざまな形で、しかもその直接契約をすると、単純に言うとなら第1階層から第8階層ある保育料によって行政が保育をしている部分が、その部分についてもう幾らでしましうとかになってくるときに、働きたい、そういう金額の保育料基準が崩れてしまうという問題がありますのでね、だからさまざまな形でその保育室の面積まで変わってくると。今特別に最高25%まで認めるというのも崩れてしまふとですね、問題がありますし、そういう中間報告的ですけど、今全国でやはり今の保育所の基準は守っていただきたいという要望が出ております。ぜひ、今市長から答弁いただきましたけど、こういう条例化を県まではこういう方針が来ますよというのが来ますからね、今後条例化しないような方向とか、市長会あたりで何とか子供たちのためにですね、行き届いた保育行政をやっていただきたいというふうに思います。機会あるごとに、できればお願いをしたいと思います。

それから、保育料ですけど、ある一定見直されて、前回までは第7階層だったのが今度は第8階層までなったんですね。今まで所得税額が41万3,000円だったのが73万4,000円以上というところまで変わりました。2人のお子さんを預けるとですね、3歳児、4歳児以上については540円と640円、2人のお子さんがおると270円と320円という3歳児以上の部分とですね、ところがなかなかそんなに毎年お子さん生まれられていただければありがたいんですが、なかなかこの3歳未満児と3歳児以上とおられたときにですね、第4階層で年間の保育料が68万

4,000円、第5階層で91万800円、第6階層で110万8,800円、第7階層で136万8,000円、第8階層で139万1,760円という、年間で見たら本当に大変な額なんです。月で見るとそれはありませんけど、月で見ますとはっきり言って平均的な夫婦で年間600万円ぐらいの方々が月々5万7,000円ぐらいですね。

先ほども国民健康保険の課税方式とそれから市民税の課税方式、それから保育料の課税方式、いろいろ違います、計算方式がね。こういう状況の中で、やっぱり減免制度もあると思うんですけど、その減免はどの時点で見るとかというのが一つの基準にあるんですよ。途中で失業したと、前年の所得ですけど途中で失業して今リストラに遭うというのはもう本当、いつリストラに遭うかわからないんですが、年度途中でも失業保険の給付申請を受けなければならないときには、直ちにその減免が、年度途中でも受けられるように対応していただけるかどうか、この辺はどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 今年度からそのような対応をするということでお知らせしておりまして、年度途中からそれは実施できるように今対応しております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） もう一度確認します。今までは減免というのはなかなか、去年の所得とかですね、いろんな部分で、災害に遭ったとか、いろんな部分があったんですが、今度の場合も国民健康保険もいわば特別に、失業給付を受けている場合は国民健康保険を減免しなさいというのが通知が来たんですが、保育料もそれに準じていただけるということで今部長から答弁いただいたんですが、そういうふうにとめていいですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） そのとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 本当に、夫婦で働いていただければですね、当然その市民税も納付になりますし、それからある一定経済効果も出てくるわけですけど、先ほど言いましたように、やっぱり働いても市民税があり社会保険、国民健康保険、国民年金や厚生年金、いろんな固定資産税とかという状況が出てきてですね、やはり税金を納めたい、やっぱり税金を納めるのは義務ですから。そしてまた、公的な関係する部分もやはり税金だと思うんですね。そういう状況の中で、働きながらやっぱり滞納をつくらないような制度、こういう状況の中で保育料についても滞納になって、しかも児童が卒園してしまったということになっていることもあるようですが、以前、何回かこういう答弁もいただきながら、保育士さんからお母さんに渡しておりましたということですが、まずこの納税相談、納税訪問、そういうある一定な配慮を、これはどの課がどういうふうにするかという、今納税相談については国民健康保険、市民税、固定資産税、これはやはり納税課がしている。ただし、今度は保育料についての納税相談や納税納付についての配慮、現場の状況、これはどこの課が行っていただくわけになるんで

しょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 毎月の保育料の収納の関係で、納めていただく関係で、子育て支援課の職員が各保育園に出向きまして、保育園長と一緒に納めるのが遅れている世帯とかについては、お話ししながら納めていただくような指導をしております。とにかく現在の保育料を、もし滞納があればですね、そういうのを納めていただくというのが大事でありますので、そのところで毎月進めております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず一度ですね、やっぱり保育所じゃなくて訪問もやってみて、家庭の実態がどうなのかというのは見ていただきたいと思うんですね。そして、その上で判断をすとか、もう減免申請をしたほうがいいんじゃないかとかですね、なかなか失業しているとか、そういう状況的なものでこういう制度を、市民は知らないというか、行政がいろいろ市民に配慮はしていただいています。いろんな制度的なものを持っています。ところが、そんな制度です、私ども相談を受けてこんな制度がありますから担当課に行ってご相談されたらどうですかと。

自分はもう耳が聞こえなくなっていると、もう本当に不自由しているという、この前、首切られましたと言うから、なぜ耳が聞こえないというのに障害者の手続をしなかったんですかと。そうすると、その会社は障害者を雇っているということで、はっきり言って国からの補助金ももらえるんですよ、そういう説明をしてやるとね、それどこへ行ってすればいいんですかこうなる。だから、市役所に行って障害者の申請書をもらって、病院で証明書を書いてもらったらどうですか、市にはそんな制度もあるんですよ、もうテレビの受信料も減免されますよ。こういう状況になるんですが、やはりこの保育料の問題についても、納税課も大変努力もしていただいているんですが、保育についても私ども決算特別委員会でどんな状況かとするときにですね、あなた方がご努力いただいていることもわかりますが、子供には責任ないわけですから、その家庭をやっぱり一度は訪問してみる、滞納になっていけばどうなのかという状況もですね、内部検討をしてみるというか、保育士さんに訪問をさせるというのはやはり過酷でしょうか。それとも、保育士さん、自分の児童を担当している保育士さんに家庭訪問していただく、滞納者のところに、こういうものは内部検討はされたことがあるのか、これはさせてはならないのかどうか、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 保育料の徴収の関係につきましては、園長が、各保育園の園長がその責務を担っている形をとっておりますことから、現段階では保育士というふうなところではございません、やはり保育料ということになってまいりますので。それで、ここ何年かそれですうっとしてきているという、そのような状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、私立の保育所は8カ所あります。だから、そこにある一定、毎年私立保育所として補助金を特別に出しているんですよ。そういう出している部分については、保育料の収納状況向上というね、内容も含めて支出をされるという方向はできないんですか。そうするとですね、公立の場合は公設民営が1カ所、それから公立が1カ所、準公立的な社会福祉協議会立がありますが、保育所全体では11カ所、今度は12カ所になりますが、やはり現場を見ることが大事と思うんですが、そういう補助金も出している、特別な補助金も出している状況の中で、現場を見てもらう、収納率の向上をやる、こういうこともできるんじゃないかなと思うんですが、再度ちょっとその辺、副市長のほうにお聞きしたいと思うんです。

せっかくほら、保育所に特別にまた補助金を出しているでしょう、私立保育所として運営費を市から上乗せして。ただし滞納も出てきている、そういう状況の中で、公立の保育所とは別に私立の保育所が8カ所、来年からは9カ所になるんだけど、公立の保育所については公務員としての責務というか、あるんだけど、保育料の滞納が起こらないように、さっき言いましたように、保育料が月にやはり5万円から10万円という状況になってくると、ほかの部分もあるけど、どうしてもほかの税金のほうが先になって保育料が後になる。そういう状況の中で、私立の保育所の保育士さんあたりまで補助金を出しているんですが、滞納者のところに訪問できるような、そういう補助金を出す条件としてね、できないかということ。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 以前は徴収専門のところのほうで、最終的には差し押さえまでして強制的に取り上げたがよかろうというところで、一度特別徴収班のほうにお任せしたことがあります。しかし、いろいろつながりの中で、保育所の園長さん、所長さん、そういうところの人間関係ができてますので、それも含めて、生活態度も含めて、あるいは保育料の納付も含めてですね、共同でお願いをして、あるいは徴収をしたほうがよかろうということで、今私立においても共同でそういうお願い、文書を配布したり、あるいは一緒をお願いをしたりということしております。

子ども独自に、今武藤議員さんが言われるように、人件費の相当分あるいは上乗せ分を単独で補助しておりますので、そういうことも加味しながらという意見もおっしゃっておりますけども、そういうご協力をしていただきながらですね、いわゆるそういうことも含めて、ご相談も申し上げる機会があればそういうふうにしていきたいなと思ってます。まずは保護者の理解を一緒に求めて、そして完納をしていただくということに努力を向けたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 担当課、担当部でですね、やはり税金が滞納になっている、住宅ローンも滞納になっている、多重債務になっている。働かなきゃならない、子供さんは保育所にお願いをする、保育料も市税もあらゆるものが滞納になっている場合については、やっぱり現場を見てみないとね、個々面接ではわからないと思うんですよ。やっぱり足を運ぶことも大切だし、その中でどんな方法があるのかというのは、やはり考え出すというか、専門の弁護士さん

を紹介するとか、そういう状況をしてですね、やはり行政が心のこもったような対応をしてきているなどというね、制度をして、負担も軽くする、納税もしていただくという方向は、内部検討もしていただきたいなというふうにお願いをいたしておきます。

最後に、市長としては来年度開設について、特に3歳未満児ということだったんですが、大変多くの方々が喜ばれると思います。市長が言いましたように、私は現在あります公設民営1カ所、直営保育所1カ所、こういう状況の中で、できれば市長が言われるように、3歳過ぎると保育所を移らなきゃならない。また、3歳未満児と以上とおると別々なという問題もよくわかるわけですが、一番の悩みはですね、やっぱり児童数に対する保育士の配置基準というのがあるんですね。太宰府は都府楼保育所を民間にお願いをしましたし、それから南保育所も公設民営にしていまして今五条だけなんですけど、やはり一番の母親の悩みは、0歳、1歳、2歳児、3歳未満児なんですけど、せっかく保育士さんになられた方が子育て支援という状況もありますし、現在の状況も含めて何らかの形でですね、やはり待機児童は国は幼稚園と保育所一体化にしないとかね、いろいろ言っているんですけど、乳児保育所が一番、また無認可の保育所や駅前保育所も特に乳児保育所が中心になっているところですが、行政も将来は乳児保育所をですね、重点的に考える時期に来ているんじゃないかなと。

それで、今までの保育士さんも定年待ちまでずうっと置いてくような状況じゃなくてですね、今の子育て支援センターの職員も含めてやっていける、公立保育所で3歳未満児保育所も対応できるんじゃないかと思いますが、市長が答弁いただいた内容もよくわかりました。ただし、特に待機児童110名近くおりますので、乳児保育所ができるならば乳児保育所を50%ぐらいにしてね、やるような方向も検討をいただくかどうか、これを最後に私質問を終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 待機児童は今ご指摘のように0歳から3歳までが非常に多いというようなこと、南保育所も60名から90名にいたしました。おかげさまで70数名を超える応募者数といひましようかね、今子供たちが入っておるような状況です。そこで、0歳から3歳までの基準をオーバーしてでもとるようにと。また、それに対する部屋であるとか、対定数も含めた形で行うようにというような考え方を持っておりますけれども、何せ部屋そのものができた当初から相当の建てかえをしなきゃならんと、改造しなきゃならんというようなものがあるもんですから、南保育所等についても公立保育所については0歳から3歳はぎりぎり入っておるような状況です。そういった実態がありましたから、新しい保育所については0歳から3歳をそれ以上にオーバーするような形でとるように今しておるところです。

そういった状況を見まして、来年の平成23年4月に子供たちの募集をいたしますんで、それ以降の状況を見て、また待機児童等々が増えてくるといような形であれば、それにこたえるべく方法を講じていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 大変貴重な時間をいただきまして、ご答弁いただきましてありがとうございました。

これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 発言の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

飼い猫にリボン。

加藤一二三九段に、野良猫へのえさやり禁止命令が、東京地裁立川支部で5月13日に判決がありました。このことは、三鷹市の集合住宅の住民17人と管理組合が同じ集合住宅に住む将棋の加藤一二三九段を相手取り、野良猫へのえさやりの差し止めと慰謝料など約645万円の損害賠償を求めた訴訟の判決であります。

訴状によると、加藤九段は、約17年前から自室の玄関先や周辺で野良猫にえさをやり始めた。猫の排せつ物や鳴き声に悩まされたほかの居住者が、えさやりをやめるよう求めていたものです。口頭弁論で加藤九段は、えさやりの事実を認め、動物愛護の精神、地域猫の適正管理の見地から行ったもので、違法性はない。自費で猫の去勢手術もしていたと主張していたそうです。

私自身、ごみ出し日には10時過ぎでないとごみが荒らされ、あたり一面ビニール袋など散乱しております。ごみ収集をされる業者の方には、散乱したごみなどかき集められたりして、かなりの時間を要してあると推察いたしております。ごみ収集に携わってある皆様に改めて厚くありがとうございます、ご苦労さまとこの場をかりて御礼申し上げます。

また、いろいろな方からも、前段同様に野良猫に対する苦情を耳にいたします。芝が枯れた、臭いが厳しい、鳴き声がやかましい、どうにかならないのか、野良猫に対する市民の苦情を考えるべきだと思います。私はこの際、せめて飼い猫と野良猫を区分するために、飼い猫にはきれいなリボンを、例えばピンク色など義務づけたらいかかと思いますが、当局の考え方を伺います。また、あわせて野良猫に対する対策について、当局の考え方について伺います。

次に、地域に健康づくりの場を。

このたび、東京都日野市に日野人運動事業の内容と効果について視察してまいりました。事業内容として、それぞれの年齢や体調に合わせた運動事業を4種目に分けて展開しております。私は、健康な市民、健康な高齢者をつくることによって、医療費の削減を図り財政問題に寄与し、市民の負担が軽減されると、毎年のように質問をしてまいりました。特に都府楼保育所が民間委託される際には、専門のトレーニング指導員あるいはレクリエーション指導員を設置され、健康づくり体制をつくるべきと意見を述べてまいりましたが、実現しておりません。一体市当局は医療費の市民負担あるいは市民の健康づくりについてどのような見解をお持ち

か、また医療費削減に対する考えをどのように考えてあるのか、伺います。

日野市で行われているさわやか健康体操は、60歳以上の市民を対象に、ストレッチ（有酸素運動）やリズム体操などの簡単な運動を行う体操教室です。27カ所で午前中2回、午後2回、参加費は無料で行われております。また、楽・楽トレーニング体操では、体のひずみを整える操体法を基本とした、筋力トレーニング及びストレッチを行う教室で、専門の指導員が指導しており、費用は12回分で1,000円負担となっております。

ミニ楽・楽トレーニング体操は、体のひずみを整える操体法を基本とした筋力トレーニング及びストレッチを行う教室で、日野市の健康トレーナーが体操指導を行います。この場合は、90分のトレーニングで、毎月第1、第3火曜日に行われております。

ここで注目すべき点は健康トレーナーを養成している点であります。健康トレーナーとは、健康課で実施する養成研修を修了し、日野市独自のトレーナー認定試験に合格した市民で、楽・楽トレーニング体操の補助講師を務めるとあります。介護予防体操教室は70歳以上の方で、日常の生活で体力に不安を感じている方で、健康運動指導士による簡単な体操教室、有酸素運動によるストレッチや、日野人げんき！体操など、週1回程度1時間の教室を半年間、各会場で行われております。費用は無料です。

これらの推進についての体制は、専属職員2名、保健師17名、サポーター31人に自治会の方となっております。私はこの推進体制を重視しております。専門の職員がおられなければレクリエーション協会あるいは体育専門の大学等に依頼し、専門職員の育成を図るべきだと思います。私は医療費削減のため、健康な市民育成のため、トレーニング体操あるいはレクリエーション等の専門指導員を置くべきと考えますが、当局の考え方、あり方について伺います。

日野市では、日野人運動事業を始められて、高齢者の動きが活発となり、生き生きとした光景を目の当たりに見学してまいりました。私が常日ごろ唱えております医療費の削減であります。日野市でこのような運動が取り入れられてどのような変化があったのでしょうか。生涯スポーツ推進が行われてからの医療費の変化と効果については、スポーツを行っていない方の場合は79.6%、スポーツをしている方は21.4%と、3年間の短期間でありますがスポーツをされていない方は約4倍近くの高齢率になっております。わずか3年間でありますが、このようなデータが出てきております。したがって、高齢者社会を迎えまして、いかに医療費を抑え、元気な市民、高齢者の育成、健康づくりの考え方について伺います。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員）　ここで14時15分まで休憩します。

休憩　午後2時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開　午後2時15分

○議長（不老光幸議員）　休憩前に引き続き再開します。

市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 市長答弁ということでございますが、私のほうから回答をさせていただきます。

1 項目めについてご回答いたします。

犬や猫は愛玩動物としていやしの効果があり、家庭や地域に深く溶け込んでいます。

しかし、野良猫はごみをあさって散らかす。ふんや尿の始末、臭いなどの苦情が市に寄せられています。ご承知のとおり、犬に関しては狂犬病予防法により登録や移動の届け出、鑑札をつけること等が義務づけられておりますが、猫に関しては統一的な登録制度が現在のところございません。猫は動物の愛護及び管理に関する法律に規定される愛玩動物であり、たとえ飼い主のいない猫でもむやみに捕獲や処理することができないため、対応に苦慮しておるところでございます。このことから、飼い猫に関しては飼い主が自覚と責任を持って管理していただく以外はありせん。

2 項目めの野良猫対策につきましては、先進的な自治体では条例化して地域猫として管理しているところもございます。その内容は、地域との共同によりえさやりやしつけを行い、ごみの散乱やふん尿の問題を解決すると同時に、不妊手術も行い、頭数減を目指すものでございます。

本市といたしましては、基本となります動物愛護法の趣旨もご理解いただきながら、効果的な対策について情報収集し、調査研究を進めてまいりますとともに、飼い主の方には、周辺地域の快適環境の維持に責任を持って臨まれるよう粘り強く啓発を続けてまいります。

また、このような身近な生活環境の維持向上は、市民の皆様の環境マナーアップにかかっていると考えます。次の第五次総合計画案の中でも環境マナーアップの項を掲げておりまして、啓発強化や推進体制の整備、また必要があれば条例化等も視野に入れながら、快適な環境生活の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 飼い猫にリボンをとということでお願いしておりますけど、これは市としてはもうつけないんですかね、そのつけるかつかないか、それははっきりしてもらいたいですね。なぜかという、それは愛玩動物というのは、だれでもわかっているんですよ。しかしながら、余りにもごみ収集日あるいは他人の土地に行っているの、臭いのするものを出したりいろいろしているから苦情がかなり来ていると思うんですね。参考までに昨年苦情件数は何件ぐらいですか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 昨年の苦情件数でございますが、猫については7件出ております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） えらい少ないですね。皆さん、物すごく猫に対する苦情は、私の耳に入ってくるんですけどね。それで、私、リボンをつけるためにある小間物屋さんに見に行った

んですよ。2 cm 5 mmから3 cmぐらいのあれが売っているんですね。5 mで525円です、5 m物でね。それで1匹50cmの首輪というかりボンをつけさせると、1ケースで100匹ぐらいできますからね。そういうふうで、小まめなね、やっぱり今犬は物すごくおしゃれな服を着せてますわね、反対に。猫よりもかわいがってあるんじゃないですかね、犬のほうが。逆にああいう注射を打ったりいろいろしてますけどね。

それで、そういう愛玩動物であればなおかわいがってね、猫にも洋服を着せたり帽子をかぶせたり、いろいろしてね、かわいがってもらうのが本当の愛玩動物だろうと思うんですけどねえ、何かその点、もう少しリボンをつける方向はできないんですかね。私は10万円もあればできるんじゃない、まあここではちょっと推定野良猫数と飼い猫数が、これ推定でいいです、大体どれぐらいか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 猫にリボンをとということでございますが、これは野良猫と飼い猫の区分をはっきりさせるということでお話しいただいているというふうに思います。ただ、動物の愛護及び管理に関する法律では、動物の所有者は所有する動物が自己の所有であるということとを明らかにするよう定めております。したがって、私どもはそういう趣旨にのっとり市民のほうに啓発を行っていきたくと。

また、猫の飼い方についてでございますが、迷い猫とかいろんな猫が出てまいります。その中で、名札をつけてくださいと、そうすればわかりますというようなことで啓発も行っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私、この猫の件数、どれぐらいおるかなあとってから。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 猫の件数でございますが、これは犬の場合は狂犬病予防法の関係で登録がされます。したがって、数の把握がある程度できておりますが、猫のほうはそういった登録の義務がございません。したがって、どれくらいいるのか、数がつかめていない状況でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私ずっとねえ、100軒ぐらいずっと見渡したんですよ。そのところで本当に飼ってあるというのが1軒ですよ、100軒ぐらいで。これはもう地域にもよると思うんです。隣の人が飼ったらかわいいねえということで飼われとるところもあろうからと思います。これはちょっと一概に言えませんが、私の周辺ずっと見て1軒ですよ。もう一軒の方は野良猫を養ってありますね、逆に、かわそうだからと言って。だけど、やはり飼い猫は飼い猫らしく飼ってもらって、せめてねえ、ごみ収集日にはね、家に置いていただきたいです。

ごみをね、飼い猫が食べるということ自体がおかしいんですよ。なぜ10時ごろがいいかという、10時ごろ出したら余り食べないかという、やっぱりもう7時ぐらいから出したところは、もう1m四方ぐらい散らばっているんですね、7時ごろ出してあるところ。それだけ食い荒らされている、あちこち。ほんで、おなかいっぱいになっているから、10時ごろは余り出てこないんじゃないか。ほんで、私が9時ごろ出したらね、5分もしないうちに来るんですよ、もう、猫は。

やはりね、ごみ収集の皆さんは本当大変だろうと思うんですよ。一軒一軒全部かき集めて。これはもう非効率的になっていると思うんですよ。やはりリボン、せめてリボンをね、市のほうで買って、5色ぐらい、7色ぐらいでもいいですから、赤やら青やら黄やらね、いろいろ自分の好みのリボンをつけさせたらいかがですかねえ。10万円もありゃできるんじゃないかなろうと思いますかね。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 猫にリボンをということでございますが、これはあくまで買い主の方がいらっしゃいます。その方々にそういうお願いをする以外に方法はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 先ほど部長の答弁ではね、条例化してそういう飼い猫、野良猫の関係を整備してあるところもあるということですからね、そういうところの条例案を見てどういうふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） いろいろ今新聞等で報道されております地域猫、先ほど質問の中でも将棋の加藤先生の猫に対する部分がありましたが、やはりこういう猫の飼い方といいますか、これは猫がやはり自由に歩き回る、犬みたいに首輪をつけて飼うということではないと。そのことから、地域の方々とですね、やっぱり一緒になって考えていかないと、この猫の問題については解決しないのではなかろうかというふうに思っております。

なぜならば、自由に出入りをする、あるいは首輪をつける、所有者を特定をするということになれば、また地域でのいろんな問題も出てきようかと思います。そういうところから、やはり地域と一緒にこの問題は考えていく必要があるのではないかとというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 結局ね、飼い猫と区分することによってね、飼い猫が野良猫化しないようになるんですよ。そのために、ストップをかけるためにね、こういうような制度をつくったらどうかと、よそでもそういうふうな条例ができておりますから。先ほど研究するやら検討

するやら言うようだけれども、これはね、ごみ収集される方は本当大変だろうと思う。よく辛抱してとってあるなあとは思うんですよ。そういう気持ちも察して、行政は地域に任せるのも、それは一つの方法だけれども、やはり行政が指導をしないと、そういうようなムードにもなっていないと思うんですよ。そういう点で、もう少し積極的にこの問題に取り組んでもらいたいと思います。

なぜ加藤一二三九段が損害賠償を600万円からの判決が出たか。やはりそういうような地域の人、もうこんなにたまらんのですよという気持ちが出てきているんですね。これがただ太宰府市民の方はおとなしいからかも知りませんが、皆さん余り言われなくて済んでいると思いますけれども。やはりごみ収集等、近所迷惑を考えて、できるだけこれは推進してもらいたいと思います。

私、この問題を出すために3冊の本を読んだら、全部有名人がいい猫ばかり、何十万円か何百万円かするような猫ばかり抱いてあるんですね。そんで、やっぱり外に出されないという問題だろうと思うんです。中途半端な飼い猫であれば、そういうような問題が出てきていると思いますので、野良猫化しない対策をお願いしておきます。ようございますか、部長、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 先ほど申し上げましたけれども、第五次総合計画案の中でも環境マナーアップの項の中で検討をしていくというふうにお答えいたしました。この中で、もう少し詳細について研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、力強い部長の言葉に私も感激しまして、そういうふうで環境問題で、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。以上です。

以上で第1問目終わります。

○議長（不老光幸議員） 2点目の答弁をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 1項目の医療費削減に対する考え方について、市長答弁ということでございますけれども、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、国民健康保険では、医療費の大きな割合を占める生活習慣病の予防に特化した特定健診、特定保健指導を実施しています。また、若い年代からの生活習慣病予防が大切なことから、保健センターで健康教室を実施しているほか、地域全体で健康づくりができるよう、校区自治協議会を主体とし、スタッフ等の支援を行いながら事業を展開しています。また、ご高齢の方に対しましては、地域や保健センターでの健康教室を実施しているところです。これらを通しまして、健康について自分自身で、そして地域で趣向を凝らし、取り組み続けることが重要なことだと思っております。

特に高齢になっても元気であり続けるためには、こうした直接的な健康にかかわることだけではなく、文化、芸術、スポーツ、農業等、さまざまな領域での活動の幅を持っていることが大切なことだと思います。これは高齢になってから始めるということもありましょうけれども、若いときから親しむということが大切なことであると思います。これらを通しまして、結果として医療費削減につながるというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 2項目めにつきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、医療費の市民負担や市民の健康づくり、また医療費削減についてでございますが、日ごろからの年齢、体力に応じたトレーニングやスポーツ活動などが健康維持増進と病気予防の観点から効果があることは十分承知をしております。また、医療費の削減につながるものというふうに認識いたしております。

次に、トレーニング体操やレクリエーションなどの専門指導員配置についてでございますが、本市では生涯スポーツ振興のため、体育指導委員を委嘱しております。地域や団体からの要請に応じて、スポーツの実技指導やその他スポーツに関する指導、助言を行っております。今後も地域との連携を深めながら、継続した活動を行ってまいります。

また、地域の健康、スポーツニーズに応じた指導委員不足を解消できるように、スポーツリーダーバンクなどの整備を図りまして地域のニーズにこたえ、健康づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 次に、3項目めの高齢者の健康づくりの考え方についてご説明を申し上げます。

5月末日現在の高齢者人口は1万4,600人を超え、21.1%を占めております。住みなれた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくための多様な支援の中で、本市が重点施策として行っている一つとして、活動的な85歳を目指した介護予防事業を展開しています。

その事業の内容といたしまして、1つ目は毎月1回の健康相談事業、2つ目は、高齢者の転倒防止などを目的としたトレーニングを取り入れた教室の2つのパターンで、毎月各1回実施しています。3つ目は、身体レベルを知っていただくための体力測定と運動指導教室を年2回、夏と冬に開催しています。また、昨年度からの新規事業として、市中央部だけではなく各自治会の公民館を訪問して、元気教室を実施しています。この教室は自治会組織との協働で開催しており、独居や閉じこもりの高齢者の掘り起こし、そして見守りにつながる活動の一端にもなっており、自治会関係者からも評価を得ているところでございます。

平成21年度は10の自治会で387人、延べ1,719人のご参加をいただきました。また、平成22年度も、現在のところ6自治会から共同開催の意向があり、順次開講しているところでございます。そのほかに長寿会等からの要請によります出前講座で、健康講座や運動教室を公民館で実



施しています。以上の教室には、専門の指導員を配置して実施しているところであります。今後、さらに高齢者の健康づくりについては進めてまいりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今回答を3部長からいただいたわけですね。これ一つの中心的な部ができて、そして横の体制をつくればね、今のようにそれぞれの部ないし課でしなくてもできるんですよ。それが、それぞれやりよるからアンバランス的な地域への浸透もできないということじゃなかろうかと、私聞きながらまず思ったんですね。ほんで、これは市長、専門のね、やはり担当課をつくって、横の連絡もとりのしやすいような体制づくりが、これ日野市の場合は専属の職員が2人おるんですね。その人たちが中心になって、各所管課にお願いしたりしてやっているんです、自治会やら。そういう体制をやはりまずとるべきじゃなかろうと思いますが、市長の考え、どんなふうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 健康づくりといいますと、やはり総合的な健康づくりを目指すというふうには私はいつも言っております。体力もそうですけども、文化的なこともそうですし、そういうところですべてをですね、1カ所で集めてやるということは、やはり難しゅうございます。しかし、市長が常々言っておりますように高齢者を外に出す、毎日動いていただく、あるいは毎日頭を使うというようなこと、何かをしていただくという目標があるかことが、やはり健康につながるのではないかなというふうに思っています。

今、それぞれ各部長がお伝えしましたように、医療費的な面から健康を守る部分、あるいは体力的な面から医療にかからない部分というふうにそれぞれ分かれておりますので、その連携は、私どもいつも部長会あるいは庁議の中で健康づくりについてはこうだよというふうなことをいつもすり合わせをいたしておりますので、それぞればらばらじゃなくて、それぞれがやるのが市民の体力向上、健康を保持するということにつながるというふうに考えております。決してよそのことは知らないというふうなことではなくて、よそのこともわかりながら、それぞれが目的を遂行していると、そういうことでございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 副市長の言われることもわかるんですけどもね、なぜ日野市があれだけのことをやってあるか、それによって医療費がかなり違ってきているんですよ、医療費、病気にかかる人が。スポーツをやっている人の4倍近くの方が、スポーツをやっていない人は罹患率が高いということです。やはり外に出ていただいたり、いろいろな軽い体操をしてもらう。これそれぞれ体力に合わせた教室を、この場合は27カ所に分けてまでやってあるんです。太宰府の場合も、各公民館にそういうような専属のトレーナーあるいは講師をつくってやるべきと思うんですよ。

こういうレクリエーション協会だとか、そういうことを言うたら教育委員会というような言い方をすぐされるわけですけども、やはり健康づくりという立場から見れば、日野市の場合

は健康課でそういう専門のリーダーをつくられたわけです。それが31人、3年の間にですね。大体半年間ずっと所定のコースをされたら、一応免状を上げてあるわけですがけれども、そういう人を養成すれば、その人たちが今度は各公民館に散らばって、何曜、何曜ということのできるわけです。そういうようなシステムが、今3人の部長言われたけど、どこで大体、そういう要請をやろうとすればどこの課に、課というか、部になるんでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 私のほうでご回答をさせていただきましたのは、特に高齢者医療、介護保険とかができてですね、それからやはりそのいろんな課題に対応するというその制度そのものへの対応、そのものからやはり介護予防というのが、また重点的にクローズアップされてきたということでございます。

太宰府市の中で、先ほどご回答申し上げましたように、地域で健康づくりというふうにしてきております中でですね、やはり地域の中で積極的にご協力をいただいて主体的に動いていただけるそういうところと、やはりまだそういう組織も十分機能していないところとか、やっぱりさまざまありまして、私どもの中の課題としては、やはり行政と地域と一緒にあって少しでもそこを掘り起こすことから進めていくという、まず初期の段階と申し上げたら本当に申しわけないんですけど、そのような段階かなと。

やはり今度自治協議会関係、いろいろできてきておりますから、そことの連携も当然つながっていくわけですが、やはり特に高齢者のことに関しましてはですね、今申し上げました特に中心的な課題は、出てきている人はいいんですけども、そうでない人をいかに出てきていただけるようにするか。それはやはり地域の中でそのようなご協力をいただきながら、一つは教室なりを開いていくことかなというふうに今考えておりまして、質問のご趣旨とちょっと変わるかもしれませんが、その辺をやはり中心的課題というふうにとらえています。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） せっかくね、保健センターがありますから、あそこで各行政区の方、何人かずつでもある程度募集してでもやられたらいかがですかね。そして、その人たちが地元に戻って、公民館等でそういう行動をしてもらおうというふうで。そうしないと、さっき体育指導員にね、任せてあります。これは恐らく体育指導員の方は全部若いから、恐らくそういう高齢者のほうには目がほとんど行っていないんじゃないかなという気がしますのでね、やはり今問題になっているのは高齢者の方をいかに病気や寝たきりにさせないかということですね。それで、先ほど生活習慣病をなくす、これはもう一番大事なことですけど、そのほかにやはりそういううっぶん晴らしというたらおかしいけど、そういうふうに背伸びをしたり、いろいろすることによって違うんです。

私たちが日野市に行ったときは、約50人ぐらいの方が体育館のようなところで運動してありましたけど、みんなにこやかですね。もう隣の人を恐らく誘い合わせたりして来てあると思うんですよ。やはり近くにあれば、そういう皆さんも公民館に行こうかというふうになっ

と思うんですけど、その体制づくりを早く行わないと。

私はもうこれはかなり前から、最近では都府楼保育所が民間委譲になったときにでも言ったように、職員が10人ぐらいおらっしゃったから、そのうちの半分でもできんかというようなことも言ったことあるんですが、やはり前向きにこういうものはしないと、藤井議員の発言があったですがね、所得200万円ぐらいで約30万円の保険料を払っている。そしたら、170万円で年間4人家族が食べていかならん。そしたら、1食減らしたりいろいろすることによって、またそこに病人がしやすいという問題が出てくるんですよ。そういうものをやっぱり省くためにも、早くこの体制づくりをお願いしたいと思いますが。

最後に、市長、この健康問題、寝たきりをつくらないために、そういう組織のあり方を検討していただきたいと思いますがね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 基本的には、副市長あるいは部長が答えたとおりでございます。私は、その人の生活リズムの中で絶えず生活できるように、その中の運動といいましょうかね、そのことも大事であるし、あるいはデイケアに行かれている方々等々については、それぞれのデイケアの中で、そういった散策あるいは筋力トレーニングもやられております。それから、市内には歩こう会であるとか、あるいはご存じでしょうか、各公園、歴史スポーツ公園であるとか梅林であるとか、高雄もできましたけども、それぞれの公園の中で、5時半になりますとウォーキングをし、そしてラジオ体操をされると。自主的にそういった啓発、本市だけが啓発しているわけではありませんけれども、マスコミであるとか、今はテレビ、ケーブルテレビ等々でいけば、健康に関することが非常に多い。そういった中での啓発、誘発しておる状況等もございます。

そういった中で、市民の皆さん方の健康に対する考え方、とらえ方が昔から見ますと、相当の向上といいましょうかね、があるというふうに思っております。本市の健康対策等々についても、今横流れの中で行っておりますから、すべての事象の中で一元化した時期もあります。

しかしながら、そこには専門性があるって全庁的にならないというふうな弊害もありました。したがって、今は各セクションの中でそれぞれの立場の中で効果、努力をすること、行政力を発揮すること、そのことが全体的な行政力の効果につながるというふうなことを繰り返しながら、今行っております。したがって、今は必要に応じてはプロジェクトを編成するとか、そういった形の中で、むしろ行っておるような状況です。市民の健康はそれぞれの所管にあるわけですから、それぞれの中で、バランスのとれた、協力しながら行っていけば、あるいは情報を一元化していけば、共有していけば、私は一元化、必ずしもしなくても同様の効果があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 最後に、私お願いしておきます。

医療費がどんどん下がっておるような自治体のね、内容を調査をされて、本市にそういうものを取り入れられてですね、一般会計が今約200億円ですよね。こういう特別会計、医療関係、保険関係についてが150億円、約160億円になると。もう余り一般会計と特別会計が、もう接近してきておると、そういうような状態ですから、できるだけ一般会計から繰り出したりせんように、やっぱり努力すべきだと思いますので、そういう先進地といったらおかしいけれども、健康な都市づくりをしてあるところの行政のあり方を研究していただいて、早急にこういう問題については取り組んでいただきたいと思いますので。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、9番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

まず、第四次総合計画の評価についてですが、昨年12月、定例会における渡邊議員の一般質問に対する総務部長のご答弁では、一定の成果、課題等の把握はしているものの、施策の客観的な成果目標を掲げていなかったため評価はしていないとの趣旨を述べられています。しかし、同計画策定に当たっては、百人委員会を初めかかわった市民も多く、やはり評価をまとめ、公表すべきではないでしょうか。

また、地方自治法の規定は私も承知いたしておりますが、評価、検証せずとも次がつくれて、それで問題ないようならば、そもそも最初から必要ないのではないかと思います。お考えをお聞かせください。

次に、市長の任期と基本計画についてお尋ねします。

井上市長の任期も、あと一年を切りました。現時点でこの3年間を振り返りますと、財政改革の推進を初め多くの施策で実を上げられ、また特に失政、失点もなく、順調に市政のかじ取りをしてこられました。したがって、2期目に対しましても、いずれ前向きなお考えを表明されるものと期待いたしております。

さて、そこでその市長の任期4年間ですが、総合計画10年、基本計画が前期、後期5年とかみ合い合いません。2期、3期と再選されるにしても、マニフェストはさまざまな状況の中で変わることも当然あると思いますし、前任者と大きく異なる考えを持った市長が登場する可能性も否めません。市長の任期に合わせ、総合計画の計画期間を12年間、基本計画を前期、中期、後期の各4年にすることが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

また、関連しますので、市長のマニフェストの達成状況と任期満了までの完了見込みについてお聞かせください。

次に、第五次総合計画の策定に当たっては、素案を審議会に諮問し、最終案を決定するとされておりますが、同時に市民の議論を喚起し、広く意見、要望を取り入れるべきだと考えます。

同素案には、市民との協働による、公正で開かれた市民参加による、市民の声を聞く機会を設けていく、市民参画のまちづくりを進める等々の記述がありますが、この素案策定の過程で一般市民の参画があったとは、とても言えないと思います。議会に報告された策定過程では、市民意識調査、市民100人インタビュー、もっと元気に・がんばる太宰府応援団、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会などの市民の意見を聞いたとありますが、協働や参画とは、ただ意見を聞くのではなく、読んで字のごとく、ともに議論を闘わせ、協力してつくり上げていくものです。

そこで、市長にお尋ねします。

市民のための総合計画であるなら、素案づくりの段階から市民参画の場を設けて声を吸い上げるべきだと思いますが、現実には3月に行われたパブリックコメントと総合計画審議会委員の市民公募だけです。今後の作業は同審議会が中心になるとは思いますが、ご承知のように市内にはさまざまな意見を持ち、活発に活動されている団体や個人の方々がおられます。審議会の議論と同時に、これらの市民と情報を共有して協働、参画を実現されるお考えはお持ちでしょうか。

最後に、12月定例会では、職員が途中途中で市民の中に入っていったその声を反映させ、議会にも報告をするとご答弁がありましたが、もう少し具体的にご説明をお願いします。

以上、再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 市長答弁ということでございますが、まず私のほうから回答をさせていただきます。

まず、第四次総合計画の評価ということでございますけども、第四次総合計画は計画期間が今年度、平成22年度までとなっております。現在進行中でございます。今ご質問の中でも申し上げられましたように、平成20年11月に後期基本計画の総括調書というものを作成いたしました。その中で一定の成果でありますとか、課題等の調書として把握はいたしております。ただし、この中では施策の客観的な成果指標を、第四次総合計画の中で先に掲げておりませんでした。そのために、この中での評価としては各所属のほうから、どれくらいの目標に対しての進捗度であったかという自己評価による達成度での総括となっております。今後は議会に報告し、総合計画審議会において委員の皆さんに資料提供する予定といたしております。また、その後で、ホームページ等で公表を考えております。

このような第四次総合計画の評価ということでございますが、毎年毎年の評価を行っております。これは、施策評価として議員の皆さんにも毎年配付しております。さきの平成20年度の評価として、昨年の8月ですか、でき上がったものをお届けして、平成21年度分までの評価としてこれから作業に入って、平成21年度の決算とあわせてまたご報告をしていく。そして、平成22年度、最後の評価として、また平成23年度に評価を返していくというふうな流れとしてきておりますので、そのような評価も参考にいただければというふうに考えておるところで

す。

次のマニフェストの進捗状況と任期満了までの関連でございますが、まずマニフェストでございますけれども、5つの重点施策で、22の実施項目をマニフェストに掲げられてあります。その中では土曜窓口サービスの実施でありますとか、待機児童解消に向けた南保育所の定員増、あるいは学童保育所の時間延長などの子育て支援の充実、またまほろば号の新規路線の実現など、既に達成したもの、あるいは現在進行中でございます景観条例の制定でございますとか、学校施設の耐震化工事、そういうものもございまして、任期満了までには、すべてのマニフェストについて達成できると考えておるところでございます。

一方で、市長任期と基本計画のことのご質問がございましたけれども、よその市では市長任期に連動したマニフェスト対応型の総合計画を作成するなど、そういった取り組みがなされていることについては承知をいたしております。

しかし、総合計画といいますが、地方自治法第2条で定めます市の基本構想を議会の承認を得るというふうな形の中での市、市政全般の中・長期的な方向性を示すもの、そして一方でマニフェストといえますと、政党の綱領とか、政党や選挙の候補者が選挙前に市民、住民と約束した選挙公約でもございます。そういうことから、総合計画とマニフェストについては性格が異なるものであると考えておるところでございます。

次の市民の意見、要望を取り入れるという考えについてでございますが、これまで平成20年12月に実施いたしました2,000人を対象とした市民意識調査、また平成22年3月、今年でございますが、実施いたしました1,000人を対象とした市民意識調査、そして総合計画策定委員によります市民120人インタビュー、そして第1期、2期と続けてきましたもっと元気に・がんばる太宰府応援団、そして現在も継続しております市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会などなどで、いろんな方の意見をお聞きし、それを踏まえながら素案を作成してきております。そして、その素案に対するパブリックコメントを募集して、多くの市民の皆さんの意見をお聞きしてきたところございまして、今後はこれらの意見を反映させた素案を、市民公募も含めて15名の総合計画審議会委員さんがおられますが、市民公募の方も7名おられます。その審議会に諮問を行いまして、さまざまな角度からご意見をいただき、総合計画として策定してまいりたいと考えております。

最後のご質問ございました職員が市民の中に入ってというものでございますけれども、この総合計画の策定につきましては、全課の職員が携わって策定委員会をつくっております。その全課の職員がそれぞれの職場の中において、それぞれまたこの総合計画と違う流れの中でいろんな計画でありますとか、現在市民のパブリックコメントを聞きながら市民説明会等も入ってやってきております。そのようなことも総合計画と並行して行われていきますので、その折々議会のほうにも報告し、一つの総合計画としてまとめていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 9 番門田直樹議員。

○9 番（門田直樹議員） 今までのご答弁と何かほとんど変わらなかったというふうに理解しておりますが、まず第四次総合計画の評価に関しては、まとめると、毎年我々もいただいておりますが、事務評価ですか、ああいったものがあるじゃないかということですね。あるいは、決算とか予算の審議の中でということも、以前は言っておりますよね。その中で説明をしていると。だけど、市民に対して何かそういうアクションは、何かやっておりますか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今ご質問、第四次総合計画の評価としては、これまで公表はいたしておりませんでした、第四次総合計画としてはです。ただ、毎年毎年、その時点までのいろんな施策といたしましては、平成16年度からの実績でありますとか、成果指標として到達度としてのそれなりの評価をつくってお届け、議会のほうにも報告し、公表をいたしてきておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 9 番門田直樹議員。

○9 番（門田直樹議員） 総合計画10年だから、やっぱり10年の総括というものがやっぱり要るんだと思うんですよね。つくるときには10年だけど、振りかえるときには1年でいいとか、そういう理屈にはならないと思う。

第五次総合計画の素案のほうにも少し入りますが、一言でいうと、そんなに前の第四次後期基本計画ですね、今ちょっと手元にありますが、そんなに変わらないと思う。

それと、私ですね、今日の、ちょっともう順不同でいろいろお聞きしたいんですけども、一言でいえば、そういう民は寄せたけども知らせたかどうかですね、そこにまずちょっといろいろと疑問がある。といいますのは、前の百人委員会ですね、100人の方がいろいろかなり乗って活発な意見等を出されたそうですが、実際でき上がってみると、どうもおれたちの話したのと違うという。これ何か前もだれか、片井さんだったかな、一般質問とかで言ってましたが、私も別のところでそういう話を聞きました。それに対して、とにかく10年終わったと、どこかにそういう声も反映されて、この10年、この計画をもとに施策をずっと続けてきてですね、これだけの成果があったんだよということは、やはり言うべきじゃないのかと私は思うわけですね。

それで、同じように、例えばこの素案ですけれども、例えば施策の大綱ということで6つほど掲げてありますけれども、要は字の一つ一つを見ていったらですね、別にこれで文句ある人はだれもないと思う。いわゆるそのとおりですよ。健やかで安心して云々とかね、要するに立派なまちづくりをするということだったらそのとおりですし、そこに書いたのをですね、防犯、防災対策の充実なんて、ここの大綱自体は別に10年なんて言わずとも、これ100年でも通用するわけですよ。100年計画と言ったって、別にこれで通用するでしょう。ただ、この中の、例えば健やかで安心の中の防犯、防災云々ありますけれども、例えば更生保護のことは一言も書いていない。暴力反対とか防犯、防災だけでは、犯罪はなくなりません。そんな議論は

あったのかなかったのか。

国際交流、友好都市云々とありますけども、じゃあ国際性は一体何なのかと、そんな議論があったのかないか。国際性というのは、他国の文化を区別しないことね。それから、自国のことを、自国の歴史、文化を熟知していること、そして何よりも愛国心を持っているということですね。そんな議論があったのかないか。もしそれがあったんだったら、ここの豊かな心を育みの中の学校教育の充実とかですね、この辺と必ずかかわってくると思う。そんな議論があったのかなかったのか、我々にはちっとも見えない。市民から見えない。だから、どういうふうなつくり方で、どこからどう行くのかと。

今度審議会が市民7名ということであるということですが、この前、総務文教常任委員会で仙台市のほうに行政視察で勉強に行かせていただいたんですが、仙台市のほうでは100万人都市で、審議会は30人、識見者の一般市民と議会から6名、残りがそういった方々ですね。各地区地区、自治会レベルまで足を運んで、いろいろ説明をしたり意見を酌み上げたり、そして行政からのたたき台はゼロだったということです。ゼロからブレインストーミングを始めて、ゼロから審議会がつくり上げていったということですね。

別に、最近もうご承知と思いますけど、こういったことが特別ではないと。この前のガバナンス、お読みになられたかもしれませんが、総合計画の特集というのがあっていましたけど、いろんな意見がありました。この中で、例えば冒頭片山元鳥取県知事さんに言わせると、総合計画なんて要らねえよということをこの人は言っているんですね。県知事ですからね、県と市町村はいろいろ違いますけれども、言われてあったのは、とにかくまず自分が知事になったから、いわゆる箱物ですね、財政厳しい中で、その計画があったのでそれを見直そうとしたら、まずその総合計画、総合計画と、総合計画があるからこれはだめですよ、知事と言われたと。いや、じゃあそれは何なんだということで、だけど結局縮小、廃止を、事業をしていったわけですね。そうすると、今度は議員が、いや、県民が困るということをすごく言うてくると。困る県民てどんな方ですかというと、要は業者さんらしい。だから、そういうふうないろいろ調べると、昔の帝都建設の計画から、ずっと綿々と流れるような、いわゆる箱物づくりの歴史というのはあったみたいですね。

しかし、今はその箱物から、言ってみればその場をつくるということにシフトが移ってきているのではなかろうかと。ですから、こんなふうな、悪口を言うとかいうふうな美文で飾ったようですね、金太郎あめとかよく言われますけれども、こういうふうな中にですね、市民が協働したり参画したりできるような場をつくるようなものに移ってきているのじゃなかろうかと思うんですね。

今、市長のマニフェストも説明していただいたんですが、ここに今市長のマニフェスト、ホームページに載っていた6月の頭の部分で、完了が5、進行中が16、研究中が1というふうに案内がありました。この中の、もう大きな番号でいったら4番目、市民が参画できる行政運営ということをどんと挙げてあります。



ですから、何が言いたいかというですね、議会と行政だけ、二元性とは言ったものの、これだけじゃあもう今からだめだと思うんです。いすは最低、いすとかかなえですね、バランスは3本の柱がないとだめでしょ。5本も6本も要らないけど、3本の足が要る。ですから、まずは議会は確かに予算、決算等でいろいろと詳細な審議にもかかわっておりますけれども、市民に呼びかけた以上は、それを報告する義務と責任があるんじゃないかなろうかということです。もう一度お答えください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今ご質問いただきました。

先ほどの片山元知事の分を私も読みましてですね、この総合計画の基本計画に載せることが、もう一つのこれからの事業の進捗を確保したということになる、そのような時代ではないということをおっしゃってありました。私もそのように考えております。

そのような中で、今後この素案の中に基本構想と基本計画という2本立てになってきております。今日の基本計画についても、今おっしゃいましたように、いろんなこれだけの項目でいいのかという議論もあらうと思います。そのようなことも今後広く意見は聞いて、修正等入っていくものというふうにとらえております。

あと、これをまず第四次のことににつきましては、その辺の最終的な評価、どうであったのかということで、やはり市民のほうに返していかななくてはならないと。それに基づく反省点は反省点、今後の改良点は改良点として、第五次の中に、私どもとしてもここの審議会の中で、その時点での評価ということを申し上げて、市民の方の意見も聞いていかななくてはならないというふうに考えております。

そういうことから、そういう面もありまして、広く市民等の意見を聞くという、そういうこれからの基本構想、総合計画であろうというふうに私も理解するものですから、その横にあります市長任期等と合わせたような、マニフェストと合わせたようなことではどうなのかなというのが、一つ私自身もどうだろうかと考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 総合計画というのは、何かまくら言葉みたいですね、質問するほうも答えるほうも総合計画に掲げられておりますようにとよく言いますね。ルートホルダー、パソコンでいうとですね、みたいなところにいることを確認するために言っていると思うんですが、今総務部長のお答えの中で、いわゆるマニフェストと総合計画は性質が違う、それはもちろんそうですよね。しかし、関連は大いにあるのではなかろうかと。

市の、自治体の施策の、まずプランの中心になるのは選挙で選ばれた市長ですよね。と、その総合計画が違ったらどうするんですかね。ちょっとお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃいましたようなところが課題としてはございます。基本構想、基本計画というのがございまして、この基本計画の中に包含するいろんな事業を全部入れ

ると、それは予算はとてもじゃないですけども足りないという状況になります。これからの、もう一つ予算状況をこれから推移を見て、見込んで、この基本計画をいかに実施計画として予算を配分していくかというものを、これからつくっていかなくてはならないというふうに考えております。

そのような中で、新しく選出された候補者、あるいはこのマニフェストについても候補者が複数おられたら複数のマニフェストということになりますので、そのようなものとを照らし合わせて、この基本計画の中の優先順位をどれからしていくのかということ、予算の裏づけをつけたものでやっていきますので、この基本計画すべてが一斉にするのではなくて、やはり裏づけを持った予算としての実施計画というところで、新たな選挙で選任を受けた、市民の負託を受けた方の政策が反映していくものと考えております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 総務部長は、以前も基本構想は議会の承認後10年間継続する、あくまでも行政運営については、実施計画により事業の推進をしていくと、当然のことなんですけど、わざわざ何かこのことを言われているというのは、要は基本構想自体は一つの理念であってということと言外に言われたんだらうと私は思うんですけども、しかし今から今度はつくるほうですね。つくっていくという中で、先ほどちょっとガバナンスの話しましたが、皆さんご承知のようにあちこちの自治体、北海道の栗山町しかり、これ議会ですかね。あるいは、あそこの京丹後市ですか、ここなんか非常にもう大変な状況の中で、議会が市長が出してきた総合計画案に、構想に対して100カ所修正、もう結局全部つくりかえてですね、やったと。特別委員会つくって、全員、20名ですか、全員参加で100時間やったということですね。実際それぐらいしないとつくれないと思います。あるいは、東京の有名な三鷹市とかですね、いろいろ先進的なことをやってあります。

太宰府が今すぐそういうふうなことをすべきかどうかというのは、ここからの議論ですけども、ただ民意をいかに酌み上げるかというのは、これはいつも市長言っております、為政者として一番大事なことはなかろうかと。

確かに判断する部分が複数になると、非常に困るということはよくわかります。しかし、こういったことというのは時間もかかる、お金もかかる。だけど、言ってみれば民主主義のコストみたいなものだと思う。その中で、もし職員だけだったら、執行部だけだったら、すうすうすうすう行くところが、そういう協働といったばかりになかなか進まないかもしれない。また、中にはですね、もう本当に想像を上回るような非常な見識の方なんかもやっぱりおられるわけですよね。そういうのを一々聞くと、なかなか進まないかもしれないけど、それをやっていかんと、本当の民主主義はないんじゃないかならうかと、そう思うわけです。

私もいろいろ勉強させてもらったりもしよんですけど、自分の非力というのをつくづく思うのと、議会として責任のある仕事をしていくには、やはりこういったことは無視できんなど。無視できんどころか、逆にやっぱり常に見えている、つまり相互のですね、情報が一方通行じ

やあいかんと思うんですよ、お互いですね。議会と執行部でよく、これは聞いていなかったとかという話がありますよね。

それと同じように、先ほど総務部長のお話で、2,000人、1,000人、100人のいろいろご意見を伺いましたというお話ありましたが、そのときに本当に市にとってどういうふうな問題があるのか、その選択肢はどうかとか、どれだけの情報を与えていたかですよね、だと思う。若干の択一みたいなことをアンケートしたり、お好きにお書きくださいとか、通常そういう形式ですよね。どれぐらいの情報、一方通行じゃなかったかですよね。そして、その結果がこうであれば、あえて納得というか、できると思うんです。

もし、今トータル、お答えをまとめると、結局審議会ですずっとやっている。審議会の7名の委員さんたち、ちょっとまだどなたがどうなられたか知りませんが、ちょっともう一回、さっきの片山前知事のお話をしますと、審議会は、これはここに書いてあることです。審議会は、もう行政の思いどおりになると。まずは、選択するときに、好きなこの人だったらいいだろうというのを選べる。選んだ中で方針にそぐわない人がいたら、会場を籠絡すればいいわけですよね。そして、それでもダメなら、多数決ではね飛ばせばいいと、それが実際ですよ。そうではないと思いますけども、ただ私も以前市の審議会の委員しておりました、議員になる前ですね。ただ、実際に一市民が行ってですね、市のそうそうたる情報を持った方々がおられて、あるいは専門家がおられて、なかなか個人の意見、ちょっとここはと思ってもなかなか言えるもんではありません。この15人の中の7名、非常に活躍を期待したいんですけども、そののみをもってよしとするというのには反対です。もし、そのまんまそれだけでですね、またそれで議会からのアクションもあるべきだと思うんですが、このまんまでいくんだしたら、もし12月議会にですね、その前に9月がありますけど、出ても、少なくとも私は賛成できない。なぜなら理解できないから。どこまでそういうふうな報告をされる課もありますけれども、ということをまず申し上げたいと思います。

最後、基本的に全部、これ市長に対してちょっとお尋ねした内容ですけども、最後にですね、先ほど言いましたが、市長は市民の参画というものを真正面からうたっておられます。この件に関して、何らかもう一步踏み出してですね、やるようなお考えないのか、最後にお答えください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 第四次のときは総務部長でございました。やり方等々については、いろんなやり方があります。人の聞き方、市民の聞き方については、どれが正しい、どれがいいというようなものはないと思います。足を運び、日常的に365日、やはりアンテナを立て、そして歩き回ると、聞いて回るとのこと。そうした聞いて回るとのこととはどういうことかといいますと、現場を知るとのこと、どういった状況にあるかということを知るとのこと。ただ単に集まっていたいて意見を聞いたり、それを何十回したからといった形で、それが市民の意見を聞いた、反映したことになるかどうかというふうなこと、いろいろあります。第四次のと

きについては百人委員会、各ブロックのほうから、各地域から聞きました。同時に、市民意識調査もやったことも事実です。いろいろなやり方があるわけですが、国でも県でも、私も県のほうの審議会委員とかいたしております。すべてゼロからやっているかといったら、やっております。やはりそこはプロといいましょうかね、たたき台、いろんな意見を集約した中でこうあるべきだというような形の一つのたたき台をつくり、そしてパブリックコメントであるとか、そういった形を聞いている。そのプロセスの中でどれだけ意見を反映していくかというふうなこと、これが大事であるというふうに思っております。

今回の場合については、アンケート調査、意識調査であるとか、あるいは前と違うのは、各44行政区すべてにわたって意見を聞いております。そして、意見を聞くというよりも、生の意見と私の意見も含めてお話をいたしております。今まで41行政区行きましたか。あるいは、土日等についてもあらゆる団体、あらゆる市民と数多く接しております。そして、私なりにマニフェストといいましょうかね、市のホームページの「まにまに」日記にも掲げております。その中からも意見が出てまいります。以前から比べますと、多くの皆さん方が手紙であるとか、直接電話であるとか、そういった形の中で、あるいはある方は一つのレポートをまとめて私のところに送ってこられたりと、そのことについては現課のほうにお渡ししたいというふうな形で共有するような形で行っております。

聞き方と協働のまちづくりの基本は、ゼロからの、それをすべて任せるというようなことではないというふうに思います。それは私ども為政者ですから、そこに責任者としておるわけですから、あらゆる分野に耳を広く傾け、そして市民の方が、ああ、任せていいなと、信頼される、その結果としてそういった状況をつくり上げるのが、知らしめるとか、知らせないというような意味ではありません、論語の中でも。広く市民に知らせないというようなことではありません。それだけの政治に対する信頼度を高めようというふうなことを、孔子は言っておるわけでございます。

そういったところを含めて、私どもは広く広聴広報を行っているというふうなことについては全然変わりませんし、それからもう一つは第四次総合計画の部分と、それから事務評価、行政評価と、それからあらゆる角度からの評価もしておりますが、それから予算の一つ一つ、コード化いたしております。すべてコード化して、その事業に予算がついてどういうふうに動いていったか、それに基づいて評価をしておるわけでございます。その辺のところを含めて公表というような形の中で行っておりますから、一人一人の意見を聞くということは難しゅうございます。そのために地方自治法の中から議員の皆さん方もおられますし、それを補足する意味において広く行脚も、足を運んでやっております。職員も同じ気持ちの中でやっておりますので、そこの中で出てきた総合計画は、住民の皆さん方と違うというようなことはあり得ないと、方向性については間違っていない。それから、首長が、市長が将来の10年計画、100年計画立てて行うのは、私は責任持って、自分のマニフェストの薄っぺらなそういった4年間の部分の中で行うようなものじゃないと。私は生まれも育ちも太宰府でございます。将来を見越し

て責任持って、私は貫いていきたいと、総合計画も含めて納得のできるような、自信持って提言できるような形でまとめ上げたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 9 番門田直樹議員。

○9 番（門田直樹議員） ありがとうございます。

ただ、私のちょっと質問の仕方がまずかったのか、うまくちょっと伝わらなかったところがあると思うんですけど、それは行政のプロとしてですね、そういうふうな判断、フィルターと申しますか、そういったものは当然あると思うし、それはいつだって必要だと思います。そういうふうなランダムにいろんな声が入ってきて実現するはずもないし。そうじゃなくて、先ほど仙台市のブレインストーミングなんかで言いましたけど、それこそストームですね。1 回は、まずもうやるときやらせてですよ、その中で生き残った声を酌み上げていくという手順も必要じゃないかなと、私はそういうことを言っております。

いわゆる万機公論に決すべしと、ご承知だと思いますけど、五箇条の御誓文の 4 番目に、陋習を改め、公道につくべしと、基づくべしと、いろんな解釈があるみたいですけど、陋習というのは悪い風習ですけど、いわゆる閉鎖主義とのことを一般的には指すそうです。公道というのは、それを開示せよと、一番万機公論につながるわけであります。

12 月ということで、時間があるようなないような、しかし 10 年間の基本構想というたら、もう時間ないですね。その中で、何かしら私たちもかかわっていきたく思いますので、市のほうもよろしく、特に情報の相互通信というかな、その辺のところはよろしくお願いします。

終わります。

○議長（不老光幸議員） 9 番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで 15 時 40 分まで休憩します。

休憩 午後 3 時 24 分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 3 時 40 分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

13 番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13 番 清水章一議員 登壇〕

○13 番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

第 1 点は、政権交代の影響についてでございます。

昨年総選挙で民主党政権が誕生いたしました。ところが、華々しくスタートをいたしました。が、わずか 8 カ月で鳩山内閣は頓挫をいたしました。私は昨年の 9 月、12 月、3 月議会と、続けて質問をさせていただきました。その中で一貫して言ってきたことは、言うこととやることが余りにも違うのではないか、こういうことを申し上げてまいりました。

例えば、民主党は地方主権を一丁目1番地と位置づけをいたしておりました。しかし、地方の声を一切聞かずに、政権発足後何をやったか。まず最初にやったのが、八ツ場ダムの中止であります。これは地方主権とは逆行するのではないかと、昨年の9月議会で市長に見解を求めました。第2の普天間と言われるほど、現在も硬直したままのようでございます。その後、暫定税率の廃止も公約破り、子ども手当も地方に負担をさせないと公言をしていたが、これもうそ。政治と金の問題も先送り。また、陳情システムも、民主党幹事長室に一本化して何をやったか。陳情に来るなら、民主党を応援してこいなど、あいた口がふさがらない、恫喝とも思える強権政治。高速道路の無料化も、やるのかやらないのか全く不透明。こうしたいいかげんな民主党政権に対して、5月19日の朝日新聞には大きな見出しで、ここまで反対のことをするなんてとのタイトルで、市民の怒りを紹介いたしておりました。郵政改革法案も、衆議院総務委員会で1日たったの6時間未満で強行採決。この暴挙に対して、5月28日朝日新聞社説には、言論の府という言葉ははなから頭にないのだろうか。そう首をかしげたくなる。郵政改革法案をめぐる与党の対応がひどいと厳しく非難し、さらに日本の金融システムに禍根を残しかねない、問題だらけの法案であると指摘をいたしております。

4月1日の同新聞社説には、公明党の山口代表の言葉を引用して、中小企業をいじめるような法案と言われても仕方がないと紹介をいたしました。なぜ急ぐのか。5月28日の社説は、こう続けています。

民主党の小沢一郎幹事長は、全国郵便局長会で郵政改革法案の今国会成立を約束した。何のことはない。参院選を前に、選挙対策や選挙協力に役立つ法案の成立を急いでいるということだと、与党の本質を見抜いています。こうした民主党政権の体質を如実にあらわしたのが普天間の基地の移設問題でありました。

今や国民は民主党政権に対して裏切られた選挙詐欺、失望内閣だ、絶望内閣など厳しい声が報道され、ついに鳩山政権は国民が聞く耳を持たなくなったと国民から見放されたことを認め、菅直人政権にトップがかわりました。民主党は野党時代には、短期に総理がかわることを強く批判してまいりました。これもまた、言うこととやることが違います。

私は市長会として、発言に責任を持つように強く要望すべきと、3月議会でも質問をいたしました。この一連の政権運営に対して、市長はどのような印象をお持ちなのか、まずご所見をお聞かせください。

また、民主党政権は、地域主権を一丁目1番地と目玉政策を打ち出しております。地域主権に対しては賛成ですが、どのような内容なのか、私たちにはまだまだ見えておりません。政府はどのような地域主権をつくろうとしているのか、また本市としてどう変わるのか、その見通しについてお聞かせください。

次に、総合計画についてお尋ねをいたします。

先月、総務文教常任委員会で行政視察を行いました。100万都市の仙台市で、総合計画策定について多くのことを学んできました。視察の主たる目的は、総合計画策定に当たって基本計

画を議会の議決事項に条例で定めていることです。仙台市も本市と同様、平成23年度から10年間にわたる新総合計画を策定中でありました。そこで、策定するに当たって、現在までの基本計画における重点事業等の実施状況を、ある程度明確にしております。例えば学校校舎の耐震改修率は、平成20年度に100%と目標を立て、平成16年度65.3%、平成17年度73.6%、平成18年度81%の見込みとして、達成状況は目標達成を目指し、事業推進中などと評価をし、次への取り組みの課題などを明らかにしておりました。

私も過去、総合計画について、総括を市民に公表することを提案したことがございました。本市においては、第五次総合計画の素案ができておりますが、第四次総合計画については進捗状況をどのように把握をし、総括をされているのか、その状況についてお聞かせください。

また、基本構想は議決事項になっておりますけれども、基本計画策定までのスケジュールについてお聞かせください。

最後に、協働のまちづくり推進についてお尋ねをいたします。

先ほどと同様、山形県上山市に総務文教常任委員会で視察をさせていただきました。本市においては自治会を中心にした地域コミュニティづくりが進められています。上山市では、地域や地域の特色を生かしたまちづくりを進めておりました。50以上の事例を紹介していただき、正直言って驚きました。

本市の第四次総合計画では、さまざまな分野における市民リーダーやNPO、ボランティアを育成し、まちづくりの活性化を図っていきますと、地域コミュニティづくりで述べております。具体的な事例や成果、また今後の展開についてお聞かせください。

あとは、自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、1点目についてご回答を申し上げます。

民主党の一連の政権運営に対する私の所見はということでございますけれども、今までの官僚主導で行われてきました予算編成を、そのプロセスと過程を透明化され、税金の無駄遣い根絶に向けて、事業仕分けによりまして不要不急の予算の削減を行ってこられたことでありますとか、あるいは事業仕分け第2弾で独立行政法人でありますとか、あるいは公益法人にメスを入れられてきたこと等については、一定の評価はできていると思っております。

しかしながら、普天間問題を初めいろいろな問題でいわゆるぶれが生じ、有権者に対する約束でありますマニフェストをたびたび修正されてきたことなどに対しましては、いかななものかなと思う部分もございます。

2点目の地域主権についてでございますけれども、地域主権改革でございますが、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる、活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目的としておるところでございます。国が地方に優越する上下の関係から、対等なパートナーシップの関係へと展開するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換していくものであるというふうにも思っておるところでございます。

こういった地域主権の考え方は、太宰府市が進めております協働のまちづくりの中の自治会の制度への取り組みもこの延長上といえるでしょうか、にあると、そういった考え方で進んでおるところでございまして、大いに共鳴をするところでございます。

地域主権改革に関する施策を検討していきますために、政府は平成21年11月の閣議決定によりまして、内閣府に地域主権戦略会議を設置されております。これまでに5回ほど会議を開催をされまして、いわゆる義務づけ、枠づけの見直し及び基礎自治体への権限移譲でありますとか、あるいは一括交付金などが論議をされてきておりますけれども、まだまだ制度設計が確立するまでには、紆余曲折があるものと思っております。今後の地域主権戦略会議の動向を見守りながら私どもは対応してまいりたいと、このように考えております。

2件目につきましては、担当部長のほうから回答をさせます。

3件目の協働のまちづくりについてご回答を申し上げます。

太宰府市では、住民自治を確立しますために、市民、NPO、ボランティアを初めとした多様な主体と行政とが協働をしながら、市民一人一人が地域のまちづくりに気軽に参加をし、そして運営にも楽しくかかわれることができるような、そういったまちづくりを展開しているところでございます。

ご質問のNPO等を活用した協働のまちづくりににつきましては、担当部長のほうから説明をさせます。よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、2件目の総合計画についてご回答いたします。

まず、1点目の第四次総合計画の進捗状況の把握につきましては、先ほど門田議員へのご答弁もいたしましたように、平成20年11月に進捗状況の調査を行いまして、その調査結果でありますとか市民意識調査、市民120人インタビューなどをもとに素案の作成を行ってまいりました。

第四次におきましては、施策の客観的な成果指標をさきに掲げていないことから、どうしてもどれくらいの進捗度であったかという自己評価の調書での把握となっております。

また、これとは別に、毎年行政評価として施策評価を行っております。現総合計画の体系と完全には一致しておりませんので、非常にちょっと見にくいこともございますが、第五次総合計画においては住民満足度を中心にした指標の設定も含めて、この辺の評価の改良を行っていきたいと考えております。

2点目につきましては、基本構想策定の義務づけを地方自治法で義務づけをしておりましたが、その後廃止の法改正の動きもあっております。現時点では、基本構想策定は自治法上の議決事項となっております。

基本計画策定までのスケジュールでございますが、これまで市民意識調査、市民120人インタビュー、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会や、もっと元気に・がんばる太宰府応援団で出た意見を参考にさせていただきながら、各課から選出いたしました内部の職員による

委員で構成する総合計画策定委員会で論議したものを部長会、経営会議を経て素案を作成いたしました。その後、この素案をこの3月にパブリックコメントにかけて、いろいろな意見を出していただきまして、それを反映させて、審議会へ提出する素案としてつくり上げておるところでございます。

今後、この最終素案を今月下旬に、15人おられる総合計画審議会、うち7名は市民参加の委員さんでございます。この方たちに、15人の方の審議会に諮問し、この秋には答申をいただく予定といたしております。そして、12月議会に基本構想を上程する際には、基本計画を参考資料としてお示しいたしたいと考えておりますが、その間におきましても、この審議会の途中途中におきまして、議会のほうにも経過報告等をさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 3件目のNPO等を活用した協働のまちづくりにつきましてご回答いたします。

本市では、現在NPOボランティア支援センターにより、テーマ型コミュニティでありますNPOあるいはボランティア団体の育成支援に力を注いでいるところでございます。ちなみに本市に主たる事務所を置かれていますNPO法人の認証件数は、平成22年3月末で28法人となっており、県下5番目の法人数となっております。既に本市におきましては、子育て支援、環境、スポーツの振興、高齢者支援などの分野におきまして、市との協働により事業に取り組まれていますNPO団体もございますし、独自に町歩きや段ボールコンポストによるごみ減量などに取り組まれていますNPO団体もございます。

今後もNPO、ボランティア団体と市民と行政がともにパートナーシップをとり、連携しながら新たな公共を創造し、協働のまちづくりをさらに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 随時質問させていただきたいと思います。

市長が門田議員とのやりとりの中でおっしゃっていましたが、政治というのは信頼が大事だということをおっしゃってありました。私も、そのことはもう非常に大事だと思うんですね。信頼を勝ち取るためには、やっぱりそこそこに言ったことに関しては、これはきちっとある程度責任を持って実行していくということが、当然裏づけとしてあると思います。そういう意味においてですね、今後新しい政権ができましたのでどうなるか、私もその辺はわかりませんけども、最終的には鳩山総理が言われたように国民が聞く耳を持たなくなると、どれだけ言ってももう聞かないというような形で、それは本人がみずからいろいろ言ってきたこととやってきたことが違うということをお認めになられたらと思うと思います。

事業仕分けの問題で、ちょっと若干検証をしていきたいと思っているんですが、実はこれ9

月16日、鳩山政権が発足する前ですけども、そのときにもう既に閣僚の発表があっているわけですが、これは朝日新聞ですけども、次期財務大臣の藤井さんという方が途中でやめられましたけども、あの人が事業仕分けによって、こんなことをおっしゃっているんですね。ここちょっと見えないかわかりませんが、財源の9兆円は間違いなく捻出すると、こういうようなことを9月16日の段階で、財務大臣としておっしゃっている。この中でですね、総予算207兆円のうち140兆円は年金の支払いや国債償還の特別会計などで動かせないが、差し引き70兆円については事業の見直しや予算組み替え可能だ。その中から9兆円を出すことができないなんと言えば、民間企業の人々に笑われてしまうと、ここまで言い切っておられたんですね。私もこの新聞とっていたんです、やるだろうと、出るだろうと、とっていたんです。それが結果としてできてなかったと。これも皆忘れて、忘れているかどうか知りませんが、そういう意味において、ちょっとこれはきちっと、これは我々にも関連する問題ですからね、地方自治体も、お金の財源の問題ですから。だけど、その次に同じようなことをおっしゃってですね、この新聞の中でマニフェストに関してある程度ですね、例えば暫定税率の廃止とか、子ども手当の導入、高校授業料、高速道路の無料化、暫定税率の廃止といった公約は実現しなければならぬと、いつまで実現するかという、来夏の参議院選前に必ず公約を実現と、こう書いてあるんですね、藤井さん。できなければ、民主党はつぶれると、ここまで最初のスタートを書いておられました。

私は昨年の総選挙のときから、財源はどうするんだということずっと訴えてまいりましたが、結果としては政権交代という形の中で民主党に政権が行ったわけですけども、結果として8カ月間でその裏づけがなかったということが証明されました。

今は非常に鳩山さんがおやめになられて支持が、菅総理の支持率が上がっております。新しい政権に対する国民の期待のあらわれだろうと思っております。

私、これはもう直接国にかかわることだから市長に質問するのはどうかなとは思いますが、自分自身の最初の率直な思いをちょっと、発足に当たってですね、感じたことを一言言わせていただきたいんですが。

まず、菅政権が発足をして、すぐおやりになったのが国民新党との連立、その中で郵政改革法案を今国会で成立を期すというような公党間のお約束をなされた。署名された。亀井さんは一生懸命それをにしきの旗にして、これはもう公党間の約束だと。私、確かに何でそんなことを書いたのかなと私は思いました、最初。けども、やっぱり連立政権を離脱させたくないということで書かれたんだろうと思いますけども、その辺はわかりません、私は。ただ、その次に出てきたのが、ぱっと世論調査が出てきたですね、それから翌日か翌々日ぐらい。そうすると、民主党の支持率がぱっと上がった。これは私は7月11日の参議院の選挙をもしやったら、私は菅さんはやるのではないかと、そのとき思ったのがですね、この公党間のそういう合意文書、私は郵政改革法案は廃止をして、再度議論をすべきだと、これは思っています。それはそれですね、考え方は違いますけど。ただ一方、客観的に見たときに、信頼という面でいったと

きに、公党間の合意文書を、相手も説得したかどうか、弱みにつけたかどうかかわからないけども、言うなら私はお破りになられた。極端に言えば、出ていくなら出ていきなさいよと。その言葉がですね、1週間もしないうちに変わったわけですね、世論調査によって。私、これは本当に信頼できる人かなと、今ちょっと率直に、そのスタートから思っております。

市長はどのようにお考えになっていらっしゃるかわかりませんが、菅政権に対する期待感もあると思いますし、これからやってもらわなくちゃいけないこともあると思うんですが、もし何か期待感でも何でもいいですけども、これは地域主権とかということもあるわけですが、そういった一連の流れの中でね、印象でですね、何か述べたいことがあればお聞きしたいなと思っていますけど。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 国の流れ、世界の流れ、やはりそういった状況を見ながら地方自治も行っていく。大なり小なり、その流れの中に、潮流の中にあるというふうに思っております。自民政権から民主党政権にかわり、そして連立政権ができる。そして、鳩山内閣から菅内閣にかわるというようなこと。一つの政治の流れの一つであろうというふうに思っておるところでございます。また、日本は、地方自治もそうですけれども、成熟化した二大政党の中での経験がまだ不十分というふうなところの一つのあらわれではないかなというふうに思っておるところでございます。要は市民のため、国民のために国益を守るというふうな形の中でこれはやるべきであって、一政党であるとか、そのマニフェストであるとか、そういった状況等を守るためのものであってはならないというふうに思っておるところでございます。いずれにしましても、どの政権であっても、国民に目を向けた、そういった政治を願うというふうなことでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） これからいろんな形で、新政権が国民の期待にこたえるように行ってもらいたいと思っておるわけでございます。

そこで、市長に地域主権についてですね、ちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、今ご答弁があったわけですが、第1回の地域主権戦略会議の議事録があるわけですが、鳩山総理もあいさつをされておられますけども、こちらは退陣されましたので、こちらのことは省きたいと思えます。

引き続き、総務大臣としてこれをやっておられる原口さん、副議長だったんですが、その方のあいさつの中に、このように書かれています。

地域主権改革は、単に制度の改革ではなく、民主主義そのものの改革であり、私たちの暮らしそのものの改革である。中央で何でも決めて、地方はそれに従うことが長く続いてきた。地域主権を進めれば、地域格差はかえって広がるという主張もあるが、ある意味ではそのとおりである。間違ったリーダーを選べば、そのリーダーを選んだツケは選んだ人に来ると、このよ

うなことが書いてあるわけですけど、ある意味においては地域間において格差が出てくるとい
うようなことが、第1回の議事録に書いてあります。

そこで、いろんなことを見てみますと、相当変わってくるのかなという感じがします。地方
六団体も意見書を出されて、10日の日ですかね、意見書を出されたということが新聞の記事に
載っておりました。スケジュール的にいくと、言うなら今年から6月にこの地域主権の戦略大
綱が、今年の夏には大綱が決まると。平成22年の夏に決まると。平成23年3月には、地方自治
に関連する中央政府の基本法というものが通常国会に提出をされるというスケジュールが載っ
ております。これ非常に今言う、地域間によって、やり方によっては格差が出てきてくるとい
うようなことも書いてあるわけですけども、市長、今、国の動向を見てということですが、こ
こは極めていろんな面において重要な内容だと思っているんですが、私はもう前から言ってい
ますけども、新政権がどのようなことをやろうとしているのか、根本的に変わる内容のよ
うな、読み方をすればですね、これは地方議会のことも含めて書いてありますけども、根本的
なことが変わってくるような感じもするわけですが、市としてですね、やっぱりそういった面
における研究プロジェクトというんですかね、知事会はそういうようなプロジェクトみたい
な形をつくっておられますけども、市長会にあるのかどうかわかりませんが、本市としてそう
いった、言うならプロジェクトみたいなものをつくって、そして国に言うべきことがあれば、
市長会を通して言っていくと。

私これを見よりましたらね、かなり業務量が増えてくるような感じがします。書いてありま
す、率直に。地方自治体は、相当今までやっていたのが増えてくるだろうと思ひまして、大変
だなあと。そこにまた、いろんな形で規制緩和とか何かを進めてこられますので、それにまず
反対だとかというところも出てくるかもわかりませんけども、市としてのそういうような国の
こういう地域主権にかかわる、言うならプロジェクトみたいな形というのはあるのかないのか
ですね。庁議等でやっているということがあればそうでしょうけども、専門的に若い人たち
に、やっぱりこの辺の国の動向をですね、そしてこれは国に市長会を通して言うべきだとかと
いうような形の中のね、組織的なものがあるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思
います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 為政者、職員は絶えず国の動向、県の動向あるいは世界の動向等をみずから
研さんするということについては、当然のことであるというふうに思っております。一つの組
織として、それをプロジェクトの中で行うかどうか等については、その課題によって分かれて
くるとは思いますけれども、今国が進めております地域主権改革等々についての理念であります
とか、そういったものについては職員も熟知している部分が多いというふうに思っておりま
す。それは何かといいますと、自治会制度そのものを私どもはこの理念に立ってやっておると
いうふうなこと、若干国と地方、地方と各行政区というふうなことは違いがありますけれど
も、共通項については地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めるということ、そうい

った活気に満ちた地域社会をつくっていくためには、地域分権というふうな地域主権改革というふうなものが必要であるというふうに思っておるところです。

地域のことは、地域に住む住民が決めて活気に満ちた地域社会をつくるためには、基礎自治体を重視した地域主権改革を断行するということについては、私は大事だと思っております。その際、国と地方との関係が対等の立場でもって、そういった関係で根本的な転換を図っていくというふうなことが大事であるというふうに思っております。そのためには、地方の声であるとか、現場の声を十分聞いてほしいというふうに思っておるところでございます。地方の実態に即した各種政策を推進することが、何よりもまして大事であるというふうに思っております。

それから、地方との格差と言われますけれども、今既にあるわけです。議論しております国保の問題にしても、医療の問題にしても、高齢化率が高いところ、高くないところ等によって違う。やはりそういったことを一元化して、主体が国、県に保険者としてなってほしいというふうに強く要望しているのはそれでございます。北海道から沖縄まで、この福祉政策等々については、津々浦々同じようなサービスを共有するということが一番大事であるというふうに思っておるところでございます。

そういった中で、私どもは地方自治体への権限移譲というふうなものが大事、あるいは今の法律の中で義務づけ、枠づけ等々がなされております。身動きがとれないような、道路の建設一つとってみても、北海道のような広い分野の中でのそういった設置基準と、九州であるような豪雪地帯でないところ等については、やはり緩和、その地域に合った形で道路の構造的なものの等についても実施していいのではないかとというふうに、そういった義務づけ、枠づけの縮小、そして地域に合った条例制定権を認めていくというようなことが私は大事だというふうに思っておるところでございます。もろもろ、もっともいろいろありますけれども、代表的なものはそういったことではないかなというふうに思います。

少なくとも、この地方分権が確立していきましたら、もっとも自主的な地域づくり、今太宰府市が行っております自治会制度、地域力、市民力は、今以上に高まってくるというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市長おっしゃっていますように、地方主権という形の中で国が義務づけ、枠づけの見直しを今行っています。各省庁から、府省から検討対象項目、そして5月24日の段階で見直しを実施するとの回答があったということで、これは内閣官房、それから警察、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境省と8つの省庁が出していますけれども、見直しを実施するとの回答があったものが308あるわけですね。その中で、特にやっぱり厚生労働省関係、それから国土交通省関係、これは項目ベースという形で書いています。

もう一つ、条項ベースということで、トータルで536あるわけです。国土交通省が238、厚生

労働省が80という形の中で数多くあるわけですが、具体的な再検討の結果という形の中で、見直し権限移譲等を行うものと回答のあったものということで、これは特例市まであったのを、今、市までやろうということで国土交通省関係は都市計画施設の区域内における建築許可、あるいは土地区画整理事業施工地区内の土地の形質変更許可とか、いろいろたくさん書いてあるわけですが、これはもう代表の部分だけです。これはそういう形で義務づけ、枠づけの見直しということで大事、見直し分とありますけども、まだいろいろ市に関係ある分があると思いますが、これは内容については、全部どんな内容かということは掌握されていますか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 第3次になりますかね、分権改革推進報告書等が中間報告も出ております。

そういった形の中で、地方分権改革推進委員会、第3次勧告まで出ておると思います。そういった状況、第4次ですか、出ております。そういった情報を私どもは市長会であるとか、あるいはインターネットであるとか、いろんなところから見て、そして把握しておるというふうな状況でございます。一々、政府のこういった審議会等々が地方に流れてきて、こうですよ、ああですよというふうなことはありません。市長会とか、そういった形を通じて行う。そして、それがそれぞれの省庁間の中で確立された場合については、行政ルートで流れてくるというふうな形になると思います。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） これ私たちにも非常に関連のあることですね、インターネット等で情報がいただけるものであれば、もう我々はそれをインターネットでとりますけども、それ以外に第4次ですか、これは第2次見直し分というのは5月24日の部分でございまして、いろんなそういう地方にかかわる問題等があればですね、ぜひ私どもにも、また教えていただく機会があればありがたいなと思っています。ただ、ホームページ等で全体的に情報提供されている分に関しては、自分たちで努力していきたいと思っております。

それともう一つの地域主権と同時に、一括交付金というのがありますね、ひもつき補助金をなくしてと。この内容をいろいろ読んでいるんですけども、なかなか理解できない部分があるわけですが、財源移譲という、税源移譲でなくて補助金をやめて枠組みを大きくするとか、何かいろいろと書いてあるわけですが、この一括交付金というのは、要するにこれでいくと、もう来年の予算から、もうこれが適用されるのかどうかですね。それはまだはっきりわからないのかどうかですね。国の審議状況等もあると思うんですが、これはどういう性格なのか。ひもつき補助金はやめるといいますけども、実際にそういうものがなくなってくると、市として非常に、やっぱり今までいただいていたところがいだけなくなってくるという問題も出てくるのかなと思ったりしているんですが、これはどのように考えておられるんですかね、一括交付金については。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 一括交付金的な考え方については、今まで一つ一つの補助金、ひもつきのな

形、これはこういうふうに使いなさいよというふうな、そういった考え方、思想がある金の流れ等々から、やはりその自治体に合った形で、一般財源化のような形の中で使う、自由に使われると、その地域に合った形の中で、そういった形が一括交付金の基本の考え方でございます。それはむしろ地方自治体の市長会等々あるいは知事会もそうですけれども、そういったところが要望しておるような状況です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） だから、今までひもつきでしたので、補助金が行っていますね、それぞれの事業に対して。それをもう横並びで全部枠をとってしまって、トータルとしての同じ金額はばんと来ると。だから、これはもうやってもいいですよ、やらなくてもいいですよという話になるわけですね。そうすると、国がやるその辺のところの精査というものが非常に難しいのではないかなという感じを持っているわけですが、それはこれから話になると思いますので、今後いろんな形の中でですね、やっぱりそういう今まではもらっていたのがもらえなくなってくると、もう大変なことになりますので、この一括交付金というのが本当にいいのかどうかと私もよくわからないんですが、いずれにしてももとどおりにすれば同じことの話になるわけで、意味がないというような話にもなるわけですが、その辺のことも今後議論を進めていきたいなと思っております。これは今回時間がないので、また次の機会に、この問題に関しては譲っていきたいと思っております。

総合計画について移りたいと思うんですが、門田議員が質問されましたのでダブる部分もありますし、ご回答も同じような形でございました。

ちょっと確認をしたいんですけど、審議会をこれから立ち上げると。その審議会には第四次総合計画のある程度の評価というか、検証をして、その審議会にはその分は報告したいというようなご回答のような感じがしたんですが、ちょっとそこはどうなる。もうちょっと、これちょっと確認したいんですけど。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず、市議会のほうにも第四次の評価の分の資料はご報告したいと思っております。現在は、素案をつくり上げてパブリックコメントまでやりまして、第五次のパブリックコメントをいただいた後の最終的な素案を修正を行ってきております。そのようなもので、審議会をいよいよ開催するということまで来しましたので、それに全力を傾注しております。審議会のほうにも第四次の評価というものを出していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市長、協働のまちづくりを市長進めておられますよね。総合計画というものは長期計画であって、市民がどういうまちづくりをしていくかということがあります。いろんなやり方がたくさんあると思うんですが、前は第四次のときは百人委員会をおつくりになったと。今回はインタビューだとか、アンケートをおとりになったと。

私、まちづくり百人委員会の、確かに総合計画に対するいろんな面においての意見は意見としてあったと思いますが、一つは大きな成果として、私はもうこれよくわかりませんが、あったと思うのは、やっぱり市に対するまちづくりへの関心度が高まったと、それは即市長が唱える協働のまちづくりにつながっていくんじゃないかと。だから、第四次総合計画というだけじゃなくて、協働のまちづくりの一つの一環として、そういった市民を育成していくという意味において、また町に関心を持ってもらうという意味においてもですね、今後そういうような形で、この総合計画の中にも生かしてほしかったなあと思っておるんですが、その前、第四次総合計画をおやりになられて、メリット、デメリットがあった中で、いろいろやり方の方法があるということで今回おやりになったと思うんですが、その辺の第四次総合計画の百人委員会、ある程度やったから、そう変わらないと思われたのか、その辺についてはどういう形で今回は百人委員会というものを一緒になってつくろうという形にされなかったのかね、ちょっと一回聞いておきたいなと思ったんですが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 第四次等については、先ほどもお話し申し上げましたように、百人委員会という市民からの聞き方をいたしました。ご承知のように、これはよく私も総務部長のときに覚えておりますけども、清水議員が百人委員会の提起をされ、そしてそのときの回答も私がいたしました。これは前向きに採用し、実行していきたいというふうなことをお話し申し上げたと思います。

そういった中で総合計画ができ上がり、そしてご指摘がありましたようにその後の百人委員会にかかわられた皆さん方が、政治あるいはまちづくりの中に数多く参画といいましょうか、動機づけになったというふうなことが言えると思います。

そういった中で、今の協働のまちづくりも自治会制度もでき上がったと。自治会制度は、そもそもこの第四次の中にも含まれておったわけです。そのときから、市民の皆さん方が自治会制度あるいは地域コミュニティづくりを強力にやっていきたいと思います、やっていく必要があるというふうなところから今につながってきておるというふうに思っております。

市民の生き方、協働のまちづくりはさまざまでございます。それぞれの中で、市だけが行って協働のまちづくりをやっておるというようなことではありません。地域の中で、あるいはその各種ボランティアであるとか、各種委員会、各種サークルの市民皆さん方がそれぞれまちづくりに、その人に合った形の中で対応していただいております。それをネットワーク化したり、あるいはそれをつないでいったりするのが、私ども後方支援といいましょうかね、そういった中でシステムづくり、組織づくりを行っている、それが行政の責務であるというふうに思っております。そういった意味で、地域力、市民力を高めるべく、まずもっては組織化を図り、そして人の育成を、同時に一緒になって目線でもってやっていこうとしておるのが、今の状態だというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 先ほどの門田議員と関連があるわけですが、私どもも素案をいただきました。議会としては、基本構想が12月議会で議案として出されるということでございますが、最終的には3月になるわけですかね。そうすると、例えばこの素案について9月議会あるいは12月議会でいろんな形で、私もちょっと提案したいこともあるなと思っているんですが、そういうようなことも含めて修正、また総合計画審議会——総合計画審議会は12月と言っていましたね、に答申をもらおうと言っていましたね、基本計画が。ということは、答申があっても、最終的に執行部が決める話でしょうが、我々の意見としては、この議会という権限というか、この素案について、もう今回も言える部分はあったんでしょうけども、9月、12月議会でも間に合うのかどうかね、その辺どうなんですかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今回、今審議会を開催することにちょっと一生懸命になっておりますけれども、素案を作成して提案したものは議会のほうにも報告いたします。そして、9月議会、12月議会というところでも区切りがありますけども、その間の議員協議会等もありますので、その間での報告と、またいろいろなお話を聞きたいというふうにも考えております。突然ぼんと議案として出すということは考えておりません。その途中途中の経過でご報告し、いろんなまた意見をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 最後に、協働のまちづくりについてですね、お尋ねをしたいんですが、上山市というところに行きました。これは執行部のほうからも行かれて、いろいろと状況等を聞かれていると思います。今もいろんな形でNPOだとか、市民団体だとかという形の中で、もうおやりになっているということでご報告を聞いたんですが、私、前、そういうことをやるに当たってですね、松本市で視察に行ったときに質問をさせていただいて、松本市は市民と行政の協働推進のための基本指針というものをつくってござりまして、協働というものは何かと。ある程度、自治会というのはよくわかるんですが、テーマ型というんですかね、NPOだとか、そういう部分に関しましては、一つの決まりというのが、ルールというのが要るんじゃないかなうかと。

市長は、基本条例等については、今年度中に方針案を決めて、平成23年度に議会に条例として出していきたいというふうなお話をされておりますけども、今いろんな形で進んでいるわけですが、この条例とは違う、前の、協働とは何かとかというような内部規定みたいな形の中で、そういう基本指針みたいなものはつくっておられるんですかね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 地域コミュニティづくりにつきまして、平成15年6月でしたかね、推進指針を作成しまして議会のほうにも報告し、この間、議会の中でもコミュニティづくりについてのいろいろなお質問もいただき、報告をしてきたところだと思っています。

それで、第四次総合計画の前期の中に地域コミュニティづくりを掲げまして、いろいろ議論

のある中で、後期基本計画を見直すときに協働のまちづくりというものを進めると、それは先ほど市長が報告したところで、いろんな多様な主体と行政が一体となって地域力を高めるためのまちづくりをやっていきたいと思います、その一つの手法として地域コミュニティづくり、地域との協働あるいはNPO、ボランティアとの協働という形で進めようということで見直しをしました。その中で、太宰府地域コミュニティづくり推進計画というものを平成19年10月1日に、先ほどの指針を修正をいたしまして掲げ、このことをもって今回の自治会の見直し、あるいは協働のまちづくりの推進について進めてきたところです。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 協働のまちづくりということで、これは上山市のことを一々説明しよったら時間がないので、私も総務文教常任委員会でいろいろお聞きしているわけですが、要するに全体ですよ、市全体ですよ、協働のまちづくりというのは。

例えば、今国の補助金をいただいて、市が市民遺産の、市民からいろんな市の、要するに宝物を伝えていこうということで、ボランティア等を集めながら、その市民遺産をやっていこうという形で、総務文教常任委員会で報告を受けたわけですが、その分に関しては、この協働のまちづくりとどういう形で連携しているのか、それは単なる所管でやっているのか、それとも協働まちづくりの一つの一環として全体としておやりになっていらっしゃるのか、そこはどうなっていますかね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今の歴史的風致維持向上計画の前段として教育委員会の中でいろんな市民遺産の関係がどういった状況であるかというようなものを調査、これは文化庁から100%依頼を受けてやっておるわけですが、そういった際においても、切り口としては総合行政と言っています。ただ単にそこだけの調査ですけども、そこにはワークショップであるとか、あるいは市民の方々が調査に、また参画してもらっている、公募であるとか、また自分から手を挙げられておられている方々もいらっしゃいます。そういった方々をあらゆる機会、仕事を通じて育成を図る、同時に。一緒になって市民遺産、あるいは市内にどういったところに点在しているかというようなことを記述し、そしてそのことが製本になっている。そして、そういったことが、市民遺産としてこれは大事だから後世に残していく必要があるねえというような形の中でまとめていく。その体験そのものが今の協働のまちづくり、あるいはそれぞれが主体になると。協働のまちづくり、あるいは地域コミュニティづくり、あるいは市民力、地域力につながるることになると。内部的には、そういった総合行政でやっております。絶えずその中に協働の町というふうな視点、市民と一緒に、NPOと一緒にまちづくりを行うという切り口があるんだよというふうなことは、共通認識の上に立って仕事をしてもらっております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 上山市はですね、いろんな形でテーマ型ということで、高等学校を活用してやったりとか、あるいは農産物を活用してやったりとか、いろんな事業をおやりになっ

ています。だから、今市長がおっしゃるように総合行政という中で、特に上山市の場合は、やっぱり観光をですね、あそこは温泉がありますので、かみのやま温泉ということで、そこで一つの協働のまちづくりとして事業事例を紹介していただいたんですが、この中で浴衣の似合うまちづくりということで、温泉のおかみさんたちがいろんなイベントを行われている。私、頭の中にちょっと印象としてあったんですけども、例えば、先ほども観光のことでお話がありました。

太宰府の場合、今参道があるわけですが、いろんな歴史があります。NHKで坂本龍馬、龍馬伝をやっている、いろんなところで龍馬伝を活用したまちづくりが行われております。私も参道に入ってみますと、維新とかかわりのあるお店があるわけですね、明治維新と。坂本龍馬と直接かかわりがあるお店があるかどうか、ちょっとわかりませんが、少なくとも薩摩藩の定宿だったとか、あるいは長州の宿をしていたとか、そういう部分がありますので、何らかの形でそういう維新の大きな一大維新の中でいろんな人たちがお集まりになったという部分があるわけですね。今後もしろろろろ、NHKが、大河ドラマができます。何かそういうような、上山市の、参道のおかみさんたちに聞いたわけじゃないですよ、勝手なことを言うなというて怒られるかもわかりませんが、ただイメージ的にそういう人たちが集まって、NHKのこの龍馬伝に合わせた形で何かイベント、そういうものをそれぞれのお店が出し合って情報を発信していけば、龍馬と言やあ、もうすぐどこでも見る。私も長崎へ行くんですけど、長崎へ行けといったって、別に坂本龍馬は何とも思いませんでしたけど、テレビで龍馬伝が出てきますと、亀山社中に私も行ってみようかなとか、こういうような形になるわけですので、何かそういったものの一つの大きなNPOだとか、そういったNPOだけじゃなくて、既存のそういうおかみさんたちを活用したですね、まちづくり等もできるんじゃないかなという思いはしているわけですが。

もうちょっと時間がないもんで余り、もう少し具体的な案を出したいと思っているんですけども、そのようなことは、その協働のまちづくりの中で積極的にやろうとしているのかね、それとも所管が、担当課がこれやることだという話になるのか。その辺は、協働のまちづくりとそういったテーマ型の部分でどういうようなね、観光に関してのそういったかみのやま温泉の浴衣の似合う町、うちはもう温泉がないからと私は思っていたんですけど、参道を歩いてみると、これはいろんな面で太宰府にも見えない財産があるなということを感じたわけですが、そういうようなことはまちづくりとしてやっぱり今後やっていく必要もあるんじゃないかなと思っているんですけども、どうでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 本当に今ですね、NHKの大河ドラマ、あるいはテレビのロケーションとして誘致するというふうな、そういうことをしながら観光あるいは地域の活性化に結びつけるところがございます。私も恐らく維新の関係で薩摩の定宿でございましたんで、私のところに泊まっているんじゃないかなというような、女主人が私の友達なもんですから、そう言うても

だれもわからんちゃけんねという言いながらですね、お話をしたことがございますが、そういうことを含めながらですね、市民の団体でも龍馬のゆかりの地というところを歩こうということでやっておられますし、もう少しその辺がはっきりすれば私たちも動きやすいんですけども、定かではないので、余り違ったことをやってもというようなことがあって踏み切りませんが、もしそういうことがあればですね、積極的に私たちも地域の活性化のためには努力を惜しまない、そういう気持ちでおりますので、それが同じようにそういう定宿の場所と地域と一体となって盛り上げていくことはしなければいけないかなというふうに思っております。今後ともそういうふうな方向で協働のまちづくりをつくり上げていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） それはたまたまNHKの坂本龍馬を見ただけであって、別にそれだけじゃなくて、太宰府にもたくさん、例えば清水寺で毎年漢字を1字書かれる和尚さんがおられますね。あの和尚さんが書かれた看板も、何か太宰府市にあるとかという話もお聞きしましたので、そういったものもね、何かいろんなものがたくさんあるんじゃないかなと思うんですね。そういうものをやっぱり発掘して、そういう発掘できるような一つの何かおかみさんたちとかね、そういうものをつくっていただきたいと思いますので、もう時間がありませんので、私の以上で質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、本日の日程終了まで会議時間を延長します。

ここで16時50分まで休憩します。

休憩 午後4時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時50分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） 皆さん、大変お疲れさまでございます。まだ最後ではありませんので、最後に渡邊議員がいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告どおり、3項目について端的にお伺いをいたします。

初めに、スポーツ施設の充実について質問します。

今、市では総合体育館の計画を進めようとしていますが、今回はその総合体育館のそのものではなくて、市全体の体育施設の見直し並びに整備等を含めた計画が、総合体育館の計画とあわせた上で全市的なものとして考えることができないものかについてお尋ねをいたします。

2点目は、先日の議会の説明で、市長は市内6校区自治協議会総会が無事終了した旨報告がありました。そこで、今回は自治会長さんや役員の皆様との対話の中で、いろいろ悩みを抱えてあることがあり、不安を持っての総会ではなかったかと思いますので、いま一度各自治会と校区自治協議会の関係並びに整合性についてお尋ねをいたします。

3点目は、交通対策ですが、これも市長が今議会の冒頭、湯の谷地区へのバス乗り入れについて、平成22年度中に路線を決める旨説明がありましたが、現時点で市としてはどのような計画を持って、地元との協議をされようとしているのか、またこれまでにどのような案を検討されたかについてお答えをいただきたいと思います。

再質問は、自席にてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） お答えさせていただきます。

総合体育館の建設を含めた社会体育施設の計画的な改修、整備につきましては、今年3月に策定いたしました太宰府市スポーツ振興基本計画の中で今年度から実施計画を策定し、取り組みを進めてまいります。特に今回ご質問をいただいております既存のスポーツ施設につきましては、経年による改修が必要なものや、必要に応じて追加的に施設整備を行っている現状もございますので、利用者のご意見等もお聞きしながら施設整備を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今、部長のほうからお答えいただきましたが、ぜひそれを実施していただきたいですが、若干だけお伺いをいたしますけれども、今回は総合体育館そのものはほとんど屋内のスポーツになりますけれども、今までに屋外の今使用している公園等が、野球場とか、梅林アスレチックスポーツ公園等がありますけれども、いろんな人の意見をお伺いをしまして、もう先日私もこの大佐野スポーツ公園で野球の試合を拝見させていただきましたが、若い人たちがサンデーリーグの中で一生懸命やってあると。それにしてもやっぱり施設がですね、どうも他市と比べてもいかなのですけれども、若干、その人たちが一生懸命やっている姿からすると見劣りがするのではないかというような感じを受けました。

太宰府の場合、本当の野球の専用球場というのはないように思えるんですけれども、いわゆる今、先ほど言いましたように大佐野スポーツ公園、北谷運動公園、それから歴史スポーツ公園、梅林アスレチックスポーツ公園、本当の専門性がないような気がいたします。多目的広場、聞こえはいいんですけれども、もう今からそういう計画を立てられるのであれば、ほとんど月曜日から金曜、土曜までは多目的でいいかもわかりませんが、これは日曜日、休日等は専門

性のあるスポーツをですね、子供たちもソフトボールでやっていますし、梅林アスレックススポーツ公園がどのような形になるのかわかりませんが、サッカーとかラグビーとか、そういう専門性、最初はそうだったと思いますので、そういう形ですね、ぜひ競技場といいますか、そういったものにできないかどうかの検討をですね、よろしくお願ひしたいと思っています。

先ほど言いましたように大佐野スポーツ公園なんか、もうマウンドが低くて、ピッチャーが投げられないという苦情もお伺いをいたしました。北谷運動公園については、もうナイター施設のナイターそのものが低過ぎて、なかなか見にくいということ。本来からいえば、北谷運動公園はセンター方向にバックネットがあるのがベターだと、そういう話もお伺いをいたしました。そうであるならば、野球として使う場合は、向こう側に、センター方向にバックネットをつくってですね、新しくマウンドをつくってそういう整備をやる。今のバックネットは壊す必要はありませんので、そちらを使う場合にはソフトボールが使えるというようなこともできますのでぜひお願ひしたいのと、欲を言えば、観客席とか、そういった施設もぜひお願ひしたいと。これも財政が伴う話でございますので、一概に何でもかんでもやってくれというわけにはいきませんが、そういった専門性を持たせる、歴史スポーツ公園については少年ソフトボールの人たちが、日曜日についてはもう完全にできるという専門性を持たせるというようなことができないのかどうか。今お答えをいただける範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思っています。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 体育施設を今ご指摘いただきましたけれども、それだけでなく、私どもが管轄しております諸施設がかなり老朽化して大規模改修等が必要になるという状態で、市民の皆様方には大変ご迷惑をかけていることだと思っております。

先ほど福廣議員のほうからいろいろ提議いただきましたし、また部長もさきに答えましたように、皆様方のご意見を聞きながら、どういう方向に進めたらいいかということを十分検討しながら、今度の計画の推進とあわせてやっていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 1つだけ、梅林アスレックススポーツ公園そのものは、何か今計画はありましたかね。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 多目的広場は、公園設立当初より、芝の養生のための一般開放は行わずに、サッカー、ラグビー、それから小・中学校の遠足等に限って開放をしておりました。平成18年度から指定管理者制度を導入いたしまして、これに伴います施設の効率化や管理の集中化、また経費節減等の観点から、これまでの文化スポーツ振興財団から管理棟を含む管理委託から現在の都市整備課の直営となったという経緯もございます。今年3月には、サッカー協会

によりまず一部芝生の張りかえも行っていていただきしており、なかなかいろいろな面で使うというのは難しい面もございますが、現在定期的に利用されておりますサッカー、それからラグビー、グラウンドゴルフ、ソフトボールなどの団体のご意見を聞きながら、また利用方法についてはいろいろと検討していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今回は、そういった今お答えいただいたように、各スポーツされている方々の意見をですね、十二分に聞いて、今度やるときには中途半端な施設に終わらないようにぜひやっていただきたいと。私がちょうど議員になって、すぐ歴史スポーツ公園が開園をしたわけですが、今でも忘れませんが、皆さんのほうからの説明は、福廣さん、ここはもう、ここまでナイター施設の準備ができております。あとはつなぐだけですからと、楽しみにしといたら、もういつの間にか消えてしまったというんですね。何かそんなことなかったというような顔をしておりますが、何かとぼけられたら困るんですが、それはもう私の頭の中に十二分に記憶に残っておりますので、どういう計画でそこまで準備した上で中止になったのかよくわかりませんが、ぜひ今回の総合体育館の計画、その場所によっていろいろ変わってくると思いますけれども、素晴らしい計画を立てていただき、一遍にできなければ、年次計画を立ててやればいいことだろうというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと。

それと、もう一点だけ忘れておりました。スポーツしてある方のご意見の中に、とにかく駐車場が足りないと。何か大会をやっても、周りに迷惑をかけてしまうというご意見が多くありました。ぜひその点も、何かうちの場合は常に駐車場は台数がですね、プールもそうですけども、そこで満足できるスペースがないというのは、大体のスポーツ施設のようにも感じられますので、これはもう要望として、すべて要望になりますけれども、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

じゃあ、2点目、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 2件目の各自治会と校区自治協議会と市全体の関係についてご回答申し上げます。

昨年4月から市民みずからがつくり上げる新しい自治会制度へと改革を行いました。市内全域において校区自治協議会が設立をされました。本年5月7日の太宰府市西校区自治協議会総会を皮切りに、5月30日国分小学校校区自治協議会総会をもって6校区すべての校区自治協議会におきまして総会が開催をされております。

また、今月3日には、44区全自治会長によりまず太宰府市自治協議会総会及び第1回全体会が開催をされました。これもひとえに自治会長の皆様方のご尽力のたまものであると、厚く御礼を申し上げたい。そのときにも、申し上げました。

ご質問の各自治会と校区自治協議会の関係並びに整合性につきましては、部長のほうから具体的に説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ご質問の自治会と校区自治協議会の整合性でございますけれども、少子・高齢化等が進んでおります状況の中で、一自治会では解決できない地域課題も出てまいっております。そこで、その課題に対して小学校区を一つのエリアとして、自治会を核組織とする校区自治協議会で情報を共有化し、課題解決に取り組んでいただくこととしており、市としましても後方支援を行っているところでございます。

校区自治協議会につきましては、まだ産声を上げたばかりであります。一步一步歩みを進めていかなければならないと思っておりますし、今後も市としましても後方支援はもちろんのこと、助言等を求められましたら、NPO、ボランティアを初めとした多様な主体の方々と協働して、積極的にかかわってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 言われることはよくわかりますけれども、今回確認をしておきたいのは、44の自治会があります。自治会が中心なのか、校区協議会が中心に今後なっていくのかということがですね、若干わかりづらい面が出てきているのではないかというふうに思われる節があるんですね。だから、44区の自治会が発展するために校区自治協議会があるんだというふうに、そのためのコミュニティづくりというふうに私は思うんですが、どうもそこんところですね、校区自治協議会ですか、こちらのほうの会合と自治会とが、若干ちょっと離れている部分が、私の狭い視野の中で見えていますので全部がそうとは言いませんが、そういう面がないのかどうかについてお伺いをしたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほども申しましたように、それぞれの自治会の中でいろいろな活動に取り組まれております。しかし、それが十分ではない部分も、この間の議論の中でもありました。それで、いろいろな情報を交換する中で、一定の組織をつくっていかうということで、校区自治協議会をつくっていただいております。どちらを中心ということではなくて、本市の場合、校区自治協議会を地域分権の一つの受け皿として、新しい仕組みづくり、場づくりということで進めております。そういう情報交換される中で、それぞれの各組織であります各自治会の地域力を高める取り組みにもつながっていくものと思っておりますので、それぞれが双方向で行政と対等な関係で、先ほど申しました地域だけでは完結できない問題がございますので、NPOとかボランティアとか、そういう専門性を持った方々たちとも一緒に地域づくりに取り組むことが、太宰府市全体の住みよいまちづくりにつながっていくという目標を持っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） それで、各自治会にですね、これはこの前いただきました設立状況な



んですが、各委員会として3つから5つの部会があるわけですけど、いわゆる自治会の役員さんと校区自治協議会に出ていく役員さんが違うところもある。そうした場合に、校区自治協議会の役員会の中に自治会長さんが入らずに、その部会の中でやった場合に、そこで決まったことが各自治会に持って帰ってやるということがですね、若干整合性が欠けるのではないかなあという思いがする。各自治会の役員さん、各部会のトップの人が校区自治協議会に行って、そこで話し合ったものを自治会に持って帰って、よその区ではこういうこともやっている、こういういい方法もあると、ぜひ自分の自治会も見習ったらどうかというふうな、そういうのが一番現実としてはですね、いいのではないかなというふうに思うんですけども。

それとまた、小さな区と大きな区が中にありますので、そこでのまた役員さんの整合性というか、そこあたりが若干悩みをですね、抱えてある自治会もあるみたいな感じを受けるわけですね。ですから、まだ校区自治協議会が始まったばかりですから、もう今から随時、それは解消されていくのかもわかりませんが、ぜひ市がですね、市の担当者がその校区自治協議会の中でリーダーシップを発揮していただいて、指導性を持ってですね、違う方向に行くようであれば、そこをまたハンドルを切り直してあげるようなですね、体制をぜひつくっていただきたいというふうに思うんですが、そういう声は、部長のところには来ていませんか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 委員さんと自治会とこの校区自治協議会のそれぞれの役割分担のお話ですけれども、校区自治協議会を編成するときに、自治会それぞれの組織の構成も違うところがありまして、自治会の中に、例えば防犯防災関係の委員さんがおられるところもあるけれども、部長までないと。あとは健康づくりの人とか、そういう民生委員さんとか、そういう関係者でされているところもあるし、そういう民生委員さんが評議員になってあるところもあるけれども、いろいろ多種多様です。

それで、新たな校区自治協議会の組織をつくるということのご提案をした中で、区の役員、そういうのがないときはどうするのかということで、無理がないところでそれぞれ地域活動をされている方々もおられると思いますので、まずは防犯というのはいろんな方がかかわってあるところもありますから、そういう方を委員さんに選出いただければと。

ただ、その場合、区の自治会の役員でなければ、校区自治協議会でお話しされたこと、情報を交換されたことが伝わりませんので、必ずフィードバックできるような何か仕組みは考えてくださいというようなことを自治会のほうにお願いした経緯がございます。

それで、現在の校区自治協議会の中では、6つの校区自治協議会がありますけれども、自治会長さんが役員に当然なっておられます。それから、各部会とか委員会をそれぞれ、数は違いますが、つくられております。その部長さんあるいは委員長さんが、その役員の中に入っておられますので、機制的には、組織的には各部の中で議論されたことを、その部長さんが役員として入りますから、校区自治協議会の役員会の中でいろいろ議論して、当然その意見につ

いては自治会長さんも聞いてありますからフィードバックされるし、ある校区自治協議会では自治会長さんが担当理事あるいは担当役員ということで、各部会を一緒にやられている校区もあります。

そういうふういろいろな工夫をされながらされておりますので、先ほどお話ししましたように、今年一年かけてそういう充実を図っていただきながら、校区自治協議会のスキルアップ、それから自治会にフィードバックされながら自治会の地域力を高めていただくというようなことにつながっていくと思いますし、職員が指導するということじゃなくて、一緒に悩みながら、人間関係づくりながら、あるときはけんかしながらですね、やっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） あと一点だけ。

いわゆる、先ほど言いましたように自治会では自治会の役員さんを決めるのも大変な部分がある。今度校区自治協議会が入ってくると、また随分多くの役員さんを決めないかんというような話になりましてね、組長さんを順番で回しておるのに、組長もできんようなところを各組で1名ずつ、2名出せというような雰囲気になってきているわけです。そうするとね、何か校区自治協議会ができたから役員さんを増やさないかんというようなことであったら、それはなかなか今はこの高齢化、これはもうどこにも共通する問題だと思いますよ。役員になる人がなかなかおらんという、そういう問題も出てくると思いますので、ぜひその辺もよく話を聞いていただいてお願いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。今日は、もう別に回答はいいですけど、よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほどご報告しましたように無理がないところということで、各校区自治協議会に5つのカテゴリーのテーマごとの組織をとお願いしておりましたけれども、2つ、3つ、4つ、5つというふうな実態がございます。それは先ほど福廣議員からもご指摘されたように各自治会の状況がございますので、先ほど言いましたように校区自治協議会の情報交換が、やっぱり地域活動につなげるということが重要だということが皆さんご理解いただいて、そういう認識のもとで、そういう新しいカテゴリーのところに対する取り組みもされていくものと思いますので、無理がないところで進めていただきますように、私どものほうも留意しながら進めていきます。

（18番福廣和美議員「じゃあ、3点目を」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 3項目の答弁をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） 3件目の交通対策についてご回答を申し上げます。

コミュニティバスまほろば号は、市民の皆さんの強い要望に基づきまして、平成10年4月に内山方面並びに太宰府西地区路線をスタートをさせまして、これまで順次、水城・国分回り

線、北谷回り線、都府楼回り線、高雄回り線を開設してまいりました。開設以来、本年4月末現在で448万8,893人の乗客を数えるに至っております。これもひとえに、皆様方のご理解とご協力のたまものであるというふうに思っておりますのでございます。

また、平成20年11月には、高齢化率が高い東観世地区におきまして、外出支援策あるいはマミーズからいきますと買い物サポートというふうな位置づけのもとに、マミーズ・まほろば号の運行も開始をしたところでございます。

ご質問の湯の谷地域の新規路線の開設につきましては、この東観世の考え方、高齢化率が非常に高いところ等の一つとして、本年度交通支援として運行ができるように、現在進めておるところでございます。

詳細につきましては、部長のほうから説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 本市のコミュニティバスまほろば号につきましては、昨年4月から運行を開始いたしました高雄回り線をもって、ほぼ幹線での交通空白地帯の解消に一定の成果を上げたものと思っております。

しかしながら、これからは高齢化率の高い交通空白地域の対応を図らなければならないということを考えております。まず、以前から丘陵地帯にあって高齢化率が高く、交通機関の要望がございました湯の谷西区、湯の谷区につきまして、新たな交通手段の検討をこの間行ってきたところでございます。この両地区は、昭和40年前後の宅地開発でありまして、生活道路は決して広いとは言えず、市内でも最も高齢化率が高い地域でもございます。

先ほど申しましたように、以前から要望は上がっておりましたけれども、昨年、正式に両地区の自治会長から要望書が市長に提出をされました。要望を受けまして、まず住民対象の説明会を行いました。さまざまな交通手段の中から地元に合った手段や課題、問題点を住民の方々みずからによって検討をしていただくために両地区から委員を選出いただきまして、湯の谷地域における地域公共交通検討委員会、そういう略称ですけれども立ち上げをさせていただき、いろいろな意見の集約を行ってきたところです。

湯の谷地域につきましては、現行のまほろば号での導入は、先ほど申しましたように道路幅員の不足により不可能であるという判断をいたしております。そこで、新たな手段や車両機材を用いる必要があると考えております。このため、道路運送法によります地域公共交通会議を本年度設立いたしまして、本市が主宰となり、住民あるいは乗り合いバス事業者、関係者などにより、湯の谷地域の地域交通を協議、決定することといたしました。平成22年度中に、先ほど市長が答弁いたしましたように、なるべく早い時期に運行が開始できますよう、現在努力しているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今までに、今お話がありましたように、いろんな方法を全国で、デマ

ンド型、予約型のタクシーとか乗り合いタクシー、乗り合いバス、そういった類の、我々も視察に行ってみたりまして、今回湯の谷西、湯の谷地区ですか、こちらのほうのそういう乗り物について開通されるということは、もう誠にいい話だというふうに私は思っております。

ただ、なぜ今回聞いたかといいますと、どういう形のものにするのかなという、果たしてこの両地区だけのことを考えていくよりは、もう少し広い立場でですね、広い面積の中でやったほうがうまくいくのではないかなという、そういう思いもありましたので、現実的に今方法を考えてあるのであれば、ぜひ教えてほしいと、そう思ったわけです。

先ほどマミーズ・まほろば号のことを言われましたが、そこだけ言うておきますが、我々は完全にオーケーしたつもりはありませんので。今でも怒られます、何であそこだけ無料やと、そう言われるもんですから、市民から。そのことだけは、暫定でお認めをしたと、そのことはあのときに言うておりますので、よろしく願います。ただ、そのマミーズ・まほろば号は、悪いということをおるわけでないで。

もとに戻りまして、どういった方向でいくのかですね、それはいつごろになれば、今から打ち合わせに入るわけですか。いや、この前、この地区の人たちとちょっと話す機会があつて、やっぱりこの地区の人たちもやっぱり心配してある。利用者がどれぐらいあるのかなと。もうそれによっては大変なことになるんで、財政的な問題もあるし、ぜひうまくいくような形をとってほしいというご意見もね、この地区の方からもお伺いをいたしましたので、どういう方法でいくのか。ここだけのことで考えて、果たしてうまくいくのか。もう少し広い範囲の中でされたほうがうまくいくのではないかなという、そういう思いがあるので今回聞いたわけで、もうこれ以上の答えがないのであれば、もうそう言っていたかないとわかりませんが、もし若干でも、幾つか考えてあるでしょうから、そういうのを教えていただければ助かりますが。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど申しましたように両地域の方々に説明会をしながら、最初はぜひ欲しいという、そういう要望の話でございました。じゃあ、その要望に対してどういう手法がとれるのかということ、私ども担当のほうで専門的なことで提案をいたしております。その中で、現在どんなふうにしたらみんなが利用するのかなあということまで議論しようということになりました。そういうことから、各両区から委員を出してもらって、先ほど検討委員会ということをお願いしたけども、その組織をしてもらって、行政と地域住民の方々の代表が、一緒にその手法を検討しました。

まず、有料なのか無料なのか。マミーズ・まほろば号という手法もあるけれども、なかなか制約もある。地域の方々は有料でいいということを、ある程度方向をつけられました。じゃ、有料でいいならばどういう手法が考えられるのか。デマンドの方式、あるいは予約的な福祉タクシーみたいな部分、いろんなことが考えられるけどもという中で、自分たちは定時運行で定路線を希望したいと。じゃ、それを解決していくにはどういった方法があるのかということ。そういうことから、最終的には地域交通として取り組むには、有償事業をするには事業認

可を道路運送上とらなければなりません。これは非常に制約が強いものでした。ただ、平成18年に道路運送法の改正がございまして、地域の、皆様もそれぞれ視察に行ってご存じだと思いますけど、いろんな地域でコミュニティバスとか、そういうやっぱり地域交通の必要性によって各自治体で取り組まれてきています。そういうことを国土交通省のほうも勘案されて法改正がされまして、そういう地域協議会、法定的な地域協議会を作成し、その中で事業計画を立てて、みんながそういう中で合意形成をすると。バス事業者だけじゃありません、有償事業をする場合は。タクシーの事業者もおられますし、いろんな方々がおられます。そういう地域の中の総意の中で決定されたことであれば、国土交通省のほうの認可もそれなりの認可の形態がとれるということがありますので、そういう法定の地域交通協議会を設置して、その中で方向性を示すと。結論的には、有料で、定時、定路線の手法をいかにとるかというのが今後の協議会の課題になっていくと思います。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今言われたように、コミュニティバスについては、太宰府は先駆けてやって成功したというふうに私は思っておりますし、いいことをやったんだろうというふうに思っております。今から先、この高齢化社会、少子・高齢化社会の中でどう高齢者の足を確保していくか。高齢者だけじゃなくて、市全体の当然観光ということがその中にも入ってくると思いますが、そういうことで、今回は湯の谷ですけども、前からお話ししますように国分だってあるし、水城の奥だってあるし、ほかにもぜひ検討していただいて成功してですね、次のところを成功させるような方法を考えていただきたいという思いで質問をいたしておりますので、ぜひ今回どのような形になるかわかりませんが、成功をおさめてほしいと。そして、それを少しでも早くほかの地域も、こういうやり方であればうまくいくというようなことをですね、今私が言ったような地区以外にも、今後太宰府市の場合は出てくる可能性は十二分にあると思いますので、今回は深くこのことを突き詰めて言うつもりはありませんでしたので、ぜひ期待をしていますのでよろしくお願いをしたいということで、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長に許可をいただきましたので、通告に従って、2項目にわたり質問いたします。

まず、子宮頸がん及びHTLV-1の感染予防についてお伺いします。

子宮頸がんはワクチンによって、その予防ができる唯一のがんです。子宮頸がんは、初期であるステージワンの段階で子宮の全摘出が行われ、子供を産めなくなります。ワクチンを半年間に3回接種すれば、約6年間その効果があると言われています。

現在、国においてワクチンの公的負担について法律が提出されようとしているようですが、

本市ではまだ公的負担によるワクチン接種は行われていません。しかし、とりあえずできることは、子宮頸がんが予防できるがんだということを市民に周知することだと思いますが、現在どのような方法をとっておられるのか。また、今後予防接種について何か検討をされているのか、お伺いします。

次に、H T L V－1 ウイルスの感染予防についてお伺いします。

このウイルスは、現在日本全国の感染者が、わかっているだけで約120万人、100人に1人が感染しています。そして、私たちにとって恐ろしいのが、その半分以上の約60万人が九州に集中しているということです。九州の人口を1,200万人として、60万人以上が感染しています。つまり、九州においては20人に1人が感染しているという計算になります。これは申し上げたように、検査を受けて把握されている人数であり、正確な数字ではありません。このH T L V－1の恐ろしいところは、5%の方が平均生存期間13カ月という死亡率の高いがんを発症し、0.3%の方が神経を破壊する疾患にかかっているということです。このH T L V－1の感染経路のうち、母親の母乳から乳児へ感染するケースが60%と、非常に高くなっています。もし、この感染経路を遮断することができれば、少なくとも子供への感染は阻止することができます。また、男女間での感染は30%になっており、自分が感染しているかどうかを知ることによって、感染のほとんどを食いとめることができます。まずは、母子感染を防ぐために、妊婦健診にこのH T L V－1の抗体検査を取り入れることが求められると思いますが、今回私が一般質問をしたのは、先日麻生知事が、既に九州の各県が実施もしくは前向きに検討を始めている公的負担の必要性を感じないという発言を受けたためです。検査の費用は1,000円から2,000円程度ですが、個人負担になると、このウイルスを知らない方々は、恐らく第1次の抗体検査も受けられないと思います。

そこで、私は、まず自治体に、このウイルスについて、少なくとも妊婦の方に対しては徹底してお知らせをする必要があると思います。古賀市では、今月2日から母子手帳と一緒に、このH T L V－1についての説明書を配布され始めました。職員の手づくりですから予算はかかりません。エイズのときのように、知識がないがゆえに起こる差別などを防ぐためにも、まずは正確な情報を市民に周知することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

次に、私は先日筑後で行われた環境自治体会議に参加し、2日目に、環境自治体なら弁当の日をやらなくちゃという分科会で勉強させていただきました。

以前、西日本新聞で、食卓の向こう側という連載があり、ご存じの方も多いと思いますが、この弁当の日は、2001年、香川県の滝宮小学校の竹下校長先生が始められました。月に1度、小学校5、6年生の児童が自分で買い物をし、自分でお弁当をつくる日です。親は一切口出し、手出しをしないことになっています。初めて聞かれた方は、どうせ親がつくるでしょうと思われるかもしれませんが、数カ月すると間違いなく、子供が自分でつくってくるようになるそうです。なぜかという、弁当の日は自分でつくった子供たちは朝学校に来ると、すぐ弁当を広げ、成功や失敗を大声で話し始め、教室は大変盛り上がるそうです。すると、親につくっ

てもらった子供たちも、次は自分でつくろうという気持ちになります。現在、全国で約600校の小・中学校、高校、大学で実施されるまでに広がっています。これがなぜ環境自治体と関係があるのか。それは食べ物の大切さ、つくってくれる人の苦勞を子供が体験することで、食材を無駄にしなくなるということがあるからです。

全国的に、給食の残食が問題になっています。お手元にお配りした新聞記事のように、子供の好きなメニューを組み合わせる給食に出すということの根本には、子供の嫌いなものを出すと残食が多いという理由もあります。給食の残食は、平均20%から30%となっていますが、切り干し大根などは6割近い子供が残すというデータが出ています。最初に実践された滝宮小学校では、弁当の日を始めて以降、給食の残食が0.2%まで減少したそうです。

そこで、本市の状況をお伺いします。

本市では、弁当の日を実施している学校が2校ありますが、小学校は1校です。小学校7校の給食の残食はどの程度になっていますか。また、弁当の日を実施している学校では、子供たちや保護者は、この実践をどのように受けとめておられるのか。そして、食育について、市では今後どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

回答は項目ごとに、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 子宮頸がん及びH T L V－1の感染予防に対する現在の取り組み及び今後の方針についてお答えいたします。

がんは我が国における死因の第一位であり、国民の生命及び健康にとって重大な課題となっている現状から、がん対策のより一層の推進を図るため、平成19年4月1日にがん対策基本法が施行され、一定年齢以上の肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの5つのがんの受診率を、平成24年までに50%以上とするよう、目標を定めています。

子宮頸がんは、年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなっており、20歳代、30歳代の女性に急増しています。

本市においては、20歳以上を対象に子宮頸がん検診を実施しておりますが、昨年度、国の補正予算で実施しました女性特有のがん検診推進事業、いわゆる20歳から5歳ごとの年齢の女性に対する子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券を個別にお送りしており、本年度は国の補助率は2分の1になりましたが、継続して7月から実施いたします。その個別通知の中に、手づくりのチラシを同封して周知を行います。

なお、検診のほかに、子宮頸がん予防ワクチン接種の集団接種や接種を希望する市民に対し助成を行う自治体があることは存じております。接種は、半年の間に3回以上行う必要があり、接種費用は、5万円ほどとなっております。本市としましては、法律による定期予防接種化を含め、国が予算を確保し、全国一律で実施すべきと考えておりますから、市長会等通じ、国に対し要望を行ってまいります。

次に、主に母乳を介して感染するH T L V－1ウイルスの感染予防についてでございます

が、現在、本市で行っております14回の妊婦健康診査の検査項目には、このウイルスの抗体検査は含まれておりません。九州7県のうち、公費負担を行っていないのは福岡県、佐賀県、熊本県となっておりますが、厚生労働省特別研究班が今年の3月に、感染が全国に広がっており、全国一律の抗体検査が必要であるとの報告を提出したことを受け、国、県において公費負担について、現在検討されています。福岡県では、今月24日に初めて市町村、保健福祉環境事務所の職員を対象に、研修会が行われることになっております。

抗体検査の実施につきましては、今後、国、県、近隣市町の動向を把握していきます。

また、早急な対応として、母子感染予防の啓発につきまして内容検討を始めておりましたが、先週木曜日に国が作成しましたポスター、チラシを入手しましたので、早速公共施設に貼付いたしますとともに、母子健康手帳配付時にも配布を始めているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） まず、子宮頸がんのほうで確認しますが、手づくりビラを入れているということですが、これは子宮頸がんについての啓蒙ビラということであって、子宮頸がんが予防できるがんであるというような内容は、その中には入っているんですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 子宮頸がんの原因、それから子宮頸がん予防ワクチン、それから定期的ながん検診の必要性、そういうふうな項目に一応分けたところで、内容の作成を今しております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。まず、子宮頸がん、さっきおっしゃったようにですね、特に今若い若年層での罹患率が非常に高くなっていて、ちょうど妊娠を考える年代の女性たちの罹患が非常に増えているということもありますし、これは単に女性だけではなくて、女の子を持つ保護者の方に対してもですね、やはりこの子宮頸がんが予防ができるんだということ、これは学校等も通じてですね、確におっしゃったように1回が大体1万8,000円程度かかるということで、3回やれば5万円以上かかりますんで、なかなか難しいところがあるかもしれませんが、少なくとも予防ができるがんだということをですね、もうちょっと広く、妊婦さんだけではなくて、広目に皆さんに啓蒙をしていただきたいなということが要望としてあります。

先ほどのHTLV-1のほうなんですけど、これは先ほど母子手帳のほうにチラシを、古賀市と同じような形で入れるというふうな内容のご回答だったと思うんですが、これはですね、母乳を与える女性だけの問題ではなくて、男性が既に感染している場合があります。例えば皆様も、議員の皆さんもよくご存じだと思うんですが、元宮城県知事の浅野史郎氏が、もう母子感染でHTLV-1に感染されており、そして先ほど申し上げたATLという、回復の非常に困難な白血病を発症されて、現在闘病中であるということを公表されています。

このHTLV-1は、非常に感染力が弱いんですね。ですから、母子感染で感染した男性から、その妻に、今は感染していなくても、将来的にわたって感染するという可能性もあります



ので、今夫婦ともに、これは抗体検査を受けておく必要があるのではないかと。男性が感染しているケースが考えられますので、こういった部分もあると思うんですけど、古賀市の部分を見たときには、男性に対しては、これは余り詳しくは書かれていないんですが、この部分はやはり検討材料に値すると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） もちろん今ご提起、それから一連のマスコミ報道等を通じまして、もろもろがやはり課題というのは明らかになってきたところでございますので、先ほど申し上げましたように、24日に県の説明会がありますし、そういう中で具体的対応を図ってまいりたいというふうに考えています。

まず、お知らせすることからというのは、そのとおりであると思ひますし、それをやはりいかに早く広めていくかということが肝要かと思ひております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 12日の西日本新聞の報道ですと、麻生福岡県知事は県議会で、福岡県でのHTLV-1の感染者の数が6万7,000人であるということと、以前の発言を変えられて、市町村と協議して、公的負担のあり方を考えていくというふうな答弁をなさったようです。

しかし、先ほど申し上げたように、感染者の数は、あくまでこれは抗体検査を受けた方の中の数字ですから、特に男性については、抗体検査を受けておられない方が数多くいらっしゃると思ひます。ですから、この数字はさらに増加するということが当然予想されます。私いろいろ調べているとですね、一番手軽に検査できる方法というのは献血を行うことで、80年代後半ぐらいからの献血の際にこのHTLV-1の抗体検査を行うようになってきたということなので、献血をやってみたらどうですかという、これも一つの方法ではないかというふうに思ひています。ぜひこれも検討の材料の中に入れていただきたいというふうに思ひます。

そして、周知の際にあわせて必要になるのが、感染がわかったときですね、ご本人とか家族のケアが必要になってくると思ひます。そのためには、まず病院の医師が正しい知識を持っていなければなりません。これは実際に患者さんたちの声であるのが、病院の医師が全く何の説明もしてくれなかったというような声はたくさん上げられています。恐らく医師のほうにも、そういった正確な情報が伝わっていないケースがあるのではないかなというふうなことが懸念されます。

それから、ご本人の不安とか、ふだんの生活、それから夫婦生活、そして子供を産んだ後の授乳方法、これらについて正しいアドバイスを行う人が必要になってきます。医師会等のご協力も必要になりますけれども、この体制づくりについて、心のケアを行う体制づくりについて何か今考えがございしますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 最初にご回答をいたしましたように、実際全県挙げての取り組みというのが、来週24日以降始まってくるような形ですので、まだ具体的にどのような形で進める

かというところには至っていない。研修会を通して、もう早急な対応が多分図られていくだろうというふうに私は感じております。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） これも情報提供なんですけども、私もこの HTLV-1 についてもっと勉強したいと思ひまして、先日天神で行われたシンポジウムに参加をさせていただいたんですが、そこには実際に感染をされた方々がネットワークをつくっておられまして、実際に罹患された皆様方の相談とか、そういったのも受けておられるような活動をされておられるようです。ですから、これも情報としてご提供しておきます。

つけ加えておきますけれども、このシンポジウムにですね、太宰府市の職員の方も参加をされておられまして、担当の方がこのように自発的に勉強をされているというのを、私は本当に非常にうれしく思いました。今おっしゃったように、24日に県の説明会があるということでしたけれども、とにかく今実際にもう授乳をやっている感染者のお母さんもいらっしゃるかもしれないわけですから、一日も早くですね、こういった感染が広がることを防止していただくことをお願いして、早急に対応していただくことをお願いいたしまして、1 項目めの質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1 項目めの小学校の残食の状況についてお答えを申し上げます。

学校間で若干のばらつきはありますが、多い学校で5.6%、少ない学校でゼロ、平均いたしますと1.4%の残食率となっております。子供たちがおいしく食べてくれている結果だというふうに思っております。これも調理師や栄養士の皆さんがおいしい給食づくりに努力いただいているたまものというふうに感謝しております。

2 項目めの弁当の日を実践している学校の実績についてですが、先ほど2校というふうにおっしゃいましたが、現在太宰府東小学校、太宰府南小学校、国分小学校の3校で取り組んでおります。年間4回から1回の取り組み状況でございますが、低学年はおかずを自分で詰める、中学年はおにぎりを自分でつくる、高学年はおかずを自分でつくるというように、学年に応じてやり方を工夫いたしております。アンケートをとるなどはしておりませんので、この実践がどの程度給食を残さない効果があるかなど明確なデータ等はありませんが、聞き取りの範囲内では、子供たちや保護者の反応は、おおむね良好のようでございます。弁当づくりの楽しさや大変さ、食に対する興味を深めることなどにつながっているようでございます。

3 項目めの学校における食育の実践に対する市の考え方ですが、従来、食育は家庭と連携して行われることが基本と考えております。そこで、心身の発育、発達が著しい小・中学生の時期において、生涯にわたり心身ともに健康な生活が送れるようにするために、学校教育においても積極的に食育の推進に努める必要があります。

学校における食育につきましては、給食時間、各教科、学校教育活動全体の中で、食育の指導計画書を市に届け出てもらいながら推進しております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） 私が今回一般質問したのは、決して弁当の日を実践してくれとかですね、そういったことではなくて、情報を皆さんにご提供したいということと、私自身が日本の食ということに対して、やはり10年後の食に対してある程度の危機感を持っていたということ、それから福岡県内の8つの大学生1,427名の食生活に対するアンケートを見たということが、これが理由にあります。

このアンケート結果によりますと、この福岡県内ですけれども、ほとんどの大学生の食事がですね、栄養基準を下回っているというふうになっています。昔、私たちの年代のころはですね、自炊をしないと、ひとり暮らしの場合はもう自炊をしないと食べていけないという状況があったんですが、今はコンビニとかファストフードの店があって、手軽に好きなものだけを買って食事ができるというため、大学生の半数以上がほとんど自炊をしないという生活を送っているそうです。彼らの食事の特徴として、まず野菜を食べない。甘いジュースが多い。魚を食べない。朝食を食べないというものだそうです。その彼らが、大学生時代は若干お金がないので、少しは自炊をしていた人たちがですね、社会人になった後、お給料をもらうようになった後は3食とも外食、一度も自炊をしたことがないという人がですね、今物すごく増加しているということでした。

そして、彼らが結婚して親になります。その結果、これは北九州市で調査をされたんですが、離乳食にヨーグルトやゼリーばかりを与えてしまう親がいたり、あるいは朝は自分たちも食べないけども、子供にも食べさせない。食べても菓子パン、おまんじゅうなどを朝御飯に食べさせているというような家庭が非常に増えてきているということです。また、一番好きな食べ物を聞かれたときに、ラーメンと回答する子供も非常に増えてきているということで、つまり外食もしくはインスタントということになるわけなんです。

先ほどおっしゃったように、食事は家庭の問題というふうに言われるかもしれませんが、その部分もあると思いますが、日本の食生活がですね、米食からパン食にかわり、いつでも手軽に食事ができる、よく言えば便利な世の中になったこの社会をつくったのは私たち大人ですね。結果、若い世代は自分で食材を選んだり、あるいは自炊するといった、こういった技術を学ぶことなく成長していき、その結果、値段の高い国産品は敬遠され、食料自給率が40%と、先進国の中でも非常に低い数値になってきています。安心できる食材とか、国産の重要性、栄養のバランスや食の大切さを社会が見失っていたんじゃないか。その結果として、若い世代がすべて、今の子供たちの食生活が若い世代の責任だとは私は言えないんじゃないのかなというふうに思っています。したがって、単に食事をしているかしていないかではなくて、栄養のバランスがとれた食事をしているかどうかというのが大切なんです。

先ほど申し上げた、資料で差し上げたこの新聞記事、これは給食の内容を非常に奇妙な献立だというふうに書かれています。これはお菓子の給食であったり、居酒屋風な給食であったり

という、これは先ほど申し上げたように、子供が好きなメニューに合わせてあるというふうな結果が出ている。でないと、残食が多いから、こういうふうな給食の献立になっているということなんですね。

私、以前、太宰府市の教育委員会のほうで、子供に対する食のアンケートを実施されたのを見たことがあるんですが、それについて、それは食事の内容についてきちんと調査をされていたかどうか、ちょっとはつきり覚えていないんですが、たしか朝御飯食べてきたか食べてきていなかったかとかというアンケートはあったように思いますが、内容についてまで、これはアンケートをとられていたでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 当時のアンケートの実態はちょっと置きまして、各学校で給食とか、各教科とか、特別活動で食育をしているわけですが、それとともに、市のほうといたしましても、給食研究会とか、それから調理コンクール等を行っているところでございます。

先ほど部長がデータを示しましたのも、給食研究会等での、特に栄養士さんあたりを中心にした結果のものでございます。

私が今手元に持っております、現に話があったのが、例えばご指摘のように朝御飯を食べたか食べていないか、それとともにですね、朝御飯の食事内容の組み合わせはどうなのか。主食とおかずが3品ぐらいあるとか、2品とか、主食と飲み物とか、そういうふうな割合を調査しております、これらとともにですね、学校では特に家庭科の時間あたりで、みそ汁の作り方なんかの指導をしながら、朝食がより充実するような指導をしているところで、そういう指導をしていきますと、朝御飯の食品数が、人によりけりと言われればそれまでですが、少しやっぱ多いほうに動いていくと、そういうふうな効果もあっておるというデータはあります。

なおですね、そういう朝御飯の準備のものについて、ご家庭でも子供に準備をさせていただけないかというようなお願いもしております、ご協力をいただいているところもかなりありますが、そこまで至らないというご家庭もあるようでございます。そのように、かなり丁寧にですね、指導しております。中学校も、特に家庭科を中心に、自分でできる食事をつくるというふうなメニューを自分で準備したりして、実際につくったりしておるところでございますが、先ほどご指摘のように大学生あたりの食事の様子は、私もそういうデータを見た結果があるわけでございまして、なかなか身についていないというのが現状だと思っております。

小・中学校だけでどうかなという感じもいたしますけれども、やはり食は生活の基本ですので、一生懸命やっていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私は弁当の日を、今回参考で持ってきたのは、あくまで先ほど言いましたようにあいった食生活をしている大学生が大人になって今乳幼児を抱えていると。彼らには、料理、食材を選んだりつくったりするスキルがないわけですから、スキルがない人にそれをやれというのなかなか難しい話で、その連鎖を断ち切るためにどうしたらいいか。それは

やはり小・中学校ぐらいから自分で食材を選んで、自分で調理ができる、そういったスキルを子供たちが自分で学ぶことができればですね、少しでもこの連鎖を断ち切っていくことができるんじゃないかなというふうに思っています。

皆さんにお配りした資料の2枚目なのですが、これが実際にお弁当の日を実施している学校の関係者、児童、保護者の作文を配っております。そこに書いてありますように、これが今度「すごい弁当力！」という、佐藤剛史さんという九大の先生なんですけれども、この方の本の中から抜粋させていただいているんですが、この九大の先生がやっぱりおっしゃっているのは、食育はやはり実践しなければ絶対に成果は上げられないというふうにおっしゃっておられます。事実、この佐藤先生ご自身が、九大でこの弁当の日をご自分で始められておられます。既にもうこれは200回以上、九大の弁当の日は回数超えておりまして、卒業生も出ています。その卒業生が会社に入って、その会社の中でまた弁当の日を始めているという実例がありまして、この間環境自治体会議に見えていた方は、ある有名な非常に大きな商社のほうに勤務されておりまして大変に忙しいと。平日は、もう11時、12時になるのがざらなんです、その方でも毎週月曜日に自分から言い出して、弁当の日を実践され始めて、現在もう100回目を超えているそうです。参加者も、常に20人から30人を超えて、皆さんで会社の中で弁当の日を実施されているということがあります。

弁当の日は、これも一つすごくいいなあと思ったのは、大体テーマを決められることが多いんですね。一番多いのが、国産のものを使ったお弁当をつくってこようというテーマが一番多いようです。それで、そのときに子供たちが自分たちで買い物に行きますから、何で国産品、こんなに高いんだろう、何で国産品だけこんなに値段が違うんだろうということを疑問に思い始めます。そういった、まず気づきが第一歩であるということも、佐藤先生がおっしゃっています。

これは農水省の調べなんです、今日日本人が1日にお茶わんもう一杯お米を食べたら、日本の自給率は8%上がるそうです。そして、60万haの水田がよみがえるというふうな試算が出ています。

こういったことを、やはり大人の方を変えるのはなかなか難しいけれども、何らかの形で実践を通して、ぜひ子供たちにですね、豊かな食事を味わってもらえるような環境づくりをしていただきたいということで、これはあくまでも情報提供ですので、そういった努力をしていたくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日6月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後5時55分

$$\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim \bigcirc \sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$$

1 議 事 日 程（4日目）

〔平成22年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成22年6月15日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|--|
| 1 | 橋 本 健
(7) | <p>1. ごみの減量化について</p> <p>(1) ごみ減量の啓発活動
ごみ減量化促進のためにごみに関する意識改革と啓発活動はどのような方法を実施しているのか。</p> <p>(2) ごみの抑制策と今後の取り組み
家庭や事業所に対し、ごみ減量に向けての具体的な施策と取り組みについて伺う。</p> <p>(3) リサイクルの促進強化
本市のペットボトルの混入率は、どの程度改善されたのか。また、各行政区の資源回収を積極的に促進し、リサイクルはもちろん、ごみの減量化につなげ、ごみ処理費用の削減を図ってほしい。</p> |
| 2 | 原 田 久美子
(1) | <p>1. 市内の道路の歩道と横断歩道について</p> <p>(1) 歩道がない道路の安全対策について</p> <p>(2) 横断歩道及び歩行者専用信号がない交差点について</p> <p>2. 食育について</p> <p>(1) 食育の取り組みについて</p> <p>(2) 米飯給食の推進について</p> |
| 3 | 小 柳 道 枝
(10) | <p>1. 新公益法人移行について
本市の公益法人（社団法人・財団法人）制度の改革に向けての対応策や移行後の方向性について伺う。</p> <p>2. 地域コミュニティの充実について
区長制度から自治会制度となり、一年が経過した。現状と特徴ある小学校区ゾーンづくりや活動の場の拠点づくり等の考えについて伺う。</p> |
| 4 | 村 山 弘 行
(16) | <p>1. ごみ排出の再分別について
現状のごみ排出の方法をさらに分別することで、ごみを資源として活かしていくことを考えてみるという視点から伺う。</p> |

| | | |
|----|-----------------|--|
| 5 | 安 部 啓 治
(11) | 1. 市民の健康づくりについて
(1) 成人T細胞白血病について
(2) 子宮頸がん予防について
2. 市発注工事全般について
(1) 現場従事者との連携
(2) 側溝工事について
(3) 高雄公園について |
| 6 | 後 藤 邦 晴
(5) | 1. 高雄公園について
(1) 日よけ対策について
(2) 歩道の新設について
(3) その他総合的な課題について
2. 雨季に向けての災害対策について
今後の防災対策等について伺う。 |
| 7 | 田 川 武 茂
(17) | 1. 公共交通について
西鉄二日市駅東口へのバス乗り入れについて |
| 8 | 大 田 勝 義
(12) | 1. 山神ダムの産業廃棄物処分場問題について
どのような対策をとっているか伺う。
(1) 本市の給水区域と給水量、世帯数はどうなっているか。
(2) 市は県との交渉を重ねていると思うが、どのような話し合いがもたれたのか。
(3) 今後、長い交渉になると思われるが、このことに一所懸命にがんばっている2つの市民団体があるが、支援はできないか。 |
| 9 | 長谷川 公 成
(3) | 1. 環境問題について
(1) ごみ減量施策について
それに伴いごみ袋の中サイズの導入予定はないか。
(2) 温暖化について
LED導入予定はないか。
2. 市内公園について
(1) 公園内の利用規約の設置が必要であると思うが、見解を伺う。
(2) 公園内の砂場の管理について
(3) 遊具について |
| 10 | 佐 伯 修
(15) | 1. 九州歴史資料館及び跡地について
(1) 同館の移転計画が進められているが、今、どのような流れになっているのか伺う。
(2) 県の施設であるが、本市として館跡地をどのように考えているのか伺う。 |

| | | |
|--|--|---|
| | | (3) 市民の文化遺産等の展示、発表に利用したり、まるごと博物館の中心にしてはと思うが、市の考え方を伺う。 |
| | | 2. 県道筑紫野古賀線について |
| | | (1) 4車線化の計画が進められているが、今、どのような状況になっているのか伺う。 |
| | | (2) 只越から松川三差路までとのことであるが、その他の計画はいつごろになるのか伺う。 |

2 出席議員は次のとおりである（19名）

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 原 田 久美子 議員 | 2番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3番 | 長谷川 公 成 議員 | 4番 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 7番 | 橋 本 健 議員 |
| 8番 | 中 林 宗 樹 議員 | 9番 | 門 田 直 樹 議員 |
| 10番 | 小 柳 道 枝 議員 | 11番 | 安 部 啓 治 議員 |
| 12番 | 大 田 勝 義 議員 | 13番 | 清 水 章 一 議員 |
| 14番 | 安 部 陽 議員 | 15番 | 佐 伯 修 議員 |
| 16番 | 村 山 弘 行 議員 | 17番 | 田 川 武 茂 議員 |
| 18番 | 福 廣 和 美 議員 | 19番 | 武 藤 哲 志 議員 |
| 20番 | 不 老 光 幸 議員 | | |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

| | | | |
|------------------|---------|---------------|---------|
| 市 長 | 井 上 保 廣 | 副 市 長 | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長 | 關 敏 治 | 総 務 部 長 | 木 村 甚 治 |
| 協働のまち
推進担当部長 | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長 | 和 田 有 司 |
| 健康福祉部長 | 和 田 敏 信 | 建設経済部長 | 齋 藤 廣 之 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 宮 原 勝 美 | 教 育 部 長 | 山 田 純 裕 |
| 総 務 課 長 | 大 薮 勝 一 | 経営企画課長 | 今 泉 憲 治 |
| 管 財 課 長 | 辻 友 治 | 協働のまち
推進課長 | 諫 山 博 美 |
| 市 民 課 長 | 原 野 敏 彦 | 環 境 課 長 | 篠 原 司 |
| 福 祉 課 長 | 宮 原 仁 | 保健センター所長 | 中 島 俊 二 |
| 都市整備課長 | 神 原 稔 | 建設産業課長 | 伊 藤 勝 義 |
| 観光交流課長
兼太宰府館長 | 城 後 泰 雄 | 上下水道課長 | 松 本 芳 生 |
| 教 務 課 長 | 木 村 裕 子 | 学校教育課長 | 小 嶋 禎 二 |
| 生涯学習課長 | 古 川 芳 文 | 文化財課長 | 井 上 均 |
| 監査委員事務局長 | 関 啓 子 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 田 中 利 雄 | 議 事 課 長 | 櫻 井 三 郎 |
| 書 記 | 浅 井 武 | 書 記 | 花 田 敏 浩 |
| 書 記 | 茂 田 和 紀 | | |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりでです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） 皆様おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載のごみの減量化について質問をさせていただきます。

ごみ問題につきましてはたびたび質問をさせていただいておりますが、行政の創意工夫と市民のアイデアにより何とかごみ処理費用のコスト削減を図っていただきたいという切実なる思いで、今回も質問をさせていただきます。

経済発展を遂げた現在の我が国は、大量生産、大量消費により廃棄物の量が増大し、年間5,000万t以上、すなわち東京ドーム138杯分の一般廃棄物が排出されているそうです。特に生ごみは、デパート、スーパー、コンビニなどで売れ残った弁当に惣菜などや賞味期限を過ぎた食料品、ケーキ、菓子類の処分でたくさんのごみが出ます。また、平成16年、総務省の統計によりますと、我が国の飲食店舗数は、さまざまな形態の店舗がありまして、全国展開のハンバーガー、焼き肉、回転ずし、カレー、ラーメン、牛どん、居酒屋、それに日本料理店や中華、西洋料理店など、全国で約42万店と言われ、その多さには圧倒されてしまいます。まさに我が国が飽食の時代と言われるゆえんであります。ここから出される一日の生ごみの量は膨大で、想像もつきません。

片や、世界には、食料高騰による食料不足や食料難のために栄養失調で死亡する人、またいまだに難民キャンプでの生活を余儀なくされた人々が飢餓状態に陥り、その数10億人と言われております。したがって、現代は、がんや心筋梗塞ではなく、飢えが世界第一位の死亡原因なのです。つまり毎日2万5,000人が飢えや飢えによる病気で命を落とし、そのうち5歳以下の子供が1万4,000人を占めているそうです。無情にも6秒に1人の子供が飢えのために亡くなっている計算になり、何ともやりきれません。

同じ時代、今を生きている同じ人間として、どうしようもない矛盾とせつない思いにかられ

るのは私だけではないはずです。日本人がいかに恵まれているか、私たちは、この世界の現実をしっかりと心に刻み、食べ物への感謝と絶対に残さず食べるということを心がけ、学校や家庭や地域の大人が今を生きる子供たちにこの現実を伝えてほしいものです。国民一人一人がこの教えを常に実践できれば、大いなるごみの減量化に一役買うことは間違いありません。日本人がいかに無駄が多いか、生ごみ減量の一助になればということで、もったいないという話をさせていただきました。

さて、設備投資とリサイクルの徹底による循環型システムを構築することは理想であります。が、まず身近なことから実践することが肝要に思います。本市におきましては、可燃物、不燃物、ペットボトル3種類の指定ごみ袋の有料化や古紙等資源回収によるリサイクルで減量化の推進をしておられますが、ごみ処理の大幅なコスト削減を目指すためには、市民や事業者への意識改革や協力の要請、さらに新しい対策を編み出し、熱意を持って取り組む姿勢が必要ではないでしょうか。そこで、3点について質問いたします。

1点目は、ごみ減量の啓発活動についてですが、ごみ減量化促進のために、ごみに関する意識改革と啓発活動はどのような方法を実施されていますか、お尋ねします。

2点目は、ごみの抑制策と今後の取り組みについての質問ですが、家庭や事業所に対し、ごみ減量に向けての具体的な施策と取り組みについてお伺いいたします。

3点目は、リサイクルの促進強化についての質問ですが、本市のペットボトルの混入率はどの程度改善されたのか、また各行政区の資源回収を積極的に促進し、リサイクルはもちろん、ごみの減量化につなげ、ごみ処理費用の削減を図っていただきたいのですが、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

以上、1項目3点につきましてご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） おはようございます。

ごみの減量化についてご回答申し上げます。

地方自治体にとりましては、循環型地域社会構築のために、いわゆる3R、リデュース、リユース、リサイクルでございますけれども、この3Rを推進をいたしまして、ごみ排出量の減量と市民啓発を積極的に行うことは行政の責任であるというふうに思っております。

近年、ごみ処理量でございますけれども、減少傾向でございます。その要因といたしましては、経済不況の影響によります消費行動の落ち込みと、それから市民の皆様方の努力による総合的な効果であると、このように考えておるところでございます。

また、現在福岡市、春日市、大野城市、那珂川町、それから太宰府市で構成をいたしております福岡都市圏南部環境事業組合でございますけれども、平成28年度稼働予定で新南部工場の建設計画が進んでおるところでございます。この運営費負担金の構成市町の比率決定には今後5年間の搬入量、実績が大きく影響しますために、具体的な減量目標を掲げまして、喫緊の課

題として取り組む必要があるというふうに思っております。

ごみ減量の基本は、市民一人一人が日ごろからいかに環境負荷の少ない生活を心がけるかということにかかっておりまして、太宰府市でも、燃えるごみの減量を主眼に置いたごみ減量大作戦を開始しているところでございます。また、ごみ減量化推進のためには、市民意識の改革でありますとか、あるいは啓発活動、リサイクルの推進は大変重要な要素であると認識をいたしております。

詳細につきましては担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） それでは、1項目めのごみ減量啓発活動につきましてご説明をいたします。

ごみ減量啓発活動につきましては、「まぜればごみ、分ければ資源」との考え方のもと、3R、リデュース、リユース、リサイクルの推進を重点課題として取り組んでまいります。

具体的には、広報やホームページで市民の皆様にごみ処理の実態と減量やリサイクルの必要性についてお知らせするとともに、買っては捨てる大量消費型の生活スタイルを見直したり、家庭でできるごみを出さない工夫を紹介をするなど、啓発を行ってまいっております。

2項目めのごみの抑制策と今後の取り組みにつきましては、家庭向けの正しいごみの出し方による周知徹底や生ごみ処理機購入補助制度の積極的な利用を呼びかけてまいりますほか、今年度中には、自治会並びに事業所等を通じた啓発活動を初めとしたごみ減量キャンペーンを展開をしてまいります。さらに、ごみ量組成調査を行い、実態把握に努めまして、そのデータをもとに、本市の実績に応じたごみ減量推進計画を策定し、計画的に推進していく予定にいたしております。

3項目めのリサイクルの促進強化についてでございますが、ごみの再資源化には、区分に従った正しい分別が不可欠でございます。それが、ごみを資源として生かし、リサイクル率を高めることにつながると考えております。

ご質問のペットボトルの指定袋の混入率でございますが、組成調査によりますと、平成17年度には23%を超えておりました。正しい分別の啓発や、収集時に警告シールを張るなどの対策を行いました結果、平成18年度からは15%以下を維持しており、平成20年度は14.3%となっております。

また、各地域や団体単位で、新聞、雑誌、アルミ缶の資源回収に取り組んでいただいております。毎年延べ100団体程度が奨励金を申請されておりますが、さらなる奨励を行うなど、リサイクル率の向上を目指すとともに、さまざまな角度から排出抑制を推進し、ごみ処理費用の削減につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。

では、3点に分けておりますので、1点目のごみ減量の啓発活動、これについて何点か質問をさせていただきます。

4月号の、4月1日の広報にですね、「ごみ減量大作戦」という記事が掲載されておりました、その記事を資料として活用させていただきます。ご了承ください。

その啓発活動の周知といいますのはなかなか難しい部分がありまして、市報やホームページでやってもですね、あるいは回覧、こういうのもございますが、やはり一方通行なんで、なかなか周知が徹底できないということがあります。現在は活字を追わない人が多くなりましたのでね、なかなか周知徹底というのが難しいだろうと思います。

そこでですね、啓発活動を効果的にするためには、今人権週間とかございますね、ある一定期間を置いた、こういったふうな形で1週間ほどの期間を設定しまして、「ごみ減量大作戦週間」、こういうふうな名前で銘打って実施してみてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 今啓発方法として、ごみ減量週間の設定ということでご提言をいただきました。一斉キャンペーン的な啓発方法として貴重なご提案ということで、私どもが作成いたしますごみ減量推進計画を策定する中で、今後の啓発方法の参考にさせていただき、活用をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） よろしくお願ひいたします。

それからですね、自治体によりましては、市民意識の高揚とそのごみ減量化の推進を図る目的で、ごみ減量化推進員制度、こういう自治体もございます。例えば大阪の堺市では、ごみ減量化推進員は自治会所属として、社会的な信望があり、ごみ処理に関心のある方のうちから自治会ごとに1名を校区自治連合会代表者の推薦に基づいて市長が依頼していると。現在、そのごみ減量推進員の数ですけれども、平成21年6月現在で1,680名いらっしゃるそうです。大変参考になる例だと思いますけれども、この点もご検討されてみてはいかがでしょうかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） ただいま堺市の例で、ごみ減量推進員制度の創設ということでご質問いただきました。ごみ減量推進員のような制度を設けまして、地域や事業所の中でリーダー的存在ということで位置づけをされ、積極的にかかわっていただくモニター的な役割ということになるかと思いますが、効果的なごみ減量を進める上で大変大きな力になるというふうに考えます。

今後検討いたしますごみ減量推進計画の中で、制度を設けるかどうか、今後において検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） モデルケースとして、その西校区自治協議会にも環境部会というのがございますので、こういったところにもお願いしてみてもいかがかなと。そうやって研究してみろという方法もございますので、よろしくお願ひしときます。

それから、ごみ減量化啓発活動の一環として、ごみ減量の啓発チラシ、こういったものをやっぱり作成していただきましてですね、各行政区への配布あるいは地域での講習会や啓発ビデオ学習を実施する、こういったのも一案だと考えますが、本市でもぜひこれ計画をしていただきたいというふうに思っております。ご意見を願ひいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） ごみ減量の啓発チラシの関係でございますが、市民の方から環境課へのお電話の約半数がですね、ごみの分別区分や出し方についての問い合わせということになっております。日常業務の中でかなりの時間をこういうことに割いておるのが実情になっております。

ごみの分別に重要なのは、家庭で出していただく最初の仕分けの段階、このことが重要であるというふうに思いますので、より詳しいごみの出し方やチラシ、パンフレット、こういったものを平成23年度に作成するという方向に向けまして検討をさせていただきたいと思います。

また、できる限りきめ細かな対応をするために、推進体制を整えていくとともに、地域や事業所、学校にも積極的に出向いて、ごみ処理の実態をお知らせしていきたいというふうに考えております。

そして、どうするばもっとごみが減らせるのか、皆様とともに考える機会もつくっていただければよいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） 大変積極的なご意見をいただきましたけれども、その学校に出向くというのは、やはり小学校、中学校も含めてでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 小学校、中学校も含めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） ぜひよろしくお願ひしときます。

では、2 点目のごみ抑制策と今後の取り組みについて質問をさせていただきます。

具体的な取り組みはという質問をさせていただきまして、抑制策としては、その生ごみ処理機のPR、それから減量作戦キャンペーンを実施するというお答えをいただきましたけれども、ぜひそのキャンペーンも、どれぐらいの期間張られるのかわかりませんが、実施していただければと思います。

ここでちょっと4月1日号掲載のその資料を使わせていただきますが、ここにごみ排出量、これ平成20年度だと思んですが、ごみ排出量が2万1,300 t、市民1人1日当たり851 gというふうになってます。それから、金額が、年間、収集運搬代と、それから処理処分代として、合わせて6億8,509万円かかっているわけです。

このごみの内容としましては、右にイラストがありますけれども、ほとんど90%は燃えるごみ、可燃ごみなんです。今、ピンクの袋に可燃ごみ入れておりますが、9割が可燃ごみで、そのうち生ごみが40%を占めると。この生ごみをいかに減らしていくか、これが一番ポイントだろうと思うんですね。紙類は資源回収等で協力いただくという形にしていけばいいと思います。後でまた質問させていただきますけど、この生ごみ対策をいかに効率的にやっていくか、これによって排出量も減りますし、運搬する量も減ります。ですから、コスト削減に非常に大いに寄与できるんじゃないかなというふうに考えております。

ここでですね、平成20年度は2万1,300 tでございましたけれども、平成19年度と平成21年度、ここ3年間の排出量と金額を教えてくださいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 今、平成19年度から平成21年度までの排出量と金額ということでございますが、平成21年度の費用につきましては、現在集計中でございまして出ておりませんので、平成19年度から平成21年度の処理量と費用を報告させていただきます。

平成19年度につきましては、処理量が2万1,628 tです。ごみ処理に要しました総費用でございますが、8億6,439万円。それから、平成20年度でございまして、処理量が2万1,300 t、それから費用が8億7,189万円、それから平成21年度でございまして、処理量が2万906 tでございまして。費用はまだ、先ほども申しましたように、集計中で、まだ出ておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 平成20年度の数字がちょっと違う、金額が違ったように感じましたけど。この資料には、平成20年度の資料ですから、これ2億1,300 tの排出量で、トータルが8億5,009万円ですね。今おっしゃったのは8億七千幾らっておっしゃったんですかね。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 今申し上げました数量は、8億7,189万円と申しました。これは、広報に掲載をいたしておりますのは、可燃ごみの費用、これを出しております。したがって、不燃ごみとかそのほかの費用が、先ほども申し上げました8億7,189万円の中に含まれております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） わかりました。これ、年々やっぱり排出量が減っている。先ほど冒頭で市長のご答弁にありましたように、消費の冷え込みでごみを出す量も減っているんだというこ

とでございました。それと、市民の皆さんのやっぱり努力といたしますかね、こういう努力の結集であるということでした。

それですね、ここに平成19年6月につくられました第5期太宰府市分別収集計画というのが、平成20年度から平成24年度の5カ年の計画がございます。その中から若干質問を2つほどさせていただきたいんですが、この計画の基本方向としてはですね、ごみ排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築を図るというふうにならうたっているわけですね。リサイクルについては次の3点目で質問をさせていただきますけれども、計画後3年目を迎えようとしております、これをつくられてですね。ごみの排出抑制の施策とその効果についてお尋ねをしたいと思いますが、お願いいたします、ご回答。これの結果ですね。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） ごみの抑制策といたしまして、ごみ減量の基本とは、市民一人一人が日ごろからいかに環境に負荷の少ない生活を心がけるかということにかかっていると思います。中でも、生ごみの減量には、ごみを出さないことが一番の抑制策であると思っております。家庭でできるごみを出さない工夫、こういった工夫を周知して、日ごろから意識して出さないように心がけていただくよう啓発を進め、また生ごみ処理機購入補助制度の利用促進、段ボールコンポストの普及啓発なども進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 市民の皆さんが生ごみを出さないような啓発、そういう心がけ、呼びかけをしていくんだと、行っていただくように呼びかけをしていくということでございました。

それから、段ボールコンポストのお話が出ましたが、それは3点目でちょっとまた深く質問させていただきたいと思います。

それからもう一点ですね、方向性として、市民、事業者と市が一体となった排出抑制、それから支援化の促進を図るというふうにならうたっているんですね。市民、事業者を巻き込んだ排出抑制のためのイベントをこれまでになさったかどうかちょっとお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） イベントということでございますが、私ども、毎年環境フェスタという事業を行っております。この中で、減量の関係も一緒に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） わかりました。先日の西日本新聞にもですね、各福岡県内の自治体のごみ減量化に非常に取り組んでいるという記事が掲載されておまして、その生ごみの資源化についての記事が主だったんですけども、その生ごみの資源化として、資源化した場合の見込まれる効果としましてはですね、1つ、ごみ処理コストの低減、それから2点目は、地産地消を

軸にした地域農業の振興、それから3点目、地球温暖化対策、4点目、住民意識の向上の4つが挙げられるというふうに書いてありました。

そこで、3点目のですね、リサイクルの促進強化についての質問に入らせていただきたいと思います。

先ほど、ペットボトルの混入率がですね、平成17年度は23%という言い方でしたけれど、これは良品と不良品というのがあるみたいでして、要するに良品というのは混入率がいいできればという入れ方ということでしょうけれど、平成17年度には23%というお答えでしたので、77%だったわけですね、良品としてね。平成18年度に、改善されて15%に、要するに良品が85%、それから平成20年度には85.7%と、やはりだんだんよくなってきているというお答えをいただきました。

このペットボトルについては、私平成18年の9月議会で質問をさせていただきましたけども、それを契機にですね、環境課のほうでも警告シールを張る回収方法をおとりになりました。で、数年かけてですね、今申し上げましたように、非常に混入率が非常に低くなってきていると。黄色の未回収のペットボトル・白色トレイ袋を最近集積場じゃ余り見かけることがなくなりましたけれども、これはやはり時間をかけていただいた、取り組んでいただいた環境課の方々に拍手を送りたいといえますか、評価をしたいというふうに思っております。

再度お尋ねしたいんですが、春日大野城リサイクルプラザで処理をお願いしているわけですが、やはり順番は3番目でしょうか、この混入率というんですか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） お尋ねの件でございますが、残念ながらまだ3番目でございます。近隣市とかなり接近はしてきております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 今度質問するときにはですね、ぜひ1番になっていただけるように努力をしていただきたいと思います。

本腰を入れればですね、もっともっとその混入率というのは、良品の割合を高めることができます。高めるための努力をまた払っていただきたいと思います。

こういったこともですね、やはり出前講座による講習あるいは啓発ビデオ、こういった勉強会などを実施されたらもっともっとマナーもよくなるんじゃないかと、向上するんじゃないかと思っております。

さて、これから本題のごみ処理コストの削減についての質問をさせていただきますけども、もう一度この資料をごらんいただきたいと思います。平成27年度までに、ここに書いてあります10%、10%のごみ減量を目指しますというふうにはっきり大きな活字でうたってあるわけです。私がちょっと不満に思いますのはですね、環境課として、こういったやり方で、毎年これだけの減量化を図って、5年後に最終目標である10%削減を達成するんだという、やはり

数字も上げていただきかったなというふうに思っております。

下のほうにですね、その方策として2つの方法を挙げてあります。1つは、先ほどおっしゃいました生ごみ処理機の購入補助ですね。この購入補助についてお伺いしたいんですが、1世帯に1機で2万円を限度に補助金が出ています。ここ3カ年で利用された申請の件数、これわかりましたら教えていただきたいんですが、お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） お尋ねの生ごみ処理機購入補助申請件数でございますが、平成19年度が32件、平成20年度が42件、平成21年度が25件ということになっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 結構あるんですね。私、もう1けた台かなというふうに思っておりましたけども、結構申請されているんですね。

それから、減量化対策としては、各行政区で頻繁にやられております、先ほどご答弁にありましたように100団体が参加しているという古紙回収システムですか、これが実施されておりますけれども、これもちょっと3カ年の平成19年度、平成20年度、平成21年度ですね、回収量がわかりましたら教えていただきたいんですが。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 古紙回収システムの量、平成19年度から平成21年度までの量ということでございますので、平成19年度は319万8,048kgです。平成20年度は303万7,616kgです。それから、平成21年度は274万4,746kg、以上のような数字になっております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 100団体あるということで、かなり熱心にこの資源回収については取り組んでおられると思うんですが、平成20年度と平成21年度で303万kgから274万kg、ちょっと減ってますよね。これはどういうふうにとらえてらっしゃいますか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） まず、量的に、平成20年度から平成21年度に対しまして回収の量が減っておるということは事実でございます。この部分はですね、新聞社とかそういったところが古紙の回収、自主回収を行っております。こういうものの影響が1つは出たのではないかと、いうふうに推測をいたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） はいはい、確かに新聞販売店さんもやられております。

私、この古紙資源回収の奨励金とはとてもありがたいなというふうに思っております。例えば青葉台でもですね、広く団体等と呼びかけまして、年間もうフルに12回実施しております。クラブやボランティア団体にとっては、こういう活動費や運営費に使えるということで、大変

本当に助かっております。さらに、実施回数に応じては、奨励金、これも自治会のほうにバックをしていただけますし、私ソフトボールやっているんですが、その同好会ですね、ボールやバット、それからこういった道具類からユニホーム、これまでつくらせていただきまして、本当に感謝しとります。これは大変ありがたい制度だなというふうにつくづく感じております。

前回の質問でも、そのコスト削減に大変役立つという回答でしたので、これからもですね、この古紙回収のPR活動を積極的にどしどしやっていただければというふうに思います。先ほどのその周知方法じゃないですが、市報、それからホームページでのお知らせ、それから校区自治協議会ができておりますね、6つ、ここら辺にも呼びかける、それからPTA連合会や市子連ですね、こういったところにもやっぱり文書による呼びかけをお願いしたいというふうに思っておりますけども、いかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 現在でも、多くの自治会や団体の方々にこの古紙回収に取り組んでいただいております。大変ありがたく思っておりますのでございます。

ご提案いただきましたように、校区自治協議会やPTA、市子連とか、いろいろな団体に呼びかけをいたしまして、市民の皆様の協力もいただきながら、さらに回収量が増えるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひですね、努力をしていただいて、その減量化に努めていただければと思っております。

それからですね、先ほどこの資料にもありましたように、ピンクの袋の中には、可燃物ですけども、これは今福岡市に委託をして焼却しているわけですね。やっぱり水分がかなり含まれておると思うんです。この生ごみをいかに減らしていくか、これがやはり一番の、生ごみ対策、これが一番の決め手になるんじゃないかなと思っております。

水切り作戦というのも、呼びかけも大切でありますけれども、生ごみの減量化の対策としてはですね、生ごみを生ごみとして出さず土に戻す、先ほど出ました段ボールコンポスト、これによる堆肥化というのがあるんですね。これについてはどのようにお考えでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 先ほども少し触れさせていただきましたけれども、基本的に電気式のごみ処理機ですね、これはにおいや手間の面から見ると非常に使いやすいということが言えると思います。しかし、反面、電気を使いますので、CO₂の排出という部分では必ずしもいいことばかりではないというふうに考えております。そのことから、手軽に使えて環境にも優しい段ボールコンポストの普及啓発といいますか、これを現在検討をいたしておるところでございます。

既に普及に取り組んでいる環境団体、こういったところとも連携をしながら、地域と一緒に
なって取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） 大変ありがたいお話で、段ボールコンポストはもう実施しているという
ことでございました。これは、福岡市内でも非常に普及しておりまして、生ごみの堆肥化、い
ろいろこれまでですね、試行錯誤で、いろんな商品が出てきたんですが、コスト面とかの折り
合いがつかなかったり、煩わしい、手間がかかる、こういう形で普及しなかったんですけど
も、この段ボールコンポストはですね、安くて、それから少ない手間と、団地やマンション、
こういった集合住宅でも実践できるという特徴があるんです。

NPO法人太宰府障害者団体協議会では、昨年からですね、自主的に生ごみ減量チャレンジ
ということで講習会をあちこちでなさっております。自治会のほうにも出向いて、講演、講習
をやったりですね、それから地球に優しいまちづくりということで普及活動に取り組んでいら
っしゃるわけですが、ここでもちょっとお願いなんですけどね、具体的なお願いになります
けれども、この段ボールコンポストは定価800円だそうです。春日市や大野城市は、市のほう
から半額助成をいただいていると、補助をいただいているということで、本市もですね、
もっともっと段ボールコンポストが普及できるようにぜひご検討いただきたいというふうに思
っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 今ご提案いただきました段ボールコンポストに対する補助の分でご
ざいますが、ごみ減量推進計画の中で、来年度に向けて検討をさせていただきたいというふう
に思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） 来年に向けてっておっしゃらずに、もうすぐにでもですね、導入してい
ただければと思うんですが。これはもう間違いなくですね、生ごみの減量にはもう本当につな
がりますし、生ごみ処理費用の経費も、これは地道にどんどん普及活動していけば軽減できる
というふうに私は確信をしております。

最後にですね、市長にお尋ねしたいと思います。

この段ボールコンポストによる生ごみの堆肥化、これはもう農薬を使わず害のない環境づく
り、それから菜園の肥料として活用できます。さらに、ごみ処理の経費削減に寄与できる一石
三鳥の効果が見込めるものです。検討に値する方法だと思いますけれども、ご見解をお願いい
たします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ごみ減量の中でも、今ご指摘がっておりますように、可燃ごみ、その中で
も今の生ごみ等々をいかに減らしていくかというふうなことだろうと思います。やはり有資源

化であるわけですから、リサイクル、循環型の社会を考えますと、やはり肥料化をし、そして再生させるというふうなことが大事であるというふうに思っております。

市民の皆様方が、こうした日常生活の中で進んで環境負荷がかからないような、そういった知恵を出していくということ、昔に戻れば、これはすべて今可能になるというふうに思っております。私自身でいけば、生ごみ等々については一切出しておりません。すべて堆肥化の中で行っておりますし、昔の生活の知恵によるならば、今の橋本議員のご指摘の減量化につながるというように思っております。

私どもも、市民の皆様方が多く、この生ごみから堆肥化、そして無農薬野菜というふうな、そういった方向でもって、そして地産地消と、輸送費のかからない、そういった全体的な社会の構築といいたしましょうか、社会経済状況の側面から見直していくというふうなことが、環境の面から見直していくということが大事ではないかなというふうに思います。実践していきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひよろしく願いいたします。今ですね、太陽光発電のエネルギーなんか、九電が買い取るというふうな形をとっておりますけれども、この段ボールコンポストにつきましても、菜園に縁のない人、家庭菜園をしない方でもですね、もしこういうのをやっぱりつくっていただきまして、そのつくられた家庭の堆肥を障害者団体協議会が必要に応じて販売するという、こういう仕組みもつくれるわけですね。

それからまた、障害者の授産施設として、ちょっとこれは大がかりになりますけれども、構えるならば、雇用創出も期待できる、こういった事業としても展開することができる、これは近い将来の夢としてお願いをしたいと思っております。

ぜひ段ボールコンポストの採用をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしております2項目について質問いたします。

1項目めは、市内の道路の歩道と横断歩道について質問いたします。

1点目は、太宰府市内の道路や通学路を見回したところ、歩道が整備されていない主要道路があります。特に太宰府小学校校区の子供の通学路であります。例を挙げると、五条の五条交差点から太宰府駐車センター第2駐車場に行くまで歩道がありません。ここは大型車や普通車、バイク等が頻繁に通る道で、子供たちの通学路でもあります。また、筑紫野古賀線の三条台入口交差点から内山入口までの間、歩道がなく、歩行者、特に子供たちにとっても安心して通れないところでございます。歩道がない主要道路の安全対策及び今後の整備計画について伺いいたします。

2点目は、歩行者信号や横断歩道がない交差点についてであります。

国道3号線の都府楼橋交差点の都府楼橋を横断するための歩行者の信号と横断歩道が設置されていませんが、何か理由でもあるのか伺いいたします。

次に、2項目めは食育について質問いたします。

1点目は、食育教育の取り組みについてです。

日本の食料自給率は、カロリー換算で40%と極めて低く、食料の大切さと命のとうとさのことが重要なことであると考えます。

また、国が食育基本法を平成17年7月15日に施行した背景には、朝食抜き、朝食をほとんどとらない誤ったダイエットあるいは家庭で食事をほとんど一緒にすることのない孤食、外食依存、偏った栄養、肥満、そして生活習慣病の低年齢化と、食の問題が憂慮されています。文部科学省が平成20年度に実施した学校保健調査では、平成20年度の子供の虫歯の割合は、処置完了者を含んで、幼稚園児50.3%、小学生63.8%、中学生56%、高校生65.5%、各学校の段階では低下していますが、年齢別は、8歳から9歳、そして17歳が70.3%と最も高くなっています。また、ぜんそくの子供では、10年で2倍近くになるなど、アトピー性皮膚炎のほかアレルギー疾患全体が増加していることが判明しています。食育教育は家庭にあることはもちろんでございますが、その家庭の教育が低下している現在、教育現場での取り組みは一層重要になっていると思います。

そこで、お尋ねしますが、太宰府市の小・中学生の朝食喫食率はどれくらいあるのか伺いいたします。

また、現代の子供たちは、食べ物豊富でいつでも手に入る時代です。しかし、偏った食事の仕方や、人間は食べる物がなくなることや食事に感謝している子供たちが何人いるのでしょうか。食べ物と接点の拡大を図る観点から、農業体験、地元の生産者との交流など、実施状況はどうでしょうか、伺いいたします。

また、市内産米の消費拡大や水田の保全を図り、日本型食生活を推進し、生産者の顔が見える市内産の米を使用することで、児童・生徒が生産者に対し感謝する気持ちをはぐくみ、農業に関心を持つ子供たちに育てるためにも、地産地消の取り組みについてのお考えをお聞かせください。

食べることを大切にできる子供を育成するために、教育現場における食に対する教育はどのようなことが行われているのでしょうか、伺いいたします。

2点目は、学校給食及び米飯給食についてです。

文部科学省は、米飯給食については、日本の伝統的な食生活の根幹である米飯の望ましい食習慣の形成や地域の食文化を通じた郷土への関心を深めることなど教育的意識を踏まえ、これまで米飯給食について、昭和60年12月に推進を図っておられます。日本や世界でも食料をめぐる状況が大きく変化し、食の安心・安全の確保、食料自給率の向上や環境を勘案し、米飯給食の実施をされていることと思います。

そこで、学校給食を通じ、日本の主食である御飯を定着すべきと思います。学校給食における地場産米の自給率はどのくらいあるのか伺いたします。

項目ごとに積極的に実効性のある答弁をお願いし、再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員）　ここで、11時10分まで休憩します。

休憩　午前10時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開　午前11時10分

○議長（不老光幸議員）　休憩前に引き続き再開します。

建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之）　1件目の市内の道路の歩道と横断歩道につきまして回答申し上げます。

1項目めの歩道がない道路の安全対策についてでございますが、本市における道路整備につきましては、身近な生活道路として安全で快適に通行できるように整備する必要があると考えております。生活環境の変化や高齢化社会への移行を考えますと、今後の道路整備での歩道の重要性はますます高まっていくものと考えております。

本市の道路延長は、約300kmございまして、うち歩道を設置しておりますのは33kmでございます。このようなことから、地域再生基盤強化交付金等を活用し、現在道路整備を推進しておりますところでございます。

ご質問の太宰府小学校校区につきましては、日常的に交通量が大変多い校区でございまして、五条交差点から太宰府天満宮駐車場第2駐車場付近までの区間につきましては、特に通行車両が多い道路でございます。しかし、歩道が現在ございません。また、路側帯の幅も狭い区間がございます。

このようなことから、歩道の設置につきましては、この区間は即座に対応できるものではないと考えておりますが、交通安全対策の実施をいかに行うかを現在検討しております。

具体的には、歩行者、自転車及び車両の運転者が一見して歩行者空間として認識できるように、路側帯にカラー舗装を行い、歩行空間の確保ができないかについて筑紫野警察署と協議を行っており、可能との見解をいただいております。

また、県道筑紫野古賀線の三条台入口交差点から内山入口交差点までの間につきましても歩道がございません。歩道の設置につきましては、那珂県土整備事務所のほうに今後積極的に要望をしていきたいというふうに考えております。

次に、2項目めの横断歩道及び歩行者専用信号がない交差点についてでございますが、国道3号の都府楼橋交差点において、都府楼橋を横断するための歩行者用信号機が設置されております。横断歩道及び歩行者用信号機の設置につきましては、平成21年度から筑紫野警察署へ要望しておりますが、市内要望箇所が大変多く、設置には現在至っておりません。

設置要望につきましては、筑紫野警察署へ要望書を提出し、公安委員会が自治体の要望を受



けまして実施するものでございます。今後も引き続き設置の要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。

まずは1 点目の太宰府小学校の校区の通学路でございます。1 枚目の、皆様のほうに資料として渡しております五条からサイトウマンションのところまで、第2 駐車場まで歩道がないということはもう市のほうもおわかりですけど、ここは市道ですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） はい。太宰府市道でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 市道であるならば、市道として、今まで、PTAあるいは保護者の方とかが、いつも五条のところで安全対策で立っておられますけれども、そのようなときに歩道がないことにもう気づかれていますと思いますけれども、先ほど部長の答弁では、カラー舗装をするということなんですけれども、私、このカラー舗装につきましては、去年、平成21年の一般質問でもさせていただきましたけれども、そのときの建設経済部長のご答弁では、そのカラー舗装というのは、車のほうとしてもその外側線に入らない、そして歩くほうも外側線内を歩くようにしていくということで、今後やっぱり試験的に、高雄のほうがしておりますので、今後このカラー舗装につきましては前向きに検討させていただきたいというご答弁をいただいております。

この太宰府市のこの道路でございますけれども、先ほど言われたように、頻繁に車が多いところでございますので、今のところ大きな事故等はありませんけれども、事故があつてからでは遅いと思いますので、この今のカラー舗装についてはいつごろの実施をしていただけるか、計画があるのならば教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 建設経済部といたしましては、今年度補正の予算を計上させていただくというところで今現在計画をさせていただいております。年度内に実施をしたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 前向きにありがとうございました。そのお言葉を信じて、今年度中に、この市道に当たる太宰府小学校通学路の五条から第2 駐車場までのカラー舗装をぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、県道である内山入口から三条台入口までの分も同じ質問だったんですけども、この部分は県道ということで、那珂県土整備事務所のほうが管轄だと思いますけれども、この分につきましては、いつごろ那珂県土整備事務所のほうに、言われていると思いますけれども、いつ

ごろのめどを考えて、その設置をする予定ということで上がっているのか、ちょっと具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 県道の歩道設置につきましては、先ほど申しましたように、福岡県が事業主体で、那珂県土整備事務所のほうで実施していただくわけですが、今後その具体的な計画を福岡県のほうで立てていただくということが最初になってくると思います。その協議といえますか、要望を今後積極的に行っていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ぜひ県のほうにですね、その歩道であるということ、それと頻繁に大型車が通るという道ですので、カラー舗装の設置をぜひその中に入れていただいて、県的那珂県土整備事務所のほうにカラー舗装の歩道の設置をお願いすることを要望として上げておきます。

次に、2 点目なんですけれども、交差点内に、この 3 枚目を見ていただけるとわかるんですけれども、都府楼橋、これは国道 3 号線になっております。それと、ここの十字路は、県道観世音寺二日市線というのと国道にまたがっている道路だと認識しておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 県道観世音寺二日市線と国道 3 号の交差点でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今、市道でもなく、県道と国道が交わる十字路であります。この線は、1988 年 3 月 1 日に、22 年前だと思いますけれども、筑紫野市大字永岡まで 4,700m 延長されて完成がされております。この部分というのは、今、平成 17 年に国立博物館が開館したことによりまして交通量が極端に多くなっております。それで、この交差点の事故の状況を太宰府市のほうでは把握されているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。この交差点内の事故等を把握されているか、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 当該箇所の交差点におきます事故の把握は現在ちょっと掌握しておりません。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） なぜ私がこの部分を言ったかといいますと、1988 年の 22 年前にできた道路でありながら、交差点に歩道の信号もなく、横断歩道がないということ自体がなぜなのかということをお聞きしたかったんですよ。なぜ交差点に 1 つだけ横断歩道がないのかをお聞きしたいということで通告しておったと思いますけれども、そこのご答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 当該箇所の交差点、今言われましたように、御笠川の左岸側の歩道から歩道に行く部分だけが横断歩道と歩行者用信号機がないということでですね、当時の区画整理とか河川改修の関係の詳しい職員へも聞き取り調査させていただきましたが、確かな情報を今回得ることが現在できておりませんというのが現状でございまして、今後設置に向けましてですね、積極的に信号機及び横断歩道設置に向けての要望をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） この交差点での事故を私のほうで調べてまいりました。今年に入り、2月3日、5月4日、5月14日、5月16日と追突事故等がっております。これは人身事故ではありませんけれども、追突事故がっております。この交差点では人身事故がないことは幸いでございますけれども、横断歩道がないところに、人はどこを歩けばいいのか、それを考えると、やはり横断歩道はつけるべきではないかと。それを県道と国道の交差点であるということは、特に市のほうからも国、県のほうに要望していただきたいと思いますけれども、至急お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 横断歩道、信号機の設置につきましては、筑紫野警察署に要望ということで現在しておりますが、道路管理者のほうにもですね、太宰府市のほうから要望、要請をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ここでお願いしますって言って、市のほうからも早急にしていきますということですので、信じますので、今後そういうふうな、ほかに太宰府市内でも、そういった交差点に横断歩道とかそういうふうなものがないということは、人はどこを歩けばいいのかということを考えていただくとわかることではないかと思います。市のほうでも、積極的に県のほう、国のほうに要望されているということはもう重々わかっておりますけれども、今後よろしくお願いしたいと思っております。

この1項目につきましては終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 食育に関する質問にお答えいたします。

最初に、食育に限りませんが、子供の成長のためには、学校、家庭、社会が相互に連携、協力することが一番の基本だと考えます。学校も力を出して頑張りますが、家庭においてもやはり第一義的な責任を有するという自覚のもとに子供の教育に当たってもらう必要があるということも考えておるところでございます。

そういう中ではございますが、心身の発達、発育、こういうことが著しい小・中学生の時期において、生涯にわたり心身ともに健康な生活が送られるようにするために、学校においても

積極的に食育の推進に努めることは重要であると考えます。学校における食育につきましては、給食の時間、また保健体育、家庭科などの教科、特別活動など、学校教育活動全体の中で、機会をとらえ、食に関する指導を行っていくことが求められていると考え、計画的に実施をしているところです。

詳細につきましては担当部長より回答させます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1 項めの食育教育の取り組みについての、太宰府市内の小・中学校の朝食喫食率について回答いたします。

平成21年度全国学力・学習状況調査によりますと、「朝食を毎日食べていますか」という設問で、「食べている」と回答した本市の小学生は90.6%となっております。「どちらかといえば食べている」を含めると97%となります。中学校は、94.2%ということでございます。

次に、農業体験、地元の生産者との交流などの実施状況並びに教育現場における食に対する教育は連動いたしておりますので、あわせてご回答いたします。

現在、太宰府南小学校と水城西小学校、国分小学校においては、学童農園事業として米や野菜づくり体験を行っております。具体的には、地域の方からご指導いただき、米づくりは田植えから刈り取りまで、野菜づくりは、ジャガイモやピーマン、キュウリなどを苗から植えて、自然や生命を尊重する気持ちとともに、食べ物を大切にすることを養う教育に取り組んでおります。

他の学校についても、2年生生活科の学習で、校内のミニ農園や鉢植えで、苗植えから収穫まで、地元の人の指導を受けるなど、野菜づくり体験に取り組んでおります。

地産地消の取り組みにつきましては、太宰府市内では営農規模的に無理がございますが、財団法人福岡県学校給食会が県産品を優先的に取り扱うようにしております。市といたしましても、給食のメニューなどを話し合う献立検討会などにおいて、食材注文の際は極力県産品を使用するように話をしているところでございます。

2 項めの米飯給食の推進についてですが、小学校における米飯給食は週に3回実施しております。財団法人福岡県学校給食会に委託炊飯をお願いしておりますが、すべて地場産米が使用されております。

今後とも、学校給食会と連携を深め、各学校の状況を聞きながら、児童・生徒の食育について取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今のご答弁でよくわかりましたけども、小学生が朝食をとっているという、喫食率が97%ということで、本当に安心しております。それと、中学校も94.2%ということなんで、朝食べているということがわかりました。

この喫食率についてなんですけれども、米飯、米を食べてきている子が幾らというのはわか

りますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 御飯、それからパンどちらかとか、そういった内容についてはちょっとわかりません。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私、この問題をちょっと質問するために、太宰府市のホームページをあけさせていただきました。そしたら、学校教育課を開いていただきますと、各学校の小・中学校の教育課程の改善とか学校評価というのが見られるようになっておると思います。その学校の改善で、学校評価を出されている学校が2校しかありませんでした。そして、評価シートも含めてですけど、3校ありました。これは小学校だけなんですけれども、あと米づくり体験ということで、1校だけがホームページのほうで、市内の学校の米に対して。早寝早起き推進とか、「早ね早おき朝ごはん」というような運動をされている学校があることに對してなんですけれども、福岡県では、もう早くから家庭教育の勧めとして、「早ね早おき朝ごはん」ということで、この市民運動を進められていると思いますけれども、太宰府市のほうでは、この4校以外もされているのかどうか、どれぐらい「早ね早おき朝ごはん」の運動に取り組んであるのか、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 学校評価のホームページの件でございますが、学校評価につきましては、各小・中学校とも全校取り組んでおります。

それとともに、公表に関しましては、いろいろな公表の仕方がある中の一つがホームページであり、それを利用している学校が先ほど議員言われたことではないかと思いますが、各学校におきましては、特に保護者を中心に、また地域の方々にも公表をしているところでございます。

それから、「早ね早おき朝ごはん」運動につきましては、ご指摘のように、もうずっと以前から、家庭教育宣言というような形で、PTAを中心に取り組んでいただいているところでございますが、各学校では、規則正しい生活をするという観点から指導を行っているところで

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） それで、米飯について私先ほど聞きましたけれども、太宰府市の米飯給食は週3回やっておられるということなんですけれども、この学校給食の米飯給食に対して、1回の米飯に対しての単価は幾らほどになっておりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1食当たり240円でございます。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 今のは1食の原材料費ですので、米だけは——米は49円23銭となっておるようでございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 結局この、先ほど私が言いました「早ね早おき朝ごはん」、福岡県のほうがされてますけれども、これは朝御飯を食べていきましょうという推進から、食べることによって、朝それだけの食事をすることによって、その一日が元気であると。昔の方たちは、やはり食べておられたんで、やっぱり今長寿ということも、結果がいろんなところで、皆さんもご存じだと思いますけれども。やはりパンより米というのは、私自身も経験した人間ですけども、米についてですね。米飯が、今週3回だから、米飯給食にしてほしいということではなくて、米飯についてはどういうふうに、太宰府市の教育委員会としてはどういうふうに思っているのか、米について。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 最初に、先ほどの値段の件ですが、これは保護者の負担分ですので、材料費はもっとありまして、多分補助金が随分出ているんじゃないかと思います。

あのですね、まず1つは、朝御飯だからということですが、ご家庭で朝御飯何食べるかということですね、子どもがいろいろ言うことはちょっとなかなか差し控えたいと。御飯をとるようにしましょうとか、できるだけバランスのある食事をとってくださいということについては、昨日もお話をしましたように、いろんな指導状況ですることでございます。

それから、御飯をどう考えるかと言われましても、なかなか難しいんですが、学校でですね、今、先ほど答えましたように、週3回御飯を、週2回パンをとというのはですね、これは教育委員会とか教育長である私が決めているというんじゃなくて、太宰府市学校給食会というのを構成しましてですね、その中には、学校からは校長とか、それから給食を指導している給食主任の先生とか栄養士、それから調理員あたりが入りまして、あと保護者の方も来ていただきながら、年間の給食の計画をしているところでございます。

先ほど申しましたように、ここで費用とか内容とか期間とかを決めまして、そして1食当たりの、年間当たりの費用から1食当たりの費用とか、一月当たり幾ら徴収するかというようなことを決めながらやっているという状況でございます。さようでございますので、ちょっと御飯についての意見は私がいろいろ述べるというのは適切じゃないかなと思いますし、そういうところで給食の回数とか御飯の回数が決まっているということでご理解いただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私がその米について言ったことは、今度全国市議会議長会に5月26日に行かれました不老議長よりの会務報告をちょっと読ませていただいたときに、米の消費拡大の推進に未来を切り開く6次産業創出事業として25億3,500万円、米の消費拡大のため、食品産業と連携し、朝食欠食の改善や米飯学校給食の推進の取り組みが実施され、また地産地消推

進のための地域農産物の積極的活用として33億5,800万円、地域の農産物の積極的活用として予算が組み込まれたということが書いてありました。

私は、この県産米、先ほど米も県産米ということで言われましたけれども、そういった食材を県産米で取り入れたメニューとか、郷土の料理を取り入れた食品に関心を持って、工夫して行われるように全国市議会議長会でもこの推進をされているわけです。で、太宰府市でも、少しでも、全国市議会議長会のほうでもされてますので、太宰府市でも、そういうふうな米についてもう少し理解、子供たちにも理解を求めて、農作業をされている方とかの理解を求めてあるかどうかをお聞きしたかったので聞いたところです。

その米飯給食を増やすということに関してはどういうふうと考えてあるのか、お答えをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 最初に、先ほどの御飯についてどうするかという話と今の話、ちょっとずれているんじゃないかと思いますが、世界はいろんなものを食べているわけですので、それぞれによさがあるんじゃないかなと思います。

それから、何ていいですかね、今御飯を3回、給食を2回というふうな形にしていますが、これはですね、つくる材料とか、つくる人とか、それからつくる施設とかが要るわけなんです。だから、片一方をやめれば、そこの人は、当然材料は要らなくなるし、人間とか施設は要らなくなるし、片一方を増やせば、御飯といいましても、学校給食はほんの短い間に大量の、太宰府市でしたら4,000人分ぐらいの分を準備しなくてはなりませんから、そういう施設がまた要ってくるわけです。ですから、先ほど議長会のお話がありましたけれども、やはりですね、そういう人の話とか施設の話とか、そういうやっぱり大きな枠の話のある程度整備していただかないと、その具体的な中身に入らないんじゃないかと思います。

私自身ですね、こうやって行政における者として、確かに理想とか理論とか考え方を大きく述べるということも非常に大事だと思いますけれども、それとともにですね、それに至る方法とか手続がよくないときにですね、いろいろ意見を述べるというのは、かえって混乱を招くんじゃないかと思っております。

そういうことで、おっしゃることがわからなくてもいいですけど、これをこういう場ですね、お話しする内容じゃないんじゃないかというふうにとらえておりますので、どうかご理解ください。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 教育長としては、いろんな方がいらっしゃるの、米、パンとか。でも、パンとめんと米飯だと思うんですね、給食の主食は。今太宰府市の主食は、パンか米かそば、小麦粉でつくられていると思いますけど、主食がどうかということなんです、私が聞いているのは。主食として考えるというのは3つしかありませんよね、パンと米と。だから、米についてはどういうふうと考えてあるかということだから。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ちょっと質問の趣旨からずれるかもしれませんが、それぞれ食べ物として重要じゃないでしょうか。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今、その給食費については49円23銭で言われましたけれども、私の米飯については自校式ではありませんよね。今先ほど委託されているって言われましたけれども、これに係る委託料は幾らになっておりますでしょうか。米飯の、その給食、米飯についての委託料は幾らですかね。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ちょっと現在資料を持ち合わせておりませんので、後でお答えさせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私が、この米に対して、その週3回に係る米飯給食を、自分たちの子供たちが、自分で御飯が炊ける子供を育てていきたいということを思っているんですね。それで、今は家で炊飯器もあります、米もあります。そしたら、子供が御飯を炊いて、朝御飯を食べて学校に来るということは可能だと思います。その観点から、私は自校式に、夜炊飯をしてはどうかということをちょっと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 学校でですね、どういう教育をする、どういう計画を立てるかということは、いろいろな決まりがある中を踏まえながら、各学校長が、子供の実態、学校の実態、それから今何をしなくちゃならないかというようなことを考えながら作成いたします。もちろんそれは、先ほどホームページあたりの公表のこともありましたけれども、そういうことをしながら、そして保護者あたりのご理解をいただきながら進めているところでございます。

学校でもですね、いろんなことをやっておりますので、やっぱり御飯を炊かせたいというような保護者がたくさんあれば、また校長も考えるかもしれませんが、今言われたようなことを今学校で取り入れようということはないんじゃないかなと思います。私のほうからそういう教育を取り入れなさいと言うつもりはございません。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今その教育長の話聞きまして、それはもっともだと思います。

それで、私は、教育長が先ほど言われましたように、食というのは家庭からしていただかないと、食についてはまずは家庭からだということはもう十分私もわかっているつもりですけれども、私のほうのちょっと調べたところによりますと、農林水産省が、経済危機対策の一つである家庭用電気炊飯器を利用して、炊きたて御飯で、子供たちにもっと笑顔になってもらうために、米飯給食を増やす目的で家庭用電気炊飯器の購入として費用を援助されるということ



で、農林水産省が増やそうと、米飯給食を増やそうというその試みから支援をする事業として、ここにちょっと資料をいただいているんですけども、私は、学校にこんなふうにしなさいということじゃなくて、そりゃ家庭でしなきゃいけないんですけども、学校と家庭で同じように、家で自分で御飯を炊ける子供たちが増えればいいんじゃないかと思って、この事業を今ご紹介したわけですけども、それで米飯給食を、3回を、この電気炊飯器の補助金をもらいながらできるんじゃないかということ、助成をされるということでございますので、これをぜひ取り組んでいただきたいなと思っておりますけれども、その点については。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 食事をとってないようなですね、子供さんがおられれば、ご家庭にですね、そういうふうな話もすることございましょうけども、全部の子供にそういう話は、ひょっとしたらパン屋の子供もおるかもしれませんのでね、やっぱり慎重な配慮が必要だと思います。気持ちはよくわかるんですが、パンを食べたから、御飯が、どちらがすぐれているかというような論点は、これはなかなか難しいんじゃないかと思います。先ほど話題になったような、何といいますかね、日本国内での食料自給率というんですかね、そういうことをやっぱり上げる必要があるとかというような機運がですね、全体的に生まれて、私もどうしようかという方にはやっぱりそういうものを紹介して、やはり御飯をつくっていただけたらと。私も元百姓でございまして、どんどん米を食べてもらいたいという気は重々あります。私も消費には努力しているんですけども、それをですね、だからといって、よく話しするんですけど、学校というところはですね、子供たちをこう強制的に集めているところなんです。ですから、御飯について話ししようという子供が集まってきたのについて、いろいろ御飯のことを言っているかもしれないけど、先ほど言ったように、いろんな子供さんがおられますので、やはりそういうバランスを考えながら、子供たちにはやっぱり話をしていかなければいけないんじゃないかなということを考えております。

なかなか答えになりませんが、以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 本当、私の気持ちと教育長の気持ちがちょっと一致しないもんで、ちょっと意見がまとまりませんでしたけれども、とにかく私は、パンとか御飯とかじゃなくて、米について、食育についてですね、その御飯の食育について教育委員会としてどういうふうに行われているか、その3日間を自分たちの手で食べさせる方法がありますよということを言いたかったんですけども。結局委託して、太宰府市のほうは委託料として、その金額はちょっとまだわからないということなんですけれども、炊飯器を無償で取り入れられることができたなら、あとは無洗米にしても、その御飯を自分たちで炊くことを覚えることができるじゃないですか、子供たちにとって、給食時間にとって。その、書いてあるんですけども、していいことを書いてあるので、ぜひ、またこの分につきましては後で教育長のほうにお渡ししますので、一応検討課題としてください。

とにかく私は、米の消費拡大にですね、力を入れられる工夫をしていただきたいということを言いたかったわけです。

それと、日本のですね、水田を守り続けていかないと、太宰府市が健康な町じゃなくなってくるんじゃないかと。やはり農家の人たちに感謝もする子供たちが増えていかなきゃいけないと思うんですね。それで、米の自給率を上げていただきたいために今回私のこの質問をいたしたわけですが、元気になるば、やっぱり医療費が削減できると思うんですね。そういうふうな観点から、主食については米飯給食が望ましいのではないかということをもとめさせていただいて、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

**○議長（不老光幸議員）** 1 番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、10番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔10番 小柳道枝議員 登壇〕

**○10番（小柳道枝議員）** ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしました2項目についてお伺いいたします。

まず、新公益法人制度への移行についてお伺いいたします。

新制度の概要が発表され、もととなる法律、公益法人改革関連法が平成18年5月に成立し、平成20年12月1日に施行、現行の制度からの移行期間が平成25年11月30日までと定められております。国の制度の移行を進める中、本市にも社団法人、財団法人があり、それぞれの独自性や活動の充実を図りながら、多くの市民の活動の場として、また多くの人々に支えられながら活発な取り組みが行われております。それぞれが本市になくてはならない団体であると思っております。

新制度への移行が決定してから早くも約1年半が経過いたしておりますが、本市として、新制度への移行に向けた対応策などをお聞かせください。

今回の新制度と今までの制度との違いは、公益性の有無によって、一般社団法人及び一般財団法人と公益社団法人及び公益財団法人とに分けられます。また、一般社団法人及び一般財団法人が公益社団法人及び公益財団法人になるには、公益認定など委員会による公益性の認定を受け、公益性ありと認められることが必要になります。新制度に向けての審査における事務手続には、過去の活動実績などの整理のほか大変な作業があることは考えますが、本市の社団法人、財団法人の将来に向けての方向性、また現在どのような対策が進められているのかお伺いいたします。

2 項目めの地域コミュニティの充実についてお伺いいたします。

区長制度から自治会制度へ移行され、1 年が経過いたしました。各自治会においても、新会長さん、役員さん方が選出され、新組織での総会も終えられ、校区自治協議会もそれぞれ発足されたとの報告を受け、真の地域コミュニティの出発に期待を寄せております。このことから、次の2 点についてお伺いいたします。

まず、市長は、以前から小学校区ごとのゾーンづくりのことをお話しされておられますが、現在の状況と今後の計画はどのようにお考えなのか伺います。

また、校区自治協議会の発足に伴い、その活動拠点は現在各地域公民館のようですが、核となる活動の場が必要と考えます。今後の拠点づくりのお考えをお伺います。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 13時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

○市長（井上保廣） 新公益法人移行についてご回答申し上げます。

我が国の公益法人制度改革への取り組みといたしまして、平成20年12月1日から公益法人改革関連法が施行されております。これによりまして、現行の公益法人は、特例民法法人という取り扱いで、平成25年11月30日までの移行期間内に公益法人または一般法人への移行を申請し、認定を受けることが必須とされております。仮に移行しない場合については解散をしたものとみなされる、結果的に法人格を失うこととなります。

なお、公益法人には、組織構成でありますとか、あるいは会計基準及び事業の公益性に関して厳しい認定基準がございますけれども、社会的信用の獲得あるいは税制上の優遇措置等を受けることが可能でございます。一方、一般法人は、公益法人ほどの厳しい基準はございませんけれども、他の営利法人と同様の課税条件を適用されるものでございます。

本市の社団法人あるいは財団法人につきましては、現在各法人におきまして、情報収集でありますとか、あるいは経営状況の分析、あるいは内部整理を進めておられまして、今後基本方針を決定し、要件整備等の準備を経て、移行期間内の移行申請を果たすことになるかと思っております。

いずれにいたしましても、どの法人も豊かで文化的な市民生活にとって必要不可欠な存在でございまして、その適切な存続を図っていききたいと、このように考えております。

以下、詳細につきましては担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、私のほうから太宰府市関連の法人の現在の状況の報告をさせていただきます。

太宰府市のほうには、今1つの社団法人、3つの財団法人がございます。

まず、社団法人太宰府市シルバー人材センターでございます。既に、平成22年、本年5月の総会において、公益社団法人移行の方針で決議が得られております。今後は、公益認定に必要な準備を行いまして、平成23年度の総会において公益認定移行のための関係付議案件の承認を

得、申請書類を作成の上、理事会の決議を経て福岡県知事に申請書等を提出される予定となっております。

次に、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団につきましては、平成21、平成22年度において、会計、事業運営等の経営状況の分析を行っております。当財団が指定管理者として管理運営を行う各施設の現状を整理し、新制度の法令に照らし合わせ、公益認定要件の分析を行いまして、公益法人か一般法人かのどちらに移行すべきか検討をしております。今後は、平成24年度早々には、移行する場合は移行申請を行う予定になっております。

続いて、財団法人太宰府市国際交流協会でございます。平成21年度から研修会等への参加といった情報収集を開始しておりまして、公益法人への移行を視野に入れ、経営状況の分析及び内部整理が行われております。今後は、理事会にて、公益法人か一般法人か、移行の基本方針を決定し、申請準備を行い、平成24年度に移行申請を行われる予定となっております。

最後に、財団法人古都大宰府保存協会でございます。制度改正に伴う研修会への参加といった情報収集及び申請窓口との必要事項に関する協議が行われております。今後の具体的な手続及びスケジュール等につきましては、ほかの財団からの情報や税理士からのアドバイスを受けながら、遺漏のないように進められる予定となっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ただいま、1つの社団法人、3つの財団法人の進捗状況の説明を受けました。

まず、前段にお話ししておきたいんですが、この公益法人法が施行されるのが平成25年ということで、時期尚早という思いも皆さん方にはあると思いますが、これも長い間の財団、市民を巻き込んだ本当に大事な財団でありますので、こういう参画されていらっしゃる市民のほうからの、どうなるんだろうか、どげんなるって、将来が、そういう観点からですね、そしてまた私もその一部の中に入りますので、そういう観点から再度質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まずですね、お伺いしたいのが、この今調査中、そして研修を受けている、そして平成24年、平成25年、平成23年と、各その団体において進捗状況がありましたけれども、これに伴う、要するに、今文化スポーツ振興財団のほうでは専門家に依頼をして調査をさせている、そしてシルバーのほうはどういう形で専門家に依頼するのか、そしてまたその古都大宰府保存協会についてもですね、ここでなさるのか、一括してなさるのか。国際交流協会におきましても、一応今理事会に諮り、平成24年に移行ということになっているんですが、これは市が統括するのか、個々の団体でそれぞれに調査研究をし、そしてその作業に入って申請をなさるのか、お尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今太宰府市関連ということで私のほうで答弁をさせていただきました。

この1 社団、3 つの財団というのは、そもそもの設立のそれぞれの経過がございます。そして、それぞれ市と非常に密接に関連して事業を行っていただいております。それが、これからの公益法人の法改正のほうに合わせまして、それぞれが公の公益法人としていくのか、一般社団でいくのかという非常に大きな岐路になってきておるところでございます、太宰府市のほうも、できるだけの支援、お力添えといえますか、力を注いでいく予定にいたしておりますが、公益でしていく場合、一番大事なことは、それぞれが積極的な運営、事業を行って、自立、独立したというところが非常に大きな公益性の認定の基本的要件になっておりますので、市がすべて主導するでありますとか、すべて抱え込んでやっておれば、それはすぐ事業の中に反映として、それはもう公益ではなくて一財団等として、法人として認められてないということになりますので、私どもはできるだけ力いっぱい応援はしてまいります、それぞれの法人の中での活動事業の活発化というところの視点で応援をしてみたいと思っております。それぞれの財団がやはり自主独立して公益事業をされるということを第一義的に考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 10 番小柳道枝議員。

○10 番（小柳道枝議員） 今、公益法人法が変わることによって市が関与することが難しいというご答弁だと理解いたしますが、でもその中でですね、文化スポーツ振興財団、それからシルバー人材センター、古都大宰府保存協会と、この3 つの団体、もう長年の歴史、そしてまた支援団体、それぞれに独立された形であると思います。文化スポーツ振興財団においては指定管理者の件もあるとは思いますが、ここで私が気になるのは財団法人太宰府市国際交流協会のことでございます。

財団法人太宰府市国際交流協会は、設立が平成4 年だったと思います。それで、かれこれ18 年という歴史を持っておりますが、その中で、いつもその片隅、要するに行政の、今現在でいいますと観光交流課というところに所属をさせてもらっているようでございます。その中で、今ご答弁がありましたように、個々の団体で自立を求められ、そして独立性を持ってやんなさいということですので、もちろん市のほうは最大限の支援をなさってくださると思いますが、この国際交流協会の今の現状の中で、どのような形で、その公益法人に移行する体制づくりは、その観光交流課の中ですか、国際交流協会の中ですか、その辺をちょっと教えてください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今ご質問ありましたけども、決して国際交流協会を片隅のほうに置いてるわけではございませんで、基本財団でございます、2 億円からの寄附行為も行っております。そういう中でしておりますので、非常に大きな、財団としては文化スポーツ振興財団よりも大きな基本財源を持っておるところでございます。

ただ現時点で、観光交流課のほうと一緒に、一体としての事務を行っていただいとるわけですが、公益法人に向けました、事務としてはもう既に公益法人に向けて、会計制度も、今

月分からですか、複式簿記のほうで新たなシステムを入れまして、もう公益法人に向けての会計関係書類ももう全然変わってきておりますので、公益認定を受けるという作業のほうにはもう進んでおります。そういうところで、確かに専任職員としては非常に若干薄いものがございしますが、これからその人的体制及び自主独立していける体制に向けまして、その基金をどう、その果実を効果的に使っていくかというところで、本来の形であれば、国際交流協会の中での評議員さんたちのお考えを反映していくのが筋であろうというふうに思っております。そのための最大の支援は観光交流課のほうでしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ありがとうございます。今観光交流課の中にありますけれども、市のほう、そして観光交流課のほうで最大限の支援をする、そして前に進んでいるという形ではございますが、そこでもう一つお尋ねしますが、これは、国際交流協会はちょっとほかの財団と違いまして、組織がちょっといびつになっているようなところがあるんですよね。理事会があり、評議員会があり、評議員会が理事を選任するというふうな組織になっておりますが、これ理事会の理事さんにはこういうことがあるということはもう周知されているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 理事会についても、今ご質問の趣旨は述べております。そして、これはもう国際交流協会だけではございません、ほかの財団も含めて、理事会、評議員会の、現在理事会、評議員会という形で来ておりますが、新しい公益法人では、まず評議員を選任しなきゃなりません。この評議員については、もう代理出席は認められないということになりますので、非常に厳しい制約といいますか、選任の枠が入ってくるというふうに考えております。これは国際交流協会だけではございません。そういうところから、各財団のほうの理事会、評議員会の中で、そういう状況でございますということでご説明の上、本年切りかえの場合は切りかえの辞令の交付をさせていただいたところでございます。皆さん、理事の方、評議員の方は、そういう大きな転換点に立ってきておるといことはご理解いただいておりますというふうに考えておるところです。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ちょうど今転換期でもあり、岐路に立っているのがこの4つ、1つの社団法人、そして財団法人の3つだと思っております。ですので、どうしてもですね、この財団が生き残っていくためには専門家の知識も必要だと思います。本当に難しい書類が、ここに私もちょっと取り寄せてはいるんですが、こんな難しいのを何で急にですね、国の方針で各市町村にしわ寄せが来ているというふうに私どもは考えております。ですので、そこがうまくいくようにですね、皆さん方でどうぞ適切なアドバイスやらをなさっていただきたいと思っておりますけれども。

ここで、これにかかわるですね、費用が、大体専門家に出示すると、今文化スポーツ振興財

団では、大体今調査なさっているんですが、最終的に移行をするまでの費用というのはどういうふうに考えてらっしゃいますか、幾らぐらいかかるか試算されているんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 税理士のほうに、文化スポーツ振興財団で、一番最初のころに税理士のほうに問い合わせをして、大体300万円か400万円ぐらいだったと思うんですけども、ちょっと正確な金額は失念いたしております。それは、そのための会計手続関係あるいは財務会計も複式簿記関係で全く違う、今とは違う形へ進んでいきますので、その辺の経費がかかるということでは、一度当初の時点で効果、これをするに伴う経費の試算ということをしております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ちなみに、この移行を出した、申請をなされたどっかの市町村とか、参考になるような団体は今のところないんでしょうかね。ちなみに、ありましたらそういうところを参考に視察でもなさっていけたらいいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まだ移行申請して認定を受けたというのは非常に少のうございますけども、まだまだ非常に、まだ二けたのところ、やと三けたになったぐらいだと思っております。先ほど資料持っておったんですけども、ちょっとどこにいったかわからなくなりましたけども。

恐らく一斉にですね、全国、もう今様子見のような状態で、一斉にこの平成25年度に向けて、申請する場合は、もう2,000、3,000という単位で申請は出てくるものと想定はいたしております。そういう公益法人の改革ということで、今回、平成18年のころからいろいろ検討されて、平成20年度に法が施行されました。そういう中で、よそも、国際交流協会、県レベルでの国際交流協会もありますしですね、その辺、先進地のまとまったところで行きたいというふうに考えております。これは、平成21年8月現在で、全国で公益法人に移行認定して、162という形で認定して、公益認定されたのが36ということでございました。それ以外に、また今度は県レベルとかのまたいろんなものも出てきて、もう公益にはならず、一般法人になるというものも幾つか、例えばもうどっかの県の警察互助会でありますとかですね、いろんな財団関係、そのようなものが一般法人に移行したりしてきておるようでございます。そのようなところのこれから事例が出てまいりますので、その辺の先進の事例を勉強したいというふうに思っております。

先ほどの新聞報道でありましたが、また全然違う観点から公益法人のことが、政府の行政刷新会議のほうに5月に仕分け結果を踏まえてまた考え方を出してきてありますので、またこの辺も含めて、政府系の公益法人の動きに合わせて、地方の公益法人も何らかの反映したものが出てくるんじゃないかなということで今注視をしておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ちなみにですね、太宰府市にある財団、社団法人というのは、都道府県に申請なさっているのか、内閣府なのか、確認のためにお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 都道府県のほうに申請するようなことになっております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ご答弁ありがとうございました。この新制度がね、導入されることによって、今太宰府市にあります既存の、本当に大事な活動団体がですね、衰退していくようなことがないようにですね、市におかれましては、本当に事務手続等々で大変なご迷惑、また整理等々にお時間、そして人材も必要だとは思いますが、今までの過去のこの4法人におきましては、本当に地域になくてはならないものでございます。これはもうご理解の上だとは思いますが、それぞれの法人が今後とも、本当に市民に頼られるような団体を残していただきますよう最大の努力をお願い申し上げまして、そしてまた、これから法人がますます発展して、市民の活力になれるような、そういう方向性を見出してもらいたいと思いますので、どうぞ方向性を見失わないように、市民の真ん中であって、市民が本当に参画できるような公益法人をつかっていってほしいことを強く要望いたしまして、この点については終わります。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 答弁者は部長ということでご指名いただきましたので、私のほうから答弁させていただきます。

2件目の地域コミュニティの充実についてご回答いたします。

まず、小学校区ゾーンのゾーンづくりの考え方でございます。地域コミュニティづくりを展開するに当たっては、地域の最小単位である隣組や行政区の枠組みは尊重しつつ、地域分権の受け皿として、おおむね小学校区を地域コミュニティの基礎的な単位としてとらえ、協働のまちづくりを展開してまいることといたしております。

校区自治協議会の特色につきましては、ご存じのように、太宰府小校区につきましては14区自治会で組織をされておりますし、一方国分小校区では4行政区自治会で組織をされております。また、小学校区の成立した成り立ちや地域性がそれぞれ異なっておりますことから、校区ごとの特色を校区自治協議会活動に生かせるよう、市としましても支援してまいる所存でございます。

次に、活動の場の拠点づくりについてであります。現在は、太宰府南小学校の南コミュニティセンターのみが校区自治協議会の拠点として整備をしておりますけれども、他の校区自治協議会につきましては、既存の施設の活用や新たな施設の設置など、校区自治協議会の意見をお聞きしながら、今後年次計画を持って拠点整備の整備方針を明らかにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ただいま説明を受けましたが、このゾーンづくりというのは大変に難しいのではないかなと思うんですね。太宰府小校区には、小学校単位でいきますと、やっぱり百何十年を超すような地域性があり、そしてまた私の地元であります太宰府東小校区については、昭和30年代からの団地であって、また新しい小学校ができて、そこに移り住んできた人たちが、自分たちの町は自分たちでつくろうということで、今の新しい自治会長さんたちを中心にですね、防犯、福祉でやっているところでございますが、そのゾーン、ゾーンというふうにおっしゃっているんですけど、この特徴というのがどれぐらいの、その今6つたしか校区自治協議会がつくられたと思うんですが、その西、東、南とあると思うんですが、太宰府市西校区とか、例えば国分小校区、人口も違いますし、その辺のですね、特徴というのは、ここの特徴は、行政のほうでは、その担当の地域、協働のまちでは把握されていて、その逆に、市民から吸い上げてきたものをコーディネートするのか、市民がつくったものに行政がお力をかしていくのか、どういう形が、今現在もしありましたら教えてください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 基本的には、この間の議会でのご質問でもお答えしてまいりましたように、それぞれの地域の財産でありますとか人材を活用していきながら、それぞれがアイデアを出してつくり上げていってもらえるものだろうと思っております。

現在、昨年の中旬ぐらいからそれぞれ校区自治協議会が設立されてまいりました。昨年度につきましては、まず設立が第一義だということで設立を目指されました。今年度、いよいよそれぞれの校区自治協議会の役員さんの方々は、いよいよ本当の船出だということで、今現在、自分たちの特色を生かしながらやっていこうということで、例えば、1つ、校区のお話をしたいと思いますけども、1つの校区では、人口規模も大きいんですけども、行政区も9つぐらいあって、その中で5つの委員会を設立されました。環境あるいは福祉という分野もつくられたんですけども、間口がいろいろ広いのでというようなお話もありました。そういう中で、地域でもいろいろ考えるけども、行政とも一緒に考えていきたいということで、例えば福祉の分野でありますと、間口が広いので、社会福祉協議会を初め行政の福祉関係の課長が集まって、担当の自治会長さんと福祉部長さんとで今後どうしていくかというような協議もされておりますし、それから今回の議会で何人かの議員さんがごみ減量のこと、本市の課題だということでテーマとして取り上げていただいておりますけども、環境部会というものがつくられまして、環境といいますと、身近な、自分たちの生活の周りの環境という形になるんですけども、今回取り組みたいのは、すぐ成果があらわれるものも当然やるけども、成果が長く続かないとできないような、いわゆるごみ減量みたいなものに取り組んでいきたいということで、環境部の担当の自治会長さんと環境部長さん、それからうちの環境課長等も入りましてですね、今後どうしていくかというふうな、そういう行政と地域が一体となっていこうという本来の目的が達成できるように今取り組みをされています。

それから、南小校区の、例えばこの間ずっとお話ししてきましたけども、5つの行政区で、

地理的には南小学校が中心になって、周りを行政区が取り囲んでるというのがあります。そういうことから、ここはそれぞれの地域の中で、老人部あたりが防犯パトロールとかされているんですけども、校区でも取り組もうということで、校区で合同のパトロールをされたりとかです、そういう防犯パトロールの中から、例えば子供たちの見守りも自分たちの生活の中で見ていこうやというふうな、そういうふうな特色あるような活動がつながってきておりますので、そういうものを、先ほど申しましたように、大事にしながら、私たちも一緒になって支援してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 今のご答弁にありましたように、やっぱり地域ごとに環境が違うので、福祉、環境問題に取り組んでらっしゃるということですが、それに伴うみんなの研修の場、また寄り合う場所というのが、2つを1つに合わせたところの質問になると思いますけれども、この拠点づくり、今現在地域の中には、公民館とか共同利用施設、その辺を拠点にしてらっしゃると思うんですよ。そうすると、校区自治協議会になりますとゾーンが広くなりますよね。今までは例えば1つの区だったのが、例えば今校区で5区あったり、9区あったり、14区あったりね、その人たちが一堂に集って協議するとか、集まるとかという場合には、今現在公民館使ったり、それこそ貸し会場をお使いになったりということを知っているんですよ。今、ちょっと見守り隊とか福祉の分野とか聞いたんですが、例えばですよ、今学童保育所の常設が叫ばれてますよね、お願いされてますよね。例えば国分小とか、これから建てかえなきゃいけないとか、増設するっていったら、例えば見守り隊の居場所も兼ねたような、そんなふうな何か、学童と地域の人が一緒に何かできるような、そういうお考えも中に含んだことがありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この間、議会の中でもいろいろそういう施設整備についてはご要望なりが出されていると思います。例えばいろいろな活動団体の。一つのテーマを持った拠点整備というのは、今後用地の問題とか、いろんな財源の問題でかなり厳しいものがあるだろうと思っています。そういうことの中から、このコミュニティ活動の拠点施設は、いろんな複合的な機能を持ったもので整備するものも必要であろうし、それからこの間の地域コミュニティづくりのご質問の中でもお答えしてきてますけども、やはり職員も配置できるような支所的な機能を持った部分、いわゆる地域の中で参加しながら、連携しながら、協働していくような活動拠点として整備する必要があるだろうということで、先ほど申しましたように、どういふものが必要なのか、地域の中で、そういうものを校区自治協議会の中で議論をしながらですね、一定の施設の規模とか、それからどういふ機能を持たせるのかとか、それから管理運営についてはどのようにしていくのか、他市のように校区の協議会が管理運営まで見るのか、行政がするのかと、そういう総合的なものをですね、校区自治協議会と協議しながら、整備方

針を明らかにしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ただいま部長のご答弁で、校区単位に何かセンターみたいなのをつくられていく予定があるということですよ。

それで、私以前福岡市に住んでまして、福岡市では、小学校区ごとに公民館というのがあったんですよ。その公民館が、結局その校区の中の子ども会であり、体育であり、それから老人会であり、町内会でありとか、そういう拠点がありましてね、その中に公民館長さん、主事さん、いろんな方がいて、そこでいろんな学校との共有、それから行政との共有、そういうものをコーディネートして、その中でいろんなボランティアの方、いろんな方が一堂に集まってなさっていたことがあるんですよ。それで、結局は子供たちの小学校にもつながるし、中学校にも行き、そういういろんな連携ができるようなコミュニティセンターならぬ公民館だったと思うんですよ。今太宰府市にはそういうものが、今公民館っていったら中央公民館が1カ所、ただしこの中央公民館も集まる場所ではなく、生涯学習センター的な、カルチャー的な分野を多く占めているんじゃないかなと思うんですよ。それのかわりが、今のその南コミュニティセンター、要するに南小学校に数年前につくられましたよね。活発に南小学校区は頑張ってると思うんですよ。その活用方法というのは、その南コミュニティセンターの活用方法というのは、そこは単に今は管理人さんがいらっしゃるだけなんですかね。その校区でそういう館的なものがあるんでしょうか。コミュニティセンター的な人材がいらっしゃるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 南コミュニティセンターにつきましては、基本的には学校施設ということになっております。それで、学校が施設として利用されないときについて一般開放をしているという、そういう一般開放するための管理業務を財団のほうでやっていただいているということになっております。校区自治協議会の活動というよりも、集合場所とかそういうことには使いますけども、会議とかそういう場合の会議室の活用については、そういう校区のほうで優先して使うというような手続をやるということになっておりまして、コミュニティの専属の人がそこに常駐しているということにはなっていません。

ただ、先ほどから申してますように、今現在、情報公開の会議の場が必要ということで、いろいろな施設を活用してますけども、南小校区の中でですね、やはり常に人がそこに集まって、いろんな見守りとかそういうことができる場を、自分たちでそういうふうな運営をしていこうということになればですね、そういうふうな活用をするように、開館当初は、たしかそういうふうな行政からの、市のほうからの提案をですね、将来的にはそういうコミュニティの中で管理運営までお願いしたいということまで提案はされているということを聞いてますので、そういうものになっていくだろうとは思っております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員）　じゃ、これからは、年次をかけて、その校区ごとにそういうコミュニティ、要するに公民館みたいなものの計画があると理解してよろしんでしょうか。

○議長（不老光幸議員）　協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生）　校区単位に地域コミュニティセンターを整備していくという方針は、第四次総合計画の地域コミュニティ推進プロジェクトの中で、場づくりという中で位置づけをいたしております。この間、ご報告してますように、校区自治協議会が設立されたところから順次計画を持って整備をしていきたいと。どういう施設にするのかは、校区自治協議会と協議をしながら進めたいということでございます。

○議長（不老光幸議員）　10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員）　もしそういう方向性をお持ちで、総合計画にもあるということですので、ぜひとも市民の方、それからまたその会長さんとか役員さんあたりでですね、活用できるような、要らないというところもあるかもわかりませんので、その辺も十二分に協議をなさりながら、本当にコミュニティに力を入れてもらいたいと思っております。

で、先ほど清水議員やら、それから門田議員からのほうも、ちょっと私ども上山市のほうに行かせてもらったときにですね、やっぱり地域コミュニティというのは、役所主導というよりも、逆に横のつながり、NPOさんとか、縦割りと横割りとうまくミックスさせて今のコミュニティができ上がったんだと。それに対しましてですね、その対策の一つとして、職員がですね、例えば区長さん、要するに会長さんのお宅にですね、市政だより、それを届けていって、そこでその会長さんとのコミュニケーションを図り、そこでその地域の状況を把握して、そしてそれを持って帰って、そのいろんなコミュニティの情報交換をやっていたと。それは、肌で感じるそのコミュニティだということをちょっとお話を伺いました。

本市においてもですね、みんながやっぱり協働の町をつくるのであればですね、上も下もないと思うんですよ。お互いに手を取り合ったり、そしてまた情報交換、そしてまた共有する部分というのがかなりこの役所の中でも必要だと思います。それに加えて、市民、今自治会長さんたちを中心にですね、いろんな役員さんができました。そここのところの連携を深められてですね、よりよい地域コミュニティがますます発展していくように、そしてみんなが、ああ、よかったねって言えるような、そういう自治会づくり、そしてコミュニティづくりにご尽力いただければと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員）　10番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に、16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔16番　村山弘行議員　登壇〕

○16番（村山弘行議員）　ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問を行います。

今回の私の質問は1項目のみでありますので、ご回答につきましては、できるだけ詳しく、

具体的にお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今地球上、あらゆる地域や国でいわゆる地球温暖化現象があらわれていると言われております。地域によっては、あるいは国によっては、その国や地域そのものの面積すら減少しているところもあります。これは氷山の溶解による海面の上昇によるものと言われておりますが、今世界的あるいは地球的な課題は、この温暖化対策であると言っても過言ではありません。そして、この課題は、どこかの国が、あるいはどこかの地域が行うということではこれは決して解決できないと断言できると思います。みずからがこの地球温暖化防止に向けて何ができるのか、あるいは何をやらなくてはならないのかという立場に立つことこそ大切であろうと思います。

企業や団体あるいは国では、CO₂等の削減目標等を立てて取り組むようになっておりますが、振り返って、私たち市民一人一人が何ができるのかとみずからに問いかけなければならないのではなかろうかと思います。私たちにすぐできる各家庭での電源のスイッチを切る、あるいは車のアイドリングをやらないなどなどは既に行われていると思います。

私は、今回ごみの分別の再分別化について提起をしてみたいと思い、質問を行うことにしたわけでございます。

本市は、平成4年だったと思いますが、他市に先駆けましてごみ袋の有料化に取り組んだことは広く周知のとおりであります。私が1期目のときだったと思いますが、約20年近く、十七、八年ぐらい近くになろうと思いますが、当時の環境課長でありました現平島副市長が、当時の社会党九州ブロックの環境問題の講師として福岡大学の浅野教授とともにおいでいただきまして、多くの皆さん方の前で太宰府市のごみ袋有料化についてのご提起をいただいたのがもう十七、八年前だろうというふうに思います。

自来、近郊の市では、ごみの減量化に取り組むことが行われ、今日では本市が必ずしもごみ減量の先進地とは言いがたくなっているのではなかろうかと思っております。福岡県でのごみ分別の先進地として、最近では大木町が言われております。大木町では、ごみの排出については相当細部にわたって町民に徹底をされているようであります。

今回私は、お隣の熊本県の水俣市における取り組みを若干ご紹介しながら、2点について質問を行ってみたいと思います。

水俣市では、ご案内のとおり、かつて水俣病という水銀で汚染された魚を食べたことによる公害の発祥地のような、大変水俣市民にとっては苦痛の時期があったことはご案内のとおりであります。しかし、今では、環境の都市水俣としてよみがえっていることも、これまたご承知のとおりであります。全市民挙げての環境都市へ向けて立ち上がろう、そういう市民と、そして行政、企業、学校が一つになって取り組んだ結果、環境都市水俣としてよみがえったのだらうというふうに思っております。

そういう中で、近年の水俣市の取り組みをご紹介させていただきたいと思いますが、水俣市では、平成9年12月、市内の婦人団体約16の団体が、その女性の団体が、ごみ減量女性連絡会

議を発足をされております。ごみ減量女性連絡会議の具体的な取り組みはいろいろございますが、一、二、ここでご紹介をさせていただきたいと思います。

ごみ減量女性連絡会議は、ごみになるものをなるべく家庭に持ち込まない、そして現在あるものを長く大事に使い続ける、あるいは食品トレーの廃止については、包装容器のトレーに着目し、生協やスーパーなどの大型小売店と、そしてそこの話し合い、そういうものを進める中で、平成10年9月には、市内4店舗との間で、市長と市議会議長の立ち会いのもと、生鮮食料品96品目のうち65品目については食品トレーの廃止を申し合わせ、平成12年10月には第2次食品トレー廃止申し合わせを行い、76品目に増やしたなどなど、そういう取り組みが行われており、また子供たち、学生にも、紙芝居活動を行いながら、ごみ減量の取り組みをしているところであります。

水俣市では、平成14年12月より分別収集を行ってきた結果、それまで20%の資源化率であったのが40%を上回るということであります。生ごみは家庭から生分解されるプラスチック容器に入れ、完全に水を切り袋で出し、それを市が回収し、民間の堆肥工場で堆肥化し、これは福岡県の大木町の取り組みともほぼ同じであります。大木町でも生ごみの有期系廃棄物を発酵させ、液体肥料にして、水稻などの農作業に肥料として農地に返す有機資源循環事業に取り組まれようとしております。

これらの、先ほど申しましたように、多くの市民の皆さん方のご理解がないとできないことではあります。本市としてもこのような取り組みができないか伺うものでございます。

次に、プラスチックの分別についてお伺いいたしますが、本市ではプラスチックは、市内の9カ所だったと思いますが、スーパーや公民館、市役所にリサイクルボックスを設置し、そこに持参するか、あるいは週2回の可燃ごみ袋にて出す方法であろうと思います。しかし、多くは燃えるごみとして出されているのではなかろうかと思えます。先ほど橋本議員の回答でも、部長は、「まぜればごみ、分ければ資源」と発言をされました。ごみは資源だと指摘する方もおられます。紙パックも同様で、生かせば資源、捨てればごみになります。若干の財政的な問題もあると思いますが、この紙パック、プラスチックの回収においても、何とか生かすような方法の検討ができないか伺います。

以下、再質問につきましては自席にて行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） ごみの排出の再分別についてご回答申し上げます。

「まぜればごみ、分ければ資源」という考えのもと、ごみの再資源化には、区分に従った正しい分別が不可欠でございます。ごみを資源として生かし、リサイクル率を高めることが重要であることは言うまでもございません。

この地球規模の大きな課題も、基本は市民一人一人が日ごろからいかに環境負荷の少ない生活を心がけるかということにかかっていると思えます。地域の生活環境をよりよい状態で次世代に引き継ぐことができるように、3R、リデュース・リユース・リサイクル運動を推進し、

家庭や地域などの小さな単位からごみを減らし、さらにはごみをなるべく出さない循環型の持続可能な地域社会をつくり、保っていくことが課題となっております。

しかし、現状を見ますと、平成20年度の近隣4市の数値では、市民1人当たりのごみ排出量は本市が最も多くなっております。また、可燃ごみの処理を行う仮称新南部清掃工場の建設計画の中で、平成28年度稼働後の処理費用に係る運営費の負担割合決定には、平成26年度までの搬入量実績が大きく影響いたします。そこで、今後5年間で、具体的な減量目標を掲げ、喫緊の課題として取り組む必要がございます。

次に、現在の本市のごみ分別は、戸別収集が可燃1種類、不燃2種類、ペットボトル、白色トレイ、粗大ごみ等となっております。拠点回収では、紙製とプラスチック製の容器包装、紙パック、蛍光管、電池の合計10分別となっております。本市では、収集後の段階で、リサイクルセンターと位置づけている環境美化センターにおいてさらにきめ細かい再資源化を図っております。

そこで、平成22年度から重点的にごみ減量を推進し、平成27年度までにごみ減量目標の10%を達成するため、ごみ減量大作戦を開始いたしましたところでございます。

また、本年度にごみ減量を体系的かつ計画的に推進するために、ごみ減量推進計画を策定することといたしております。この中で、プラスチック類及び生ごみの戸別分別収集について、効果的な分別収集のあり方や推進体制のあり方など、地域の実情等も勘案しながら、さまざまな課題、こういったものが出てまいりますので、可能性調査、検討をあわせて進めていきたいと考えております。

しかしながら、生ごみの戸別分別収集につきましては、現段階では、収集コストの問題、貯留施設の問題、肥料等の受け皿等の問題、実現可能性は本市にとって大変厳しいものがあるかと思えます。

この循環型のリサイクルにつきましては、それぞれの地域に合った、最もふさわしいものを考えていく必要があると思いますので、今後広域的な取り組みやモデル地区等の問題など、今後調査研究をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 別に嫌み言うわけじゃないんですが、原田議員が質問されたときに、執行部を信じておりますというて、5期目にもなりますと、なかなか素直に信じることができなくなりましてですね。ごみ減量大作戦というネーミングはよろしゅうございますがですね、橋本議員の回答などなどを聞いておりますとね、もちろん啓発は大事でありましょう。それで、啓発などなどは当然されていかれるとは思いますが、先ほど申し上げましたように、女性がと決めつけたらいけないわけですけども、多くは女性の方が家庭ではそういうごみ処理の第一的などところにおられると思います。そこで、水俣では、ごみ減量の女性連絡会議をつくられて、その方たちが、先ほど申し上げましたように、16団体でいかにしてごみを減らしていこ

うかという、そういう方たちが中心になってまず立ち上がっている。そして、言いましたように、スーパーなどの小売業者の方たちと連携をとる。しかもですね、高校生にもですね、訴えていくというか、そういう取り組みを水俣ではされているわけですね。つまり、もう挙げてごみ減量をしていくと。ですから、一部の企業だとかだけじゃなくして、家庭も、企業も、行政も、学校もやっている。例えばレジ袋については随分やられているところもあると思います。が、レジ袋のためのマイバッグを水俣市全体で約1万2,000世帯に全部配る。あるいは水俣の高校生の生徒会と街頭に立ってマイバッグ使用を呼びかけていく。キャンペーンの一つになろうかとは思いますが、そういうものをして、そして、とりあえず生ごみの減量が一番大切だろうということで、生ごみの水分を切る。実はですね、水俣市にお電話をしまして、これは余り言わなくていいと言われたんですが、炉がもうつまらんごとなったもんやから、炉を取りかえろと。これをちょっと小さくしなきゃいかん。現在の炉では今までの排出のごみを焼却し切らんから、必死だったんですね、ごみを減量しないともう炉が間に合わないというのが実はスタートでしてねと言われた、これは裏話ですけどね。それまで8,200 t 燃やしていたんです、8,200 t。生ごみと可燃ごみを一緒に燃やして8,200 t だったのが、生ごみを小さくきれいにし、水分を取って出したら6,700 t になったんですね。つまり1,400 t は何だったのかというたら、水燃やしとったわけです。そういうのが、やっぱり燃やせばそれだけ燃料費も上がるし、CO₂も出てくると。だから、家庭で水分をしっかりと取って出すだけでも随分ごみ減量につながりますよと。

これもまた橋本議員のお話でありましたように、例えばもっともっと奨励して、頭打ちがありましようけども、生ごみ処理機、電気がいいかどうかというのは、先ほどの部長の話では考えなきゃいかんという、コンポストの件にも出とったようですが、生ごみを減らすことだけでも随分違ってくるというふうに思います。これは、もうそれぞれの家庭の皆さんたちの自覚によるところが物すごい大きいと思います。で、自覚は待つつてもなかなかそうなりませんから、今言いますように、例えば太宰府市内の女性の団体に話しかける、そして女性の皆さんたちと話し合う中で、企業と話す、学校と話す、大学と話す、あるいはネットワークの人たちと話していったら、何とか太宰府市でごみを減らしていこうじゃないかと、そういう実績は本市についてはあるわけですから。平成4年に、先ほど言いましたように、平島環境課長が先頭になってかどうかは別にしまして、先頭になってやられて、近隣ではいち早く有料ごみ袋に取り組んだという経験があるわけですから、このことも、やろうと思えば、本市がこの近隣の中では先陣を切ってできることも可能だろうと思います。

具体的に、いま一つ、平成22年度から平成27年度までの大作戦というネーミングはよろしゅうございますが、具体的にそういう計画、ないしは、いま一点聞きますが、水俣市ではですね、要望があれば、講師として派遣をしていると言われているんですね。ごみ減量でちょっと勉強したいから来てくれませんかといったら、太宰府だろうがどこだろうが行きましよう、こういうことも提起をされておるようでありますので、水俣市から呼ぶ、行く、あるいは大木

町に行く、あるいは来てもらうなどなど、このキャンペーンの大作戦の中にそういうものがあるのか、あるいはそういうものを計画されているのかどうなのか、そういうものの中に女性団体だとか、女性とは限りませんけども、そういう団体との意思統一なり、キャンペーンあるいは啓発へ向けての計画があるかどうか少しお伺いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） まず、本市では、有料ごみ袋導入の段階で、今の副市長が担当課長のときに、地元に入られていろいろ説明をし、今の制度を確立をしたということで、本市にはそういう下地があるんだということで今おっしゃっていただいたと思います。

本市でも、やはりごみを減らすということで、4月1日号の広報にもお載せしておりますけれども、小さじ1杯分の生ごみの水分を減らすだけでも、年間にすれば125 t ぐらい量が減りますよと、費用にしても211万円ほど削減できますよということで載せております。

こういうことで、いかに生ごみの水分を取るということが重要であろうと思います。これを推進するために、地域の女性のグループなり、そういった方々を巻き込んで、一緒になってやらないかということでございます。そのことにつきましては、今現在ごみ減量推進計画、こういったものを策定中でございます。この中で、提案していただきましたことについても検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 例えば水俣市では、生分解するプラスチックのビニール袋ですよ、これが一番小さいのが1枚18円で売っている、うちの有料ごみの方式であると。それを回収して、民間の堆肥工場で堆肥にして、そしてその堆肥工場が販売しているんですね。

例えば、今度は大木町のほうではですね、完全にそのふたとかなんとかは外しまして、水を十分に切って、これを液体肥料にして、水稻、稲の、農作物の肥料として、有機資源環境事業が請け負って、そこが散布をするんですね、畑、田んぼに。これは10 a、1,000円で請け負うと。まさに循環型になろうかと思います。

今部長、ご回答いただきましたが、これは1人、みずから何ができるのかというふうに、今言われたスプーン1杯の水分を取ることで随分違うし。これは、冒頭私申し上げましたように、だれかがやる、どこかの地域がやる、どっかの国がやるというふうに立たずに、自分が何をしているか、何ができるのかというふうなスタンスに立たないと、いつまでたってもごみの減量あるいはCO₂の排出の削減についてはならないと思います。これは市挙げて、今部長が言われましたように、先進的役割をかつて本市はしてきたわけですから、そういう素地、経験があるわけですから、ぜひともですね、そういうノウハウを生かして、また再度、福岡県では太宰府市がごみ分別の先進地だと言われるようにですね、ぜひともなっていきたい。そのためにも、私たち議員もそういう立場に立たなきゃならんだろうし、多くの市民も立ってもらえないかん。そのためには、啓発、チラシ配布だけの一方通行だけじゃなくして、皆さんと議論する、それは校区自治協議会の中でも議論していただき、あるいは環境課の中でも議論してい

ただ、そういういろんな場面をつくって、いろんな人を巻き込んで、本市が生ごみあるいは環境の先進地になるように、ぜひとも市長以下、先頭になって頑張っていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後2時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

11番安部啓治議員の一般質問を許可します。

〔11番 安部啓治議員 登壇〕

○11番（安部啓治議員） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、健やかで安心して暮らせるまちづくりと市発注工事全般について。

市長は、総合計画5本柱の第2、健やかで安心して暮らせるまちづくりの中で、健康づくりと保健予防について述べられておりますが、中でも母子保健について、安心して子育てができるよう支援していくと言われ、14回の妊婦健診も実現されました。また、昨年度から、女性特有のがん検診も実施されており、評価に値するところです。

かつて、O157やエイズウイルス、また昨年は新型ウイルスによるインフルエンザの流行で大騒ぎしたばかりですが、これまで成人T細胞白血病（ATL）や脊髄症（HAM）は余り知られていなかったのではないのでしょうか。私も、最近新聞の連載によって少し知った次第ですが、もともとこの病は、九州、沖縄地方に大半が集中していたため、国は風土病であるとして扱い、放置していても消えるとの認識でありましたが、現在全国で原因ウイルスのHTLV-1感染者は、推定108万人で、B型・C型肝炎感染者並みであります。主に母乳を介して子供に感染するため、予防対策としては、妊婦抗体検査が重要であると言われています。九州7県のうち実施しているのは4県で、未実施の熊本県は負担の実態を調査する、佐賀県は公費負担を検討したいと表明されたが、福岡県知事は、5月24日の定例記者会見において、検討段階に入っていない、相談窓口の設置も考えていないと消極的な姿勢であった。厚労省特別研究班の報告書では、全妊婦一律に抗体検査をすべきとの提言が既に県に届いており、全国知事会長という立場でありながら、認識不足と言わざるを得ません。

そうした中、北九州市長は、国の動向を見ながら検査費用の助成を実施していく方向で検討していると述べられた。もちろん県内の自治体としては初であります。

また、通常実施される女性特有のがん検診だけでなく、子宮頸がんの予防としては若年層へのワクチン接種が非常に有効とされており、大田原市では、小学6年生を対象に全額助成で集団接種を実施、対象女児の99%が希望しているとのこと。

そこで、我が市の妊婦健診の現況、ワクチンの接種など、今後の対策なり、早急に本市で

きることはないのか、考えをお尋ねします。

次に、市の発注工事全般についてお尋ねします。

かつて横断歩道を妨げる状態で小字銘の石柱が立てられたことがありました。また、セットバックしたにもかかわらず、電柱がもとの位置に立てられたこともありました。他の議員の皆さんも、過去に不適切な工事をいろいろ見聞きされてきたと思います。発注ミスや現場の判断ミスもありましょうが、だれが見てもおかしい状況は、手をつける前に再度担当者に確認するような従事者との連携が必要ではないだろうかと思う次第です。

次の側溝工事についてですが、過去の一般質問で、東ヶ丘通学路の安全確保について、信号機設置とあわせてお願いした経過があるのですが、どちらも最近完工されまして、まずはお礼申し上げます。側溝のふたについては、丸塩ビ管をセメントで固める方法でしたが、数m置きに設置されたグレーチングが周囲より1cm余り高くなっており、雨水がほとんど流れ込まない状況ですが、これが正常なのか伺います。

次に、新設された高雄公園ですが、周囲にフェンスを設けておりますが、2カ所すき間があり、出入りが容易であるのは知っておられるのか。

また、開園以来、市内各所から利用者がやってこられているようですが、へんぴな場所なのに案内板が一カ所もなく困ったという声を聞くが、改善する考えはないのかお聞きします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 1件目の市民の健康づくりについてお答えをいたします。

まず、1項目めの成人T細胞白血病（ATL）についてでございますけれども、これはHTLV-1関連脊髄症とともに、HTLV-1ウイルスが引き起こす難病であり、主に母乳による感染が6割を占めていると言われております。本市では、現在14回の妊婦健康診査を実施しておりますが、このウイルスの抗体検査は含まれておりません。九州7県のうち公費負担を行っていないのは、福岡県、佐賀県、熊本県となっておりますが、厚生労働省特別研究班が今年の3月に感染が全国に広がっており、全国一律の抗体検査が必要であるとの報告を提出したことを受け、国、県において公費負担について現在検討されています。福岡県では、今月24日に初めて市町村、保健福祉環境事務所の職員を対象に研修会が行われることになっています。

相談窓口については、各保健福祉環境事務所が行っているとの通知が県からあっております。

抗体検査の実施につきましては、今後国、県、近隣市町の動向を把握していきます。

また、早急の対応として、母子感染予防の啓発につきまして内部検討を始めていましたが、先週木曜日に国が作成しましたポスターチラシを入手いたしましたので、既に公共施設等に貼付するとともに、母子健康手帳交付時に配布をしておるところでございます。

2項めの子宮がん予防につきましては、通常のがん検診とあわせまして、乳がんを含む女性特有のがん検診無料クーポン券の送付を継続しながら、市長会等を通じ、法律によるワクチン

の定期接種化を国に要望してまいります。

予防接種につきましては、筑紫地区4市1町で定期接種を基本として、筑紫医師会の協力のもと実施しておりますことから、国及び全国の自治体の動向を把握するとともに、筑紫地区各市町及び医師会と連携しながら対応をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） まずですね、昨日リボンについての提言がありましたけども、この私のリボンが見えますでしょうかね。このリボンは、スマイルリボンといいまして、発行したのが、日本からHTLV-1ウイルスをなくす会がつくられたものでございます。これによって多くの方に関心を持ってもらうためのマスコットでございます。

さて、6月5日の土曜日にエルガーラホールで、この問題についてのシンポジウムが開催され、パネリストとして厚生労働省のがん医療専門官も参加されておりました。それから、公明党の江田代議士さんも、国会で尽力されておられるということで来られておりました。市の職員も勉強に来ておられたそうで、感心しております。

帰途に、医療従事者数人にこの病気について尋ねましたが、詳しく知っておられる方はいませんでした。新聞報道で見、お話を聞き、これはやはりまず知ってもらうことが大切だなと痛感した次第です。

先ほど回答の中にありましたように、古賀市では今月3日から市内の全妊婦対象に、ウイルス抗体検査の受診と母子感染予防を進める独自のリーフレット配布を始めています。手づくりなので、予算がほとんどゼロだそうです。資料配布させていただいたこのリーフレットでございます。

県のほうも、このリーフレットを参考に新たに作成するそうなので、太宰府市においても、24日の県説明会を聞かれて、まずできることから早急に取りかかっていたきたい。また、キャリアを含めた相談窓口の早期開設について、あわせて再度お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） また昨日ですね、県のほうから通知が参りまして、県としてやはりきちんと取り組むということで、古賀市を参考にされましたリーフレット、厚労省のQ&Aとかも含めました、そういうものを妊婦健診等、母子健康手帳ですね、それを配布するときに一緒に入れて、そういうものを参考にしてくださいということで通知がっております。

私ども、経過的にまだ断片的な知識の中で動いているようなものでございますので、24日研修会ですね、そういうのを踏まえながら、いずれにしてもその感染をとらえてまいりますと、やはり医療の関係非常に大きゅうございますから、国を通して、当然中心的には保健福祉環境事務所になってくると思います、相談窓口は。そのようなことで多分進むだろうというふうに想定をしておりますけれども、一刻も早くそういうのができるような、そういう学習会、研究会になっていくものというふうに私はとらえております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 今献血推進委員会はまだ委員会としてはあるんですかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 献血推進委員会は、ちょっとなかなか実動というところが、本当は安部議員さんにもいろいろ献血についてご努力、ご尽力をいただいておりますことは存じておりますけれども、献血推進委員会につきましては、昨年だったと思いますが、一応廃止をさせていただいております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 廃止されたということで、ちょっと残念なんですけども。これ、項目によってはですね、自費で検査してもらえば相当な額払わなければいけないぐらいの内容になっとるんですよ。エイズだとかですね、肝炎の部分だとか。それで、そういう部分を訴えてですね、やはり今ライオンズクラブだとか商工会なんかが献血を年数回やっておりますけど、それと抱き合わせでですね、やっぱり昨日も渡邊議員がおっしゃっていたように、献血の勧めですね、これにやっぱり相当力を入れてもらいたいなという気がしております。

その辺はお願いしときまして、2番目に移ります。

子宮頸がん予防についてでございますけども、これはヒトパピローマウイルスが原因で発症し、およそ80%の女性が感染するが、ほとんどが自然治癒する。一部約10%ほどがガン細胞に変化していくもので、二、三十代に急増しているそうです。問題は、女性自身が病気を身近に感じていないこと、接種費用が6カ月間に3回接種で4万5,000円から6万円と高額であることなどです。

女性特有のがんです、早期のワクチン接種により唯一予防できるものであり、大田原市では、労働力や医療費等社会的損失に換算して約2倍の経済効果があると試算して、公費負担実施に踏み切ったそうです。それから、東京都の杉並区では、中学の入学祝いとしてお祝いワクチンを実施し、喜ばれているそうです。

政府は、子ども手当の支給見直しの中で、上積み分については給食、保育、ワクチン等々の現物サービスにかえられるようにする方向のようでございますが、これについては私も前から、ある一定は自治体の自由裁量で子供のための施策に使えるようすべきと考えておりましたので、もともとさきのマニフェストがおかしかったのかなというような気がしております。

お祝いワクチン等、これらのことについて市長はいかが考えられますか、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） あらゆる今提言されたこと等については、女性の特有の病気を防除するというふうな形からいけばいろんな政策があつていいと思います。それも一つとして参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） さきのHTLV-1、子宮頸がん、またほかにも乳幼児で重症率の高い細菌性髄膜炎などの問題については、早急に研究していただき、今市として何ができるの

か、前向きに取り組んでいただきたいし、市長も機会があるごとに県に対しても要望なり尽力していただきたいと思っております。

以上でこの問題は終わります。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 2件目の市発注工事全般につきまして回答申し上げます。

1 項目めの現場従事者との連携についてでございますが、市が発注します工事は、市の工事担当者と請負業者の現場代理人とにおいて、工事内容について打ち合わせを行い、施工しておりますが、今までのさまざまな工事の中で、工事内容についての説明不足による施工や思い込みによる確認不足が生じた施工など、さまざまな要因によりまして、結果として不自然な施工が行われた箇所があったのではないかと考えております。市が発注する工事につきましては、市担当者と請負業者の現場代理人がお互いに気をつけ合い、連携して施工し、また請負業者の現場代理人に対しましては、工事に対する不審な点があった場合、市担当者や工事に関する関係者に再度確認し、現場に伝わるように指導し、また工事内容について、請負業者の現場代理人からの提案を積極的に出していただき、市担当者は提案内容について再検討するようにいたします。

2 項目めの側溝工事について回答申し上げます。

市は、現在各自治会からの要望をもとに、自治会長と協議しながら、側溝工事を初め市営土木工事を行っております。側溝工事の要望内容は、ふたのない側溝にふたをしてほしいというものも多く、その趣旨は、車が通行する際に歩行者が安全に歩けるようにということでございます。

そこで、本市では、雨水の上流域が小さく、雨水排水処理に支障がない箇所等については、既存の側溝を利用した工法により施工をしておる側溝工事があります。本来、道路側溝は路面排水を目的としており、路面の高さと整合した状況で側溝を設置するのが基本であるということとは認識しておるところでございますが、側溝の新設を行うと工事費用が高額となるため、限られた予算の中で、各自治会の要望に沿う工事内容として、かつ広範囲に工事を行うことを目指しまして施工をいたしております。

ご質問のグレーチングぶたにつきましては、グレーチングぶたの上に車が乗ることによるゆがみが生じにくいグレーチングぶた、かつグレーチングぶたのがたつきを防ぎ、金属音を防止するためにゴムパッキンを敷いたグレーチングぶたを採用しており、従来のものより厚みが少し厚くなっております。当該現場につきましては、雨天時に再度現地確認を行いまして、グレーチングぶたが高く雨水排水の効果が少ない箇所及び歩行者等に支障を及ぼす箇所につきましては、目的に沿うよう対処したいと考えております。

施工に際しましては、地元自治会長及び請負業者の現場代理人と施工方法や施工範囲につきまして十分協議を行い、施工してまいります。

次に、3 項目めの高雄公園について回答申し上げます。

公園の周囲にフェンスを設置しておりますが、計画当時から、人の出入りを完全に遮断するような構造とはなっていないことと、また構造上やむなく一部にすき間があつて出入りができることも承知いたしております。通常の公園は、24時間だれでも利用できることが原則であります。この高雄公園につきましては、犯罪対策を考え、出入り口に門扉を設置し、午後8時から午前6時まで閉門し、さらにその間は場内の照明も消灯して、人がむやみに侵入したり集まらないようにしております。

次に、高雄公園の場所がわかりにくいということにつきましては、今後案内板の設置について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 市長は、かねがね費用対効果を説かれていますが、不適切な工事、工事ミスはそれ以前の問題ですから、連携をしっかりとっていただくようお願いしておきます。

6月10日は、ご存じ時の記念日でございました。太宰府でもイベントが催されたようですが、関係者が高齢になったので、存続は困難になっているとか。しかし、市長はあいさつや「まにまに」日記の中で、素晴らしい伝統事業なので何とか残していきたいと言われたと聞き及んでおります。

友好都市である多賀城市では、素晴らしい水時計のモニュメントを、整備された道路わきに作成されています。太宰府市でも、西鉄太宰府駅前が整備されたときに設置されたと記憶しているが、聞くところによりますと、撤去を業者に丸投げしてですね、その後どうなっているのかわからないというような話も聞いておりますので、ここであえて質問させていただいてるんですけど、どういう理由で撤去し、その後その撤去されたものがどうなっているのか、わかればお答えください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 西鉄駅前広場のモニュメントとして設置をしておりました水時計、漏刻につきましては、九州国立博物館の開館に伴いまして、西鉄駅前広場の観光案内板の設置をする必要性から、老朽化しておりましたこの水時計につきましては解体をしまして、一部の部品をですね、現在太宰府市有地に保管しておるという状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） この水時計には、何か製作費は寄附があつたとかというような話も聞いておりますけど、このようなモニュメントこそ時の記念日にふさわしいものじゃないかなと。やっぱり市の財産でございますから、再度復活して、例えば政庁跡のイベントをされるときにその前でされるとかというような考えはお持ちでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 私もインターネットしか見てないんですが、多賀城市には行ったことあるんですが、多賀城市には立派な漏刻が建設されておるということで、太宰府市にもです

ね、こういうモニュメントがさらにあればいいなと思いますが、現在のところ、具体的なこの水時計についての設置計画というのは現在のところ持っておりません。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） これは改めてつくるような形になれば、また相当な費用がかかると思いますけどね。水城堤防も、ちょっと私もはっきり覚えてませんが、低いところから高いところに水を上げる技術がその当時でも何かあったやに聞いておるんですよね。水時計も、そういうふうな技術が応用されているのかどうかわかりませんが、やっぱり実際動かなくてもですね、こういうふうな理屈で時計が動くんだとかというような部分は、やっぱり古代人の知恵といいますか、そういう部分は何か残してほしいような気がしますけども、これは予算の関係もあるでしょうから、今後の課題ということにして、お願いしときたいと思います。

それから、次のですね、側溝工事でございますけど、工事費を抑えられた分距離が延びたと聞いており、この部分については工法は評価しております。今朝ですね、雨の中、部長が現地を見に来ていただいたので、たまたまお会いしたんですけど、今後の改良する余地があるのかどうかは検討するということでございますので、この件についても終わりたいと思います。

次に、高雄公園2カ所の空間については、せっかくフェンスをされているわけですよね。フェンスというのは、ある程度の高さを乗り越えるというのは罪悪感伴うんですよね。ところが、すき間から入るとするのはそう大した罪悪感はないんですよ。1カ所は、ちょっと通り抜けるところが、2mぐらいですか、ちょっと高所の横通りますのでね、梅林アスレックススポーツ公園の事故もありましたけど、事故が起こらないようにですね、スタートされたばかりでございまして、経過観察していただくようお願いしときます。

それからですね、植樹帯に市民からの植樹、提供を受けたいということで、非常に今までの公園づくりの中でよい案だと思いますけど、いつどのようにして募集し、だれが植えるのか、具体的な計画があれば教えてください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 今ご指摘のように、高雄公園につきましては、植樹ゾーンを設けております。具体的に今制度として持っておりますのは、人生節目の記念植樹制度を持っております。それで、現時点では、歴史スポーツ公園に植樹をいただいております。今そこが、スペースがですね、かなり植樹いただきましたので、スペースが今ありませんので、今回この公園整備がされました。その人生節目の記念植樹あるいはほかの記念植樹、都市整備のほうとも、それから建設経済部のほうとも協議しながら進めて、大いに活用したいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 先ほど言われたようにですね、人生節目といいますか、子供の誕生記念植樹をされている自治体もあるしですね、上尾市では、桜のオーナー制度で、10年間で5万



円、ただし枯死した場合は保障すると、植え直すということでやっているところもあるようですから、その辺研究しながらですね、高雄公園だけでなく、ほかの公園、市民の森等、広く募集されていくことをぜひ検討してくださるようお願いいたします。

全体的には、部分的ですけど、前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。ぜひ発注工事や施策において無駄な経費のかからないようお願いして、私の質問は終わります。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員の一般質問は終わりました。

次に、5番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔5番 後藤邦晴議員 登壇〕

○5番（後藤邦晴議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2項目について質問させていただきます。

まず、1項目めの高雄公園についてですが、市民待望の多目的に利用できる大きな公園が去る4月22日に開園されました。その成果の一つとして、今まで閑散としていた人の動きや車の動きが少しずつ活発化してきており、若い親子や軽スポーツに親しむ団体や健康増進に励む高齢者の方など、多くの市民が利用されてきており、確かに以前とは比較にならないほど生活環境的にもいい変化が見られるようになりました。これも公園効果の一つだと思われます。

しかし、このすばらしい公園でも、利用されていく中でいろいろと課題が見えてくるのはごくごく当たり前のことです。市長も以前から言われているように、まずつくることが大切であり、その中で課題が出てきたら、走りながらでも解決することができる、この精神に感服している一人であります。

そこで、1点目の日よけ対策についてです。多目的に利用する施設としては大変意義がありますが、これから夏に向かい、課題が見えるのは、あずまや以外に日陰がないということです。のんびり自然に親しもうとお越しになっている人たちが、一日じゅう日が差している状態では、早々に帰ってしまわれるのではないかと考えます。熱射病や日射病の予防のためにも日陰が必要です。方法はいろいろあると思いますが、枝葉が生い茂る大きな木を植えることも一つの方法です。その木の下には、寝転ぶ人や読書をする人もいれば、弁当を食べている人もいたといった想像の世界が頭の中に浮かんできます。ぜひ何らかの解決策を願うものですが、ご回答をお願いいたします。

次に、2点目の歩道の新設についてです。近隣の青山地区や五条、湯ノ谷西、秋山地区などの人たちも利用されますが、現在この公園へのアクセス道は、高雄中央通りからの1路線しかありません。確かに車でお越しの方はそれでよいのですが、徒歩でお越しの方もたくさんおられます。そこで、東ヶ丘側の環境美化センター下の空き地から入られるように、新たに歩道を設置されれば大変重宝されるはずです。ぜひお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。ご回答をお願いします。

3点目は、その他総合的な課題についてです。グラウンドゴルフなどの軽スポーツ利用団体がよく利用されていますが、その利用のたびに道具の運搬に苦勞されているようです。利用団

体のために倉庫設置が可能かどうかお伺いします。

また、水に親しむビオトープ池の水量が不足しているようですが、その原因と対処についてお伺いいたします。

そのほかにも、総合的な課題について、太宰府市として、開園してからの利用状況を含めてどのように把握しておられるのか、あわせてお伺いいたします。

次に、2項目めの雨季に向けての災害対策についてですが、昨年の豪雨災害は、まれに見る被害を受けましたが、今やゲリラ豪雨はいつ起きても不思議ではないと言われるようになりました。その原因の大きなものとして、一部の報道では、我々の文明発展のツケが地球環境を変え、災害が多発してきたと言われており、日常の生活においても危惧しているところです。

太宰府市における昨年の被害箇所の復旧状況や今後の防災対策など、市内全域にわたり見直されたと思います。特に大原団地、国分台団地のその後はどのようになっているのかお伺いいたします。

また、御笠川や高尾川のはんらん防止策、そして各所で見られた冠水など、高地低地の地域性が起因するものもあるようですが、どのような対策をされてきたのか、市内全般にわたりお伺いいたします。

以上2項目について質問させていただきましたが、答弁は項目ごとをお願いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 1件目の高雄公園について回答申し上げます。

1項目めの日よけ対策についてでございますが、高雄公園にはあずまやとシェルターの2つしか日陰がございませんが、スロープ斜面に現在ヤマモモ2本とエノキを4本植樹しております。これらの木々が成長しまして日陰になることを想定しておるところでございます。

また、このスロープ広場は、芝を張っていますので、木の下で休養が可能であると考えております。

次に、2項目めの歩道の新設についてですが、確かに東ヶ丘側から公園へ徒歩で行く場合はかなり迂回しなければなりません。美化センター下の太宰府東小学校付近から高雄までの間には、私有地があり、公有地が連続していない状況でございます。今後、隣接する美化センター用地等とも検討しながら、歩道設置が可能であるか検討してまいります。

次に、3項目めのその他の総合的な課題について回答申し上げます。

多目的グラウンドでグラウンドゴルフなどの団体が利用されておまして、この利用者のほうからも倉庫設置の要望をいただいておりますが、まだ開園して1カ月半でございます。倉庫の設置につきましては、今後の利用の状況等を見させていただきまして、検討したいというふうに考えております。

また、ビオトープ池の水量としましては、既設水路からの水と浸透水が一定量流れるように設定しております。水路の水が少なくなって一定の水量に満たない場合は、井戸の貯水槽から

保水するようにしております。

開園してからの利用状況につきましては、開園して1カ月半でございます。平日の軽スポーツ団体以外の利用者がまだまだ少ないようでございますが、園路をウォーキングされる方は増えてきているようでございます。今後の利用状況につきましても、引き続き見守ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

1 点目の日よけ対策についてですが、今回答のヤマモモとエノキ、これどこに植えてあるのかね。そんな大きな木ありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） スロープ広場といいますか、どちらかというと公園の北側といいますかね、上側にスロープ広場を設けておりまして、そこにヤマモモとエノキ、エノキはもう四、五mほどありまして、現在も4mぐらいの日陰ができています。1年に1mほど伸びるように、エノキのほうはですね、聞いておりますので、二、三年すると相当大きくなるというふうに想定をしております。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） 今のそれだけはちょっと信用しております。

先ほども言いましたけど、大きな木を植えるということも一つの案だと思います。実質ですね、地域の方かの要望というか、そういうふうに一日おってみなさいと、日が差してからもうどうしようもないよと、暑くてと言われたもんですから、天気の良い日に自分は、時間帯を見ながら、ずっと一日ちょっと見てみたんですよ。確かに日がもうほとんど差します。あの盆地のような格好になってますので、どうも日陰ができるんじゃないかなと思われるかもわかりませんが、ほとんど一日日が差してます。

で、今言われましたような木があるかもしれませんが、ちょっと私、それ気づきませんでした。だから、本当に1つあずまやがあって、地域の方があそこに遊びに来られてましたら、1家族か2家族来られてますと、あのあずまやと、もう一つトイレの横に建物がありますけど、ここをちょっと家族的に広げて占領されると、ほかの方がもうそこに入れないんですよ。だから、そういうふうなちょっと場所がもう少し欲しいなと。本当に一日じゅう日が差すんですよ。日陰ができないんです、あれ。

それで、一つの案は、先ほど言いました大きな木を植えるということも一つの案だと思います。それともう一つは、ゴルフ場側のほうですけど、のり面が今ありまして、もう草がかなり生えています。そこのほうののり面を、あの土手を利用しての何かベンチのようなものがないかなと。そしたら、そこに草が生えるのも解除できるし、ゴルフ場側からの立木、よその木なんですけど、立木がかなり生い茂ってます。これが一つの日陰ができるんじゃないかなと私

思うんですけど、それをすればかなり費用もかからないでできるんじゃないかなと、一つの案として伺いましたんですけど、どんなものでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 今ご提言いただきました活用ということで、ゴルフ場側といいますと水路側のご提言をいただいております。水路の管理の問題、草刈りの管理の問題、状況を今後見させていただいてですね、その利用活用方法について検討させていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） そしたら、日よけ対策については一応それで終わらせていただきます。

2 点目の歩道の新設についてということで、部長からの回答もいただきました。これ、私有地があるんですかね、今回答いただいたんですけど。あの上の広場のことですね。あそこに私有地があるんですかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 東小学校の上の広場のことをおっしゃってあると思うんですが、あの全体の広場の 3 分の 1 は太宰府市有地でございますが、その道路の反対側の土地については私有地で現在残っております。しかし、この公園のほうに行くそのアクセスとしては、現在の里道といいますかね、里道に排水路をつくって、人が歩けないことはないんですが、危険性の問題もありますので、いろいろ検討する必要があるということで回答をさせていただいております。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） 私道があるというのは今初めて私もわかったんですけど、今部長がおっしゃった、水路があると。私も、実際あそこを見てみまして、その水路を歩いてみたんですけど、実質あの広場からの現地のフェンスが張られとる公園までの距離が約100m ぐらいだと思います。そして、その100m ぐらいの距離に、その水路の側溝、この大きな側溝がいけてあるんですよ。そして、かなり厚いふたが載せてあります。そして、75cm の幅がありますので、十分人が歩けるような通路に、歩道になると思うんですよ。だから、今部長も言われましたように、この水路を利用すれば、ほとんどもう現場まで、フェンスのところまでたどり着くんです、すべて水路がつながってますので。そしたら、両方ののり面の伐採をすれば、もうそこまでたどり着くぐらいの距離になります、100m ぐらい、ちょっと何かすれば。それで、余りお金をかけなくてできるんじゃないかなと。

先ほど部長もおっしゃったように、年配の方が、今の現在の状況で、車も何もしないで歩いていかれるということはまずできないと思います。下まで、東中学校の前を通過して、太宰府高校のところから入って、新しくそのところから公園に入りなさいということに今なっていますので、お年寄りの方なんか、先ほど言いましたように、秋山とか湯ノ谷とか、うちの東ヶ丘でも同じですけど、青山地区でも一緒ですけど、わざわざ下まで歩いて行って、きつい思いして歩

いていって、また上って歩いて帰ってきなさいと、そんな公園だったら利用する方はまず少ないと思います。

それで、この計画がされていたときに、一度私も質問させていただいたんです。そのときには、簡単に却下されました。そして、実際この公園ができて、不便さを特にまた思ったものですから、そして地域の方からの意見も出まして、後藤さん、ちょっとお願いがあるんだがねって、何ですかって言えば、ここからの道をつくってくださいよと、私はこれが通れると思ったと。その先にはもう扉のようなものがついているんですよね、フェンスに。何の気なしに歩いていかれたから、フェンスの扉があくものと思うていったと。そしたら、そこにかぎがかけてあったと。それはまだかぎかかっていますよと、こっちから入れるような道はまだできてませんということで私は回答はしました。だけど、実質、そういう地域の方たちは、こちらのほうから歩いていったらもう便利よということを特に思われてますので、そんなに大きな費用もかからないと思います。そして、そんなふうになんて便利が悪いあの公園ですので、できるだけ人を集めるということが大事じゃないかなと思うんです。皆さんがいっぱい、市民の方が集まってもらったら、ああいう危険だと思われるようなところの公園にならないと思いますので、そのためにも、人がいっぱい集まってもらうためにも、違う道、近道を1つつくってほしいと、車道じゃないんです、歩道です、つくってもらいたいと思います。再度回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 今提言いただきましたように、高雄公園、多くの方に利用いただきたいと思っております。

しかし、今回答申申し上げましたように、用地の問題と、その水路の途中にはちょっと危険がある箇所が二、三カ所あるというのと、最後高雄公園に取りつけのところがですね、勾配が非常にきついという部分もございまして、そちらの関係を十分検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） もう要望じゃなく、ぜひやってほしいと思います。

次、3 点目に入らせていただきます。

総合的な課題として、開園してからの利用状況、そして全体的な、総合的な課題というものが何か発生してませんか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 私どもの公園管理のほうで、利用状況は、24 時間というわけじゃございませんが、担当職員のほうで、どういう形態で利用いただいているかというのは調査させていただいておりますが、具体的に今提言いただいたような項目ございますけれども、市民の方から苦情という部分は今のところ聞いておりません。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。先ほど回答いただきましたグラウンドゴルフの方たちの利用される倉庫、これはまだ開園されたばかりだから状況を見ながらという回答をいただいたんですけど、どうしても市のほうからの購入とかできなければ、自分たちで買ってでもいいと、場所だけ提供してもらえれば、自分たち買って、自分たちで据えてでもいいと、そういうふうな考えも持たれてあります。それだけ、やはりお年寄りの方たちがお見えになりますので、やはり皆さんが車を持ってあるということもないものですから、自分の道具だけ精いっぱい持ってくるというようなことですので、できたら、グラウンドゴルフなんかはもう道具がかなり多いものですから、それを置ける場所だけ提供してもらえないだろうかということが1つです。

それと、その方たちも一緒ですけど、雨が降ったときに、あの広場なんかはかなりやっぱり荒れるそうなんです。それで、整備ができるようなトンボなんかを置いていただければありがたいなという要望も入っております。

そして、この前も見に行ったんですけど、小学生の子供さんが、五、六人ぐらいですかね、肩からバットケース担いだ方もおれば、サッカーボールを持った子供さんもおれば、グループで、10人ぐらいで本当に楽しく遊んでるんですよ。そういう子供たちも来れるようにぜひしていただきたいので、そして人集めをするためにも、少しでも倉庫を置かせていただければ、必ずその方たちはそこにお見えになってくるようになりますので、そしたらあそこにもぎやかになってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひお願いいたします。

ちょっと再度回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 貴重な提言いただきまして、ありがとうございます。今までの公園開設の反省を受けまして、高雄公園については、そういう施設を設置する用地は確保しておる状況であります。利用状況等を見させていただいて、設置等については今後検討と協議をさせていただければと思っております。

あわせまして、あそこの多目的広場が、調整池という役割もあわせて持つておる関係で、一定の量降りますと、若干グラウンドが汚れるといえますか、傷む状況もあります。地元の方の協力をいただきながら、快適にですね、利用いただくためにも、今提言いただきました整備のための道具等についてもあわせて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） もう一つ、その広場、調整池のあれなんですけど、現在無料での使用がオーケーなものですから、皆さんがやはりあそこに行って使いたいという気持ちが、いろんな方がいらっしゃいます。そのために、開門と同時にその場所とりをねらってあるわけなんですよ。そのために、いろんな支障がないように、何か、そういう団体があれば、内容説明とい

うか、そしてそういう大きな団体の方、グラウンドゴルフの方なんかは、違う方が遊びに来れば、ああ、見えたなと、最初は全部場所をとっていたけど、見えたなということで、半分ぐらい減らして、そういうふうな譲ってやることはやってますということもおっしゃるんですけど、この前もちょっとした会議のときにお話が出たのが、違う団体が、そこが無料で使えるから、朝一番から行って場所だけとろうやというような考えを持ってある方がいらっしゃいますので、そこで、違う団体と同じ時間に行っって場所とり合戦とかなったらいけませんので、そこんところを指導だけはよろしく願いいたします。ちょっと回答お願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 利用の内容といいますか、利用時間の関係で、お互いに問題あっちゃいけません、開園して1カ月半ということで、十分利用状況を見させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） それと、ビオトープ池の水量が少ないということで、今部長さんのほうから回答いただきまして、水量が少なければポンプアップしてその調整をしていくということで、ポンプは正常だということで判断をさせていただきます。

それと次に、今ビオトープのある位置からゴルフ場側の、その日陰をつくったらどうかというところのほうに、幅が1m、深さ1mの、一番最後の広場まで側溝があるんですけど、この側溝に、もちろんふたがついてませんし、フェンスもありませんので、危険じゃないかなと思うんですね。小さな子供さんが遊ばれてて、あそこまで上がっていける場所なものですから、遊ばれてて、もし後ずさりとかなんかされれば、そのまんまひっくり返られたら、深さ1mあるものですから、かなりの大けがをされるというような、危険じゃないかなと思うんですけど、何か危険防止のために、完全なフェンスじゃないですけど、何か処置ができないだろうか。今の状況では、本当にフラットになっているものですから、そのまま落ち込めば深さ1mの下まで落ちてしまうというような危険性がありますけど、それ何か考えられてますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 高雄公園の東側に水路、三面側溝が設置しておりまして、具体的に今そこにいつフェンスをするという計画は現在持っておりませんが、先ほど提案いただきました休憩地も含めてですね、どういう管理のあり方がいいのか、十分検討を今後させていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） その側溝の件の危険防止のほうもよろしくお願いします。

次に、トイレで障害者用のトイレがありますけど、ここに赤色灯がついてますよね。この赤

色灯の使い道というか、赤色灯は、何か危険が生じた場合には赤色灯が回っておるの見たんですけど、あれ何か、次ブザーかなんか鳴るような何かついているのかなと思ったんですけど、それも設置されているのでしょうか。もしそれがなければ、あの位置だけの赤色灯だったら、ちょっと周りの方が何か危険が生じたときでも見えにくい位置にあるようなんですよ。サイレンとかなんかも鳴るんだったらあの位置でいいと思うんですけど、そうでなければ、もう一カ所皆さんが目につくような場所に引っ張って行って、赤色灯がつくように、回るようにしていたらいいんじゃないかなと思うんですけど。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 赤色灯の点灯と、現在音が出るようになっておるという状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） ちょっと物を見たら、そんなふうな、音が鳴るような、何かもう一つついておる、スピーカーなどがついているように見えたもんですから、それちょっと確認したかったんです。間違いありませんね。それだったら、あの 1 カ所でいいと思います。

次に、梅林アスレチックスポーツ公園に設置されているんですけど、健康器具といえますかね、何かいろんな、くるくる回って、健康器具がありますよね、梅林アスレチックスポーツ公園に設置されてますけど、ああいうものなんかは、今の高雄公園、どこの公園でもいいんで、すべてのことに関係してくると思うんですけど、あの健康器具というものをすべての公園とかに設置していただければありがたいと思うんですけど。私、あちこち県外とかを見るんですけど、結構あの器具が設置されているんですよ。そして、かなり年配の方とかいろんな方がそれに乗って運動されているんですよ。そして、余り壊れるような品物でないですから、そしてそんなに危険性もないような器具なもんですから、あれ一たん設置すればかなりの年数、耐久性といえますか、持てるんじゃないかなと思うんですけど、それを将来的にでもつけてもらえるような考えはないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 現在のところ、この遊具についての危険性があるところをまず撤去して改修するという計画を、現在公園 100 カ所ほど計画しておりまして、それを 5 カ年計画か 10 カ年計画で、優先順位的にはそちらをさせていただきながら、今提言いただいた内容については検討を並行してさせていただければというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） これは遊具じゃなく健康器具ですので、ぜひとも取り入れてもらえればありがたいと思います。

高雄公園が多く市民、地域の方たちに利用されるように改善等をしていただき、そして元気な公園ができますように願ひまして、1 項目めの質問を終わります。

2 項目めをお願いします。



○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 2件目の雨季に向けての災害対策につきまして回答申し上げます。

平成21年7月の豪雨災害の被害状況は、市内全域で304カ所の被災を受けております。災害復旧状況につきましては、平成21年度におきまして約9割の災害復旧を完了しており、平成22年度に残りの災害箇所への災害復旧工事を実施いたします。

大原団地の災害復旧状況につきましては、被災状況や今後の対応策及び災害復旧工事内容等につきまして、地元説明会を実施し、本年5月に災害復旧工事を完了しております。

また、国分台上流域の災害復旧につきましては、市はもちろんのこと、地元国分区分自治会からも福岡農林事務所に対しまして早期治山事業の実施について要望をいたしまして、福岡農林事務所施工によります治山工事を平成22年1月から着手されており、7月中にはこの治山ダム本体の完成を目指しまして、現在工事中でございます。その後、集水ますの改修工事とか取りつけ道路の改修工事を行う予定でございます。

次に、御笠川のはんらん防止策についてでございますが、平成15年7月19日の集中豪雨による災害を受けまして、福岡県では災害復旧事業が実施され、集中豪雨時に御笠川のはんらんによる浸水被害が発生しないよう、一定の災害対策が行われております。

また、高尾川につきましては、河川断面が狭いため、集中豪雨時には高尾川の溢水が生じており、河川の整備につきましては、機会あるごとに県のほうに要望をいたしておるところでございます。

市内の道路の冠水対策につきましては、今後も上下水道部と連携しながら、雨水排水の整備を計画的に推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 今、全般的に説明を聞きましたので、ポイントを幾つか絞って質問させてもらいます。

簡単に災害対策といっても難しいと思いますが、あえて私の思うこと、気になるところ、気がついたこと、要望があったことをお尋ねしていきたいと思います。

大原団地について伺います。

昨年度の大雨による土砂災害の後、今部長がおっしゃいましたように、地域説明会がありました、公民館でありました。これは私も参加させて、行かせていただいたんですけど、その土砂災害があった、一番ひどかったところに擁壁が築かれましたが、あの擁壁で一応完了になっているのでしょうか。それとも後々延長していくという考えがあるものか、回答お願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 今回の災害復旧、被災に対しましての復旧工事は一定完了させていただいております。災害復旧工事としては完了をさせていただいております。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） これ、説明会が公民館があったときにも意見が出てましたけど、それでちょっと持ち主もわからないから無理だということの回答が出てましたのであれですけど、ちょっとあえてもう一度言わせていただければ、今擁壁築かれてて、正面向かって右側、登り口があるんですけど、そこに少しL型に曲げていただければ一番ありがたいんですけどということ、地域の方の要望もありましたですよ。だけど、実際持ち主もわからないし、それはできませんということで今現在なっているもんですから、これを将来的に延ばすことがあるのかなと思うてちょっとお尋ねしたんですけど、やはり持ち主の方がわからないんですね。L型に曲がれば、もし災害があったときでもかなり防げるんじゃないかなと思うもんですから、再度質問させていただきました。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 今回の災害復旧事業で擁壁を設置しておりまして、L型とおっしゃいました内容、北側ですかね、南側……。

（5 番後藤邦晴議員「北側かな。あのガスボンベのあるほう側にちょっと曲がれば違うのかなと思うんですけど」と呼ぶ）

○建設経済部長（齋藤廣之） その北側に延ばすためには、個人の土地がありまして、現在のところ、現在擁壁を打っているところで今回の災害復旧工事は完了させていただくという状況です。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） わかりました。それと、前回その災害があった左側に、まだ少し膨らみが残っているんですけど、これも説明会のときにも意見が出てましたけど、そのときでも、まだ持ち主がわからないし、その持ち主がわからないもんだから、その危険な箇所を壊すこともちょっとわかりませんという回答で終わってましたんですけど、今でも、現在でもやはりまだ持ち主の方がわからないというところで終わっているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） その擁壁の南側の山側といいますか、その防護するための事業ということで、急傾斜地崩壊防止事業というのをですね、福岡県のほうとも協議した経過があるんですが、今提言いただきました内容で、その土地所有者の関係が特定できないという部分がございます、現在のところ、その急傾斜地崩壊防止事業の推進といいますか、前に進んでないというのが現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） できるだけ前に進んでいただくようお願いいたします。

そして、新しく築かれました擁壁の内側に、それこそまた側溝で、幅が70cm、深さ65cmの大きな側溝があるんですけど、あの水路は先はどっちのほうにつながっていているのでしょうか。ちょっと、次山へ抜けとるような感じなもんですから、どこにつながってんのかなと。あ

の雨量というのはかなり流れていく雨量じゃないかなと思うんですけど。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 擁壁の内側に側溝がありまして、それが道路側の側溝につながんでといますか、住宅の前の道路側溝と並行した形でつくられておるんですよね。それが下流のほうに行って、筑紫野古賀線のほうに向かっていくという内容なんですけど、その改修工事等も、市営土木等で現在下流のほうから一部工事をしているという状況はございますけど。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） えっ、今のは最後で交わつとると、今工事しよるところと。違うやろと思いますね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 失礼いたしました。ちょっと今の回答訂正させていただきまして、内側の側溝につきましては、南側に流れていきまして、それから御笠川のほうにですね、流れるという、はい、水系で。

（5 番後藤邦晴議員「単独で流れているんですね。そういうことやね」と呼ぶ）

○建設経済部長（齋藤廣之） 単独で、はい、流れております。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） わかりました。それと、今部長が言われました、合流しているんじゃないかなというもの、擁壁の外側ですね、この側溝が幅が45cmの、やはりまだ深さも45cmあるんですけど、この側溝は、今部長がおっしゃいましたように、下流地域から工事をされてきているんです。ということは、この側溝の外部から漏水しているということで、どういうふうな漏水しているかわからないということで、すべて側溝をやりかえるということをお聞きして、実際工事もされてます。今回も、46mですかね、の工事もされてます。だから、やっていただいているなと思うことはわかるんです。ふたつきの側溝、今あるのはふたがない側溝なんです、漏水している側溝はふたがない側溝で、45cmの深さ45cmと危険な。今、今度新しくやっていたい、46mやっていたいたのは、ふたつきの立派な側溝工事をやっていたいておりますけど、この側溝工事が今擁壁のところまでたどり着くまでは、いつごろの完成の予定か。

といいますのは、何で聞くかという、今この側溝で工事がされていない場所はすべてがふたがないもんですから、かなり傾斜があるもんですから、ちょっと雨が降ったら、雨量が物すごく、流速も早くて危険なんですよ。そして今あの団地というものは、小さな子供さんがかなりいらっしゃるんです。若い方の家庭がいらっしゃるもんですから、小さな子供さんがかなりいらっしゃるもんですから、水は流れていて天気がいいときに、水遊びして、その側溝に落ち込む可能性があるということで心配されているもんですから、実質その工事完了がいつごろになるのかなということだけでもお聞きしたいなと思ってお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 現在、市営土木工事で事業を進めさせていただいております。平成21年度に46m完了させていただいております。今後、地元自治会長さんとも協議しながら、この事業の進捗をですね、図っていききたいというふうに考えております。具体的にいつというのは、現段階では完了するという計画までは持っておりませんが、なるべく事業延長を進めていきたいというふうには考えております。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） ということは、平成22年度予算にはもう入っていないということですかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 平成22年度の、市営土木としてこの側溝の改良工事する分は持っております。

（5 番後藤邦晴議員「持つとるね」と呼ぶ）

○建設経済部長（齋藤廣之） はい。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） わかりました。そしたら、少しずつ前に進んでいくということですね。

じゃあ次に、高雄の住宅地に昨年度の大雨のときに流水した件について質問させていただきます。

昨年、平成21年7月26日、高雄の自治会長さんのほうから要望書が出ているはずですけど、この工事をされた橋の修正といいますか、要望書が出ていると思うんですけど、それに対する対応、対処はどのようにされていますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 緑台公園の北側の……。

（5 番後藤邦晴議員「新しく16棟かなんかできたところの、緑台公民館の裏側から流れてくる水路と東小学校側から流れてくる水路の合流したところですよ」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 失礼いたしました。現在、この水路の改良工事及びのり面災害復旧工事を発注して、事業進捗を今進めております。もう発注済みでございます。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） もう工事にかかる予定ですね、現在はまだかかってませんよね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） もう既に工事を発注しております。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） 発注ですね。かかれてないもんですから、私見たんですが。

では、その発注されているのは、もちろん自治会長さんに工事内容というものは説明されて

いますか。

○議長（不老光幸議員） 建設産業課長。

○建設産業課長（伊藤勝義） お答えさせていただきます。

この工事につきましては、コンクリートを1mの幅に削りまして、その間にグレーチングを入れます。そのグレーチングから水をその水路の横にあります道路に落とすという工事の内容でございます。現在その工事を発注をしております。ただ、ここの工事の箇所につきましては、実際の着工はできておりませんが、既に発注をしております。

中身につきましては、地元の自治会長さんのほうとの事前に打ち合わせにつきましては、担当のほうで十分に協議をさせていただいていると思っておりますけれども、その辺の確認はしておりません。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） ということは、まだはっきりわかからないということね、自治会長さんに説明したかどうかというのは、担当の方がおらんから、そういうことですね。

○議長（不老光幸議員） 建設産業課長。

○建設産業課長（伊藤勝義） 去年の災害で、地元の自治会長さんのほうから要望をいただきまして、その要望を解消する内容ということで、私のほうで検討いたしまして、現在の工事の内容で発注をしております。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） といいますのは、その大水害が起こった四、五日後に、また大雨が夜中に降ったんですよ。そのときに、その橋に流木がひっかかりまして、もうごみもつかえて、またそこで、大雨の四、五日後にまたもう冠水したんですよ。そのときに、自治会長さんとたまたま私と、その近所にいらっしゃる方と3人で、たまたまお休みだったもんですから、どうしようもないということで、これ夜中にまた雨が降るかもわからんなということで、このまんま置いとけばまた大きな事故になるばいということで、3人で、1人がチェーンソー持っていらっしゃったもんですから、もう3人でチェーンソーで木を切りながら、素手で3時間ぐらいかけて取り除いた経験があるんですよ。

だから、今おっしゃったような内容でもし工事をされて、自治会長さんが納得されればそれでいいんですけど、そういうグレーチング、ふたのような格好で置いて、水があふれたやつをどっかへ持っていくということにされた場合に、それだったら、そのままの高さというのは50cmもないような高さですので、また流木のようなものがひっかかれば、同じ原因になりやせんかなということがあったもんですから、自治会長さんの納得だけはとっていただいておりますので、よろしく。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 地元自治会長さんと十分協議して当たっていきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○５番（後藤邦晴議員） 大体お尋ねしたいことは終わりました。

太宰府市においても、前回の災害による危険箇所、また新しく危険ではないかと思われる箇所があれば、前もって、養生等で少しでも災害が広まらないように、そして出ないように、大きくならないように配慮をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（不老光幸議員） ５番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

ここで15時45分まで休憩します。

休憩 午後３時28分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後３時45分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

17番田川武茂議員の一般質問を許可します。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○１７番（田川武茂議員） それではですね、まだ私の後に３人もつかえておりますので、私、質問時間を30分で通告しておりますので、30分以内に終了したいと思います。執行部の方、よろしくご協力のほどお願いします。

ただいま議長より質問の許可をいただきました。私は、通告に従い質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、新しい道路の公共交通の問題であります。平成６年から事業が開始されました地区道路整備事業も、平成21年３月で100％完了いたしました。

その一環として、御垣野隈野線の観世音寺入り口から西鉄二日市駅東口に通じる道路であります。延長1.8km、幅員が9m50cm、車道が7m、歩行者道が2m50cmの道路であります。この道路は、地区住民のみならず多くの市民から大きな評価をいただいております。そこでこの道路に、西鉄二日市駅東口にバス運行すべきだと思いますが、この道路のバスの運行については２つの選択肢があると思います。１つはまほろば号の運行です。北谷、内山からのまほろば号を観世音寺入口の信号から西鉄二日市駅東口に乗り入れる。そしてもう一つは、西鉄バスの宇美営業所から太宰府市役所どめのバスを東口まで延長させるとか選択肢はあると思いますが、この御垣野隈野線を通して西鉄二日市駅東口へのバスの乗り入れは多くの人が待ち望んでおります。この道路のバス運行について、市長、執行部のお考えをお伺いしたいところでございます。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 公共交通についてお尋ねでございます。

西鉄二日市駅東口バス乗り入れにつきましては、御垣野隈野線、県道観世音寺二日市線の道路整備が完了したことに伴いまして、現在太宰府市役所前を終点といたしております太宰府宇

美線の西鉄二日市駅東口までの延伸要望を西鉄にいたしておるところでございます。

ただいま、こういった形が一番いいのかと、もう一つご提言されましたのが、既存のまほろば号の乗り入れというふうなこと等も言われました。このことを含めて、どういうふうな形がいいのかというふうなことで検証しとりますが、今回答しましたように、1番はやはり、太宰府宇美線の延長が一番ふさわしいのではないかとというようなところで西鉄のほうに要望しておるとというのが現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） いや、今市長から答弁をいただいておりますが、私もそれが一番ベターじゃないかというふうに思います。

それについてはですね、もしですよ、まほろば号を、北谷、内山、そこからそれが関屋に行っております、これを取り入れるということになるとですね、もう一台バスを購入せないかんと、そういうふうな問題が出てきます。そうするとですね、バス1台買って、またその人件費も払わないかん、そういうふうになるわけですから、これはですね、相当莫大な金がかかるんじゃないかと、そういうふうに私は思います。

そこでですね、今市長もおっしゃるように、西鉄バスを延伸させる。これが一番ベターじゃないかと思うんですが、西鉄もですね、一日に15回ここまで来とるわけですね。ここまで15台が来ておりますと、往復30台。そしてですね、宇美からここまで、所要時間が約1時間ぐらいかかるわけですね、往復で2時間ぐらいかかるわけですけど。そういった中で、経費が1km当たり250円かかると、そういう計算をするとですね、とにかく1日に1万3,000円ぐらい維持費がかかると。だから、これ延伸して1万3,000円収入があればですね、これはもうゼロですよ、市長がおっしゃるように、もうゼロになるわけです。だから、1万3,000円上がらなかったら、収入がなかったら、その分を負担してくださいと、そういうふうな西鉄サイドの要望なんですよね。

そこでですね、試算をしてみました、私ね。250円の1.8km、これ要するに1日、今既存の収入、宇美から太宰府市役所までの収入ですね、これに約9,000円上乗せすると、収入が増えると、あと4,000円を自治体で負担してもらいたい。そうするとですね、4,000円掛ける365日、これは年間に146万円、市が西鉄に支払うことになるわけですね。仮にですね、9,000円でなくて6,500円、約50%の収入があれば、これが190万円になるわけですね、190万7,700円、そういうふうになるわけですけど——いや、そうでした、237万円でした。237万2,500円、年間ね、支払う金が。だから、これはやっぱり一人でも多く、1日に多く乗ってもらえば、100人乗ってもらえばちょうど1万円ですよ。だから、100人ぐらい乗ればちゃんになるわけですね。そういうふうなところですけど。

前回、これは平成21年6月に藤井議員が一般質問をしてございます。その中でですね、部長の回答が「西鉄二日市駅東口乗り入れについて回答いたします。御垣野隈野線の開通を受けて、国道3号線高架の道路拡幅も完了し、西鉄二日市東口へのアクセスが可能になりました。

J Rや西鉄駅などの公共交通機関の整備については、本市のまちづくりについて大きな課題であり、継続的にさまざまな検討を行っているところでもあります。手法については、西鉄宇美線の延伸やまほろば号の運行、あるいは新たな交通システムの対応など考えられますので、現時点での外部機関との協議は西鉄だけで行っております」。これ、新たな交通システム、どういうことか。

それから、協議は西鉄だけで行っております、これは西鉄、何回ぐらい協議されたのかのご回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 平成21年8月27日に、原田議員の質問だったですかね、どうしたのかというような結論のお話があったと思いますけれども、報告したと思います。市長名で、西鉄、西日本鉄道株式会社自動車事業本部長あてに、太宰府市長井上保廣として正式に要望書を、宇美線の東口乗り入れの要望を行っております。その間、西鉄のほうで鋭意調査をされております。

内容につきましては、今田川議員がおっしゃったような内容が、事務協議の中では、経費の新たな発生に伴って、営業路線として運行するにはなかなか厳しい状況があるというような、事務協議の中で報告を受けておりましたので、まずできるところでぜひお願いしたいということ、私も直接担当部長ともお会いしてお話をしてますし、担当者も機会あるごとにそのようなお話をしてます。まさか田川議員の口から、その西鉄が負担金を求めているというようなことが正式に言われたということは私今初めて聞きましたので、非常に心外に思っておるんですけども、そういう事務協議の中です、そういう新たな負担が出ないように、今担当のレベルでは、西鉄さんと誠心誠意協議をさせていただいているところです。

私たちの基本的な考えとしましては、先ほど市長が答弁いたしましたように、いろんな手法を検討いたしました。それで、最終的には、市としまして宇美線の延伸をお願いしようという、経費の問題、いろんなまほろば号の運行の問題を含んでですね、決定をし、先ほど言いましたように正式に文書で要望したところです。その正式な回答をまだ得ておりませんので、先ほど田川議員がお話しされたことについて、ここで私としてはその答弁しかねるところがあるんですけども、私どもとしては、やはり西鉄二日市駅というのは西鉄本体にとってもターミナル駅だろ、と思っております。それは特急電車、急行電車もご存じのようにとまるところでありますし、それから太宰府線とも接続しているところです。自動車事業本部と鉄道事業が会社の中で違うということは聞いておりますけども、西鉄全体として考えたときに、そういうターミナル的な機能を持った駅に、そういう自動車事業本部として今ある既存の路線をどういうふうに有効につなぐかというのは西鉄さんのほうの考え方が優先するものだろう、と思っておりますので、私たちとしては、ぜひそういう延伸を実現していただくように、鋭意努力をいたしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） それぞれでしょうけどね。私、元西鉄ですから。1カ月ほど前に、私本社に行って、その担当課長を呼んでですよ、要望しとるやないかと、これについてどういうふうにしとるのかと問い詰めまして、そして、だったらね、資料を出しなさいと、どういうふうな内容か資料出せというてこの資料を出させたわけです。私は、市長がおっしゃるように、もう太宰府市が金を出さないで運行してもらいたい、だからそういった目的をですよ、持って、太宰府市とね、よその自治体と違って、まほろば号ね、年間1億5,000万円で委託しとるやないか、それに対してもやっぱり太宰府市にね、今度は西鉄が太宰府市に協力すべきじゃないかというてやかましゅう怒ったんですよ。だがしかし、やっぱり会社ですね、企業ですね。だから、その辺が大きなネックになっとるんですけど。

でも、1つ言えることは、この西鉄バスをそこの待機場場に、太宰府市の土地にですね、折り返し場所に提供しとる、無償ですよ、これは。だから、これが延伸することによって、もう待機場が要らなくなるわけですよ、西鉄ね。それを市に返してもらう。だから、今度はいろんな使い道があろうし、駐車場ですつと置いとくか、それともやっぱり所期の目的、保健センターを建設するとかですね、太宰府市が困るということはないでしょうけど、財政が一番困ったときにそれを売却するとかですね、そういう方法もあるんじゃないかなと私も思ってますね、この問題について、本当に真意をただしたいなということで質問をするわけですけど。

本当ですね、このままにしとっていいのか。今、只越からですね、松川、それから三条、ずっとですね、こういう人たちは、バスに乗ってきて、そして太宰府駅でおりて、電車に乗って西鉄二日市駅まで行きござる。それで、今度はまた西鉄二日市駅で急行とか特急に乗りかえて行きござる。だがしかしですよ、交通混雑はない、信号機はない、ばあんと行ってですね、もう直接二日市に行って、そして西鉄二日市駅からもう急行、特急に乗られる、ここんところの利便性がですね、さらに助かるわけですね。そういうふうなことで私は思っておるところでございますが、市長、あなたの考えを、今後どうするのか、そこら辺のやっぱり考えをね、ひとつ勇断を期して一応お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、考え方については、三笠部長のほうから回答したとおりです。これが統一的な私どもの現時点での考え方でございます。太宰府宇美線の廃止に伴う、そもそもはそこから出てきております。私も、部長のときでしたか、助役のときでしたか、これにずっとかわっております。JR二日市駅まであの線は行っておったわけでございます。それが廃止をされ、そして廃止をするというふうなことでしたから、そのときに、市としても存続するようというふうな要望をずっと協議をし、そして最終的には、宇美まで学生あるいは通勤されている方も現実いらっしゃる。だから、西鉄としても廃止はできないというふうな前提がありました。そういったところから、最低限太宰府市役所までというふうな形、太宰府駅までというふうな話も確かにありました。あるいは、今まほろば号が、北谷線等々を路線を開設しましたん

で、じゃあその間の料金問題あるいはコースの問題、まほろば号は三条台まで上がると。そのときも料金の問題等々でいろいろ折衝したところです。まほろば号であるならば、その期間に100円になったのは、そういったいきさつから、今西鉄バスの既存の路線の100円も生まれておるところでございます。

今田川議員がおっしゃってますように、やはり私どもは、市民の利便性あるいは高齢者の外出支援というふうな視点の中で、このまほろば号を育て、あるいはかわいがってもらっているような状況、またあらゆる路線、方法等を講じていかなきゃならないというふうに思っているところです。

今田川議員も言われましたけれども、恐らく西鉄二日市駅東口にこの路線を結びますと、多くなるというふうなことが予測されると、あるいは太宰府駅でおりることなく直接、太宰府駅で乗りかえることなく直接西鉄二日市駅まで行けるというふうな利便性もある。そのことについては、やはり西鉄の利益のためにもなると、市民の利益にもなると、そういった観点からいきますと、税金については、一円であっても、適切にそのことが妥当であるかどうかというふうなことを適切に判断して決断をしなきゃならないというふうに思っております。

今事務局の中で、西鉄との協議中でございますので、こういったところの協議の段階を踏みながら、そして私どもが必要であれば出ますし、判断をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） そう言われるとですね、もう私の言うことはないんですけど。

これはですね、このまま放置しとくわけにいかんわけですね。でしょう。だから、早くですね、一年でも早く、やはり何らかの、そういったバスの運行をですね、考えないかんというふうに思っているわけですけど。これもですね、市民のやっぱり利便性向上のためにですね、やはりそこは、市長としても勇断を期すべきじゃないかと、私はそういうふうに思います。

それから、これをですね、一番いいのは、まほろば号を乗り入れたほうが、市民サイドから見たらですよ、今まほろば号100円ですから、北谷から西鉄二日市駅東口に行っても100円ですから。だから、西鉄となれば、二百いくらか取られるんじゃないですか。だから、そういった面もあります。だから、私は、まほろば号が一番いいんですけどね、まほろば号ということになると、やっぱり1日15回ということになるとですよ、そりゃやっぱり大変な、またこれは原の支社長に聞くとですね、いや、田川議員さん、そげんなるともう一台バスを買わないかんことになりますよと、そういうふうな回答があるわけですね。もう一台バスを買うとはどういうことかと、総体の中でね、そりゃ太宰府のまほろば号の総体の中で、今バスが10台でしょう、この10台の中で総合的に考えんかと、いや、恐らくそりゃできませんよというふうな回答があったんですけど。そういうこと、バス1台入れたら、1,400万円からまたですね、加算するし、そういうふうなこともありますし、やはりここは何とか市長、部長、あなたたちが一応西鉄に行つてですね、それでやっぱり押し通すとか。もう私は言いました、はっきり西鉄に、お

たくがそういうような考えやったらいいよって、西鉄は、まほろば号を今後一般競争入札をさせるよと、もうそう私は言っとるんですよ。だからね、そんなくらのことを言わないと、西鉄もなかなか動きません。言わんとね。だから、今後はですね、やはり一日も早くそういった問題に取り組んでですね、ひとつ協力をしてくださいよ。せっかくあなた、立派な9m50cmの道路をつくっとるじゃないですか、何のためにつくったのか。それ、やっぱり市民の環境、それからそういう利便性、それを考えてつくったんでしょうが。だから、どうですか、市長、答弁。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まほろば号の今日までの経過については、本当に田川議員のお世話になっておるわけでございます。また、ご尽力いただいたことについては決して忘れておりません。本当に市民のためになる提言もいただきました。

今、先ほどからお答えいたしておりますように、事務当局の中で西鉄と協議中でございます。この辺のところを踏まえながら、そしてお互いの利益のためになるような形、こういったところで話は落ちつくのではないかなと、粘り強くやっていきたいと。また、田川議員のほうも、西鉄出身でありますんで、力添えをお願いを申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） いや、今の市長のですね、お言葉を聞いて、私も納得をしました。

ここで私のですね、質問を終わらせていただくので、よろしくお願いします。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員の一般質問は終わりました。

次に、12番大田勝義議員の一般質問を許可します。

〔12番 大田勝義議員 登壇〕

○12番（大田勝義議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しております山神ダムの産業廃棄物処分場の件でお尋ねをいたします。

昭和56年、市民の期待を背負って山神ダムが完成し、給水が開始されました。昭和62年に山神水道企業団の集水地域である平等寺に株式会社産興が産業廃棄物安定型処分場を建設いたしました。その後、ダムの上流でもあり、反対運動が起こったわけですが、平成11年10月6日に、筑紫野市、太宰府市、小郡市、3市20万市民の水道水源である山神ダム上流の株式会社産興処分場で、安定型処分場では出るはずのない猛毒の硫化水素ガスにより3名の死者を出すという重大な事故が発生しました。死亡事故によって白日のもとにさらされるようになり、市民、行政、議会を巻き込む運動に広がりました。

死亡事故から10年、業者の営業許可取り消しから5年になりますが、県はいまだ場内の大量の産廃を撤去しようとはしません。産興処分場内は、働く従業員も減り、管理もずさんになり、荒れ始めています。処分場周辺の湧出水から、水道指針値を超えるウランや環境基準値を超える硼素が出続け、数値がだんだん高くなっています。水中の不純物を示す電気伝導率も上

がり、今後水道水や田畑、地下水への影響など出るやもしれません。本市も山神ダムより給水を受けている以上、この問題にどのように対応されるのか、またどう対応しようとされるのかお伺いいたします。

まず、1点目は、市民に説明するためにもあえてお伺いいたしますが、どのようなルートで本市に入ってきているのか、また容量はどうなのか、また地域はどの地域なのかお伺いをいたします。

2点目として、市としては、この問題の最終目的をどこに置いてあるのかお伺いをいたします。

3点目は、市民団体の運動によって産興の営業取り消しが行われたと思いますが、しかし産廃の土砂の完全撤去をするには長い年月がかかろうと思います。そこで、それには行政の支援が不可欠と思いますが、市の考え方をお伺いをいたします。

あとは自席にてお伺いをいたします。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 市長答弁というところでございますが、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1項めの送水ルートについてでございますが、山神浄水場から小郡分岐点、これは山神浄水場の2.6km下流の筑紫野市でございます。この小郡分岐点で小郡方面と太宰府方面に分岐し、筑紫野市の古賀分水点、塔原分水点を經由して、大佐野浄水場の配水池で受けている状況でございます。

また、受水量は1日平均2,800m³で、市全体の約2割、4,500世帯相当分を賄っており、給水区域としましては、大佐野浄水場の配水エリアでございますので、おおむね太宰府小学校校区を除く区域となっております。

次に、2項めの市としての最終目的はどこにあるのかにつきましては、これまで、平成11年死亡事故が発生して以降、山神水道企業団及び筑紫野市の要請を受けまして、小郡市、太宰府市を含めた主に4団体で福岡県へ幾度となく、これまで8回改善要請活動を行ってまいりました。平成18年に、県下24団体の市長及び28団体の市議会議長で構成します産業廃棄物処分場問題の抜本的解決を求める福岡県促進期成会が結成されましたので、以後は促進期成会を軸に、廃棄物の完全撤去を基本に、稼働中あるいは閉鎖後の安定型処分場に必要の改善措置が講じられるような財政支援を含めた法制度の整備及び罰則の強化等を主たる要望事項として、国、県への要請活動を行っているところでございます。

3項めの市民団体に対する行政の支援につきましては、これまでも市民団体の総会や諸集会上、後援という形で側面的な支援を行っている状況でございます。市民団体の活動費は、結成以来10年余り、主に会員の会費及び市民のカンパ等で運営されてきております。福岡県の環境行政に対して、また国に対して精力的に申し入れ活動等をしていただいております、その日々の活動に私ども感謝いたしております。

市としましては、山神水道企業団構成団体として、山神ダムの水の将来の安全が担保されるまで、市民団体とも連携をとりながら今後とも対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 私が1期目のときにですね、平成11年になりますけれども、これちょうど武藤議員がですね、ビデオを持ってこられたんですよ。そのビデオを見せていただいたんですね。どういふことかといいますと、これはですね、東京のごみをフェリーを使って、そして横浜港から荻田港まで、そして九州自動車道を使って筑紫野市の産廃処分場へ運んでいるビデオだったんですね。これも、やはりある意味では隠し撮りのなことですね、非常に緊迫感があったビデオなんですけれども。そのことについて私も、まさか東京のごみがですよ、この筑紫野市の産廃処分場に入るといふことはですね、全然想像もしていなかったんですね。それで、私は、市民の方に対してですね、この状況を伝えなければならないということで、大佐野共同利用施設でですね、これもまた武藤議員の協力をいただいたんですけれども、今現在山神ダムで何が起きているのかというふうなことの写真展を行ったんです。そこで、問題になりましたけれども、黒い沢ガニが発見されたとかですね、そういったものも撮ってありました。写真の数もですね、やはり100枚近くの展示になったわけでございます。

そういうふうなこともございまして、やったわけでございますが、それから10年たっているんですね。市民の方に対しても、少しずつではございましょうが、記憶が薄れていると思うんですよ。だから、あえて私も、ここで一般質問をさせていただいたわけでございますけれども。

先ほどルートに関しまして説明がありましたが、ちょっと早口でよくわからなかったんですね。そこで、1つは、山神ダムから水がおりてきますよね。そこで小郡分岐点と言われましたよね。2.6km下ということですね。分岐点で分かれるわけですが、分かれて、そしてそれから塔原を通って、そしてそれから大佐野の浄水場に上げると。上がった水は、上げて大佐野周辺ですか、太宰府部分を除いた大佐野の地域のほうに配水されているということでとらえていいわけですか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 太宰府市の水、お客様、市民の方へ供給してますのは、大佐野配水エリア、これ大佐野浄水場からでございます。それと松川配水エリアですね、松川浄水場から。松川浄水場から現在配水してます大体のエリアが太宰府小学校校区の範囲内程度でございます。それ以外は、大佐野浄水場には福岡地区水道企業団の水も来ておりますので、太宰府小学校校区以外の地域については、大体大佐野浄水場からの配水エリアでございます。

しかし、先ほど申し上げました山神浄水場から小郡分岐点、これは小郡市にはございません、筑紫野市の山口の所です。ここで小郡市と太宰府市方面に分かれまして、それが古賀分水点、それから塔原分水点、ここの2カ所では筑紫野市のほうにも参ります、そこで筑紫野市と

太宰府市のほうに分かれまして、最終的に大佐野の浄水場で受けております。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） わかりました。それですね、太宰府市のこの水というのはですね、先ほど言われましたけども、期成会というのがあるんですね、期成会というんですか、それは。それは24団体ということになります、言っていました期成会というのは。それで、その期成会というところで、産業廃棄物の問題についても話し合いをなさっているということでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） ずっと筑紫野市、山神水道企業団で、またその要請を受けまして、私ども山神水道企業団の構成団体ですので、太宰府市、小郡市、主にこの4団体で県のほうに協議あるいは申し入れをしてきておりました。それが、平成18年、これ議会のほうからも働きかけをしていただき、言ってみましたら福岡市、北九州市あたりを除きました県下で24の市の市長、それと28の市の議会議長が入られて構成されたのが期成会でございます。その期成会のほうで、平成18年度以降は活動をしていただいているというものでございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） わかりました。それですね、民間の市民団体というのが、先ほどから部長の答弁にありましたように、活発に活動なさっているわけですね。それで、1つは、山神ダムの水と環境を守る会というのがございますね、これが総会がたしか3月6日に行われたと思うんです。それともう一団体が、産廃連といって、これは筑紫野市の業者、これは50社でやられているところなんですけれども、ここがたしか6月6日にやはり総会なさってますね。そこで、この市民団体の総会でやはり言うてあるのが、産廃の完全撤去なんですね。だけど、この市民団体といたしましてもですね、今まで10年たちましたから、なかなかこれからですね、この皆さん方が一生懸命頑張ってくださいのためにも、どうしても市の支援といいましようか、それがどうしても必要になってくるわけですね。だから、これから先、10年で済むのか、20年で済むのか、場合によっては全然撤去されないままになる可能性だって十分あるわけですね。だから、そうならないようにということで、この2つの団体が一生懸命頑張っているらしいですね。

それで、先ほど部長が申されましたように、これは側面的な支援ということで、それでこの財源としては、これは市民のカンパが中心になろうかと思えますね。だから、やっぱりこれを長く続けていくためにはですね、行政としての大きな支援が必要じゃないかなと私は思っているんですけれども。市長にちょっとお尋ねしますが、このことについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この山神ダム上流域にこういった産廃問題が生じております。私ども、今部長が説明いたしておりますように、筑紫野市、小郡市、それから太宰府市、絶えず連絡協議会

を開催し、直接的に福岡県、あるいは期成会を通して国のほうに、1年に1回は要望、陳情行動を起こしておるといような状況がございます。それ以外に、民間団体、それぞれの取り組みはなされております。そのことも承知をいたしております。

この山神ダムでいきますと、今飲料水にどうのこうのというふうなことはございません。安心して飲めるということについてはここで表明をしておきたいというふうに思います。ただし、抜本的な解決を図るためには、今も大田議員がおっしゃってますように、産廃、それだけ埋め立てが昭和53年から行われているわけですから、またそのことが除却されてない状況によって、硼素でありますとか、いろいろよそでは検出されないような状況等がございます。硼素、ウランというふうなものが出てきておるとい状況等が現実問題あるわけです。そういったことを除去するということについては基本の到達点ですがけれども、今の現時点においては、なかなか法の部分とか、あるいは国、県の立場、私どもが交渉あるいは陳情、要請行動を行った感触でいけば、相当のエネルギーが要るなというふうなことを思っておるところです。

そして、今お尋ねの、そういった運動をなさっている団体に対する助成でございますけれども、このことについては、私どもの単独の市だけでどうこうというふうな形では言えないというふうに思います。あくまでも民間団体、運動は運動として、市民運動として行われておる、そこに税金を投入できるかというような問題等々もありますんで、パートナーでございます筑紫野市、小郡市あるいは加盟団体もあるわけでございますんで、慎重に意見の交換等々行いながら、話、提起はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 本市には、北谷ダム、それから松川ダムと大佐野ダムと3つあるわけですね。このダムについて、水質調査というのはもちろんなさっているんでしょう。年に1回なさっているんですか、これは。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 年に1回ではございません。私どもが直接所管してますのは大佐野ダムと松川ダムでございます。これにつきましては毎月検査しております。

それと、山神水道企業団のほうも、言ってみましたら毎日の検査がございます。それと、山神の原水以外のところの調査を毎月されておられます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） そこでね、ちょっと尋ねたいんですけども、その水質調査なんですよ。山神ダムというのは、上に産廃があるから、ひょっとしたら変な不純物が入っているかもわかりません。北谷、それから松川、それから大佐野ダムというのは、上に何もありませんからね、だから普通の水かもわかりませんが。

そこで、ちょっと尋ねたいんですけども、山神ダムの水質ですね、松川ダム、大佐野ダムと変わったような水質というのは何か発見できなかったんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 原水、実際に浄水場で浄水する前の原水、この水質検査におきましては、山神の水につきましては少しずつ汚濁してきております。ですから、パックといいまして、凝集剤の使用が少し増えてきております。それ以外の原水の水質検査についての問題点は今のところはございません。大佐野ダム、松川ダムにつきましても、どちらかといいますと大佐野ダムのほうがダムの上流は山林だけでございます。松川ダムにつきましては、その上に民家もございます。あるいは工場、あるいは会社等もございます。その辺で、少しその辺の、松川浄水場の原水のほうが大佐野に比べて少し汚濁はございますが、そのためにも、今北谷地区の下水道の整備をしているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 実はですね、これは平成14年当時のものではけれども、資料がございましてですね、ウランが出ているんですよ、ウラン。で、このウランというのがですね、基準の大体4倍まではね上がっているということですね。これ、データとして出ているんですけども。これについてはどんなふうに考えてありますか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 年に2回ほど、筑紫野市、それと福岡県、それと山神水道企業団で構成された連絡調整会が筑紫野市で開催されております。これには、太宰府市と小郡市がオブザーバーで参加させていただいてます。その中でも、県のほうがずっと事故発生以降モニタリングをされてます。それから、筑紫野市もモニタリングされてます。山神水道企業団も独自でモニタリングしております。それと、市民団体のほうもモニタリングされてます。そこで、筑紫野市あるいは山神水道企業団と県の食い違いの部分がそこで出てきております。ウランにつきましては、県のほうはあくまでも自然由来であるという部分での回答の域を出ておりません。ただ、その辺の原因をもう少し究明してほしいというのが筑紫野市あるいは山神水道企業団でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） このウランをですね、除去するのに大変なお金がかかるということで聞いたんですけども、これはどのぐらいかかるのかおわかりでしょうか。ウランを除去するのにお金が幾らぐらいかかるか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 申しわけございません、そこまではちょっと把握しておりません。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） このデータからしますと、ウランが基準の4倍まではね上がっているというふうなことで、県のほうはそれに対して認めていないというふうなこと、自然界に存在しているから問題ないだろうというふうなことでしょけれども、だけどやはりあそこには産廃という大きな爆弾を抱えているわけですから、ぜひともですね、このウランに対してどう対

応されるのか、またこれに対してどのぐらいのお金がかかるのか、その辺も含めてですね、やはり市民に知らせることが必要ではなろうかという気がしておりますけれども、そこはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 今議員ご質問のウランにつきましては、特にステーション11だと思います、死亡事故が発生した第2拡張場所の下流ですね。これにつきましても、山神水道企業団あるいは福岡県あるいは筑紫野市、それから市民団体の方も、言ってみましたらモニタリングされてますし。ただ、今神水道企業団の実際に水を取水し、飲める水につくっております原水、浄水する前の原水につきましてはウランの発生はございません。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） この産廃をですね、なくしていくというのが最終的な、要するに撤去ですね、撤去していくのが最終的なことだろうとは思いますが、これが何年続くかわかりませんね。だから、市長にしても、私にしても、100年、200年までは生きることもできませんので、やはりその間でですね、次の世代、次の世代という形で、どこかで切れないようにやっていく必要があるかと思うんですね。そりゃ確かに期成会であるかもわかりませんし、ほかの民間団体であるかもわかりません。ただ、私が一番心強いのはですね、やはり市民でつくられているこの団体が一生懸命頑張っているんですよ。ただ、期成会のほうは、どうしてもお役所の中でやられている団体なんですよ。それに幾らか団体が入られたということでしょう。そうするとですね、やはり、こういうこと言っちゃ失礼かもわかりませんが、どうしてもお役所同士というふうな形の中でね、うまく図られない部分もひょっとしたらあるんじゃないかなって気がするんですね。だから、市民団体というのは、その点カンパで一生懸命やられている、だからこの方々がやっぱり継続していけるようにですね、私はやっていただきたいという気がしております。

そこでまた、市長に再度お伺いいたしますが、もう一度、市民団体ですね、この方々に対して、一応聞きはしましたけども、再度お願いしたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今こういった問題等々については、官民挙げて、それぞれの立場から要望していくというふうなことが大事なんですね。で、民のほうの市民団体のほうがどうしても直接的に県とか国とか行っても、どうしても私ども期成会と違った形の部分が、必ずしも同一ではないと。だから、持ち場持ち場の中で行うと。私どもも、期成会は行政ですけども、県のほうにその、何ていいますかね、こびするような形、何にもないですよ。20万の飲料水を安定的に供給する、安全な水を配水していく責任があるわけですから、私どもの、その場に行っただけであつたらわかると思うけども、鋭い言葉の中で、やはりそれなりの意見の陳述はやっているわけですよ。県に行っても、国に行っても同様です。それと同じように、民間の市民運動の中でも、同じような形の中で、目的は1つというふうな形の中でやれば、私は目的達成する。た

だし、初めの感想の中で申し上げましたけれども、昭和63年から埋め立てが始まって、今停止になっておりますけれども、それを完全にのけると、ウランの問題等々も今おっしゃいました。その地域では、今ご指摘のように、礫素であるとかウランであるとか出とるわけですから。それから、皆様方に安心してもらいたいのは、再度言っておきたいのは、上下水道部長が言っておりますように、山神ダムの原水ではそういったことはまだないと。ただし、今後においてはそれはわからないからこそ、運動としても力を入れておるといふうなことがあるわけです。

民衆、市民の運動に何がしかの税金の投入というふうなことについては、関連する、私単独の部分ではございませんで、この税金の使い方、それぞれの首長、市の状況もありましょう。そして今までの同種の運動のあり方もあると思います。ここで即断はできないというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 一応市長からも話を聞かせていただきましたけれども、やはり目的というのは、産廃、あれを完全撤去するということが大きな目的だろうと思っております。市民団体の方々もそうでありますし、またその市民の方々も、やはりあそこに産廃があのまま眠った状態であるというのは非常に、今後大きな影響を及ぼす可能性があるというふうなことの中でですね、しっかりと役所として頑張っていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

これで終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、本日の日程終了まで会議時間を延長します。

ここで16時55分まで休憩します。

休憩 午後4時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時55分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） 6月議会の一般質問もあと二人です。昨日の日本代表、侍ジャパンのように最後まで集中して頑張りましょう。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2項目について

て質問させていただきます。

1 項目めは環境問題についてお尋ねいたします。

今日の環境問題の多くは、人間社会の営みの結果に起こるものであると言えます。人類が生活圏を広げる過程で、森林を切り開き、湿地を干拓するなどしてほかの動物の生活圏を脅かしてきたのは歴史的事実です。燃料を木材から石炭に、石炭から石油へとかえていくことで、環境にさまざまな影響を与えています。つまり人間社会が発展することで環境問題が生じていると言えます。

環境問題が人間社会によって起こるものであるならば、人間の手で環境問題は解決できるものであるとも言えます。環境問題の問題点は、問題発生前の状態に環境を戻すのに多大な苦勞と時間がかかるということであります。この環境問題の中心であるのが地球温暖化です。地球温暖化は、地球全体の平均気温や海の水温が気候や緯度に関係なく上昇する現象で、地球温暖化に影響を及ぼす理由として上げられるのが温室効果ガスという二酸化炭素の特性です。この特性のために、地球温暖化対策として、二酸化炭素の排出量削減が世界全体で行われています。

そこで、今回は環境問題の中から、ごみ問題と温暖化問題について伺います。

現在、私たちの生活環境の悪化とごみ処分が大きな社会問題となっています。本市においても、平成22年度4月1日号の広報において、平成20年度の可燃ごみ量は約2万tが排出されたと記されています。今後、本市はごみ減量にどのように取り組んでいかれるのか伺います。

また、家庭からごみを出す際に、現在の可燃ごみ袋の「大」は大き過ぎる、「小」では小さ過ぎるという声を聞きます。まず、家庭から出すごみを減量し、効率よくごみを出すために、その中間サイズのごみ袋を導入する予定はないか伺います。

次に、温暖化問題についてですが、現在の本市の公共施設、街灯、防犯灯などはLED照明がほとんど導入されていません。このLED照明は、現在のいわゆる電球よりも非常に長もちし、地球温暖化の原因となる温室効果ガスである二酸化炭素の排出を削減できると言われております。今後、本市も積極的に導入していくべきだと考えますが、見解を伺います。

2 項目めは市内の公園について伺います。

先々月4月22日に、本市4番目となります地域公園の高雄公園が開園いたしました。雨が降り、肌寒い中、高雄幼稚園の園児による演奏、地元テレビ局、地域ケーブルテレビなど、開園に際しまして非常に盛り上がりを見せ、すばらしい開園式典となりました。開園以来、多目的グラウンドで遊ぶ親子、遊具で遊ぶ幼児、ウォーキングで汗を流す人たち、まさに子供から高齢者までもが楽しめる公園として、非常に多くの人たちが利用されています。そんな中で気になる点がありますので、お尋ねいたします。

高雄公園には公園利用の利用規約がありません。もし公園内での事故等々があった場合は、最低限その連絡先等を記した看板の設置が必要だと思いますが、見解を伺います。

次に、公園内の砂場の管理についてお尋ねいたします。

現在、本市の公園は、全部で約130カ所あると聞き及んでおります。そんな中、遊んでもけがをしない安全な場所があります。それは砂場です。砂場は、他の遊具と違い、自分が思うように遊べ、山をつくったり、トンネルを掘ったり、子供たちの自由な創造力や発想力が表現される憩いの場です。しかし、そんな安全な場所が一転、非常に不衛生な場所にかわります。それは、動物の排せつ物が砂場にまみれているときがあるのです。最初のうちは気づかずに遊んでいたのですが、しばらくすると異臭が漂い初め、気づくと、周りにたくさんあることに驚きを隠せません。気づいたときには処理をするようにはしていますが、砂の奥までは手が回りません。野良犬や野良猫のせいだとは思いますが、やはり不衛生な場所ですので、正直我が子を近づけたくありません。今後、砂場の管理についてどのような対応を行っていかれるか伺います。

最後に、公園内の遊具について伺います。

3月下旬ごろ、近くの公園の遊具がいきなり撤去されました。今までは、鉄棒、滑り台、ブランコ、砂場があったのですが、今ではブランコと砂場だけになってしまいました。小さな公園に遊具が充実し、いろんな遊びができるということで子供たちもよく遊びに来ていたのですが、遊具が撤去された後はほとんどの子供たちが遊びに来なくなりました。非常に寂しく、静かになってしまいました。なぜ何の連絡通知もなく撤去されたのか、また今後新しい遊具は設置されないのか、以上の点を伺います。

なお、答弁は項目ごとに、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 1件目の環境問題についてご回答申し上げます。

地球温暖化に伴う二酸化炭素の排出削減は、世界的な課題として認識されております。国は、2020年度、平成32年までに、1990年度、平成2年比で25%の温室効果ガス削減を目指します中期目標を掲げておられますけれども、この地球規模の大きな課題も、基本は市民一人一人が日ごろからいかに環境負荷の少ない生活を心がけるかということにかかっていると思っております。

地方自治体に対しましても、循環型社会の構築のためのリデュースあるいはリユース、リサイクルのこの3Rを推進し、ごみ排出量の減量と市民啓発を積極的に行うことが課せられておりまして、太宰府市でも、燃えるごみの減量を主眼に置いたごみ減量大作戦を開始しているところでございます。

詳細につきましては部長のほうから回答させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 1項目めのごみ減量施策についてご回答申し上げます。

本市のごみ処理量は、平成18年度の2万2,916 tをピークに、平成21年度まで3年連続減少しております。要因といたしましては、平成18年1月の世界的な株価暴落に端を発した経済不況の影響により消費行動が落ち込んだことに加え、社会全体の環境に対する意識の向上、これに

ごみ排出の抑制策に呼応した市民の皆様方の努力の総合的な効果と推測をいたしております。

このように、少しずつ源流はできているものの、平成20年度の近隣4市の数値では、市民1人当たりのごみ排出量は最も多く、ごみ減量施策は今後も重点的に取り組む必要があると考えております。

平成22年度のごみ減量推進関係の事業といたしましては、広報やホームページ、自治会並びに事業所等を通じた啓発活動を初めとするごみ減量キャンペーンを展開するとともに、ごみ量組成調査を行って実態を把握し、そのデータをもとにごみ減量推進計画を策定し、計画的に推進を図っていく予定にいたしております。

また、今後取り組んでいく課題といたしましては、ごみを出さないライフスタイルの推進、分別区分や回収方法の見直し、ごみの処分から積極的再利用への転換、地域や事業者と連携をした取り組みなどが考えられております。

その中で、ご質問にもありますごみ袋の容量についても検討をしていく必要があろうと考えます。筑紫地区においては、2市1町で可燃ごみ袋は大、中、小の3区分で、大野城市と本市が大、小の2区分となっております。この3年間の各市のごみ袋販売実績を見ますと、いずれも中や小の容量の小さいサイズが伸びを示してきております。大きいサイズは販売が減少しているという実態もございます。このような傾向からいえば、積極的にごみを減量する、あるいはごみ削減につながるということで考えますならば、必要に応じてさらに容量の小さいサイズの導入を図っていくということも検討材料になるというふうに考えております。

それでは、2項目めの質問についてご回答申し上げます。

LED照明につきましては、小型、長寿命、低消費電力という特徴を持っており、地球温暖化防止策に効果があること、またコスト削減が安価になりつつあることなどから、自治体を初め民間においてその導入が進められているところでございます。

本市では、本年度、国の地域グリーンニューディール基金事業を活用して、いきいき情報センターの冷暖房設備の省エネ対応機器への更新及び室内照明へのLED照明の導入を行う予定としております。また、庁舎と中央公民館につきましては、既に建築後二十数年を経過していることから、電気設備、空調設備、給排水設備、照明設備など、大規模な改修の計画の策定に取りかかります。その中で、LED照明の導入につきましても検討をしていくということで予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 本日3回目の環境問題について、ごみ減量なんですけど、ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

ただいまご答弁いただきましたけども、やはりごみを減らすのは、やっぱり市民の皆さんの協力がないとやはりなかなか難しいということですね。

それでは、質問させていただきますが、私が議員になった当初ですね、新人議員研修で、

「人と環境に優しいまほろばの里を目指して」というタイトルの太宰府市第2次環境基本計画をいただきました。恐らく平成13年3月に出されたと思うのですが、その後ですね、これは第2次環境基本計画なんですけど、第3次環境基本計画の策定はどのようになっていますか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） ただいま第3次環境基本計画につきましては、現在策定委員会の下部組織であります策定委員会幹事会と作業部会で施策体系の素案を作成中でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） それでは、第3次環境基本計画が現段階で進行中ということですね。

それでは、この中から、環境目標というところがあるんですね。その中で、環境目標の中の数値目標の2の達成率、ちょっと読みますけども、生活環境の目標をより確実に達成していくため、平成22年度、まさに今年度ですね、における数値目標を次のように設定するということあるんですけど、これの達成率はどのようになっていますか、伺います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 第2次環境基本計画の中で数値目標を定めております。基本的には、平成21年度の1人当たりの現在の排出量でございますが、1人当たり851gということになっております。これが平成22年度目標といたしまして785gということで、まだ目標には若干到達してないということでございます。

それからもう一点は、リサイクル率でございますが、平成21年度17.4%ということになっております。これは目標を30%ということで設定をいたしておりました。この分については、目標にはちょっと厳しいというような状況がございます。さらなるごみの減量と分別、リサイクル、こういったものを進めていく必要があるだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。なかなかやっぱり目標数値だけではですね、達成は難しいと思うんですが。

もう一点、この中から、第3章ですね、第4部第3章、環境教育、環境学習の推進ということですね、83ページ、84ページなんですけども、その中の2に、本市における環境教育、環境学習の現状というのがあります。そこの(2)子どもエコクラブを見ますと、平成12年現在、次の2つのクラブが活動している。①がですね、太宰府南グリーンエコクラブ28名、川の水生物調査、蛍の観察、綿の栽培、自動車排気ガス調査、クラスホームページを通しての交流等の活動を行っている。②太宰府南小キッズエコクラブ29名、ホームページの交流、蛍の観察等の活動を行っている。こういった内容のものが記載されているわけですが、私、地元が南小校区ということで、恐らく太宰府南小学校のことを言われていると思うんですが、私自身ですね、地元の地域の役員を約8年ぐらい前から行っておりますが、正直申しますけど、この2

つのクラブの存在自体全く知りませんし、今現在この2つのクラブがですね、実際に活動しているのか、また存在していたらどのような活動を行っているのかお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 子どもエコクラブについてでございますが、この第2次環境基本計画をつくりました平成12年当時でございますが、2つの子どもエコクラブがございました。しかし、現在はこの2つのエコクラブはございません。ただ、これは子どもを通じて環境省の外郭団体に推薦をしておるというようなことでございますので、今現在1つだけ、家族で加盟されたところが1件だけございます。どのような活動をされているかという、太陽電池を使った工作の作成であるとか、割りばしですね、こういったものを使わないマイばし、こういうもの、それから酸性雨、雨が降るとリトマス試験紙で酸性かどうか測定をするというようなことで、自分たちができる身近な環境活動に取り組んでいただいております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。今現在ですね、この太宰府南小校区だけではないと思うんですが、毎週金曜日ですね、子供たちが率先してビニール袋を持ってですね、ごみを拾って学校に行っているんですよ。ちょっとこれは、歩道ならいいんですけど、たまにちょっとまじめ過ぎる子供が車道に出てですね、ちょっとそこ危ない、危ないって注意しながら言うんですけど、子供だから、やっぱり一生懸命自分の持っているビニール袋に多く入れたいというのが気持ちなんでしょうけど。注意しながらやっているんで、今のところ事故はありませんけども。

それではもう一度、この環境教育、環境学習の推進についてですね、いいことがかなり書いてあるんですけど、公民館活動とか出前講座とかですね。この中でですね、現在でも継続して行われてですね、それからどのような成果があったのか、わかる範囲でいいので教えてください。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 環境教育、学習の推進についての成果ということでございますが、環境教育、それから学習につきましては、それぞれの課でも取り組みを行ってもらって、広がりという部分はあると思いますけれども、体系的あるいは計画的に推進をしているということまでは至っておりません。現在、第3次環境基本計画を策定中でございます。この中で、環境教育、学習を最重要課題と考えて、推進を図るような手だてを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） その計画と少しずれるかもしれませんが、学校教育、それから地域との連携等々で、環境の学習というのは非常に重要なものでございます。

先ほど指摘のような活動としてはですね、例えば大佐野川を掃除するとか、御笠川を掃除す

るとか、また太宰府小校区では、学校の下あたりの川の掃除をするとか、また広く、新聞紙とかそういうリサイクル活動を子ども会等でするとかというような地域と一体になった活動をしている。また、学校におきましても、環境ということについては非常に重要な要素ですので、計画的な取り組みをしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3 番長谷川公成議員。

○3 番（長谷川公成議員） ありがとうございます。それでは、この第2次環境基本計画の中ではですね、過去のがずっと載っているんですけども、可燃ごみの処理量が、人口の微増とかもあって、多少減少したのかなというのがありますけども、このままいくと、また新設されるですね、新南部清掃工場の負担金も増加していくのではないかと懸念されます。

先ほどもですね、部長さん、市長さん申されましたとおり、市民の一人一人のですね、協力が大変重要になってくるわけですが、午前中も橋本議員のほうからありましたけど、重さによって負担金もですね、やはり変わってくるということで、特に水分ですね、ごみを出されるときに水切りが必要不可欠だと思います。

近隣自治体ではですね、何か水切りセットのようなものを配布されたりしている自治体もあると聞いております。本市でそういったアイテムやグッズを配布するようには検討できませんか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 今ご提案いただきました生ごみの水切りセットでございますが、大野城市のほうで取り組んでおられると。ただ、これは、台所の三角コーナーやシンクの下のごみ受けにたまったものをぎゅっと押して水を切るというようなゴム製のものです。これは、啓発といいますか、廃棄物対策課のほうで、生ごみリサイクルの講習会とか、まずそういったものとか、グループで取り組んでいただく方々にこういったグッズを配布して、各家庭での水切りに取り組んでいただくと。それによって、今後どれだけ、どれくらい効果があったかということを検証していくために、まだ試験的にされておるようでございます。

私どもも、今後ごみ減量推進計画を策定していく中でですね、こういった取り組みも検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3 番長谷川公成議員。

○3 番（長谷川公成議員） わかりました。こういったですね、市民意識を変えるのにですね、やはり私は一番いい方法が、この第2次環境基本計画でも書いてありましたように、私は子供たちにですね、協力してもらうのが一番いいと思うんですよね。私、昨年12月議会だったですかね、申し上げましたとおり、公民館前に散乱してあったごみをですね、当時6年生の女の子たちですが、雨にぬれて手が汚れることをわかりながら、みずから率先してごみを拾ってくれたと。こういったやっぱり心のきれいなですね、子供たちを中心にしたイベントをですね、企画



していいように思うんですね。

例えば先日行われましたクリーンデー、6月にあったと思うんですが、大人だけの清掃活動のように映ります。せっかくですね、クリーンデーを年2回行うのであれば、例えばその中でイベントを企画して、校区自治協議会も立ち上がっていますし、子供から高齢者までですね、まさに市民全員参加できるイベントを考えられたらいいかなと思いますが。先ほどもアイテムやグッズの話をいたしましたけども、そういったイベントですね、配布するとか。

お手元にお配りしてます資料なんですけど、この資料は、無料で家庭に配布されている地方紙、「eみる」という雑誌なんです、雑誌かな、地方紙なんですけど、創刊100号記念イベントとしてですね、4月4日に開催され、エコキャップ、ペットボトルのキャップですね、これを目指4万個に対して5万400個も集めましたというイベント報告です。このエコキャップをNPO法人エコキャップ推進協会を通じて、ポリオワクチン63人分寄附することができましたという事例です。一見何も思わなければただのごみなんですけど、でもそのごみがですね、やっぱりみんなが知り、考え、行動に移せばですね、ただのごみが人の命を救うものになるんですね。人の命が救え、ごみが減ることになれば、こんなに素晴らしいことはないと思います。

自治会制度にかわり、校区自治協議会の中からエコ推進部会や、西校区ですかね、環境部会、名称は何でもいいと思うんですが、こういうまた部会をつくってですね、今後、協力を得られればですね、こういったイベントもできると考えますが、いかがお考えですか。ここは市長に伺います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 校区自治協議会の中で環境とかエコを考える、あるいは実際上活動するというふうな、そういった部会、そしてみんなでまちづくりを行うということについては大事だというふうに思います。

ちょっとお話を聞きよって感じましたのが、一校区自治協議会の中で行われとる実際例です。古紙回収を通して、今青パトを購入している、これは吉松の例でございます。そういった部分。それから、ちょっとエコ教育の中で、担当部長も言いませんでしたけども、10日の私の「まにまに」日記を見ていただいたらわかると思います。太宰府エコロなネットワークの皆さん方、あるいは太宰府水から川る会の皆様方が、子供たちと一緒に御笠川の自然形態、虫の観察等々を行う、こういった状況で浄化しているかどうか、御笠川の状況等、そういった教育を、市のほうが行うことも一つですけれども、それぞれの地域の中で、あるいは今ご指摘の校区自治協議会の中で取り上げて行うということ、これが一番望ましいものではないかなというふうに思っているところです。

今市民の皆さん方は、皆さん方が一人一人が把握されてない分野の中で活動されている。割りばしの分なんてそう、商工会の取り組みもそうです。あるいは、高雄公園だって、割りばし等々を素材とした橋もつくって行っておるような、公園の中にそういった素材を活用した中で、何ていいまいしょうかね、人に見せるっていいまいしょうかね、また語ることができる大事さ

っていいでしょうか、そうした環境の大事さを訴えていくと。いろんなやり方があると思いますが、今ご指摘の校区自治協議会の中で取り上げてもらうような形をぜひともとってもらったらいいなというふうに思っております。行政としても、そういった方向性で、あらゆる団体の方があらゆる機会を通じてこの活動をしてもらうような形の取り組みをですね、やっていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3 番長谷川公成議員。

○3 番（長谷川公成議員） ありがとうございます。ごみの件でですね、昨日実際に起こったことをちょっと話しますけども、私の妻が外に出て近所の方と話しているとですね、6 時ぐらいですかね、昨日うちの地域で瓶、缶のごみ出し日だったんですね。そこへいきなり軽トラがやってきて、その瓶、缶のごみを物色して、アルミ缶が入っているのだけをぽんと軽トラの荷台に載せて走り去ったらしいんですね。ちょっと、やっぱりごみも、一瞬見ればごみなんですけど、やっぱり利用価値のある、アルミ缶は、変な話じゃないですけど、お金になるとかというのがありますしね、そういうのを簡単にごみで出すんじゃなくて、例えばためておいてですね、それで何かこう、先ほど申しましたように、イベント企画とかでですね、そういうに持っていけば、何かこう人が救えたりするんじゃないかなと思って、事例としてちょっと今言わせていただいたわけですが。

それでは次に、家庭用可燃ごみ袋の中サイズの件なんですけども、もう部長さんのほうからご答弁いただいたので、そのまま質問に行きますが、家庭用のごみ袋の中サイズなんですけども、先日ですね、市民数人の方々からお話を伺いました。お子さんも巣立ってという家庭の方だったんですが、うちは現在二人暮らしになり、ごみの量も減ったとよと、それでごみを出すとき、大袋なら余るし、小袋なら 1 個とちょっとで、どちらにしても中途半端なんよねということを目にしました。確かに言われるとおりだと思います。これは二人暮らしの方だけではなくですね、いろんな方々が該当されるように思います。例えば 3 人暮らしで赤ちゃんがいた場合は、子供の成長によって、小袋でよかったものが中袋になったりですね、やっぱり必要に応じて変わってくると思われますし、やはりごみ減量を協力していただく際にですね、大袋が目安になってですね、やはり大袋から中袋へというキャッチフレーズもですね、使えると考えます。やはり、この大、中、小、3 段階のサイズは、近隣自治体でも導入されてますし、ぜひともお考えいただきたいと思っておりますけども、先ほど必要に応じて検討と、しかも中袋、小袋が、やっぱり結構売れているということですね、早急という言い方はちょっと急ぎ過ぎであれなんですけども、きちんと検討していただいて。ちょっと約束はできないでしょうけども、検討ちゃんとしていただけますか、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） ただいま、家族とか、そういう人数によって袋の利用形態も変わってくるというお話がございました。私どもは、実際にそれをごみの減量に結びつけたいわけですね。袋を小さくすることによって、それだけの容量のごみにしていただきたいと。そういう

ふうに思っております。そういうふうに効果的に働くならばですね、私どももそういうサイズのごみ袋も検討していきたいというふうに思っています。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。ぜひきっちり検討していただいて、早目に市民の方が喜ばれるようになればいいと思います。

じゃあ、午前中というか、朝橋本議員のほうからのごみ減量で言われたと思うんですが、市長は生ごみがうちでは一切出ないよというお話しされましたよね。本当すばらしいことだと思うんですよ。そういう、市長せっかくみずからいいことをされているのですね、何かこう、もっとこう議会のほうにも協力してくれとか、そういうふうなのがあればですね、私やなんかはもっとごみ減量につながると思うんですよ。ですので、せっかく本当にすばらしいことをされているわけですので、何か、ぜひとももうちょっとPRをしていただいてですね、いろんな形あると思いますけども、ぜひよろしくお願いします。

それでは次に、地球温暖化問題ですけども、これも平成16年3月にですね、完成されたと思われる太宰府市地域省エネルギービジョンというのがあります。その中の3章でですね、みんなで目指す省エネルギーの目標があり、目標設定の考え方というのがありますね。これも目標年度が平成22年、今年度なんですね。基準年度を平成9年としますと書いてありますが、現在はちょっとなかなか、平成22年度始まったばかりですんで比べようがないと思われるんですけども、平成21年度のそのエネルギーの消費量がわかれば教えてください。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 省エネルギービジョンの数値目標ということでございますが、エネルギーの消費量ということでございますけれども、今のところ、正確な数字をつかんでおりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。また、今年度が目標年度となっておりますので、消費量目標値に近づければいいなと正直言っています。

では、次にですね、次の第5章のですね、太宰府市で取り組む省エネ行動というところで、ワークショップの提言の中から4番、行政の省エネルギー行動指針というのがあります。4の2、普及啓発をどのように行ってこられたかお伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） エネルギー行動指針の普及啓発についてでございますが、市民、事業者等につきましては、広報を初めイベント等により、開催時に省エネルギーについての情報提供を行い、随時啓発を行っております。庁舎等については、けちけち作戦を実施するなど取り組んでまいりました。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） それでは、その3にある施設関係なんですけども、公共施設にクリーンエネルギーのシンボルとして太陽光発電、風力発電、公園、駐車場、道路等にLED灯を設置しますと書いてありますが、今の本市における、わかる範囲でいいんですけども、公共施設、街路灯、防犯灯などにおきますLEDの普及率をお伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 公共施設におけるLEDの普及率ということでございますが、普及率は正確に把握しておりません。ただ、現在ですね、さっきの質問でも申し上げましたように、いきいき情報センター、こちらのほうでLED機器を導入する計画で進めております。それから、庁舎とか中央公民館、こういったものの改修計画の中でも検討をしていくというふうにいたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 済いません、庁舎の改修計画というのは、もしかしてLED電球が庁舎とか、例えば先ほど申されました中央公民館にはまらないとか、そういうふうな感じなんですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 予算も絡みますので、私のほうから。庁舎等の改修計画というのは、本年度改修計画予定の予算も組んでおりますけども、もう二十数年たったことから、庁舎及び公民館について、給排水設備とかいろいろありますけども、その中の照明設備については、LEDを導入すればどうだろうかということを計画の中に組み入れたいと思っております。

ちなみに、庁舎においても、つい先日、3階の協働のまち推進課のところのカウンターの上にですね、3つの会社のLEDを試しにつけております。やはりまだ普及までいってなくて、それぞれの会社でそれぞれ三者三様のものができておりますので、職員のほうにも今後周知して、どういうものかというのを見ていただくということで、試験的にまず導入いたしました。今後、これから導入という、ただ一足飛びにいくんじゃない、やはりいろいろな面からも検討しなければなりませんけども、いずれ行政が積極的に推進していかなきゃならない分野でございますので、そういうこのもうはしりといたしましてですね、試しに今3カ所ですけども、LEDもつけて取りかかっておるという状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） LEDが導入されれば、やっぱり省エネ効果はもちろんのこと、点灯時間も数万時間もってですね、寿命も何か10年以上もつんではないかと言われておりますので、そうすると頻繁に取りかえる必要もなくなりますし、私は効率のよい行政運営ができるものと確信しておりますので、徐々にかえていかれたらいいと思います。

それでは、この環境問題については終わります。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 市長答弁ということでございますが、私のほうから回答させていただきます。

2 件目の市内公園について回答申し上げます。

1 項目めの高雄公園の利用規約についてでございますが、公園の利用につきましては、太宰府市公園条例に基づいて、行為の制限及び行為の禁止項目を定めております。これによって、高雄公園においても、公園案内板に禁止項目を記載しています。

また、案内板につきましては、近隣の方の利用を考えていたために、ご指摘のように連絡先等は記載しておりませんでしたので、今後案内板に記載していきたいと思います。

次に、2 項目めの砂場の管理についてですが、市内の公園で砂場を設置しておりますのは86カ所ございます。現在までも砂の交換等を行ってはきていますが、今後とも、現地調査、現地状況を確認し、砂の交換等を実施していきます。

次に、3 項目めの公園の遊具について説明いたします。

昨年度に、国土交通省の公園における遊具の安全確保に関する指針に従い、市内の都市公園を対象に安全点検調査を行いました。この点検結果による健全度の判定を行い、使用不可と判断されたものにつきまして、行政区自治会へ説明し、撤去や使用禁止を行ったものでございます。このことは、市の広報やホームページによりまして市民の皆様にお知らせをいたしております。

また、遊具の撤去、使用禁止を行った公園につきましては、今年度国庫補助で作成いたします公園施設長寿命化計画により、地元自治会等のご意見も伺いながら、改修や再整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3 番長谷川公成議員。

○3 番（長谷川公成議員） わかりました。高雄公園のあの看板設置の件なんですけども、名称がやっぱり高雄公園ということですね、名称がついておりますので、高雄自治会といたしましても、もし事故などが起こった場合ですね、ひょっとしたら、皆さん心配されるのは、自治会に責任が来るのではないかという心配のほうからお尋ねいたしましたけども、大丈夫だということ。

それでは、幾つかですね、看板設置の件について伺いますけども、遊具のですね、やはり注意書きなども必要ではないかと思われるんですが、先日公園を利用された方に聞きましたところ、幼児が遊ぶ遊具に、中学生、高校生くらいの生徒が使用してですね、壊れるのではないかというぐらい激しく乗っていたという話を聞きました。そのときは何人かの方で注意してくれたそうです。そんな乗り方したらいかんとか、それはちっちゃい子供が乗るのよとか。例えばですね、この子たちが、その場では素直に、はい、わかりましたということだったんですけど、この生徒たちが、例えば何の注意書きも書いてないけん、だれが乗ってもよかろうかと

か、もしかして、ひょっとしたら言い出す可能性もありますしですね。やはり、この遊具は例えば何歳から何歳までしか使用できないというふうなですね、年齢制限でもいいし、何かそういうふうな内容の看板を設置する必要があると思うんですけど、いかがですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 現在、公園全体の利用につきましては、注意項目を記載いたしまして、お互いに気を配っていただきながら利用いただいているというのが現状でございます。

用途ごとの詳細につきましてはその利用規約等につきましては、現在看板記載については表示しておりませんが、今後この看板の設置が果たして必要なのか、現在の利用状況等も見させていただきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。そういう幼児が乗るのにですね、ちょっと大きな子供が乗ると、やはり耐久性も悪くなると思うしですね、そういう注意書きは検討しながら進めていってください。

看板設置の件は最後になるんですけども、一番多く言われるのが動物、特に犬の件ですね。まさにこれは賛否両論ありましてですね、犬は何で入れたらいいのかと、その犬禁止の看板がついているとか、犬禁止の看板が小さ過ぎるとかですね、多目的広場で放し飼いにしていたとか、そういうふうな話をですね、耳にしました。

市といたしましては、大変なこととは思いますが、ある種方向性をきちんと決めた方がいいように思います。例えばなんですが、きちんとひもをつけて、排せつ物の処理をきちんと行えば一緒に歩いていいとかですね、絶対に放し飼いにしないとか、お互いがルールとマナーを守って注意し合うとか、そういった方向性を決めたほうがですね、お互いにいい状態で公園を利用できるのではないかと思います。

こういった看板設置も検討していただきたいと思うのが1点とですね、犬や動物は基本的に高雄公園には絶対入れたらだめ、もう立入禁止なのか、伺います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 高雄公園の開設に向けまして、市民の方からご意見、アンケート調査を行いまして、現在の利用形態、利用項目等を掲げておりますけれども、その中に犬の立ち入りについてはご遠慮ください、犬の立入禁止ということで現在市民の皆様にご利用いただいておりますということでございまして、今後その具体的に、犬も入れて入った方がいいのかどうかというのは今後検討させていただきますけれども、基本的に今の利用形態というのは立入禁止と、犬の立入禁止で皆さんにご利用いただいておりますというのが現状です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。高雄区の自治会としましても、非常にその看板が1つあるだけでちょっとやっぱり安心されるみたいなので、早急な対応をよろしくお願いします。

それでは、砂場の件なんですけども、本当にひどい状況でですね、その排せつ物のせいで、

うちのほうの斜め前にある公園に足が向かないんですよ。

ここで、先日砂場、大野城市のほうで砂場を見たとき、こういうさくがですね、設置されているんですね。ちょっと見にくくて済みません。ぐると砂場を覆っているんですね。こう入り口がついてます、ここに。で、開いて、砂場の中に入ることなんですけども。これが何か進化すると、進化するというか、ちょっと関東のほうの、ちょっと僕もテレビでしか見ていないんですけども、ここの一番上の部分にですね、ローラーがついてて、例えば猫がぴよんとやったらくるくるくと回ってぽとっと落ちるような仕組みになっているのもあるらしいんですよ。大体このさくの高さがですね、腰ぐらい、約1 mぐらいだったと思います。

こういったですね、先ほど砂場、市内公園86カ所あるとお伺いいたしましたけども、こういった砂場にこういうさくを設けるということは考えられないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 私も、質問いただきまして、大野城市のほうにですね、行きました、1 mとか1 m20cmのさくをしてある公園を見てまいりました。太宰府市におきましては、86カ所ほどの砂場が現在ありまして、現在公園の遊具の関係で、どうしても優先的にですね、補修とか改修を優先的にさせていただきたいというのが現状でございまして、今後さくについても検討はさせていただきますが、すぐ設置するという計画は現在のところ持っておりません。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） そうですね、こういったさくをですね、急に86カ所、やっぱり予算の問題もありますしね、早急につけてくれとは言いませんけども、やはり今後十分検討していただきたいと思うんですけども。

予算のことでちょっと触れましたけども、実はこの公園のさくのちっちゃいところにですね、アップして撮ってきたんですけども、「空港環境整備協会助成」って書いてあるんですよ。やっぱりこういうふうなですね、補助金や、別な補助金をですね、探していただいて、子供たちがですね、安全に安心して、衛生的にもいい、遊べる場所づくりをですね、行っていたきたいと強く要望いたしまして、この質問を終わります。

それでは、3点目なんですけども、先ほど申されましたけど、広報やホームページで、3点目の遊具撤去について言われたと思うんですけども、広報のお知らせとかじゃ、自治会長さんに話をされたのわかりますけども、広報だけじゃですね、自分の近くの公園は、うちの近くの公園じゃないやろうぐらいの感覚でしか私は思いませんでした。せめてですね、回覧板あたりでの周知は、やっぱり必要だったと私は思います。何の周知もなくですね、目の前でいきなり業者が来てですね、鉄棒をクレーンかなんかで引き抜いて、滑り台持っていかれたら、正直なところ、さっきのごみの件もありますけど、遊具泥棒とか、そういうふうには私は映りません、正直言いますと。やっぱり周知徹底した後に持っていったら、あれ回覧板に載ったねというのがあんですけども。

3月下旬でしたので、半信半疑のままですね、自治会の総会に出席したんですね。そうすると、自治会長さんのほうからそういった説明がありまして、ああ、よかったと、遊具泥棒ではなかったんだなというふうに思ったんですけども。今後はですね、きちんと、ちっちゃいことでもいいですから、回覧板できちんと、自治会長さんに言われたら、回覧板できちんと回してくださいという一言があればですね、市民や自治会、あれは会員というんですかね、会員の皆さんに周知できると思いますので、よろしくお願いします。

もう時間もないので、最後になりますけども、今回の質問でですね、やはりもっとしっかりした行政と自治会との意思疎通が非常に大事だということがわかったと思います。ごみ減量にしたってそうだと思います。みんなでやっぱり協力し合わないことには、行政だけが頑張ってもだめだと思いますし、市民の関心をいかに引き出すか、目を向けさせるか、その手段はやはり私は個人的には子供たちに協力してもらうのが一番いい方法だと思います。今後は子供目線ですね、子供たちがいかに集まるか、子供たち中心の施策を考えるのも、行政、私たち大人の使命なのではないでしょうか。

今後ですね、子供が主役の施策に大いに期待いたしまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで18時5分まで休憩します。

休憩 午後5時49分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後6時02分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

15番佐伯修議員の一般質問を許可します。

〔15番 佐伯修議員 登壇〕

○15番（佐伯 修議員） いよいよ最後になりました。もうしばらくおつき合いください。

議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書に記載いたしております2件について質問いたします。

まず、九州歴史資料館の建物及び跡地の利用についてですが、今年度中に小郡市の筑後小郡簡保レクセンター跡地へ移転ということで、引っ越しがただいま進んでおりますが、現在どのような状況になっているのか、また今後の計画はどのようなになっているのか伺いたい。

私は、その利用方法の一つとして、本市の文化施設として利用し、市の文化遺産や個人所有の古文書、美術工芸品、考古資料などを展示、公開してもらう館として使ったり、また本市で進めていますまるごと博物館の中心、核として利用するなどして残してはと思いますが、ほかに本市の利用目的があればお聞かせください。

建物を解体したり壊すのはたやすいことですが、あの建物は昭和47年に建設され、建設面積は1,206㎡、延べ面積4,570㎡、建築費は、当時3億7,000万円で建設されており、この建物を再

び今建てるとなると相当の費用がかかると思われますが、大体でよいですから、幾らぐらいで見積もられますか、お答えください。

次に、県道筑紫野古賀線について伺います。

本市を通る道路が、今北谷地区で4車線化が進められていますが、どのような計画状況になっているのかお知らせください。

聞くとところによると、只越から松川までの建設が決定され、先日松川浄水場のタンクが移設される計画の説明がありましたが、道路計画の説明はなかったやに思います。また、その他の残りの区間の道路の4車線化の計画、ルートはどのように進められていくのか伺いたい。

県の計画で実行されていると思いますが、本市にかかわることでもあり、本市を通っている県道でもありますので、議会としても知っておくべきだと思います。現在県から情報があればお聞かせください。

回答は件名ごとにお願ひし、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、1件目の九州歴史資料館の件でございますが、私のほうからご回答を差し上げます。

現在どのような状況かということでございますが、新しい九州歴史資料館は、ご質問のとおり、小郡市三沢の旧簡保レクセンター跡地へ本年11月21日開館予定で準備が進んでおります。本年4月にはボランティアの募集とか行われてありまして、この6月までは代表電話も「092-923」という二日市局の電話番号でございますが、7月以降からは「0942」という久留米局の電話番号へもう変更になってまいります。そのような状況でございます。

今後の跡地の計画でございますが、跡地利用につきまして、福岡県は、九州国立博物館の駐車場不足を勘案いたしまして、建物の解体、駐車場の設計工事費を平成22年度当初予算に計上いたしております。今年度において設計と一部工事に着手し、平成23年9月に工事を完了し、同年10月から供用開始する予定で進んでおります。なお、駐車台数につきましては、約50台を見込んでおられるということでございます。

どのように考えるかというお尋ねでございますが、九州国立博物館の建設当時の交通の問題等も、経過から見ましても、この県が跡地利用を駐車場とすることについての判断はやむを得ないものと考えておるところでございます。

また、次の市民の文化遺産等の展示、発表の場としてどうかということでございますが、そのようなことで、現在太宰府市民遺産活用推進計画などを策定中でございまして、そのようなことから、施設といたしましては、市の文化ふれあい館などの既存の施設や太宰府館等、またあるいは屋外でいえば史跡地等を活用しながら、まるごと博物館の推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

ご質問ありましたように、約38年前に3億7,000万円で建設されたということでございますが、約40年近くたてば、大体建て直すとしても倍ぐらいの費用はかかるのではないかというの

が私どもの考えで、想定でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） ただいま答弁、答えを聞いていますと、もうとっくに決まっていたと、もう後の祭りだというように聞こえました。もう平成23年9月には50台の車を置ける駐車場になるということですが、本当にこれもったいないなという気もせんではないんですけど、後の祭りです。以前に、これは何か市のほうで要望というか、いろんな、使いたいというか、そういう県のほうに何か手を打たれたことがありますか。ちょっとその辺の、もう終わったことなんですけど、あればお尋ねしたいんですが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 教育長でありますとか教育委員会の所管になりますんで、その意向は、非公式的な形の中においては、何に使われるかというようなこと等については聞いておりました。私ども、美術館であるとかいろんな用途があるというふうなことも1つ希望はありましたけれども、そもそも当初の計画そのものが、国博ができる平成17年10月以前の3年前の基本が駐車場、除却して駐車場としてこれを使うというふうなことが、それを基本に動いておりましたんで、そして県議会の中で、その三沢へ移る以前の、もっと使い勝手があるんじゃないかと、残そうというふうな形になって今の姿にあったわけですから、そういった経緯がある以上、本来の姿に戻ったというふうに思っておりますんで、太宰府市としてはやむを得ないかなというふうに、残念ですけども。また、片方では、50台というふうな形で、歴史と文化の環境税でも収益は上がってくる予定でございます。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） ということで、壊すということですが、あの建物を壊すとなると、やはり四、五千万円かかるという見積もり聞いております。先ほどからごみ問題が出てますけど、四、五千万円を使って全くスクラップして、ごみにしてしまうわけですからね、本当にこれもったいないなという感じがせんでもないわけなんですけど、そういうことであれば仕方ないなという感じがします。

続いて、2点目、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 2点目の県道筑紫野古賀線の進捗状況につきまして回答申し上げます。

県道筑紫野古賀線の本市区域の4車線化計画延長は4.1kmございます。現在、松川三差路から宇美町行政境までの2.2kmの区間につきまして、平成19年度から用地買収に着手され、平成21年度における進捗率は、面積ベースで約2割でございます。

現在、用地買収事業を重点に行われており、平成21年度には一部工事に着手されております。

平成22年度におきましては、早期に事業効果を発揮するための用地買収を中心に事業を行い、一部工事について実施予定であります。

次に、2項目めのその他の計画についてでございますが、県道筑紫野古賀線の松川三差路から南側の計画につきましては、県におきましては4車線化計画を予定しておりますが、具体的には現在のところ未定であるということでございまして、現在着手している区間の工事の進捗状況及び交通量等を勘案しながら計画化していくということでございます。

本市といたしましても、今後とも、現在事業着手していただいております区間につきまして早期の完成を要望してまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） 詳しくご説明いただきまして、ありがとうございます。

この筑紫野太宰府線は、今バイパスを4車線化しているということですが、松川から本市に入る、太宰府市内を通る線も筑紫野太宰府線ですよね。バイパスも、今のところ両方が筑紫野太宰府線ですが……。

（「古賀線」と呼ぶ者あり）

○15番（佐伯 修議員） ああ、古賀線。筑紫野古賀線ですが、この前からお話聞いていますように、本市を通る筑紫野古賀線は、払い下げ、市に移管するようなお話も聞いているんですが、その辺のいきさつというか、これからの流れというのはどのようになっていますかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 国道もそうですが、県道も、新設した場合は、移管といいますか、国の場合は県道に、県道の場合は市道にというのが今までの流れといいますか、法的に手続が踏まれるということで聞いております。今後、具体的には、供用開始前後といいますか、全線のですね、前後に、その市と、お互いの道路管理者等で具体的な今後の管理協定等の協議をしながらですね、その話といいますか、協議を進めていくという流れになろうと思っております。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） その協議で、流れによって決まるということですが、もう一件ですね、私この前から不思議に思っていたんですが、実はその筑紫野古賀線のバイパスから国立博物館に行く道路なんですけどね、あれ駐車場だけのために道路をつくられているようなんですよ。あそこ、通過というか、通過して石坂のほうに抜ければ非常に、本市の中を通っている筑紫野古賀線を通らずに、込んでいるときあそこをずっと抜ければ、内山、北谷方面に行くには非常に便利がいいと思うんですけどね。その辺の話というか、相談というか、考え方はどのように思われますか。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） これ、建設当時の話でございまして、私が建設経済部長で、当時市長が総

務部長のときに、国博に対するいろんなアクセスの考え方を我々のほうから提案をしております。その中の一つには、ここがいつも渋滞しますので、市役所の前の県道を3車線化にしようというふうな提言もしておりました。その中で、やはり今佐伯議員が言われるように、内山から石穴のほうに抜ける道を1本つくってほしいと、そういうことによって渋滞解消につながるんだというようなお話を随分させていただきました。しかし、国立博物館に来るという場合についてですね、あそこには宝物がおさまっているんだと。そういうことで、CO₂の排気ガスによる損傷があってはならないという考え方をどこの博物館でも持ってあるみたいです。よその国立博物館においても、やはり場内を通り抜ける道は一つもございません。それでも何とかならないかというふうな交渉をしましたけれども、それは難しいということでございます。

本来ですと、駐車場も本当は必要ではないんじゃないかというようなことを言われておりましたけれども、それはできないということで、その計画の中でも、あの当時、800台あれば交通渋滞、対策は解消するということで要望しましたけれども、今の台数におさまった状況でございます。

そういうことで、本当は佐伯議員がご提案の道路が欲しかったんですけども、国立博物館の中にはそういうものについては極力避けたいと、そういうことで今の状況になっているということでございます。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） 理由はただいまの説明でよくわかりましたけど、本市の住民というか、市民というか、地域に住んでいる方々のためにはね、CO₂がだんだん今少なくなって、エコカーになってきているでしょう。そういった面でもね、今度は、もうあきらめずに、ぜひね、何度も交渉してもらいたいと思いますよ。ということになるとね、本当に混雑している太宰府駅の近くの方々の、本当に何か便利になるなど。私はちょっと西のほうに住んでおりますけど、太宰府市の天満宮の周りに住んでる方々からいろんな要望を聞くもんですから、ああそうだなということで今回質問しているわけですけど。本当に道路というのは、何かやっぱり住民、市民、やっぱり地域の方々の本当に思いが絡んでますのでね、何かいい方法、一つでもいい方法があれば、やっぱり市として、行政として、あくまでも達成するまで頑張ってほしいと思います。

ということで、これは要望というか、もう今すぐなるわけではなし、行政の今後の力というか、そういう考え方になってくると思いますので、よろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、6月18日午前10時から再開します。

本日はこれを持ちまして散会します。

散会 午後 6 時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成22年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成22年6月18日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第36号 | 太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第2 | 議案第37号 | 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第3 | 議案第38号 | 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第4 | 議案第39号 | 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第5 | 議案第40号 | 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第6 | 議案第41号 | 太宰府市税条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第7 | 議案第42号 | 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第8 | 議案第43号 | 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第9 | 議案第44号 | 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第10 | 議案第45号 | 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第11 | 議案第46号 | 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第12 | 議案第47号 | 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第13 | 議案第48号 | 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第14 | 議案第49号 | 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会） |
| 日程第15 | 議案第50号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第16 | 議案第51号 | 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について（環 |

境厚生常任委員会)

日程第17 議案第52号 太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）

日程第18 議案第53号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について（分割付託）

日程第19 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））

日程第20 太宰府市議会議員定数問題特別委員会報告について

日程第21 発議第1号 太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

日程第22 請願第2号 郵政民営化の抜本見直しに関する請願（総務文教常任委員会）
(平成22年3月上程分)

日程第23 請願第3号 旧町名の復活を求める請願書（環境厚生常任委員会）

日程第24 意見書第5号 未就職新卒者の支援策実施を求める意見書（環境厚生常任委員会）

日程第25 議員の派遣について

日程第26 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（19名）

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 原 田 久美子 議員 | 2番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3番 | 長谷川 公 成 議員 | 4番 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 7番 | 橋 本 健 議員 |
| 8番 | 中 林 宗 樹 議員 | 9番 | 門 田 直 樹 議員 |
| 10番 | 小 柳 道 枝 議員 | 11番 | 安 部 啓 治 議員 |
| 12番 | 大 田 勝 義 議員 | 13番 | 清 水 章 一 議員 |
| 14番 | 安 部 陽 議員 | 15番 | 佐 伯 修 議員 |
| 16番 | 村 山 弘 行 議員 | 17番 | 田 川 武 茂 議員 |
| 18番 | 福 廣 和 美 議員 | 19番 | 武 藤 哲 志 議員 |
| 20番 | 不 老 光 幸 議員 | | |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

| | | | |
|------------------|---------|---------|---------|
| 市 長 | 井 上 保 廣 | 副 市 長 | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長 | 關 敏 治 | 総 務 部 長 | 木 村 甚 治 |
| 協働のまち
推進担当部長 | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長 | 和 田 有 司 |
| 健康福祉部長 | 和 田 敏 信 | 建設経済部長 | 齋 藤 廣 之 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 宮 原 勝 美 | 教 育 部 長 | 山 田 純 裕 |
| 総 務 課 長 | 大 薮 勝 一 | 経営企画課長 | 今 泉 憲 治 |
| 市 民 課 長 | 原 野 敏 彦 | 納 税 課 長 | 高 柳 光 |

福祉課長 宮原 仁

都市整備課長 神原 稔

教務課長 木村 裕子

国保年金課長 坂口 進

上下水道課長 松本 芳生

監査委員事務局長 関 啓子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 田中 利雄

書記 浅井 武

書記 茂田 和紀

議事課長 櫻井 三郎

書記 花田 敏浩

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達していますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1から日程第13まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第36号「太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について」から日程第13、議案第48号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） おはようございます。

総務文教常任委員会に審査付託されました議案第36号から議案第48号まで、その審査内容と結果を報告させていただきます。

まず、議案第36号「太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について」報告をいたします。

本案は、表彰の種類及び基準等を見直したもので、改正の主なものといたしまして、表彰の種類で功勞表彰、善行表彰及び特別表彰とあったものを、市政功勞表彰、市民表彰、善行表彰、市長特別表彰とし、表彰基準に区自治会長や附属機関等の委員、人権擁護委員等を新たに加えたものであります。

これに対して委員からは、市政功勞表彰については叙勲と二重になる可能性が考えられるが、その場合はどちらを優先させるのかなどについて質疑があり、執行部からは、市の制度として表彰するものであり、現実的には二重になる可能性も考えられるなど回答がありました。

その他、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第36号は委員全員一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第37号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第39号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」まで一括して報告をいたします。

本案は育児休業・介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴うものであります。

改正点としましては、配偶者の就業や育児休業の取得の有無にかかわらず、育児休業及び部分休業が取得できることとなったこと、また育児短時間勤務という勤務形態が新設されたこと、また3歳未満の子を養育している場合、その職員の業務を処理するために措置を講ずることが著しく困難な場合を除いて、本人の請求によって時間外勤務を免除することを規定したものであります。

これに対して委員からは、育児休業の取得実績及び今後の取得の見通しなどについて質疑があり、執行部からは、平成21年度の実績で育児休業は8名、うち男性は2名、産前産後休暇は5名の職員が取得されたこと、また若い職員を採用していることから、今後も同様の人数で推移していくものと考えられるなど回答がなされました。

その他、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第37号から議案第39号まで、いずれも委員全員一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第40号「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、本案は労働基準法の改正に伴い、職員が給与を受けながら職員団体のための活動ができる期間として時間外勤務代休時間を追加するもの及び引用条項を整備するものであります。この時間外勤務代休時間とは、1カ月の時間外勤務が60時間を超えた場合、超えた部分については代休として取得することも可能とされているものであります。

本案についてのさしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第40号は委員全員一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第41号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、本案は地方税法の一部改正によるものであり、内容としましては、扶養親族の申告書の規定を新たに追加したもの、市たばこ税の引き上げ及び引用条項を整理するものなどであります。

委員からは、今回新たに加わった申告書と源泉徴収票の関係、たばこ税が増税されたことによる税収の見込みなどについて質疑があり、執行部からは、扶養控除が廃止されたことに伴って国では扶養親族に関する情報を把握しないこととなるため、市町村でその情報を把握するための措置であり、申告の負担を新たに課すものではないこと、また、税収については、禁煙や引き上げ直前の買いだめの影響により、たばこ税の収入は平成21年度と比較して7%減収と見込んでいるなど回答がありました。

その他、質疑を終え、討論では、子ども手当が来年度以降も継続して支給されるかどうかわからない状況の中での扶養控除の廃止等は問題があるとして反対討論がなされております。

討論を終え、採決の結果、議案第41号は委員多数の賛成で原案のとおり可決しました。

次に、議案第42号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から議案第45号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」まで一括して報告をいたします。

本案は、昨年度に実施された行政監査において、関係条例の一部を改正する必要が生じたことから改正するものであり、主な内容としては、市長を指定管理者に読みかえること、減免を指定管理者が行う旨の読みかえに関すること、使用料を利用料金に読みかえ、利用料金は指定管理者に納付しなければならない旨の読みかえ規定に関することなどであります。

これに対してさしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第42号から議案第45号まで、いずれも委員全員一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第46号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」、本案は大宰府跡遺構保存覆屋、いわゆる大宰府展示館について、今まで以上に多くの方に来館していただき、大宰府の歴史を感じていただくとともに、館の活性化を図ることを目的として入館料を無料とするものであります。

委員からは、無料化のPR方法などについて質疑があり、執行部からは、特段の予算措置はしていないものの、PR方法については指定管理者と協議していきたいなど回答がありました。

なお、委員からは、みらい基金が創設された経緯を踏まえ、募金箱を設置するなどの方法を検討いただきたいとの要望がなされております。

その他、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第46号は委員全員一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第47号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」及び議案第48号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」、改正の主な内容としては、議案第42号から議案第45号までと同趣旨のものであります。

議案第47号に対する質疑はありませんでしたが、議案第48号では、市内の共同利用施設の使用料設定の考え方などについて質疑があり、執行部からは、市内9カ所の共同利用施設の各部屋の使用料を調査し、それぞれの最高額よりも若干高目に使用料を設定しており、これを限度額として指定管理者が使用料を設定することとなるなど回答がありました。

その他、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第47号及び議案第48号、いずれも委員全員一致で原案のとおり可決しました。

以上で議案第36号から議案第48号までの審査内容と結果の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第36号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第37号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第38号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第39号の委員長報告に対し質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第40号の委員長報告に対し質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第41号の委員長報告に対し質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第42号の委員長報告に対し質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第43号の委員長報告に対し質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第44号の委員長報告に対し質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第45号の委員長報告に対し質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第46号の委員長報告に対し質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第47号の委員長報告に対し質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第48号の委員長報告に対し質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第36号「太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時11分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第37号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改

正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対 0名 午前10時12分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第38号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対 0名 午前10時12分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第39号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対 0名 午前10時13分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第40号「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時14分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第41号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第41号太宰府市税条例の一部を改正する条例につきましては、私が初日に関連する専決議案の承認に反対している内容も含まれておる内容でありますから、同様に反対をいたします。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、この地方税法の改正案ですが、国会で自民、公明、それから我が党の日本共産党、それから国民新党、それからみんなの党が、この地方税法には国会で反対をいたしました。特に財源の保障のない子ども手当を支給するという状況、それから高校の無償化という形で子供の扶養控除、これを廃止する、それから年少控除を廃止する、これが逆に増税という結果になることが国会の論議で明らかになりました。また、この地方税法の改正案の中には、さまざまな形で優遇措置が設けられております。その内容としては、私ども余りかわりはありませんが、株式投資による利益については、100万円の利益が出ても、これは全く課税の対象にならないと、もうこういう状況もあります。また、現在65歳以上で働いている方々がこういう申告をしないと、その年金と合わせて給与からも市民税を天引きする、こういう内容も含まれておりました。また、この不況時、大変な税収の落ち込みが予想される、滞納が増加する、こういう状況の中で、地方公務員の削減と徴収の共同化、県や国、税務署が指導し、そして例に挙げますと近隣4市1町で徴収強化、こういう共同化もできるような内容も含まれておりました。国会で論議する中で、民主党の提案に大変な矛盾点があり、こういう状況

で連立内閣以外は、こういう財源の見込みもない、一方では優遇措置を講じる、一方では市民の徴収強化を行うという、こういう論議のために国会では強行採決されましたが、私は、この地方税法に対して住民の立場に立つならば賛成できないという態度を表明し、反対討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。
よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前10時18分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第42号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第42号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。
よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第43号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第43号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時19分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第44号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時19分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第45号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時20分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第46号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時21分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第47号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時21分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第48号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第49号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

○議長(不老光幸議員) 日程第14、議案第49号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第49号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」審査内容と結果を報告いたします。

本案は、指定管理者制度にかかわる事務の施行状況についてをテーマとして行われました行政監査における指導により条文の整理を行うものであるとの補足説明がありました。

本案についてはさしたる質疑はなく、討論ありませんでした。

採決の結果、議案第49号は委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で議案第49号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15から日程第17まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第15、議案第50号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第17、議案第52号「太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔８番 中林宗樹議員 登壇〕

○８番（中林宗樹議員） それでは、環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第50号から議案第52号の審査における主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第50号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」審査における主な内容と結果をご報告します。

本議案は、太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会の廃止に伴いまして、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画書の策定を完了いたしております。策定完了に伴い、審査審議をいただいた太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会を廃止するものであります。

本議案に対しましてはさしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第50号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第51号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」審査における主な内容と結果をご報告いたします。

本議案は、指定管理者制度運用にかかわる利用料金の納付、減免の取り扱い及び使用料について関係規定の整備を行うものです。

本案に対しては質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第51号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第52号「太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」審査における主な内容と結果をご報告いたします。

本議案につきましても、指定管理者制度運用に係る利用料金の納付、減免の取り扱い及び使用料について関係規定の整備を行うものです。

本議案に対しましてもさしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第52号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第50号から議案第52号までの報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第50号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第51号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第52号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第50号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時29分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第51号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時30分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第52号「太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第53号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第18、議案第53号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 各常任委員会に分割付託されました議案第53号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、2款1項2目文書費82万7,000円の増額補正、7目財産管理82万7,000円の増額補正、10目人事管理費125万2,000円の増額補正。これらは、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用し、事務補助のため臨時職員をそれぞれ1名ずつ雇用するための費用であります。これにつきましては、同額が県の補助金として歳入に計上されております。

次に、9款1項1目常備消防費306万1,000円の増額補正、これは消防組合職員の子ども手当の太宰府市負担分であり、対象職員51名、子供さんの人数としましては91名であるとの説明を受けております。

同じく、9款1項の3目消防施設費278万7,000円の増額補正、これは西鉄五条駅前広場自転車駐車場に消防団本部の詰所を設置するための工事費、備品購入費等であります。

次に、10款1項教育総務費から3項中学校費まで、これは水城西小学校、太宰府小学校及び太宰府中学校の3校に通級指導教室を設置、運営するための費用が計上されております。通級指導教室とは、現在小・中学校の普通学級に在籍している言語障害、情緒障害、弱視、難聴などの比較的軽度の障害がある児童・生徒を対象として、各教科の指導は主に通常の学級で行いながら、週に一、二回程度、個々の障害の状態に応じた自立活動などの特別な指導を行うものであり、設置校以外の児童・生徒については、保護者の送迎により通級するものであります。

なお、対象の児童・生徒の人数につきましては、小学校21名、中学校11名という説明を受けております。

同じく、10款の4項7目文化財保護活用費、文化財整備活用関係費60万円、これは大宰府展示館の入館料が無料になったことによる指定管理料の増額補正であります。従来、同館の入場料収入は企画展の費用などに充てられておりましたが、このたび入館料を無料とすることに伴い、企画展の質などを低下させることがないように、無料化して以降の入館料相当分を指定管理

料に上乗せするものとの説明を受けております。

同じく、10款4項7目の地域伝統文化総合活性化事業関係費1,400万円の増額補正、これは文化庁の委託を受け、現在実施中の文化財総合的把握モデル事業において策定される太宰府市民遺産活用推進計画を推進していくため、市民遺産会議を設置し、市民のボランティア活動や文化遺産情報の整理、公開活動の支援、専門的立場での記録収集など、さまざまな角度から支援を行うものであります。この事業の委託先としましては、財団法人古都大宰府保存協会、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を予定しているとの説明を受けました。

これに対して委員からは、太宰府市史の編さんに際して多くの資料を収集していることから、市史編さん室を活用することも内部検討いただきたいとの要望がなされております。

次に、10款5項2目施設管理運営費433万5,000円の増額補正、これは国の第3次地震防災緊急事業において耐震工事に対する起債の優遇措置が受けられることとなったことから、体育センター及び南体育館の耐震診断を行うための費用であります。

歳入の主なものとしましては、14款3項3目教育費委託金、地域伝統文化総合活性化事業委託金1,351万2,000円の増額補正、これは同事業の費用として国から委託金の交付を受けたものであります。

次に、18款1項1目基金繰入金、財政調整資金繰入金2,620万7,000円の増額補正、これは今回の補正に伴う一般財源の不足分を基金で充当するものであります。充当後の残高としましては、決算ベースで約13億500万円との説明を受けております。

第2表債務負担行為補正では、大宰府展示館指定管理料として80万円、これについては、大宰府展示館の指定管理の契約が平成22年度から2年間であることから、平成23年度に見込まれる支出額を債務負担行為補正として計上するものであります。

審査では、各款、項目ごとに説明を求め、質疑を行い、計上の根拠と不明な点について確認を行いました。

本案について討論はなく、採決の結果、議案第53号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決しました。

以上で議案第53号の当委員会所管分について報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査の

内容と結果を報告いたします。

補正の主なものといたしまして、6款2項2目林業管理費の市民の森維持管理費として367万円が増額補正されました。これは、市民の森にあるあずまやの補修工事費で、建設から約15年を経て床板や手すり等の腐食が進んでいるため、その補修を行うものです。

次に、7款1項2目商工振興費の商工振興対策関係費では、地域経済活性化支援事業補助金として500万円が増額補正されました。これは、商工会が昨年に引き続き販売するプレミアム付き商品券、だざいふ得とく商品券に対する補助であるとの説明がありました。

質疑については、商品券の発売額は1億円で、本市の補助500万円のほか、県の補助金が300万円、商工会自身の負担金が200万円であり、プレミアム分が合計1,000万円となること、販売は7月13日開始され、来年の1月10日を使用期限とすること等を確認いたしました。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第53号の建設経済委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分につきまして、その主な審査内容と結果をご報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出中、3款民生費、1項社会福祉費、11目人権センター費の南体育館関係費です。耐震診断委託料の計上ではありますが、これは内閣における第3次地震防災緊急事業で耐震工事に対して起債の優遇措置が受けられることで、第2次避難所として位置づけをしています南体育館について耐震診断を行うものです。

ここで質疑応答にて、工期は1日程度で終わること、委託料については試料採取に伴う分析・技術料、結果をまとめるための一式の費用として業者見積もりにて348万5,000円を補正計上しているとの回答がありました。

また、今回の耐震診断についての補助金はなく、診断の結果必要な工事が出てきたときの耐震工事については、起債の優遇措置が受けられるということです。

次に、3款2項1目児童福祉総務費では、国の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業により、次世代育成支援対策後期行動計画の平成23年度実施計画策定作業及び子育てハンドブックの更新作業等の事務補助として臨時職員を雇用するもので、全額県補助金として、同時に歳入の増

額補正も計上されています。

質疑では、期間はどのくらいか、またハンドブックは何冊ぐらい作成するのかとの質問に、雇用期間は6カ月を予定しており、ハンドブックの在庫分約500冊の更新部分を切り張りするとの回答を得ています。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第53号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で環境厚生常任委員会の所管分について報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。

本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））

○議長（不老光幸議員） 日程第19、議案第54号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成22年第2回太宰府市議会定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの1件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））」についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計の歳入不足額1億3,151万6,324円の繰上充用のため、歳入及び歳出予算にそれぞれ1億3,151万7,000円を追加し、予算総額を67億7,307万円とする専決処分を平成22年5月31日付でさせていただいたものでございます。

要因といたしましては、景気の低迷による保険税の減収に加えまして、保険給付費や後期高齢者支援金等の支出の増加によりまして歳入不足を生じたものでございます。よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、心配なことはですね、5月31日の出納閉鎖日に専決をしたと。議会に間に合わなかったということですが、6月1日に本会議がある、その前日に出納閉鎖日に、国民健康保険事業特別会計に1億3,151万7,000円の赤字が出て、平成21年度の赤字を平成22年度の予算の、わかりやすく言うと先食いをしたということなんですね。太宰府市では、一般会計、それから特別会計いろいろありますが、水道とか下水道だとか、その他の財政があるんですが、一般質問も出ておりましたように、国民健康保険事業だけが決算上こういう先食いをしてですね、赤字にならないように行っているというふうに、これを見るとわかるんですが、こういう状況の中で、一方ではこんな状況をするんですね、応能、応益が50、50になり、またこの国民健康保険の課税方式というのは、市民税、県民税と違って所得金額から、控除の33万円を引いて、所得割、均等割、こういう状況になっていくわけですが、こういう先食いをしてやっていくというか、しかも滞納は増加していく。国、県の交付金、補助金は削られていく。そうするとですね、帳じりは平成21年度決算ではどうにか、市全体の総予算の中では国民健康保険だけはこういう先食いをして調整を図って黒字化するわけですが、先食いした結果ですね、いつになったらこの回収見込みがあるのかどうか。最終的には、滞納額を含めてですね、厳しい国保財政運営が予想されますが、これに対してですね、専決をし、帳じりを合わせたというふうに議会に承認を求めてきてますが、この辺は最終的には国、県の補助金も当てにできない、徴収率も向上しない、ずっとこういう繰り返しをされるのかどうか。この辺につい

での考え方をですね、担当部でも構いませんし、市長でも構いませんが、まず説明いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 少し状況のご説明をさせていただきたいと思いますが、平成20年度に医療制度が大きく改正されまして、平成21年度の決算というふうになってきたわけです。平成20年度は制度改正ですから大幅な歳入減と、もろもろなっておりますんですが、平成21年度そのものはですね、歳入は400万円、ほんの微増です。歳出のほうが8,700万円の増加をしております、差し引きマイナス8,300万円というふうな形になっております。この要因そのものとしては、制度改革ですね、制度の改正そのものがありますので、一つは歳入の関係でいきますと、退職者医療の関係、これが制度廃止でマイナスの2億2,000万円。歳出でいきますと、老人保健そのものがやはりなくなりましたので、マイナス4,500万円。ただ、保険給付費そのものは伸びております。8,700万円の増です。後期高齢者の支援金も8,200万円増、こういう状況があるわけですね。ただ、国保の会計と申しますのは、単年度で国、県すべて精算という形はとれませんので、医療費が確定して、いわゆる2年後に精算というふうになってまいります。ですから、平成20年度そのものが平成22年度で精算確定をしていくと。ですから、平成21年度も平成23年度というふうになってまいりまして、現段階ではですね、ここだけの数字で見ることはできない。そういうことですから、もう少しちょっとやはり、これはもう全国的な傾向でありますので、当然もう少し様子を見させていただきたいというのが考え方でございます。

（19番武藤哲志議員「再質問」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 以前も何回も質問もしながら、私も国民健康保険運営協議会の会長の経験もありまして、太宰府市の国民健康保険の状況については理解をしているところですが、他の自治体と比べてですね、まず基金がないと。はっきり言って、流行の風邪がはやったときなんかもう相当な医療費もかかるわけですが、この太宰府には今基金は大体18万円ぐらいじゃなかったですかね。まず、基金について、本来はよその自治体、大変な基金を持っているところ、その基金を取り崩してこの高い健康保険税の市民負担を1万円とか2万円とか3万円を今全国各地で、国が応能応益で、しかも論議をされたように可決はされてますが最高額74万円というか、特に100万円、200万円の所得の方々は20万円から30万円の国民健康保険税がかかってくる、しかも40歳以上はこの支援金だとか65歳の介護保険料とかですね、本当に大変な額になるわけですが、現在の基金状況が幾らなのか。それから、現在滞納は、大変納税課含めてあなた方も努力もいただいとります。そういう状況の中で、国の法律で就学前の部分だとか、そういう部分については本人だけの健康保険証を交付するように国の指導があったということで質問させていただいて、市長みずからそういう健康保険証、短期保険証を持っていかれて評価もされているところですが、現在の国民健康保険の滞納状況。それから、ここだけの問題という

ことですが、やはり単年度で見ると2年と3年とありますけど、こういう状況の中ではですね、以前から言っているように何らかの形で社会保険や共済組合というのは事業主負担があるんですが、国民健康保険は以前は中小企業というか、本当の部分だったんですが、今は国民健康保険の構成を見ると、会社を解雇され、失業しですね、それからいろいろの状況の中で以前の国民健康保険の加入状況がかわってきております、不況の中で。それなりに社会保険とか厚生年金とか企業の部分については、当然事業主の負担とそれから本人の負担があるわけですが、国民健康保険は国の補助金、交付金だけです。福岡県は、以前は太宰府市に100万円近く補助金を出しておりましたが、今はもう皆無ですね。国が当然35%の補助金を出せば安定するところですが、国はどんどんこの交付金補助金を削ってきて、本当に医療費に対する負担割合で運営をされている状況で、市民の国保加入者には大変な負担になっております。

そこで、わかる範囲内で結構ですが、基金の状況がどうなのか。それから、滞納対策で、今後は、先日の回答ではですね、国民健康保険は独立採算制だという立場で一般質問の回答がされておりますし、私もこの問題については何度もしたことがあるんですが、この一般会計の繰り入れは、ここで回答ができるかどうかわかりませんが、これは大きな問題として今後検討しなきゃいかんと思うんですね、ある一定の見通しなどですね、こういう状況で、少なくとも1億3,000万円ですが、あと2年後の決算ではこの半分の7,000万円は歳入欠陥になるんじゃないかというふうに考えておりますので、この一般会計についてはどのくらいぐらいの繰り入れができるかどうかの検討をしていただきたいという、見通しについて回答は、これは当然市長のほうにお願いしたいと思っております。

それから、現在の応能応益、それから課税方式が所得方式と税額方式とあります。政令市については税額方式ですが、一般の自治体は所得方式です。その所得方式というのは、はっきり言って所得額から、本人だけの控除。所得税、市民税の場合は、扶養控除を引き、それから社会保険、厚生年金、国民健康保険料などを引いて生命保険控除の3万5,000円を引いて、残りに所得均等割、平等割を掛けて課税をしているわけですが、国民健康保険だけは課税方式が違います。そのために、大変所得の少ない人には大きな負担になるわけですが、まずこの辺で、基金、滞納状況、それから一般会計からの繰り入れが今後必要になる可能性があります、この見通しの3点について再質問でお答えいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） まず、基金についてでございます。

これは、国保会計、制度改正も含めまして赤字状況という経過も実はございまして、基金から繰り入れをしてまいりましたので、現段階では14万8,000円ぐらい、約14万……。

（19番武藤哲志議員「もっとゆっくり言うて」と呼ぶ）

○健康福祉部長（和田敏信） 済みません。国保のその赤字の状況といいますか、そういうのが続いてまいりましたことから、基金を取り崩しをしてまいりました結果、現在は基金残高が約14万8,000円というふうになっています。

(19番武藤哲志議員「14万8,000円。はい」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） それでは、国民健康保険税の滞納繰越額についてご報告申し上げます。

平成21年度から平成22年度に繰り越します滞納総額は、4億7,886万6,711円ということになっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 一般会計からの繰り入れの要望でございますけれども、現在の税率に引き上げたのが、たしか平成20年だったと思います。それまで、今、健康福祉部長が申し上げましたように、基金の残高がございましたので、それをやりくりをしながらやってきたわけで、かなりの期間、国民健康保険税の値上げを行わずにまいりました。そのときの見通しを約3年間、3年後にとんとんになるようにということで値上げをさせていただきまして、平成20年度には1億3,000万円ほどの赤字を抱えておりまして、今回のように繰上充用をいたしておりました。しかし、それが医療費の削減も若干ございまして、平成21年度では1億3,000万円の赤字が5,000万円まで減りました。ということは、単年度では約8,000万円ほどの黒字になってまいりまして、平成21年度は恐らく収支とんとんになるのではないかなあというふうに考えておりましたところ、やはり、今武藤議員がおっしゃるように、国からの交付金、あるいは後期高齢者の拋出金等の制度がかなり変わりがちで、その見込みができずにおりました。で、こういうような結果になったわけでございます。部長が申しましたように、この精算が一、二年かかりますので、最終的にどうなるかというのはわかりませんが、もう少し赤字幅が減るのではないかなというような期待をいたしておるところでございます。

いずれにしても、これをどうするかという問題なんでございますけれども、やはり一市町村、まだ我々よりも小さい町村もあるわけでございまして、ここの責任でこの国民健康保険の今の状況、加入状況の給付あるいは納税額を見ての収支均等が各市町村でとれるのかという危惧を抱いております。市長会でも、これはやはり地域、地域によって医療の格差があつてはならないというところから、市長会を通じまして県での一元化、あるいは国での一元化をすべきだと、そういうふうなことで要望いたしておるところでございます。

いずれにしても、それを希望をいたしておりますけれども、ならなければ、状況を見ながら、最終的には市の責任でということになりますけれども、それまでは何とか徴収率の、今滞納がかなり残っておりますので、引き上げ、あるいは給付の抑制、そういうことも行いながら、見きわめていきたいなというふうに考えております。

そういうことで、今後の国保財政の状況を見きわめて判断をしていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 討論といっても、専決については認めたいと思います。

ところが今、担当部のほうからありましたように、太宰府市の国民健康保険の基金は14万8,000円しかない。本当、何かのインフルエンザが起こったとかですね、そういう状況の中では、もう国民健康保険は一挙に医療費の増加による支払いができない状況にも陥る可能性があります。本来は、法定積み立てというのが義務づけられているんですが、この法定義務づけもできないような、早く言えば黒字にならないためにですね、こういう14万8,000円ということになっております。

それから、応能応益の関係で、先ほども言いましたように、この滞納額が4億7,886万6,711円、なかなかこの滞納状況も今の不況の中ではですね、今年も新しい保険証が送られてきました。新しい保険証が送られてきているところは、これは完納されたところ。ところが、質問でもありましたように、納税相談者について、納税相談において短期の保険証、また資格証明書の発行が少なくとも1,000名近くの方々が健康保険証がもらえないでおる状況もあります。こういう状況の中で、最終的には平成21年度の決算を行うに当たって、5月31日のぎりぎりの出納閉鎖にこういう状況で1億3,151万7,000円を追加せざるを得なくなったという、この実態については市長としてぜひ全国市長会、また福岡県、国に対してもですね、やはり国の責任があります。当然38%が35%になり、25%の国庫補助率に引き下げられてきた。こういう介護保険、後期高齢者医療制度も廃止する、そのことによって支援金も出さなくてよかったものが、これがとうとう民主党の政策で4年先送りにされたということもありますし、今後強くですね、国に、地方自治体の国民健康保険運営に対する財政安定化措置を求めるようにですね、強く働きかけていただくことを切に要望いたしまして、私の討論といたします。この専決については、賛成をいたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第54号は承認されました。

〈承認 賛成18名、反対0名 午前11時05分〉

○議長（不老光幸議員） ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 太宰府市議会議員定数問題特別委員会報告について

○議長（不老光幸議員） 日程第20、「太宰府市議会議員定数問題特別委員会報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

太宰府市議会議員定数問題特別委員会委員長 安部陽議員。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 太宰府市議会議員定数問題特別委員会において調査研究した結果を報告いたします。

本特別委員会は、議会改革に取り組む中で、議員定数については特別委員会を設置し、調査研究すべきだということで、平成21年6月19日に設置されたものであり、これまで9回にわたり委員会を開催し、議員の定数について調査研究を進めてまいりました。本委員会では、福岡県内及び九州の人口類似団体の議員定数や定数を削減した場合のメリット、デメリット、またインターネット等で公開されている識見者の意見等を参考にしながら、各委員に意見を求めました。

委員からは、定数を減とすれば市民の意見が市政に反映されにくくなる、チェック機能が低下するなどとして、現在の定数を維持すべきであるという意見、一方で、他市の状況を考えたときに、減もやむを得ないのではないか、財政面に寄与できる、近隣市の人口比率で比較した場合、現在の定数は多過ぎるとして定数を削減すべきであるという意見が出されました。

そのほか委員から、市民から定数を削減すべきであるという声がよく聞かれるのは、議会としての情報発信が足りないからではないか、定数を論議するよりも先に議会改革に取り組むべきではないかなどの意見が出されております。

また委員から、公聴会などを開いて市民の意見を聞くべきではないかという提案がなされ、委員会で協議した結果、市内在住、在勤の成人を対象に意見募集を行うことと決定し、市政だより、広報「だざいふ」平成22年3月1日号に募集記事を掲載したところ、21件の貴重なご意見をいただきました。ご意見の内容としましては、現在の定数を維持すべきだというご意見が多数を占めました。その理由としましては、定数を削減すれば市民の少数意見が排除される、長の独裁政治になるなどであります。その一方で、財政面や他市の人口比率等から削減を求め

る声もあり、18人や15人、10人など提案がなされております。その他議会全般については、報酬の削減や費用弁償の廃止など、さまざまなご意見をいただきました。ここでご意見をくださった市民の皆様に対しまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。

以上、議員定数について調査研究を進めてまいりましたが、各委員の意見はさまざまであり、本委員会としてまとめることは困難な状況であったことから、現在の定数を維持すべきか、それとも削減すべきかについて無記名による投票を行い、結果、定数を削減すべきとする意見が多数となりました。

なお、武藤哲志委員からは、少数意見を留保する旨、申し入れがなされ、3名の賛成をもって留保されております。

委員会として削減の方向性が決まったことから、これまでに提案された15人とする案、18人とする案、それから新たに提案された14人とする案、それぞれ賛成する案に対して挙手を求めたところ、18人とする案が多数となりました。

これを受けて議員定数を18人とする条例改正案を委員会提出議案として本会議に上程すべく、委員会において「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について」が委員から提出されました。定数を18人とする理由につきましては、1、近年の社会情勢を考慮して、2、他市との状況比較において、3、3つの常任委員会を維持し、環境厚生常任委員会の定数6人に合わせること、4、人口は年々微増の状況にあり、急激な減は市民とのパイプ役としてに役割を考えたときに情報収集が困難になり、好ましくないとするものであります。

これに対して、定数を14人にすべきとする修正案が提出されました。その理由といたしましては、今までの特別委員会の調査研究の過程において他市の人口比率を考慮し、15人とすべきであるという意見が出されたことを踏まえ、議員の定数は偶数とすべきであり、財政面に重きを置くとするならば、この際定数は14人とすべきであるとするものであります。

そこでまず、修正案を議題として質疑を受け、討論では、反対討論が1件なされました。討論を終え、修正案に対する採決を行った結果、議員定数を14人とする修正案は賛成少数で否決されました。そこで、原案を議題とし、これに対しては質疑はなく、討論では、反対討論が1件なされ、採決の結果、多数の賛成をもって議員定数を18人とする案が可決されました。よって、本日委員会提出議案として、太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを提案するものであります。

以上で太宰府市議会議員定数問題特別委員会の調査研究結果の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、少数意見の留保の報告を求めます。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 議員の皆さんに少数意見の留保の文書を配付させていただいております。

平成22年5月11日の太宰府市議会議員定数問題特別委員会において留保した少数意見について、太宰府市議会会議規則100条第2項の規定により報告いたします。

太宰府市議会議員定数問題特別委員会は、平成21年8月11日から定数問題について調査研究を行ってきました。これまで近隣や九州の人口類似団体の資料等を参考に調査研究を行いました。昭和30年に町村合併して以降、今日まで議員定数は20名となっております。この間、財政健全化の役割も果たしてきました。また、3月に行った市民の意見募集でも、現状維持を望む声が多い状況にあります。10名の議員で構成する委員会の中では、委員の意見はさまざまであったことから、議員定数の現状を維持するのか、削減するかについて無記名による投票を行った結果、現状維持する票が4票、削減する票が5票あり、委員会としては削減の方向性が決まりましたが、委員外の議員にもかかわることであり、私は当初から一貫して現状維持するという意見を述べてきましたので、ここに少数意見としての報告をするものであります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

ここで暫時休憩をします。

休憩 午前11時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時44分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議員定数問題については短時間で済む問題ではありませんので、13時まで休憩を要求します。

議事進行についての動議です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） ほかに。ただいまの……。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） ちょっと待ってください。19番武藤哲志議員の動議に対して賛成の方、もう一名いらっしゃいますか。

2番藤井議員ですね。

19番武藤哲志議員。



○19番（武藤哲志議員） 現在、11時45分なんです。それで、採決とか質疑とかいろいろありますが、途中で休憩するよりも13時からですね、この定数問題については審議をするために、ここで13時まで休憩を、議事進行に対する動議を提出をさせていただきたいということです。

○議長（不老光幸議員） ただいまですね、武藤哲志議員と藤井雅之議員から13時までの休憩の動議を出されましたけども、この動議に対して賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 賛成少数ですので、議事を進行したいと思います。  
進行します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 発議第1号 太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第21、発議第1号「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番安部陽議員。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 発議第1号「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

この条例改正につきましては、議会改革の一環として議員定数について調査研究するため、太宰府市議会議員定数問題特別委員会が設置され、調査研究を進めた結果、委員から、1つ、近年の社会情勢を考慮して、2つ、他市との状況比較において、3、3つの常任委員会を維持し、環境厚生常任委員会の定数6人に合わせることで、4、人口は年々微増の状況にあり、急激な減は市民とのパイプ役としての役割を考えたときに、情報収集が困難になり好ましくない。として、太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について提案され、これを可決したため、委員会提出議案として提案するものであります。

内容としましては、定数「20人」を「18人」と改正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） 発議第 1 号「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について」反対の立場から討論をいたします。

この議員定数削減の発端は、市民の皆様から、この財政の厳しい折、議会は何をしているのかわからない、そのような議会は議員の数を減らすべきだとの意見に押されての動きとなったと理解しております。ということは、市民の皆様は議会の顔が見えてないからであります。地方自治法で二代表制にして議会に決定権を与え、市長に執行権を与えているのです。議会は、そのくらい重いのです。それが、太宰府市議会では平成20年12月の議会で議員決議とし、行政執行に当たっての合意形成を求める決議案を提出いたしました。その中身は、行政執行に当たっては議会軽視をせず、議会と合意形成ができるよう強く求めるというような内容でした。これこそ議会としての主張であります。私は賛成いたしました。この決議案は否決されました。このように議会としての主張をみずから否決するような議会では、市民の皆様も議会はなんばしよつかいな、そんな議会は要らん、議員ば減らせという声が起こるのは当然であります。

今回、定数減の18人にするという提案とありますが、これには確たる根拠がありません。私は、なぜ18なのかわかりません。数を決めるには、その根拠となるものが要だと思えます。例えば、議会を通年議会とし、事務事業評価を議会は議会として議会独自で行い、また予算についても主要なものについては議会は議会で作くり、執行部でできたものと議論し、議会の意見も入れた予算をつくるべきだと思います。また、総合計画を初め、景観計画、環境基本計画、地域福祉計画とたくさんの計画がつくられます。これについても、現在は、「はい、できました」と渡されるだけであります。議員は市民の皆さんから負託され、議員となっています。これから5年、10年先のまちづくりについて、議員も参画すべきだと思います。そして、市民の皆さんへ議員の仕事について、また市政について情報を発信していくべきであります。そうすることで、顔の見える議会となります。議会事務局の充実も求められます。

そこで、このようなことをするからには、議会は、議員は20名であるとか、14名でいいとかの議論をすべきであります。定数を18人にする、なぜ2人減なのか、納得のいく根拠が何ら示されておりませんので、この提案については賛成できません。

これで私の討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） 次に、13番清水章一議員。

○13 番（清水章一議員） 発議第 1 号「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について」賛成の立場から討論をさせていただきます。

そもそもこの議員定数に関する特別委員会の設置に関しまして、その背景について振り返ってみたいと思っております。

まず、平成19年の9月議会に、政務調査費の減額が発議をされました。その中で、議会全体

として改革をしていく必要があるのじゃないかということと、早急にこの部分ではできるから早くやるべきじゃないかという話の内容だったと思います。その中で、この政務調査費の減額理由として、市議会が自発的に経費節減を行い、本市の切実な財政逼迫に少しでも寄与し、ともに厳しい現状を乗り切っていこうということが理由でございました。その中で、じゃあ議会としてどう改革をしていくかという大枠の中でいろんな形で各会派から議会改革の案が出されました。このことについて特別委員会を設置するかしらないかという意見があったわけですが、最終的には議会改革に対しては議運でやるのではないかということで、議運でこの議会改革について調査研究を行っております。その議会改革の中の一環として、定数問題も入っております。しかし、定数問題に関しましては、これは委員会の条例改正等が必要なので、また非常に重要な内容だから、この定数問題だけに限っての特別委員会を設置してはどうかということで設置された経緯がございます。

そこで、私ども公明党太宰府市議団として、この議員定数問題についてどのような形で臨んでいくかということで、公明党太宰府市議団として主に2つの理由を挙げさせていただきます。

1つは、まず、定数を減とするか、あるいは現状維持とするか、増やすかということですが、私どもとしては定数を減としていこう。じゃあ、幾ら減をするかということで、先ほど話がありましたけども、2名を減としていきたい、こういう案を提案させていただきました。この理由について申し述べます。

1つは、先ほど話がありましたように、財政的な面に寄与するということでございます。ご存じのように、国が合併を進めてまいりました。行政運営を効率的に行うということで国の合併が進んだわけでございます。是非は除きまして、いずれにしてもこのことによって大きく議員さんが減りました。平成10年で6万人あったのが、平成21年には4万4,000人。この効果として、毎年約1,100億円の削減がされておるといふ議長報告がっております。要するに、こういう形の中で大きな国の流れとして、全体的な流れとして議員さんが削減という動きがあるということが1つ。もう一つは、合併はしなかったけども近隣市の動きとして、筑紫野市、春日市、大野城市、こういう形の近隣市として議員の定数の削減がなされてきたという背景もございます。私は、特に前原市においてですね、ここが町から18名、市になっても18名で、人口はどんどん、どんどん増えてきてまして、現在では太宰府市よりも多い人口になっております。面積は、太宰府市の約4倍まではいきませんが、それに近い面積があると、そういう背景もあって、前原市ではできとるので、合併して糸島市になりましたけども、前原市の部分に関してはですね、まだ合併しておりませんでしたので、そういう条件がある。

それとまた、近隣のこの市町の中で議員定数を削減することによってのメリットとデメリットの調査をいたしました。調査の結果、削減したところに関して、デメリットに関しては余り報告がなされていませんでした。確かに18名か19名か15名か14名か、何名がいいかという話もあるわけですが、一応2名削減とすることによって一人頭報酬あるいは期末手当、

共済組合負担金、政務調査費を計算しますと、1人で約860万円、2人になると1,720万円で、1期4年間にしますと2人減で6,890万円ぐらいの財政的な寄与があるという数字も出しております。

もう一つ、なぜ2名かということもあるわけですが、やっぱりこの合意形成をやっぱり図っていきたいということがありました。確かに、いろんな数字があるわけですけども、私どもからすると、先ほどおりましたように、議員が削減されると議員生命がある意味で言うたら絶たれるわけじゃないですけど、非常に厳しくなる。そういった意味において、多くの方の賛成を得るためにも、2名減が適切ではないかと考えたわけでございます。

一方、確かに市民の声が届きにくくなるとのご意見も当然ありました。私も、先ほど申しましたように、これは20名と18名では、言うなれば狭き門になります。私たちとしたら選挙を戦うわけですから。そういう意味においては、この狭くなることによって議員が4年間何をやってきたのか、そういうことが問われてくる選挙でもあると思います。いい意味においては、議員がやっぱり切磋琢磨をしていかなくちゃいけないということで、この部分に関しては私は乗り越えていけるのではないかと、むしろそうあるべきではないかという思いがございます。

また、太宰府市におきましては、先ほどの少数意見の中でもありましたけれども、町村、昭和30年からずっと定数20名という形の中で、他市に比べて少ない中で先輩議員は頑張ってこられました。そういう伝統もございまして。ということで、先輩議員が築いてこられた伝統を私たちも守り抜いていきたいという意味で、この定数削減について賛成の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 反対討論ありませんか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 私は、発議第1号「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について」反対の立場で討論させていただきます。

まず、反対の大きな理由として、議会制民主主義のもとで議員の数が住民の皆さんと一定の数を持つということは当然必要であると考えます。その点について、先ほど清水議員から春日市の事例も出ましたが、春日市において議員定数を削減して議会の中から出ている声として、住民の姿が見えなくなっているという声も聞かれていると言われております。議会が定数を削減することによって議会の側から住民の皆さんの姿が見えなくなるという懸念を私は感じております。

また、市民の皆さんの中には、議員の顔が見えないから議員の定数は減らすべきだというような意見があるということは私も承知をしておりますが、まずその点について、安易に議員定数を削減するのではなく、なぜ市民の皆さんがそういったことに疑念をお持ちになっているのかをもう一度議会として検討することが必要ではないかということも考えますので、提案の2名削減については反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論ありませんか。

9 番門田直樹議員。

○9 番（門田直樹議員） 賛成の立場で討論いたします。

詳細、清水議員のほうからお話ありましたので、私、簡単に論点をまとめまして、まず、委員会の中でもいろいろな議論が確かにあったんですが、まずは近隣市が現実には削減してきております、これは事実です。それから、この人口比ということで、我々新風は15名という案を出したんですが、その理由は単純明快に割り算すればいいわけですね。割り算しても、15名にしても今の大野城市と、お隣、筑紫野市の間、まだ大野城市のほうがまだそれでも少ないんですよ。そして、春日市には到底及びません。春日市と同じにするなら12名ぐらいにせんといかんわけですね。そういうのが事実あると。そういった中で、じゃあそれだけの人数でもそれだけの人口に対して仕事ができているわけですね。我々にはできないのか、いや、そんなことはない。きちんとできます。議員の質を高めれば、権能を維持して今まで以上の仕事ができる。我々はそう思う。また、この14名云々という案等が出ました。しかし、その14名、これは関連することと言いますが、それは提案しておきながら、この18名に対しては反対ということは納得いきません。これは、現状維持ということの、そういうテクニックかなと思います。我々は15名の案を出しましたが、否決されましたから、当然次善の策である18名に賛成するのは当然のことであります。そういうなこと、また、今度今から採決ですが、採決に関しましても、市民に対してちゃんと個人個人の議員の考え方が見えるような形でいくことを申し添えまして、賛成とします。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） 私どもの会派では、議会改革の結果を根拠に定数を決定すべきだということをずっとこれは申し上げてまいりました。改正案の18名という数字、先ほど提案理由の説明にもありましたけれども、その根拠があいまいです。まず、近隣市との比較、これは今、門田議員もおっしゃいましたが、定数は14名、15名程度になりますし、3つの常任委員会に6名ずつという根拠も、議員が委員会を兼任すればその根拠は成立しません。常任委員会で議論を活発に行うために最低何名の委員が必要なのか、常任委員会の数は現在の3つでいいのか。また、常任委員会の兼任が物理的に困難だとだれもが納得できるほどの活動はどうあるべきかなど、まず最初に議会改革の中で定数にかかわりのある部分だけでも最初に議論を行うべきではないでしょうか。その議論が行われれば、おのずと定数は導き出されてきます。

私どもは、議会事務局を通じて議会改革の議論を進めていただくよう議運にお願いしてまいりました。そんな中、定数問題特別委員会で削減するということがまず決定されました。今まで申し上げた理由から、私どもは時期尚早だと考えております。しかし、削減が決定された以上、削減する数の根拠が必要です。削減案の中で唯一具体的な根拠として示されたのは、市民1人当たりが議員に支払っている金額と議員1人当たりが担当する市民の数をもとにした15名という数字でした。それを根拠に議長を除いた偶数の議員の数は、本会議においてもたびたび

議長裁決が予想され、議会運営上好ましくないこと、また15名でも春日市と比較した場合ではまだ議員の数が多ということをもとに、私どもでは14名という動議を提案しましたが、委員会において否決されました。現状維持にしても削減にしても、数に裏打ちされた明確な根拠が必要です。今からでも遅くはないと思います。総合計画ですら半年で審議会は審議を行います。まず、議運において特に定数にかかわりのある議会改革の議論を行うべきだということを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論ございませんか。

（16番村山弘行議員「動議」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

（「賛成討論」と呼ぶ者あり）

（16番村山弘行議員「継続審議の動議を求めます」と呼ぶ）

（「討論中、今。討論中」と呼ぶ者あり）

（16番村山弘行議員「継続審査の動議を求めます」と呼ぶ）

（「討論中。討論中」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） ただいま16番村山弘行議員から動議の発案があります。動議を認めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） ただいまの動議は継続審査の動議ということですか。

（16番村山弘行議員「はい」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） ただいまの継続審査の動議は成立いたしましたので、このことにつきましてを議題といたしたいと思います。

動議の理由を言ってください。それだけ許可します。

○16番（村山弘行議員） ただいま継続審査の動議の提案をいたしました。私どもは、この議員定数問題は、基本的に議会の全体の中で議論をすべきだというふうに思います。先ほどいろいろお話がありましたように、議員定数は特別委員会をつくって今日まで議論をしまいいりました。その結論が先ほど出たわけですが、私は最初に、議員定数を減というよりも、本来議会改革というものをどうやっていくのかと、そしてその中で、先ほど意見も出ましたように、通常的に議会の開催をしている。そういうときに、常任委員会が現在の3つでいいのか、あるいは重複でいくのかというようなこと、あるいは直接議員の定数にかかわることなどを議会改革の議論の中で進めてきた結果として、現状の20名でいいのか、あるいは減らすのかというのを結果として求めていくべきだろうというふうに思います。ところが、議会改革の議運での議論というものは、実質一昨日始まったばかりでありますから、ぜひともこれを早急に、月に何回もやりながら、そういう議会改革を進める結論の中で議員定数を扱うべきだというふうに思いますので、本案については継続審査の動議を求めるものであります。

以上です。

(18番福廣和美議員「議長。議長」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 暫時休憩を要求します。

○議長（不老光幸議員） ここで暫時休憩します。

休憩 午後0時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

16番村山弘行議員から発議第1号を継続審査とすべきという動議が出されました。この動議を議題といたしまして、直ちに採決をいたします。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ただいま議長の採決という部分については、まず私のほうから検討いただきたいと思います。少数意見の留保を申し立てました。現状でいってほしいということ。これを少数意見として述べたわけですから、この部分については10名で本来構成して審議をすればよかったんですが、委員会は20名じゃなく10名構成でやられました。よって、この採決方法については投票という形の要求をいたします。これについて、同じ会派の藤井議員の同意を得ておりますので、投票を要求します。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、同じ会派の武藤議員から投票の動議が出ておりますが、私はそれに賛成いたします。

○議長（不老光幸議員） ただいま採決の方法について投票によるという意見が2名から出されましたので、これは成立いたしますので、投票の方法について、無記名と記名……。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 要求ということで、起立で採決を要求します。賛成は、清水議員です。

○議長（不老光幸議員） ただいまの門田議員の意見ですけれども、投票という要求が2名あった場合には、これはもう成立いたします。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） それで、門田議員の今の動議に対しては却下ということになりますので、ご了解をお願いいたします。

それではですね、投票ですけれども、無記名による投票でよろしいですか。

(「はい」「記名」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） 記名もありますね。

それではですね、投票を行うに当たって記名投票するのか無記名投票するのか、これも投票で決めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 1 時06分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

継続審査とするということに対しての採決ですけれども、この採決については、武藤哲志議員外所定の賛成者から無記名投票によらねたいとの要求と、多数議員外所定の賛成者から記名投票によらねたいとの要求が同時にあります。いずれかの方法によるのかは、会議規則第70条第2項の規定により、無記名投票によって決定することになっています。わかりましたですね。

それでは、無記名投票によるべしという武藤議員のほうの発案ですね、これに対して賛成か反対か、無記名で投票を行います。

念のため申し上げます。

無記名投票を可とする議員は、投票用紙に賛成と記入してください。それから、無記名投票を否とする議員は、反対と記入してください。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（不老光幸議員） ただいまの出席議員は18人です。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（不老光幸議員） 異状なしと認めます。

点呼に応じて投票をお願いします。

点呼を命じ、投票を開始します。

投票をお願いいたします。

（議会事務局長点呼、投票）

○議長（不老光幸議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（不老光幸議員） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に1番原田久美子議員、2番藤井雅之議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（不老光幸議員） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

賛成 5票

反対 13票

よって、無記名投票によるべしという投票の結果が賛成少数でしたので、それでは記名投票によるべしとの要求について無記名投票を行います。

念のため申し上げます。

記名投票を可とする議員は、投票用紙に賛成と記入してください。記名投票を可ですね、可能の可、可とする議員は、投票用紙に賛成と記入してください。記名投票否、否定ですね、否とする議員は、反対と記入してください。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（不老光幸議員） ただいまの出席議員は18人です。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長（不老光幸議員） 異状なしと認めます。

点呼に応じて投票をお願いします。

点呼を命じ、投票を開始します。

(議会事務局長点呼、投票)

○議長（不老光幸議員） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（不老光幸議員） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に3番長谷川公成議員、4番渡邊美穂議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（不老光幸議員） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

賛成 13票

反対 5票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、採決は記名投票といたします。

これより継続審査とすることに対する採決をいたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(不老光幸議員) 議場を閉鎖しましたので、投票用紙の配付をお願いします。

ただいまの出席議員は18人です。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(不老光幸議員) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は白票を、否とする議員は青票を、点呼に応じて順次投票をお願いします。

継続審査ですよ。

可とする方は白票、反対は青票を順次投票お願いします。

点呼を命じ、投票を開始します。

(議会議務局長点呼、投票)

○議長(不老光幸議員) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(不老光幸議員) ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に5番後藤邦晴議員、7番橋本健議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(不老光幸議員) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

賛成 4票

反対 14票

よって、ただいまの継続審査とする動議は否決されました。

〈継続審査 否決 賛成4名、反対14名 午後1時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

白票（賛成）を投じた議員の氏名

2番 藤井雅之 議員

4番 渡邊美穂 議員

16番 村山弘行 議員

19番 武藤哲志 議員

青票（反対）を投じた議員の氏名

1番 原田久美子 議員

3番 長谷川公成 議員

5番 後藤邦晴 議員

7番 橋本 健 議員

8番 中林宗樹 議員

9番 門田直樹 議員

10番 小柳道枝 議員

11番 安部啓治 議員

12番 大田勝義 議員

13番 清水章一 議員

14番 安部 陽 議員

15番 佐伯 修 議員

17番 田川武茂 議員

18番 福廣和美 議員

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 討論を続けます。

15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） 発議第1号「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について」私は賛成の立場で討論いたします。

先ほど特別委員会の委員長からご報告がなされ、十分理由、意見、納得いたしましたので、私は、門田議員、清水議員も討論していた内容と同一であります。

よって、私はこの条例の一部を改正する条例については賛成といたします。

○議長（不老光幸議員） 反対討論ありませんか。

7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 発議第1号「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について」

て」の反対の立場から討論させていただきます。

平成21年6月19日、定数問題特別委員会が設置され、これまで9回の委員会開催をされ、審議されてきました。さまざまな考え方や意見の取りまとめは、大変悩ましく、10名の委員の方々には何かと気苦労が多かったことと拝察いたします。

さて、議員定数につきましては、近隣市において削減されておりますが、私は、数を減らす必要はなく、現状のままの20名はむしろベストではないかと思ってます。地方自治法91条によりますと、議員数はその市町村の人口に基づいて上限数が決められております。5万人から10万人未満の人口では30名です。本市は、昭和57年、人口が5万人に達し、市制施行が実現いたしました。この時点で定数を増やすことも可能でした。現在、約7万人まで膨れ上がっても20名で議会が運営されております。さらに、価値観が多様化してきた現代におきまして、市民の意見や要望を拝聴するに当たり、削減されましては議員の守備範囲も広くなり、市民の声を市政に十分反映することができません。市民アンケートは、関心もなく、低調でしたが、内容につきましては厳しく受けとめ、市民の負託を受けました私たち議員が、活動の見える仕組みを構築し、情報発信に努力していくことこそ期待されていることだろうと思います。地方分権化で地域とのかかわりがより密接になってきた現在、20名は動かしがたいというのが結論であります。

以上をもちまして条例の一部改正に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） 発議第1号条例の一部改正ということで、先ほど清水議員、門田議員が賛成討論されたとおり、そして特別委員会の9回の委員会が開かれた結果は賛成ということになっておりますので、私もそれに従い、賛成といたします。

○議長（不老光幸議員） 反対討論ありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19 番（武藤哲志議員） 私、長い期間議員をさせていただいておりまして、こんなにこの議会で定数問題、こんなに慎重な審議と討論をいただいているというのは議会の中で初めてであります。長い歴史の中で、委員会の中でも発言をしてきました。財政的な問題についても貢献をしておりましたし、長い間、よその自治体では大変な数の定数がありましたが、太宰府市は20名で今日で何ひとつ問題なく行っております。また、本当4万そこそこでも26名だとかという、それから定数が24名というのが、県下の市町村の中でもたくさんあります。あえてなぜ太宰府市が20名を18名としなければならないのか。市民の意見の中にもありましたように、この20名、今回の議会でもそうです。議長を除く全員が市民の願い、要望、市政発展のために一般質問もし、議会の活性化が行われております。これが18名になることによって、やはり市民の意見も議会の中に反映、また行政側にいろんな形で質問をしたり、市民のための暮らしを守る、そういう議会活動が縮小される結果になるわけであります。私は、そのことを念頭に、一

貫して現状のままという立場に立ち、少数意見の留保も申し立て、また賛成者も得ております。よって、私は、現状のままでいっても何ら差し支えがないという立場に立っておりますので、私はこの発議第1号については認められないという反対討論をいたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

まず、この特別委員会が設置されるに当たりましては、平成19年の折にみらい基金創設特別委員会、JR太宰府駅設置及び周辺整備問題調査特別委員会、そして改革に伴うこの議員定数問題特別委員会と3つの特別委員会を各会派に持ち帰りまして、各会派から代表として設置されたことを記憶いたしております。ただし、みらい基金は20名で設置されております。そんな中で、数回にわたり本当にいろんな意見が交わされました。私も、その中に途中から入らせてもらいまして、先ほど委員長の報告にありましたように、私ども審議の結果、委員長の報告のとおり賛成の討論としていきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 反対討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） では、賛成討論、ほかにありませんか。

11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） ただいま小柳我が会派の代表から賛成討論がありましたけども、私もですね、賛成の立場で一言申し上げます。

私は、会派幸光の一員として今任期初めよりこの問題に取り組み、調査研究してまいりました。また、特別委員会の委員としても研究させていただき、2名の減数にするべきとの結論に至りました。3常任委員会につきましては、付託案件の専門家ということで、現況ではこのままでよいと判断しております。

以上の結果、個人的には非常に厳しい立場になるでしょうが、一議員として必ずや市民のためになることと信じております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） まず、10名の特別委員会の委員さんには敬意を表したいと思います。が、過去この問題も鋭意話題に上りながら、今回特別委員会を結成されて長い期間討論されてまいりました結果、18名ということになってきたわけですが、全体的な我々の意見としては、先ほど同僚の清水議員のほうからありましたので、私のほうからは一言だけ賛成討論を述べさせていただきますが、私は、その18名、今の20名がベストかどうかという問題もありますけども、それは議員一人一人の活動にかかっていると。今、私は20名のこの議員の中でやってきま

したが、ベストかどうか聞かれた場合にベストと言えるものがあるかないかは非常に疑問があります。議会改革の推進になる、そういう思いで18名で全力を尽くして、次に選ばれた議員さんがやればまた市民の信頼も深く勝ち得ることができるのではないかと、そのように思い、議会改革の推進の一助となる、必ずこの18名の方がまた頑張っていただけると、それを信じながら18名、2名減に賛成するものでございます。

以上。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） 私もですね、発議第1号については賛成の立場で討論をさせていただきます。

私はですね、皆さん方と異なって、私はもう既に平成10年12月の定例議会においてですね、この議員定数削減について議員発議をしております。当時ですね、吉田議員、吉塚議員と私と3人で行ったわけですけど、そのときは16対3で否決されました。当時からですね、もう既に11年6カ月前から、私はそういうふうな気持ちを持っております。今後ですね、太宰府市の財政的にもですね、大きな岐路が来とるんじゃないかと、そういうことで、とにかく近隣市町村のことを振り返ってみますと、4市1町並びに、それから小郡市も最近ほとんど、全国的にもそういう削減の方向で行っております関係上ですね、太宰府市だけこのままでいいのかという議員の精神をですね、真摯に受け止めてやっぱりやるべきじゃないかなと、そういうふうに思っておりますので、この削減についてはですね、大いに私は2名削減の18名で行っていきたいと思います。

以上。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この採決については、無記名投票を要望いたします。

賛成者については、同じ会派の藤井議員です。

○議長（不老光幸議員） 藤井議員。確認します。

○2番（藤井雅之議員） はい賛成です。

○議長（不老光幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午後1時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時00分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

9 番門田直樹議員。

○9 番（門田直樹議員） 投票は記名を要求します。

賛成者は、清水議員、佐伯議員です。

○議長（不老光幸議員） この採決につきましては、武藤哲志議員外所定の賛成者から無記名投票によられたいとの要求と、門田直樹議員外所定の賛成者から記名投票によられたいとの要求が同時にあります。

いずれの方法によるかは、会議規則第70条第2項の規定により、無記名投票によって決定することになっています。

それでは、無記名投票によるべしとの要求について、無記名投票を行います。

念のため申し上げます。

無記名投票を可とする議員は、投票用紙に賛成と記入してください。無記名投票を否とする議員は、反対と記入してください。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（不老光幸議員） ただいまの出席議員は18人です。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（不老光幸議員） 異状なしと認めます。

点呼に応じて投票願います。

点呼を命じ、投票を開始します。

（議会事務局長点呼、投票）

○議長（不老光幸議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（不老光幸議員） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に8 番中林宗樹議員、9 番門田直樹議員を指名します。

よって、両議員の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（不老光幸議員） 投票の結果を報告します。

投票総数 18票

賛成 6 票

反対 12票

以上のとおり賛成少数であります。

無記名投票によるべしが投票の結果賛成少数でしたので、それでは記名投票によるべしとの要求について無記名投票を行います。

念のために申し上げます。

記名投票を可とする議員は、投票用紙に賛成と記入してください。記名投票を否とする議員は、反対と記入してください。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（不老光幸議員） ただいまの出席議員は18人です。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長（不老光幸議員） 異状なしと認めます。

点呼に応じて投票をお願いします。

点呼を命じ、投票を開始します。

(議会事務局長点呼、投票)

○議長（不老光幸議員） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（不老光幸議員） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に10番小柳道枝議員、11番安部啓治議員を指名します。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（不老光幸議員） 投票の結果を報告します。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

賛成 12票

反対 6票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、採決は記名投票といたします。



これより発議第1号「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について」を記名投票により採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（不老光幸議員） ただいまの出席議員は18人です。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長（不老光幸議員） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は白票を、否とする議員は青票を点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じ、投票を開始します。

(議会事務局長点呼、投票)

○議長（不老光幸議員） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（不老光幸議員） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に12番大田勝義議員、13番清水章一議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（不老光幸議員） 投票の結果を報告します。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

賛成 9票

反対 9票

以上のとおり賛成、反対が同数でありますので、地方自治法第116条の規定により議長において決定します。

発議第1号は原案のとおり可決します。

〈原案可決 賛成9名、反対9名 午後2時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

白票（賛成）を投じた議員の氏名

5番 後 藤 邦 晴 議員
 9番 門 田 直 樹 議員
 10番 小 柳 道 枝 議員
 11番 安 部 啓 治 議員
 13番 清 水 章 一 議員
 14番 安 部 陽 議員
 15番 佐 伯 修 議員
 17番 田 川 武 茂 議員
 18番 福 廣 和 美 議員

青票（反対）を投じた議員の氏名

1番 原 田 久美子 議員
 2番 藤 井 雅 之 議員
 3番 長谷川 公 成 議員
 4番 渡 邊 美 穂 議員
 7番 橋 本 健 議員
 8番 中 林 宗 樹 議員
 12番 大 田 勝 義 議員
 16番 村 山 弘 行 議員
 19番 武 藤 哲 志 議員

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 請願第2号 郵政民営化の抜本見直しに関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第22、請願第2号「郵政民営化の抜本見直しに関する請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 請願第2号「郵政民営化の抜本見直しに関する請願」について、その審査内容を報告いたします。

本請願は、さきの第1回定例会において継続審査となったものであります。

紹介議員となっている委員は、5月に開催された全国市議会議長会において郵政改革に関する要望についてということで、本請願に添付された意見書と同じような内容のものが可決されていることから、委員会として検討いただきたいとの意見を述べられました。

ほかの委員からは、国の法案もまだ決定とまではいっておらず、もう少し事態の推移を見きわめて調査研究すべきとして継続審査を求める動議が提出されました。

この動議に対しては、前回継続審査と決定して以降、委員会としては何ら審査をしておら

ず、再び継続審査とする意味はないのではないか、議長会で可決された要望書の内容を踏まえ審議されたいなどとして、継続審査とすることについて反対の意見が述べられているところ、動議を提出した委員から、継続審査とすることについて採決を求める意見があったことから、請願第2号を継続審査とすることについて採決したところ、請願第2号は委員多数の賛成により継続審査とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） これは、ここに記載されておりますように3月に上程をされた案件だろうと思います。3月議会で継続審査となって、先ほど委員長の報告で、本来調査研究をこの6月までにされて、そしてさらにもっと継続するためには調査研究が必要で、どういうふうな議論がされたのかですね、あるいは委員会として調査研究を具体的にされたのかどうか、その結果として継続審査になったのか、そういう具体的な議論が委員会であったのかどうか伺いたします。

○13番（清水章一議員） 継続審査いただきまして審議をしたかどうかということについては、審議はいたしておりません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、3月議会で提案理由の説明をさせていただきました。3月議会で審議、説明をさせていただきましたが、議会でもう少し時間を置いて審議をしたいということで、この時点では継続審査に賛成をいたしました。国会でこの郵政民営化の問題が大変論議になって、国民新党としては法案をぜひ国会で通したいということでしたが、審査をされずに国会が閉会をいたしました。それも事前にわかっておりました。今回の総務文教常任委員会で、やはり国に意見書を、議長会の要望に基づいて上げるように私は委員会で発言したんですが、そういう余り具体的な論議もなく、継続審査になりました。私は、次期国会で審査をされるその前提にやはり意見書を上げるべきだという態度をとっておりまして、総務文教常任委員会で継続審査になり、9月議会で審査をされる時点では時期が遅れるという可能性もありま

す。

よって、私は、この請願には賛成ですが、継続審査には賛成できません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は継続審査です。

本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、請願第2号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成14名、反対4名 午後2時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 請願第3号 旧町名の復活を求める請願書

○議長（不老光幸議員） 日程第23、請願第3号「旧町名の復活を求める請願書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第3号の審査における主な内容と結果をご報告します。

協議に先立ち、本請願の紹介議員である安部陽委員より補足にて、天満宮を中心に発展してきた三条、連歌屋、馬場、大町、新町、五条の6町は、住居表示が宰府となっているのでわかりにくいし、その区切れがわからない。三条、連歌屋、馬場、大町、新町の5町のみが、特に馬場、大町、新町は、完全にそういう地名もないような状態である等の説明がありました。

協議の中では、長崎市の資料のように、こういう安い予算でできるのか執行部へ見解を尋ねたところ、業務委託として住居表示台帳を作成するための出入り口調査とか、法人の調査とか戸別調査、それから地番調書、住居表示台帳の作成、案内図作成、文書等の配布、表示板の作成から添付を委託するが、当時の決算書では第4次の馬場、新町、五条が入った五条一丁目と石坂一丁目の分で485万円、第5次の新町、大町、馬場、連歌屋、三条、五条の一部の宰府一丁目から五丁目の分で515万8,000円、第6次の松川、三条、連歌屋、大町、白川、五条の一部の三条一丁目から三丁目と連歌屋一丁目から三丁目、それと白川の分で510万円、計1,510万8,000円、これが当時委託費としてかかっている。これが、すべて同じようにかかるわけではないので、業者のほうにも確認したところ、住居表示台帳の基本の分はできているので、以上

の3分の1から2分の1ぐらいはかかるのではないかと、それと住居表示案内板を大体一丁目ごとに1台設置しているの、全部で15台、1基当たり41万2,000円と見込んでいるので、618万円となっているとのことでした。

また、昭和63年1月実施の住居表示では6町なのに、今回の請願は5町に対してのものである。今まで22年間何も問題がなかったのに、急にこのような請願が出たのには納得できない。本請願の署名は283名であるが、それ以外の住民は何人いるのかという質問では、執行部のほうから各行政区の世帯数と人口は、三条区が902世帯、1,966人、連歌屋区が532世帯、1,256人、馬場区が558世帯、1,177人、大町区は89世帯、167人、新町区は170世帯、392人、5区の合計が2,251世帯、4,958人であること、また天満宮の行事とかいろいろな行事に携わっている御笠川からこちらのほう、天満宮側ですね、御笠川から天満宮側で言うと、幸府一丁目から五丁目で全体で1,204世帯、2,779人であるとのことでした。

また、紹介議員である安部陽委員に対しても質問がありましたので、回答をもらいました。

各自治会長の声が上がっていないが、自治会長さんはどういうふうになっているのかという質問に対しては、自治会長については、自治会は今年に入ってきたが、この運動は以前から起こしており、区長は市から報酬をいただいて市の委託事務をやっているの、そういうことについてはタッチできないということで終わっているとの回答を得ました。

長崎市や金沢市の場合は住民の総意ということであったが、住民の総意ということについてはどのように考えているのか、また行政区として名称は残っているが、その見解についてという質問につきましては、住民の100%賛成ということはない。自治会については、総会があっていない状態なので言うてはいない。行政区名で残っているのではないかとするのはおかしい。行政区名で残っているが、住んでいる人は幸府一丁目から五丁目までの中の人で、旧町名ではなくて矛盾を感じる等々ありました。

協議を終え、討論では、反対討論として、太宰府市全体を見て行政区が町名と違うところはここだけではなく、たくさんある。住居表示が実施されたのが6町で、今回旧町名の復活ということ、5町だけというような、その点の説明がわからない部分も請願の趣旨で明らかになっているし、コストや郵便番号の新たな振りかえ等の事務量の問題も懸念材料として感じている。署名が283名、幸府の人口の約1割程度、地域からも盛り上がりというか、推進母体等が全くできていないということ、市全体の今後発生するであろう影響を考えた場合に、賛成はできない等出ております。

また、賛成討論では、今後将来にわたって子々孫々まで歴史を伝えるのは私たちの責任である。天満宮あつての太宰府という問題もあるので、歴史を残すということで賛成する。4月に各行政区で役員の改選があつたが、連歌屋区役員として届けた人が実は三条区の人というのを市から指摘されたとか、また、今まで連歌屋区のいろいろな行事に参加していた人が、輪番で三条区の隣組長に指名されて初めて三条区のほうだとわかったとかという事例もある。住居表示が施行されているいろいろな経過がある。住居表示と行政区のあり方についても、今さら変更しな

くてもという意見も多いのも事実であるが、問題提起の一つとして賛成する等でありました。

討論を終え、採決の結果、請願第3号「旧町名の復活を求める請願書」につきましては、委員賛成少数で不採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 委員長、大変委員会でご審議をいただきましてありがとうございます。私は、提出者にこういう請願が25年たって出てくると、こういう請願、今まで何事もなくですね、やられていたんですが、こういう請願を出されることによって、現在の登記業務が終了してます。また、この地図もそういう具体的に郵便の配達とかそういう部分がありましてね、こういう請願が出されてきた部分について、そういうものが請願者が理解をされて出してきたのか、それからまた、その当時の住居表示にも大変ご苦労いただいてつくった経過もありまして、25年前の部分、私も記憶にあります、その当時の小字を残すということで、いろんな地域にですね、昔の小字も残しておりました。そういう部分もありまして、こういう請願が出されてきた方々が、もしそういう請願によって多大な経費が行政や住民にかかるということについても、委員会では審議をいただいたのか。委員会は不採択にさせていただいたことについては、私は賛成いたしますが、そういう安易な請願によって多大な行政支出、個人支出があるということも審議の中でいただいたかどうかを報告いただければありがたいと思うんです。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 請願者が理解をして出されたかどうかということについては、これは議論はいたしておりません。

それから、経費等についての問題につきましては、議論がされております。これにつきましては、先ほども申しましたが、当時の数字、委託業務の数字で言いますと1,510万8,000円がかかっているということで、現在これをやるとした場合には、住居表示台帳とか基本的な部分はあるので、これの3分の1から2分の1ぐらいではないかというようなこと。それから、郵便番号等につきましては、やはり郵便局にお願いしなきゃいけないと。それにつきましては、個人負担の部分も出てくるので、やはりそこら辺はある程度の負担はあるというようなことが議論で上がっております。

（19番武藤哲志議員「はい」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） 委員会の中では、委員の皆さん討論されましたが、私は立場上討論ができませんでしたので、ここで討論させていただきます。

旧町名の復活を求める請願につきましては、反対の立場から討論いたします。

請願の理由にありますように、歴史的に重い名前であることは理解いたしておりますが、長崎市とか金沢市を引き合いに出されておりますが、長崎市とか金沢市は住民の皆さんの総意で町を挙げての運動がなされているように見受けました。今回の連歌屋を初めとする5町については、283名の署名があると言われますが、昨年4月から自治会制度に移行しておりますが、自治会長さんの動きも見られず、住民全体の盛り上がりも見られません。また、住居表示が実施されて二十数年がたち、新しい歴史も始まり、これまでのところ不都合についての声もありません。私たちも、環境常任厚生委員会として平成20年6月に吉松地区の住居表示について審議いたしました。ここでも旧町名についての問題が提起されました。

このように市内では住居表示についての意見はたくさんあります。市内全体の問題となり、その影響は大きなものがあります。新しい住居表示への取り組みは、その法律にありますように、わかりやすく、利便性の高いものとなっております。この5町についても、旧町名は行政区名として残されており、その境界についても新しい住居表示により、わかりやすく表示されています。

以上のようなことから、この請願につきましては反対いたします。

以上で私の討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

14番安部陽議員。

○14 番（安部 陽議員） 賛成の立場から討論をいたします。

太宰府市になぜ国立博物館が誘致されてきたのか。これは、大宰府政庁があり、1,300年からの歴史があったからこそであります。昭和63年、住居表示の実施の際、日増しに町名反対の声は高くなるばかりでした。この反対運動に水を差したのが、馬場地区での説明会でありました。市の担当者の説明で、この地区は犬のくそがたくさんあったから「インノババ」と言っていたと説明したのです。正確には朱雀院の院で、そこに集まった住民は、そんなに汚い地名は要らないと怒ったのが始まりでした。この地域が壊され、現在の宰府一丁目から六丁目になったのであります。

このような間違った例題を出した市当局は、大きな責任があると思います。また、このときの議員の皆様は、住居表示がどのようなものであるのか理解してあった人は少なかったのであります。一方、郵便局の議員への働きかけは大きく、今でも忘れることができません。

天満宮宮司は、金沢市に旧町名の飛梅町が復活した際、いち早くお祝いに行かれました。そ

のときの気持ちは、やがて太宰府市も旧町名の復活ができるであろうとの思いであったと思います。天満宮として静かに見守ってあるのは、先代の小鳥居権宮司が、市役所とけんかをするなど遺言されたのであります。この太宰府は、歴史と天満宮あつての太宰府ではないでしょうか。

この三条、連歌屋、馬場、大町、新町、五条は、天満宮の氏子としてお互いに共存の関係にあります。現在の宰府〇〇丁目では、広範囲で三条、連歌屋といってもどの範囲かわかりません。やがて地名が失われ、歴史が失われ、隣近所のコミュニケーションもやがては失われてまいります。したがいまして、伝統ある鬼すべ、秋祭りが廃れていくのではないかと危惧するものであります。

今回請願されている旧町名の復活該当地区は、三条、連歌屋、馬場、大町、新町で、御笠川から東側であります。したがいまして、ゼンリンの地図でそれぞれ拾ってまいりますと、新町137、大町108、馬場277、連歌屋87、三条397世帯ぐらいの範囲であります。

金沢市では、市長が先頭に立ち、補助金を出して旧町名復活に努められております。また、長崎市では、町内会からの申請により、予算軽減のため職員の方が一生懸命頑張つて70万円程度で現在のところ実施されております。各都市も住居表示のあり方を研究され、歴史と伝統、市民のコミュニケーションを図るため、町名復活が行われております。

私は、太宰府市は、歴史と天満宮、伝統行事を抜きにした場合、観光都市としての発展はないものと推察いたします。また、史跡解説員の方も、歴史の解説に困惑されております。したがいまして、将来にわたって、また子々孫々に至るまで、公称町名と自治会名、さらに歴史ある町名を残すためにも総合的判断で町名復活を田川議員、大田議員、橋本議員ともどもお願いし、賛成討論いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、紹介議員から当時の議員が余り理解してないなんて言われまして、私当時からおましてね、ここの名前を決めるときには住居表示の審議会の会長さん初めね、関係区、行政と一体になってどうするかという努力をして、何度も説明会を開いて、この三条や連歌屋、馬場、大町とか新町とかありますけど、その中でどうするかという論議をやっていったんですね。そういう状況の中で、長い歴史があるこの宰府という、この宰府参りもあるという状況で、宰府何丁目とか、こういう状況をしたりですね、そういういろんな苦勞をしながらやってきて、公聴会をし、説明会をし、審議の上です、これは可決した経過があつてですね、その当時の議員を冒瀆されるような発言についてはですね、私はその当時の議員さんが今この席におられたら、私は大変な批判を受けると思いますよ。私ども、やはりそれなりの一つ一つの議案について審議をするときには、行政と議会が一体となってやってきました。今日まで25年、住居表示をやってこの太宰府市が本当にどの地域の何番地でどうだというのが本当にですね、この周辺の自治体に先駆けて住居表示をやった評価を受けているんですよ。

今、筑紫野市がやっと取り組んでいます、あの広い地域。本当にどこがどうなのかわからないのが、やっと太宰府市が住居表示をしてわかりやすくなった、太宰府に見習ってという形で今筑紫野市が取り組んできているような経過があるわけですね。

住居表示というのは、本当に決めるときには大変な状況もあります。川を挟んでどうするかとか、この地域でどうするか、行政区がまたがるがどうするかと、こういう状況の中で、やはり旧名を旧町名の形で行政区は、先ほど紹介議員が言いましたように、三条、連歌屋、馬場、大町、新町というのは残していきましょう、その自治会長さんとしてやっていただきますように。本当にあの当時は、大字太宰府1番地から5000番地まであってですね、どこを訪ねていくかっていったってわからない状況。これをね、本当に住居の改革というか、こんな難しい大仕事をやり上げたというね、評価はいただいてもね、批判は受けるべきじゃないと私は思いますよ。

先ほど委員長が委員会でこれは不採択としたということについては、私は本当にそのとおりだというふうに思っております。だから、私は今、紹介者が賛成討論されましたが、25年以上たつてですね、こういう請願が出てくるときには、議員としてこれは本当に長い歴史の中でもとに戻すということが必要かどうかというのは吟味をしていただければありがたいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は不採択です。

本案を採択とすることに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

したがって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成3名、反対15名 午後2時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 意見書第5号 未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第24、意見書第5号「未就職新卒者の支援策実施を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第5号「未就職新卒者

の支援策実施を求める意見書」の審査における内容と結果を報告します。

本意見書に対する協議、討論はなく、意見書第5号につきましては、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午後2時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第25、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第26 閉会中の継続調査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第26、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成22年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、平成22年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午後2時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成22年 8 月26日

太宰府市議会議長 不老 光 幸

会議録署名議員 安 部 啓 治

会議録署名議員 大 田 勝 義